

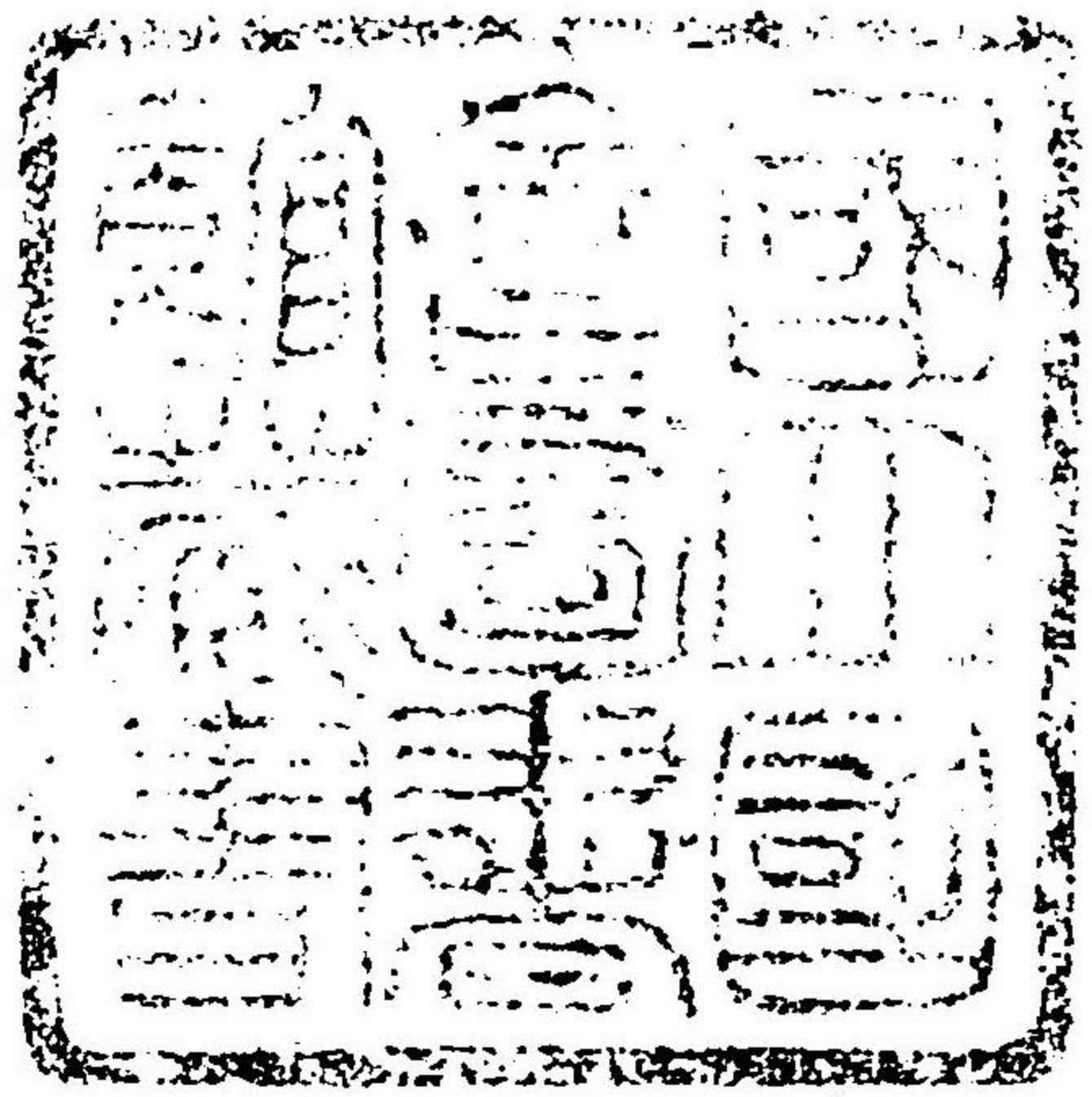
2F K-81
B. Mori
Aug. 14, 19

法學博士 神戶正雄著

租稅研究

京都 弘文堂書房

a 344
① 43



1516

租稅研究自序

私ハ茲ニ最近數年間ノ研究結果タル租稅論中、重ナルモノ二十一編ヲ纏メテ之ヲ公表スル。其ハ孰レモ一度ビ同人ノ關係スル經濟論叢ニテ發表シタモノデアルガ、今其ヲ若干修訂シ、特ニ其二體系ヲ與エタ所デアアル。若モ之ニ依ツテ私ガ聊カニテモ學界並ニ實際界ニ貢獻スルコトヲ得ルナラバ、私ノ此努力ガ無意義デナカツタコトニナル。

國家ハ私ニ大學教授ノ地位ヲ與ヘ、生活資料ニツキ先ツ以テ不自由ナキダケノ物質的待遇ト、特ニ探レドモ盡キザル程ニ豐富ナル精神的
生活資料トヲ供與シテ居ル。私ハ之ニ對シ無限ノ満足ヲ感ジ、且ツ常ニ感謝ヲ表スル。私ハ平素、此洪恩ニ酬イントシテ全力ヲ盡シテハ居ルガ、ムシロ其ノ足ラザルヲ憂ヒ且ツ恥ヅル所デアアル。茲ニ舉ゲタル

成果ハ即チ此報恩ノ心ヨリ現ハレタル努力ノ一端ニ外ナラヌ。

一體、租税ハ歴史ノ產物デアリ、變遷シ進化シツツアルモノデアアル。若モ之ヲ達觀シテ考フルナラバ、何時カ其ノ廢滅ニ歸スルノ期アルコトヲ疑ハヌ。其ガ格別遠イ將來ノコトデモアルマイ。左様ノモノヲ専門トシテ選ンダ所ノ私ノ斯學界ニ於ケル生命ハ到底永遠ナルコトヲ得ヌトモイヘル。洵ニ心細ク感ズル次第デアアルガ、併シ學問ノ世界デハ廢滅ニ歸シタ物體ニツキテモ尙ホ研究セラルル所デアアルカラ、其點カライヘバ、敢テ落膽スルニ及バヌ。且又其ガ廢滅スルマデハ、矢張り其ガ財政上最重要ナル事項ノ一デアリ、一般經濟界ニ對シテモ、生産交易、分配、消費ノ孰レニモ大ナル影響ヲ與ヘ、特ニ其ガ分配關係ヲ左右スルコトノ甚大ナルノ故ニ、其ガ非常ニ重要デアアル。加之、政治上ノ動亂、社會上ノ動搖モ亦此ニ基クコトガ多く、其點カラシテモ之ガ

研究ヲ忽ニシテハナラヌ。デアアルカラ多分私ノ之ニ關スル研究ハ無意義デナカラウシ、其ガ學界並ニ實際ニ對シ多少ノ貢獻ヲ爲スコトヲ得ルデアラウト考ヘル。

固ヨリ其ガ何レダケノ貢獻ヲ爲スコトニナルカハ良クハ分ラヌ。併シ私自身トシテハ其研究ノ爲メニ力ノ限りヲ盡シタ以上、其ニ非常ナル満足ヲ感ジ、且ツ愉快ヲ覺ユル。私ハ其齋ラス所ノ効能ヨリモ、ムシロ研究其モノニ非常ナル興味ヲ有ツ。其ガ私ノ生命デアツテ又私ノ娛樂デアアル。私ハ一日モ之ヲ廢スルヲ得ヌ。實ハ私ノ研究ハ私ノ爲メデアアル。其ノ私ノ爲メニシタ所ノモノガ、幸ニ學界及實際界ニ多少ナリトモ貢獻スルコトニナレバ、則チ私ノ本懷デアアル。

大正八年五月七日、我大學ニ於ケル皇太子殿下御成年祝賀式ニ參列シ、引續イテ經濟學部獨立準備ノ協議會ヲ濟マシテ後、經濟研究室ニ歸來シテ

神戸正雄識ス

租稅研究目次

第一部 租稅一般

第一編 官業問題(官業力租稅力)

緒言 (一)本編ノ目的 (二)説述ノ順序方法

第一段 政治上ヨリ觀タル官業 (一)肯定的論據 (二)否定的論據 (A)根本的ノ否定論據 (B)枝葉的ノ否定論據
 (い)經營ノ放漫 (ろ)政治ノ腐敗 (は)獨立自立心ノ消磨

第二段 生産政策ヨリ觀タル官業 (一)肯定的論據 (A)給付ノ品質及供給量 (い)給付ノ品質ノ良好 (ろ)給付ノ供給量ノ適當 (B)費用及價格 (い)費用ノ小 (2)災害費等ノ平均 (ろ)價格 (1)價格ノ小 (2)產業保護 (二)否定的論據 (A)根本的ノ否定論據 (い)官吏心理 (1)利益ノ念不銳 (2)積極的責任自覺缺乏 (ろ)官吏職務形式 (B)枝葉的否定論據 (い)給付ノ品質 (1)官吏不適當 (2)無批評 (ろ)給付ノ供給量 (1)不十分 (2)實行力及資本ノ海外流出 (は)費用

第三段 社會政策ヨリ觀タル官業 (一)肯定的論據 (A)貧富懸隔小 (B)投機ノ弊小 (C)勞働者好遇 (D)價格決定上ノ注意 (二)否定的論據 (A)分配均衡上 (い)仕事少賃金安 (ろ)多費高價 (B)勞働者好遇 (D)價格決定上ノ注意 (二)否定的論據 (A)分配均衡上 (い)仕事少賃金安 (ろ)多費高價 (B)勞働者好遇 (D)價格決定

第四段 財政上ヨリ觀タル官業 (一)收支關係ノ良好 (A)肯定 (B)否定 (二)財政ノ獨立 (A)肯定 (B)否定 (三)財政ノ信用大 (A)肯定 (B)否定 (四)租稅輕易租稅缺點緩和 (A)肯定 (B)否定

結論 (本編ノ要旨)

第二編 租税ニ於ケル強制ト任意

緒言 (一)本編ノ目的 (二)説述ノ順序 五九

第一段 理論ヨリ觀タル租税ノ強制及任意 (一)強制本位説 (二)任意本位説 (A)一般租税ニツキ見タルモノ (B)特殊租税ニツキ見タルモノ (一)特ニ消費税ニツキ (1)一般消費税ニツキ (2)奢侈税の消費税ニツキ (二)特ニ直接税ニツキ 六〇

第二段 史實ヨリ觀タル租税ノ強制及任意 (一)租税根據 (二)租税決定方法 (A)議會ノ協賛 (B)經濟影響ノ斟酌 (二)課税標準確定方法 六六

結論 (本編ノ要旨) 七四

第三編 最小活資ノ免税

緒言 (本編ノ目的) 七五

第一段 最小活資免税ノ本質 七五

其一 最小活資免税ノ事實 (一)舊時(二)現在) 七五

其二 最小活資免税ノ説明 (一)定義(二)性質) 七六

第二段 最小活資免税ノ當否 七六

其一 最小活資免税賛成説 (一)根本的ノ辯護論 (A)租税原則特ニ給付能力ノ原則ヨリ (B)國家ノ目的又ハ職分ヨリ (一)國家目的 (二)國家職分 (C)社會問題ノ觀點ヨリ (一)社會政策上弱者保護 (二)生存權 (D)最小活資ノ性質ヨリ (E)財産法上ノ内部ノ統一ヨリ (二)技術上ノ辯護論 (A)租税立法又ハ租税體系ノ構

成上ヨリ (一)消費税トノ關係上 (二)収益税トノ關係上 (B)租税行政即チ租税ノ賦課徴收上ヨリ (一)租税行政上ノ繁雜多費 (二)租税行政ト救貧行政トノ關係) 八三

其二 最小活資免税反對説 (一)根本的ノ反對論 (A)給付能力原則ヨリ (一)給付能力原則ヨリスル主要反對論 (二)給付能力原則ニ關聯スル小ナル反對論 (B)近世國家ノ特質ヨリ (一)近世國家ノ特質ヨリスル主要反對論 (二)近世國家ノ特質ニ關聯スル小ナル反對論 (C)租税ノ根據ヨリ (一)租税ノ主タル根據ヨリ (二)租税ノ從タル根據ヨリ (D)財政收入上ヨリ (E)國民經濟上ヨリ (二)技術上ノ反對論 (A)現時ノ租税體系上 (B)最小活資ノ大サノ決定上 (一)時勢ノ變遷ニ應スル上ヨリ (二)各箇人ノ事情ニ應スル上ヨリ) 八三

第三段 最小活資免税ノ制定

其一 最小活資免税ト適用ノ税種 一〇二

其二 最小活資ノ高サノ問題 (一)國税ニ於ケル最小活資ノ高サ (A)高サ決定ノ標準 (一)一國全體ニ關スルモノ (1)當該國ノ富ノ程度 (2)國ノ大サ (3)歴史的事情 (4)貨幣ノ購買力 (5)生計程度 (6)他ノ税、特ニ間接税事情 (二)國內ノ各箇人ニ關スルモノ (1)社會的地位 (2)所得種類 (3)結婚者ト否及家族ノ數 (4)重大ナル疾病ノ有無 (5)老幼強弱 (6)住所 (B)高低ニ對スル態度 (二)地方税ニ於ケル最小活資ノ高サ) 一〇二

其三 最小活資免税斟酌ノ方法 一〇三

結論 (本編ノ要旨) 一〇三

第二部 所得稅

第四編 所得稅ニ於ケル所得ノ意義

緒言 (一) 所得意義研究ノ重要 (二) 研究方法及要所

第一段 一定期內ノ純價値附加トスルノ見解

其 一 其固有ナルモノ

其 二 其結果ニ重キヲ置ケモノ (一) 其結果タル自由處分又ハ消費ニ重キヲ置ケモノ (二) 其結果タル消費享樂及資本成形ニ重キヲ置ケモノ

其 三 其根源ニ重キヲ置ケモノ

其 四 本見解ニ對スル批評

第二段 前見解ノ困難ヲ除却セントスルノ試畫

其 一 根本的ニハ前見解ヲ維持シツツ所得ノ種類別ニヨリ一時的所得ヲ特別扱トスルモノ (一) 其見解 (二) 其批評

其 二 前見解ノ上ニ他ノ特徵ヲ加フルモノ (一) 經濟的行爲ニヨリテ生スルコトニ特徵ヲ求ムルモノ (A) 其見解 (B) 其批評 (二) 收入ノ規則正シキ反覆トイフコトニ特徵ヲ求ムルモノ (A) 其見解 (B) 其批評 (三) 根源ノ繼續的ナルコトニ特徵ヲ求ムルモノ又ハ根源ノ繼續的ナルコトト收入ノ反覆的ナルコトトヲ要ストスルモノ (A) 其見解 (B) 其批評

結論 (一) 所得意義私見 (二) 附帶事項私見

第五編 所得稅ニ於ケル所得ノ統一課稅

緒言 (一) 本編ノ目的 (二) 說述ノ順序

第一段 所得統一課稅ノ辯護

其 一 所得統一課稅ノ肯定理由 (一) 所得稅ノ本質上 (二) 課稅ノ公平上

其 二 所得統一課稅ノ否定ニ對スル辯駁 (一) 所得種類ニ依ル公平課稅上 (二) 根源課稅ニヨル課稅便宜上 (三) 收納額ノ多少ニ於ケル財政上

第二段 所得統一課稅實行上ノ問題

其 一 所得種類ニヨル斟酌方法

其 二 法人所得ノ課稅 (一) 課否 (二) 課稅方法

結論 (本編ノ要旨)

第三部 收益稅

第六編 地租ノ時勢順應力

緒言 (一) 可動不動ノ利弊 (二) 本編ノ目的

第一段 地租ノ時勢順應力缺乏ノ原因 (一) 臺帳制度 (二) 物上負擔的性質

第二段 地租ノ時勢順應力缺乏ノ結果 (一) 其利益 (二) 其弊害

第三段 地租ノ時勢順應力缺乏ノ排除 (一) 地租ノ廢止 (二) 地租維持ノ下ニ於ケル緩和策 (A) 地租其モノニ於ケ

ル改修 (B)地租外ノ租税ニ於ケル補足……………三〇一

結論 (本編ノ要旨)……………三〇二

第七編 營業稅ヲ賦課スヘキ營業ノ範圍……………三〇三

緒言 (本編ノ目的)……………三〇三

第一段 史實ヨリ見タル營業稅ノ營業範圍……………三〇四

其一 營業稅ニ於ケル營業範圍ノ變遷 (一)大勢 (二)古代 (A)淫賣婦 (B)諸多ノ營業 (C)凡ヘテノ商工業 (三)近代 (A)商工附屬業醫師辯護士等 (B)農業)……………三〇五

其二 營業稅ニ於ケル營業範圍ノ諸例 (一)商工業及附屬諸業 (二)農業 (三)辯護士醫師等)……………三〇六

第二段 理論ヨリ見タル營業稅ノ營業範圍……………三〇七

其一 營業ノ意義 (一)用語 (二)異レル意義 (A)最廣義 (B)廣義 (C)狹義 (三)批評)……………三〇七

其二 農業及其他ノ原始產業 (一)農業 (二)農副工業、園藝果樹植木漁業養魚牧畜等 (三)鑛業)……………三〇八

其三 醫師辯護士等 (一)課否 (二)課稅方法 (A)稅目 (B)課稅標準)……………三〇九

結論 (本編ノ要旨)……………三一〇

第八編 營業稅ノ課稅標準……………三一〇

緒言 (一)本編ノ目的 (二)說述ノ順序)……………三一〇

第一段 適當ナル營業稅課稅標準發見ノ困難……………三一〇

其一 營業稅課稅標準ノ要件……………三一〇

其二 各種營業稅課稅標準ノ批判 (一)收益主義 (二)外形の標準主義 (三)混合主義)……………三一三

第二段 營業稅課稅標準トシテ賃貨價格ノ提唱……………三一四

其一 賃貨價格提唱ノ理由……………三一四

其二 本提唱ニ依ル課稅ノ構造……………三一五

結論 (本編ノ要旨)……………三一六

第九編 資本利子稅設定ノ氣運……………三一七

緒言 (一)本問題注意ノ由來 (二)說述ノ方法及順序)……………三一七

第一段 資本利子稅ノ概念 (一)名稱—獨佛英 (二)定義 (三)性質—收益稅、所得稅的 (四)實例)……………三一八

第二段 資本利子稅設定ノ積極の根據……………三一九

其一 時勢ノ進歩ト資本利子稅ノ成育 (一)租稅一般ノ發達由來 (二)資本利子稅發達ノ由來 (三)其ノ日本ニ存在セサル事情)……………三一九

其二 財政ノ需要ト資本利子稅ノ重要 (一)資本利子稅ノ財政需要ニ應スル能力 (二)歐洲 (三)日本)……………三二〇

其三 租稅ノ體系ト資本利子稅ノ必要 (一)資本利子稅ノ收益稅中ノ地位 (二)日本ニ於ケル其必要 (三)資本利子稅ト他稅トノ關係)……………三二〇

第三段 資本利子稅設定ノ消極の根據……………三二一

其一 資本利子稅ト資本驅逐 (一)非難 (二)辯駁)……………三二二

其二 資本利子稅ト轉嫁關係 (一)非難 (二)辯駁)……………三二二

其三 資本利子税ト收税困難 (一)非難 (二)辯駁 (三)直接及間接徵收方法……………二七
 結論 (本編ノ要旨)……………二八

第四部 交通税……………二八

第十編 相續税批評ノ重點……………二八

緒言 (本編ノ目的)……………二八
 第一段 相續及隨テ相續税ニ對スル純箇人的見解 (一)見解ノ要旨 (二)理由 (A)給付能力原則 (B)國家ノ相續權 (C)利益原則 (D)社會政策上 (E)經濟政策上 (い)被相續人側ヨリ (ろ)相續人側ヨリ……………二九
 第二段 相續及隨テ相續税ニ對スル家族の見解 (一)親子夫婦ノ家族 (A)給付能力原則 (B)國家ノ相續權及利益原則 (C)社會政策上 (D)經濟政策上 (二)日本ノ家 (三)其他 (A)親族 (B)遺言)……………二九
 結論 (兩見解ノ調和)……………三〇

第十一編 相續税ト財産課税……………三〇

緒言 (本編ノ目的 (二)説述ノ順序)……………三〇
 第一段 相續税ノ課税趣旨 (一)所得課税説 (二)財産課税説 (A)普通ノ見解ニ基キ (い)純箇人的見解ニヨリ (ろ)家族の見解ニヨリ (B)特殊見解ニ基キ (三)折衷説)……………三〇
 第二段 相續税ノ課税結果 (一)財産課税ノ條件 (二)不利ナル場合ノ解剖 (A)財産ヲ賣却セサル場合 (B)財産ヲ賣却スル場合 (い)其財産ハ他人ニヨリ一層有益ニ使用 (ろ)税ハ何人カノ所得ニヨリ支拂 (は)税ハ結局……………三一

資本トシテ使用 (に)此税々々他税ヲ省略 (は)此税カ資本破壊ヲ減少)……………三二
 結論 (本編ノ要旨)……………三二

第十二編 相續税ノ課税方法……………三二

緒言 (一)本編ノ目的 (二)説述ノ方法)……………三二
 第一段 相續税ノ課税物件、其一 相續財産カ相續増價力、其二 相續財産ノミカ贈與財産モカ、其三 全相續財産カ傍系相續財産ノミカ、其四 全動及不動産カ一部動産免除力、其五 屬地主義カ屬人主義カ……………三三
 第二段 相續税ノ課税標準、其一 純價値計算、其二 沒收點、其三 免稅點……………三四
 第三段 相續税ノ税率、其一 累進方法、其二 税率ノ高サ……………三五
 第四段 相續税ノ收納方法、其一 納税猶豫及宥恕、其二 印紙納税……………三六

第十三編 國防税ノ本質……………三六

緒言 (一)本問題注意ノ由來 (二)説述ノ順序)……………三六
 第一段 國防税ノ名稱及存在……………三七
 其一 國防税ノ名稱 (一)日本 (二)佛 (三)獨 (四)英)……………三七
 其二 國防税ノ存在 (一)古代 (二)近代 (三)現在)……………三八
 第二段 國防税ノ定義及性質……………三九
 其一 國防税ノ定義 (一)予ノ與フル定義 (二)收入ノ使途 (三)納税義務期間 (四)税ノ高サ (五)税率)……………四〇

其二 國防税ノ性質 (一)租税カ非税カ (二)直接税間接税分類中ノ地位 (三)所得税財産税收益税交通税消費税
分類中ノ地位 (四)人税物税分類中ノ地位 (五)一般税特別税分類中ノ地位)……………三二

第十四編 國防税ノ當否……………三六

緒言 (一)本編ノ目的 (二)説述ノ順序)……………三六

第一段 著者ノ賛成論旨 (一)給付能力上ノ根據 (二)給付能力ノ説明 (三)本税ノ特別意義及効果 (四)收入政策上ノ
價值 (五)收入ノ使途 (六)本税ノ性質 (七)本税ト同一目的ヲ達スル他ノ方法)……………三七

第二段 諸學者ノ賛成論據ト其批評 (一)國家的共同原則及國務ノ歴史的發展上ヨリ説クモノ (二)全軍務負擔ノ
平準トスルモノ (三)軍務負擔ニ於ケル經濟上ノ負擔ノ平準トスルモノ (四)對償物トスルモノ (五)兵役
者ノ受クル經濟上ノ利益ニ基クトスルモノ (六)一ノ犧牲トスルモノ (七)實際財政收入上ノ目的ニ適フ
トスルモノ (八)國家ノ兵卒ニ對スル世話ノ不十分ナルトニ本税ノ必要ヲ認ムルモノ (九)收額ヲ服務者
ノ利益ニ使用スルコトニ本税ノ正當ヲ認ムルモノ (十)或不道徳的實行即チ免役トナランカ爲メニ身體
ニ缺點ヲ作ルヲ防止スルコトニ於テ有益也トスルモノ (十一)人種改良ニ適フ即チ一般兵役義務カ人種
劣惡ヲ進ムルヲ本税ニヨリ防止セントスルモノ (十二)人口事情ニシテ本税ヲ助成スルモノアリトスル
モノ (十三)民主的平等觀ニ基クトスルモノ (十四)服務者ノ不平等感情ヲ融和スルノ具トシテ必要也トス
ルモノ)……………三五

第三段 諸學者ノ反對論據ト其駁撃 (一)兵役義務ノ名譽義務タル性質ヲ傷ケルトイフコト (二)免役者カ其兵役
義務ヲ果シ得タリト感スルコトトナル恐アルコト (三)本税ニヨリ指示スヘキ過重負擔ノ平準カ無條件

ナル兵役義務ノ原則ト一致セサルコト (四)國家カ喜ンテ服務スヘキ強健ナル者ニテモ國家自身ノ必要
上之ヲ免役ト爲シツツ此者ニ課税スルハ不都合也トイフコト (五)免役者ハ多クハ肉體上缺點アリ全ク
同情スヘキモノナルニ此上ニ特別ノ税ヲ課スルハ殘酷ナリトイフコト (六)善意ノ勤務不能者ニ對スル
罰金也トイフコト (七)常ニ多少罰金のナル本税カ多數ノ勤務不能ナル青年ヲ有スル家族ニ對シテハ固
有ノ罰金トナルトイフコト (八)兵役ノ人的給付ト本税ノ支拂トハ互ニ比較スヘカラストイフコト (九)
本税ニ於ケル公平ハ外形の公平也トイフコト (十)本税ノ高サカ恣意的ナリトイフコト (十一)各社會階
級ノ間ニ兵役負擔ノ不公平ヲ生スルコト (十二)兵役勤務ノ負擔ハ兵役ノ名譽ト軍事上ノ訓練トニヨリ
平均セラレテ免役者ニハ別ニ税ヲ課スルニ及ハストイフコト (十三)兵役勤務ハ平準ヲ要スルカ如キ經
濟上ノ損失ニ非ストイフコト (十四)服務者ノ損害ヲ排除セスト フテ (十五)本税ハ原則的ニハムシロ
避クヘキモノ也トイフコト (十六)免役者中甚シキ缺點アル者ヲ區別スルコト困難也トイフコト (十七)
免役者ノ一大部カ經濟上ノ從屬者タルコト (十八)婦人ヲ負擔セシムルノ困難トイフコト (十九)小供ナ
キ家族ヲ全ク課税セサルコト (二十)人口制限ニ導クコト (二一)小供數ノ分配ノ異同ニヨリ國內各部ニ
負擔ノ不公平ヲ生スルコト)……………三五

第十五編 戰時利得税ノ永續性……………四〇

緒言 (一)本編ノ目的 (A)本税ノ成立及正當 (B)繼續當否疑問 (イ)否定 (ロ)肯定 (二)説述ノ順序)……………四〇

第一段 實際觀察……………四一
其一 税法觀察 (一)各國規定 (A)豫メ多少戰後ニ及フトスルモノ (B)時々一定年ヲ指定スルモノ (二)右ノ概
目次……………四一

評).....四〇七

其二 統計觀察.....四一〇

第二段 理論討究.....四二〇

其一 改造當否 (甲)利得税一般 (一)否定ニ對スル辯駁 (A)戰時税ト平時税トノ衝突ニ對シ (イ)平時税ヨリ戰時税ヘ (ロ)臨時税ヨリ經常税ヘ (ハ)臨時及經常税ノ區別 (B)公約違反ニ對シ (二)肯定ノ根據 (A)戰爭外原因ノ利得 (B)戰爭景氣利得 (C)物價騰貴關係 (乙)各種利得税 (一)財產增加税 (二)所得改良税 (A)否定論 (イ)財政收入上 (1)小額收入 (2)收入動搖大 (ロ)負擔關係上 (1)給付能力乏 (2)不公平 (B)肯定論 (イ)否定論ニ對スル辯駁 (1)小額收入ニ對シ (2)收入動搖ニ對シ (3)給付能力乏ニ對シ (4)不公平ニ對シ (ロ)積極的主張 (1)給付能力根據 (2)不公平防止.....四二〇

其二 改造方法 (一)所得税ニ於テ (二)本税ニ於テ (A)所得網羅 (B)控除廢止 (C)免點税引上).....四三三

結論 (本編ノ要旨).....四三三

第五部 消費税

第十六編 奢侈税ノ辯難

緒言 (本編ノ目的).....四三七

第一段奢侈税ノ辯護.....四三八

其一 財政上ノ論據 (一)給付能力ノ原則上 (A)普通ノ見解 (B)予ノ見解 (二)租税體系上 (A)租税ノ分化.....四三八

(B)他税ノ補完 (イ)間接消費税ノ補完 (ロ)所得税ノ補完 (ハ)直接税ノ補完 (ニ)一般租税制度ノ補完 (三)收入政策上 (四)課税技術上 (A)確實 (B)便宜).....四三八

其二 其他行政上ノ論據 (一)教育的倫理的公共的社會政策的目的上 (二)國民經濟的目的上 (三)國民衛生上 (四)警察取締上).....四三八

第二段 奢侈税ノ非難.....四三六

其一 財政上ノ論據 (一)給付能力ノ原則上 (A)給付能力ニ不一致 (B)資本課税 (C)地方的不公平 (二)收入政策上 (A)徵稅費大、實收額小 (B)收入ノ減退 (C)屈伸力ノ缺乏 (三)課税技術上 (A)奢侈ノ意義相對的 (B)物件不確實 (C)全奢侈課税難 (イ)其原因 (ロ)其結果 (D)取締監督面倒 (E)脱税ノ危險大 (F)課税品中除外 (G)税率恣意決定).....四三六

其二 其他行政上ノ論據 (一)國民經濟及社會政策上 (二)倫理教育上).....四三六

結論 (本編ノ要旨).....四四〇

第十七編 奢侈税ノ本質及其構造

緒言 (本編ノ目的).....四五一

第一段 奢侈税ノ本質.....四五一

其一 奢侈税ノ定義.....四五一

其二 奢侈税ノ範圍 (一)最狭ク解スルモノ (二)稍廣ク解スルモノ (三)最廣ク解スルモノ).....四五二

其三 奢侈税ノ地位 (一)直接税トスルモノ (二)間接税トスルモノ (A)從率税ノ意義ニテ (B)給付能力ノ間接).....四五二

目次.....四五一

捕捉ノ意義ニテ (三)區別標準次第ニテ直接税トモ間接税トモスルモノ).....四三五

第二段 奢侈税ノ構造.....四三七

其一 奢侈税ノ課税方法 (一)從來ノ方法 (A)各箇物體ノ消費又ハ使用者ニツイテ課税スル方法 (B)各箇物體ノ生産者ニツイテ課税スル方法 (C)各箇物體ノ經濟交通ニ際シテ課税スル方法 (一)印紙課税法 (二)關稅賦課方法 (二)予ノ私案).....四三七

其二 奢侈税ノ課税權者 (一)國稅ニ適ストスルモノ (二)國稅ヨリモ△シロ地方税ニ適ストスルモノ (三)配賦税トシテ適當スルヤ).....四三三

其三 奢侈税ト租稅體系.....四三三

其四 奢侈税課税ノ時.....四三三

其五 奢侈税收額ノ使途.....四三三

第十八編 酒税ノ矛盾及不徹底

緒言 (本編ノ目的).....四二六

第一段 倫理衛生ヨリ見タル酒税、其一 酒税ノ存在ト倫理衛生、其二 酒税ノ多收ト倫理衛生 (一)一般ノ酒ニツキテ (二)各種酒ノ間ノ均衡).....四二六

第二段 國民經濟ヨリ見タル酒税、其一 酒税ノ存在ト國民經濟、其二 酒税ノ高サト國民經濟.....四二六

第三段 財政ヨリ見タル酒税、其一 酒税ニ於ケル給付能力又ハ正義觀 (一)一般ノ酒ニツキ (二)各種酒ノ間ノ均衡).....四二六

其二 酒税ニ於ケル屈伸力又ハ時勢觀、其三 酒税ニ於ル任意性又ハ自由觀.....四二六

結論 (本論ノ要旨).....四二七

第十九編 鹽專賣ノ不當及其改造

緒言 (一)本編ノ目的 (二)説述ノ順序).....四二八

第一段 現行課税主義ニヨル鹽專賣ノ不當.....四二八

其一 鹽課税ノ不當 (一)鹽課税ノ長所 (A)收入上ノ長所 (一)多收 (二)收入ノ確實 (一)徵收ノ容易 (B)負擔上ノ長所 (一)負擔ノ小額 (二)負擔ノ輕感 (一)負擔ノ一般 (二)鹽課税ノ短所 (A)負擔上ノ短所 (一)貧富者間ノ不公平 (二)都會田舍人間ノ不公平 (一)僕婢多使用者ト少使用者トノ間ノ不公平 (二)鹽產地方人ト不產地方人トノ間ノ不公平 (B)社會上ノ短所 (一)衛生上ノ損害 (二)人口上ノ損害 (C)經濟上ノ短所).....四二八

其二 鹽課税方法トシテノ專賣ノ不當 (一)鹽專賣ノ缺點 (A)當務者ノ競争心麻痺 (B)煩累面倒 (二)鹽專賣實行條件ノ缺乏).....四二九

第二段 鹽專賣ノ改造.....四二九

其一 鹽自由交通主義ノ不當 (一)鹽生産者及鹽田所有者 (二)鹽消費者 (A)危急時 (B)平時).....四二九

其二 公益主義ニヨル鹽專賣ノ制定 (一)原則 (二)手續).....四二九

結論 (本編ノ要旨).....四三〇

第六部 地方税

第二十編 戶數割及戶別割

目次

緒言 (一) 地方税ノ重要 (二) 日本ニ於ケル戸數割及戸別割ノ重要…………… 五二

第一段 戸數割及戸別割ノ現在…………… 五三

其一 戸數割及戸別割ノ地位 (一) 戸數割及戸別割ト他ノ税、特ニ所得税附加税トノ比較 (二) 日獨比較…………… 五三

其二 戸數割及戸別割ノ本質 (一) 定義 (二) 課稅權者 (三) 課稅物件 (四) 納稅義務者 (五) 戸數割ノ配賦標準 (六) 戸數割ノ配賦率 (七) 戸數割ノ課稅標準 (八) 戸數割ノ稅率 (九) 戸別割ノ課稅標準及稅率 (十) 代川稅 (十一) 性質…………… 五五

第二段 戸數割及戸別割ノ改造 (一) 統一の標準ノ要求 (二) 所得税中心ノ要求 (三) 國稅附加税トシテノ所得税 (四) 戸數割戸別割存續ノ餘地 (五) 所得税附加率ノ擴張 (六) 戸數割戸別割ノ課稅標準ト稅率…………… 五三

結論 (本編ノ要旨)…………… 五三

第二十一編 雜種稅ノ分析及其整理…………… 五三

緒言 (一) 雜種稅ノ性質 (二) 雜種稅ノ地位 (三) 雜種稅分析整理ノ重要…………… 五三

第一段 雜種稅ノ分析…………… 五三

其一 雜種稅ノ實際的分析 (一) 雜種稅構成租稅ノ數 (二) 雜種稅構成租稅ノ關係の地位…………… 五三

其二 雜種稅ノ學問的分析 (一) 所得收益交通消費稅ノ分類 (二) 直接間接稅ノ分類 (三) 定率配賦稅ノ分類…………… 五三

第二段 雜種稅ノ整理…………… 五三

其一 雜種稅ノ全局的整理 (一) 雜種稅ノ分解 (二) 雜種稅ノ淘汰 (三) 雜種稅ノ統一…………… 五三

其二 雜種稅ノ各部的整理 (一) 準營業稅 (二) 使用稅 (三) 勞働收益稅 (四) 其他諸稅…………… 五三

結論 (本編ノ要旨)…………… 五三

五三〇

租稅研究目次終

租稅研究

神戸正雄著

第一部 租稅一般

第一編 官業問題

緒言

官業問題ハ我邦現下ノ一問題デアリ、又世界ニ於ケル當面及近キ將來ノ重大問題デアル。世界的大勢(註一)ハ確カニ之ガ擴張ニ在ツテ、結局ハ社會主義的理想ニ一歩々ト近接シツツアル。(註二) 特ニ此度ノ戰爭ガ此氣運ヲ助長シタルコトハ爭ハレヌ¹⁾。デ日本モ此大勢ニ卷込マルルコトトナルヲ免レヌトモ考エラルルガ、現下我國ノ財政ニ於テ之ガ實行ヲ計ルホドノ必要モナク、既ニ此必要ナシトイフコトヲ前提トスルナラバ、寧ロ之ガ緊縮ヲ計リ、少クトモ之ガ擴張ヲ抑ユルノヲ選ムベシトスル。予ハ即チ左ニ其理由ヲ述ベヤウト思

1) Fischer, Der Krieg und das sozialistische Werden. (Annalen für soziale politik und Gesetzgebung. IV Bd. 1 & 2 Hft.) Plenge, Wirtschaftsstufen und Wirtschaftsentwicklung. (Annalen f. soc. Pol. u. Gesetzg. IV Bd. 5 & 6 Hft.) Voigt, Kriegssozialismus und Friedenssozialismus. (Zeitschrift für Sozialwissenschaft. Neue Folge. VII. Jg. 1 Hft.)

(註一) につちはハ殆ンド常ニ財政學者ハ國家ノ私的財産(收益ヲ生ズル財産)ノ減少ヲ自然的且ツ必然的ノモノトイフガ、予ハ之ヲ疑フモノデアルトイヒ、其ノ或モノハ減少シテモ、將來ニハ過去ニナカリシ他ノモノガ増加スルデアラウトイフテ居ル²⁾

(註二) ばすてーぶるハ曰ク、國家ノ所有及管理ノ擴張ハ社會主義ノ方向ヘノ第一歩也³⁾

予ハ之ヲ先ヅ政治上ヨリ觀察シ、即チ官業ガ政府營ニ適當スルモノナリヤ將タ弊害ナキモノナリヤヲ驗シ、然ル後生産政策上ヨリ官業ガ民業ヨリモ有利ナリヤヲ見、社會政策上ヨリ良好ナリヤヲ考ヘ終リニ財政上ノ利弊ヲ調ヘヤウト思フ。但其論據ニハ相對的ナルガ多クテ、絶對的ニ之ヲ主張スルコトハ頗ル難イ。(註三) 特ニ生産政策上ヨリ見タルモノニ於テ然リトスル。(註四) 又之ヲ論證スル爲メニ屢々統計上ノ比較ガ試ミラルル所デハアルガ、(註五) 之モ異國異地ニ於ケル地理的經濟的社會的條件ノ相違アルガ爲メニ全然信賴スル譯ニハ往カヌ。同一國ニ於ケル異時代ノ比較ニテモ、其時々ノ事情ノ相違ガアルカラシテ、之ヲ利用スルニ就イテハ充分ノ注意ヲ要スル。(註六)

(註三) ぼるぐとハ曰ク、公共團體ガ收入ヲ擧グル爲メニ固有ノ經濟行爲ヲ營ムベキヤノ問題ハ原則上ノ問題トイフヨリハ寧ロ便宜ノ問題デアルト又曰ク公營ノ原則的排斥ハ問題トナラズト特ニ鐵道ニ就キテわぐな一モ亦曰ク

其國有私有何レニ對シテモ、一方ナ良シトスル絶對ノ原則ヲ定メルコトハ出來ナイト⁶⁾

(註四) 特ニ鐵道ニツキ、わぐな一ハ生産政策上國有私有ノ可否論ガ凡ヘテ相對的也ト爲ス所デアルガ、ろつしあ一モ亦鐵道ニ於テ理論ヨリモ、經驗ヨリモ、國營ガ技術上經濟上等ニテ私營ニ劣リ又ハ優ラサルヘカラザルカヲ定ムル一般の根據ナシトイフテ居ル⁸⁾

(註五) 例之ぎゆー一ガ電話ニツキ民營ノ可ナルコトヲ示サウトシテ、英國ニ於ケル今日ノ人口百ニツキ電話數一、四ニ對シ合衆國ノ其ハ八、一倫敦ノ人口百ニツキ二、八ニ對シろすあんじえるす二四、〇ノ割ナルコトヲ擧ゲタルガ如キデアアル尙ホ後ニ擧グベキ生産政策ヨリ見タル官業ノ部ニ於ケル鐵道線路ノ比較ノ如キ亦著シキ他ノ例デアアル。

(註六) だんハ曰ク、統計上ノ比較ハ異レル鐵道ノ管理ノ相對的能率ニ關シテ満足ナル證明ヲ與フルコトハ稀デアルト¹⁰⁾ ばすてーぶるモ亦鐵道ニツキ、國有ノ成否ハ其國ノ特段ナル構造及地位ニ係ルヘク、普魯西鐵道ノ良キ財政上ノ結果ハ大ニ此國ノ勤務ニ於ケル熟練シタル役人ノ熟練及注意ニ歸スベキモノデアルトイフテ居ル¹¹⁾ 實際普魯西ノ國營鐵道ノ好成績ハ當務者タル役人ノ良キコトニモ依ルガ更ニ其地勢ノ平坦ナルコトニモ負フコトガ少クナイ。ぎゆー一ニ依ルト、獨逸鐵道ノ建設費ハ頗ル小テ、獨逸ノ北部ノ如キ全ク平坦デ一隧道サヘナイ。其一九〇七年ノ哩毎ノ建設費二七七、一二一馬克デアアルノニ、歐羅巴ノ平均ノ其ハ三三六、〇〇〇馬克デアアツタトイフ¹²⁾ ンテモ明カデアアル。

第一段 政治上ヨリ觀タル官業

官業ガ政治上ヨリ見テ適當ナルモノナルカトイフト、之ニ肯定的ノ論點モアレバ、否定的

9) Guyot, Where and why public ownership has failed, transl. by Baker. P. 448.

10) Dunn, government ownership of railways. p. 143.

11) Bastable, l. c. p. 226.

12) Guyot, l. c. p. 57.

2) Nitti, Principes de science des finances. p. 242.

3) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 231.

4) Borgh, Finanzwissenschaft. S. 46.

5) Derselbe, ebenda. S. 47.

6) Wagner, Finanzwissenschaft. 3 Aufl. I. S. 694.

7) Derselbe, ebenda. S. 666.

8) Roscher, System der Finanzwissenschaft. 5 Aufl. I. S. 160.

ノ論點モアツテ、其肯定的ノ論點ガ即チ財政收入上ノ目的以外ノ目的ヲ有ツ所ノ官業ノ根據トモナルノデアアル。(註七) 否ナ財政收入上ノ目的ヲ追フ所ノ官業ニテモ往々ニシテ此政治上ノ根據ニモ據ル所デアアル。(註八) 故ニ此政治上ノ觀點ハ見様ニヨツテハ官業存立ノ根據トシテハ最重要也トモイハルルヲ得ルガ、恰モ同政治上ノ觀點ノ他ノモノヨリシテ、最有力ニ其存在ヲ否定セラルルコトトナルノハ面白い。而シテ其兩觀點ノ孰レヲ重シトスルカハ之ヲ定ムルコト固ヨリ困難デアアルガ、肯定論點ガ特定の局限的デアルノニ、否定論點ガ一般的普遍的デアアル所カラ見レバ、官業ハ政治上特段ナル必要ナキ限り、成ルベク之ヲ設ケナイコトトスルノガ適當トイフコトトナル。デ肯定的論據ハ常ニ出來ルダケ嚴格ニ狹小ニ解釋スベキデアアル。

(註七) 官業ガ何カガ第一問題トナルガ、此點ハ別篇ニ譲ル。官業トハ政府又ハ國家ノ事業トイフコトデ、其企業又ハ嚴格ニ企業トイフコトガ出來ナイデモ、人民ニ於テ營マルルナラバ、企業タリ得ルモノト解スルヲ穩當ト思フ。

此官業ノ中ニハ(イ)財政的官業、收入ヲ舉グルコトヲ計ルモノ(ア)自由競争市場ニテ營マルル所ノ純營利事業(イ)徵稅ノ一形式トシテ營マルル所ノ租稅化シタル營利事業、各種專賣(ロ)公益的官業、專ラ又ハ主トシテ公益ヲ計ルモノ(カ)國民福利ヲ計リ傍ラ多少ノ營利ヲ爲スモノ、模範工場、(舊時ノ製鐵所)山林(ニ附帶シテ製材所)鐵道

(ニ)附帶シテ製鐵所、機械製作所(簡易保險、貨幣鑄造)營利ヲ爲サズ、專ラ政府所要ノ品物ヲ調達スルモノ、印刷所、軍需品工場(ニ附帶シテ製鐵所)ガアル。本文ニ財政收入上ノ目的以外ノ目的ヲ有ツ所ノ官業トイフタノハ此公益的官業ヲ指スノデアアル。試ミニ二三學者ノ官業分類ヲ例示スルト、あだむスハ公業ヲ(1)本來、收入ノ爲メニ企テラレタル事業(各種專賣)(2)收入ノ偶然ナル事業(造幣、郵便電信電話鐵道等)(3)本來勤務ノ爲メニ企テラレガ求メラズ、場合ニヨリテハ尙交付金ノ與ヘラルルモノ(勞働保險)(2)或國家目的ノ實行ノ爲メノ補助設備、之ヨリシテ或モノヲ生ズルモ、特ニ營利ヲ目的トセザルモノ(貨幣鑄造)(3)特段ナル租稅目的ヲ有スル工企業(財政獨占)(4)國家財産ノ私經濟的經營ニ於ケル利用(土地、森林、鐵道等)ニ分ツ。わぐな一ハ國立工場ヲ分ツテ(1)純財政上ノ目的ヲ有ツモノ(2)國民經濟上ノ目的ヲ有ツモノ(3)一定ノ物財ニ對スル國家自身ノ需要ヲ充タス目的ヲ有ツモノトシテ居ル¹³⁾

(註八) 例之、財政的官業ノ一タル專賣ノ設定ノ如キ、往々ニシテ民業ニ於ケル大資本家ノ獨占ノ抑壓、(日本ノ煙草專賣)困弊セル民業ノ救済(日本ノ鹽專賣)等ノ公益上ノ理由ニモ出テテ居ル。

(一) 肯定的論據——官業ハ公益ヲ尊重シテ經營ストイフコト

民業デアルト、自然營利心ニヨリテ經營セラレ、隨フテ公益ヲ輕視シ又時トシテハ之ヲ無視スルコトトモナル。或程度マデ政府ガ之ヲ監督シ、之ヲ矯正スルコトトハナルガ、場合ニヨツテハ之ダケデハ公益ヲ完全ニ充タスコトガ出來ナイ。然ルニ官業デアレバ其性質上

13) Adams, The science of finance, p. 268, 273, 276.
 14) Co. rad, Grundriss. Finanzwissenschaft, 2 Aufl. S. 119.
 15) Wagner, n. n. O. S. 622-3.

營利ヲ計リ收入ヲ擧グルコトヲ努メツツモ、公益ヲ尊重スルコトガ出來、又營利ヲ眼中ニ置カズシテ専ラ公益ノミヲ計ルコトモ出來得ル。(註九) 勿論民業デモ公益ヲ損スルコトナクシテ行ハレヌトイフ譯デハナク、普通ノ營利事業ハ民營ニテモ公益上差支ハナイガ、少クトモ特段ナルモノニツイテハ官業トスルデナケレバ國家ニ取ツテ重要ナル公益ヲ完フスルヲ得ザルコトトナル。例之諸多ノ公益上ノ理由、特ニ戰時輸送ヲ敏速ナラシムルノ理由ヨリシテノ鐵道(註一〇)特ニ秘密ヲ要スルダケニ於ケル軍需品工場(註一一)經濟上ノ秩序ヲ保ツ爲メニ避クベカラザル造幣工場(註一二)濫掘及價格釣上ノ危險ヲ防クニ必要ナリト認メラルル鑛山(註一三)水利水害豫防氣候調節木材供給維持ノ爲メニ必要ナリトセラルル山林等ノ如キデアル。

(註九) 此ニ公益トイハルルノハ廣ク、國民經濟上、社會政策上、軍事上ノ利益等、苟クモ財政又ハ國庫上ノ利益以外ノ公共的利益ヲ指スノデアアル。——官業ニ在テハ財政利益ノ外ニ、此公益ヲモ併セ計ルコトニツキテハ、例之、ぼそぐとハ曰ク、此ノ如キ經營(收入ヲ目的トスル)ヲ常ニ出來ルタケ多收ナラシムルノハ本來當然デアアル。但テ公共的經營ハ私經濟ノ如ク一般國民經濟的及社會政策的必要ニ對シテ無頓着ニテ收入ヲ擧グル目的ヲ追フコトハ出來ナイ。事情ニヨリテハ全體ノ福祉ガ收入ヲ擧グルノ努力ヲ止メルコトヲ要求スルコトヲ得ル。公共團體ノ固有ノ經濟行爲ハ全體ノ福祉ノ進捗ヲ可能トスルコトヲ計算ニ入レナケレバナラヌト¹⁶⁾。えーべるひハ曰ク、私

16) Bastable, l. c. p. 186 &c.
17) Borcht, n. a. O. S. 47.

人ハ其經濟行爲ニ於テ營利心ノミヨリ行動スルヲ例トスルケレトモ、國家ハ國民經濟的、社會政策的一般的性質ノ考察ヲ爲スヘキモノデアアル。實ニ此等ノ考察點ガ諸多ノ場合ニ純國庫的考察點ヲ超ユルコトヲ得ル¹⁸⁾。夫ノすたいんノ如キハ一般ニハ官業ヲ否定スル所デアアルガ、國家ハ唯々其行政的活動ノ條件及部分トシテ現ハルル企業ノミヲ初ムルコトヲ得ル。斯ノ如キ企業ニ對スル理由ハ其營業的利益ヲハナクテ、其行政上ノ必要デアルトイフテ居ル¹⁹⁾。

(註一〇) (い)鐵道國有又ハ國營ノ理由ハ之ヲ財政ヨリモ公益ニ求ムルコトガ普通デアアル。例之へつけるハ曰ク、國有鐵道ノ固有ノ經營ハ交通方便ノ公共的性質一般及政治的利益ニ適フ。國家ハ省ニ鐵道企業者タルノミナラズ、同時ニ全體ノ利益ノ代表者ナルガ故ニ、其鐵道政策ニ於テ屢々營業的利益ト他ノ高キ種類ノ動機トガ結合スル。而シテ此カ純營利ノ立脚點ニ影響シ又ハ之ヲ制限スル²⁰⁾。かいづるモ曰ク、輿論ガ今日ノ政治社會的潮流ニ於テ鐵道國有ノ方ニ向フトモ、此ハ國有鐵道及其國營ガ相對的ニ大ナル經濟政策的及社會政策的利益ヲモツガ爲メテ、國家ガ其鐵道ヲ常ニ私企業ヨリモ一層良ク又經濟的ニ管理シ、一層小ナル生産費ニテ一層良キ給付及一層大ナル收入ヲ擧ゲ得ルガ爲メデアライ。此ニハ問題ノ政治的方面ガ前面ニ現ハレテ、經濟的方面ガ現ハレナイ²¹⁾。又曰ク鐵道ハ經濟生活ノ區域ノ中テ國家ガ私經濟制度ヲ制限スルヲ利トスル最重要ナル場合デアアル²²⁾。こつさハ曰ク、國有鐵道ト私有鐵道ト今日何レガ勝ツカノ問題ハ國民經濟上ノ利益ヨリ前者ノ利ニマテ答ヘラルト²³⁾。こらんどモ亦曰ク、本問題ニツイテハ事實上國民經濟的根據ガ決定的デアアル。併シ財政上ノ根據ヨリシテモ多數ノ國ニハ國有鐵道制度ガ獎ムヘキモノデアラウト、あだむすハ曰ク、(民業ガ獨占トナルコトニヨリ生スル)弊害ガ政府所有及其管理ニヨツテ排除セラレ、更ニ他種ノ弊害ガ此變化ニヨツテ導カレザルコトヲ假定シテ、財政上ノ考察ヲ離レテモ、國有鐵道制度ヲ辯護スルノ理由ガ容易ニ立テラルルヲ得ルト、又曰ク、鐵道ヲ含ム所ノ第二種ノ官業ニ

18) Eberberg, Finanzwissenschaft. 9 Aufl. S. 67.
19) Stein, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. 5 Aufl. II. I. S. 218.
20) Heibel, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. II. S. 343.
21) Knizl, Finanzwissenschaft. II. S. 61-2.
22) Dersolbe, ebenda. S. 64.
23) Cossa, Grundriss der Finanzwissenschaft. S. 42.
24) Conrad, n. a. O. S. 128.
25) Adams, l. c. p. 263-4.

ツキ指導ノ考ハ收入デハナイ。併シ私企業ニ伴フ所ノ社會上ノ弊害又ハ公經營ニ伴フ社會上ノ利益デアルト、こト人ハ曰ク鐵道ハ決シテ財政上ノ目的ノ爲メニ國家ヨリ建設セラレナイ。又ハ株式會社ノ手カラ國家ノ所有及管理ニ移轉セラレナイ。此ガ一般ノ傳來的ノ道路法(經驗ニ依レバ、交通上ノ利益ト投機的ナル私企業ノ利益トノ類々タル且ツ多様ナル衝突ガ唯々公ノ行政ニヨリテノミ排除セラレルヲ得ルノ故ニ、公私交通ノ最良ノ管理ノ爲メニ、道路ノ公共的維持ガ私的維持ニ勝ルトイフ)ノ結果トシテ國家行政ノ一部トナツタト、²⁷⁾ 一へるひハ曰ク鐵道ノ國有私有問題ニツキテハ證明ガ專ラ又ハ主トシテ純財政上ノ考察ニヨルコトハ出來ナイ。其根據ハ交通方便ノ特段ナル性質カラモ導カレナケレバナラヌ。其國營ノ必要ナル理由トシテ人ハ一層正當ニ、交通機關ノ公共的性質ヲ置ク。鐵道國營ノ肯定ハ斯カル國家干渉ニ拘ラズ、交通機關ノ公共的性質ヨリ生ズル要求ガ、私會社ニテハ十分ナル承認及實行ニ齎ラスコトノ達セラレナイコトカラ生ズル。私會社ニテハ出來ルダケ高キ配當ニ於ル利益ガ前面ニ現ハルルト。²⁸⁾ 特ニ軍事上ノ理由ニツキテハ、²⁹⁾ ろつしあハ曰ク、國家的鐵道建設ハ非常ニ重要ナル軍略上ノ觀察點ヲ顧慮スルコトヲ得ルト、³⁰⁾ わぐなハ曰ク、戰爭ニ於ケル鐵道ノ大ナル重要ニ於テ、國有鐵道制度ニハ、軍事上ノ目的ノ爲メノ鐵道利用ガ一層迅速且ツ簡單ニ處理セラレルトイフ利益ガアルト、³¹⁾ 一へるひハ曰ク、鐵道ハ國家ノ手ニアルトキニ、一層良ク軍務行政ノ要求ニ適フト。³²⁾ 一へるひハ曰ク、國家ハ鐵道ヲ軍略上ノ目的ノ爲メニ要スル。單ニ動員及戰爭ノ場合ニ於ケル此等ノモノノ無限ナル使用ノミナラズ、軍事上ノ目的ノ爲メ最希望スヘク又最短キ線路ノ建設モガ、國家ヲシテ其ノ獨立ナル行政(國營)ヲ爲サシムルコトトナル。何トナレバ此ニハ全體ノ利益ノ爲メニ犧牲ガ要求セラレ私企業ハ到底此ニ當ラナイカラデアルト。³³⁾ (はぼりゆ)ハ鐵道ヲ公益上國有トスヘキモノト認メツツ其直營ヲ排斥スル所デアルガ、問題ヲ餘リニ行過ギサセナイ爲メニ茲ニ其論ニ説及スルコトヲ止メル。

26) Adams, l. c. p. 274.
 27) Cohn, System der Finanzwissenschaft, S. 223.
 28) Ebeberg, a. a. O. S. 96-97. 29) Roscher, a. a. O. S. 161.
 30) Wagner, a. a. O. S. 693.
 31) Ebeberg, a. a. O. S. 96-7.
 32) Cohn, a. a. O. S. 223-4.
 33) Beaulieu, Traité, de la science des finances, l. p. 98.
 34) Beaulieu, l. c. p. 100-1.

尙ホ鐵道ノ公益上國有トセラルヘキ事ニ關聯シテ若干ノ異論ガアル(特ニ公安トイフ點カラぎゆ)一ノ如キハ國有ノ場合ノ方ガ私有ノ場合ヨリモ一層不良トイフ。彼ノ舉ゲル例ニ依ルト、佛國ノ一九〇五—九年ニ於ケル旅客ノ平均死傷數ハ

| | 政府線 | 私有線 |
|-----------------|------|------|
| a) 百萬運送旅客毎ニ | 一、五八 | 〇、七九 |
| b) 百萬旅客きろめーとる毎ニ | 〇、〇三 | 〇、〇二 |
| c) 百萬列車きろめーとる毎ニ | 二、〇一 | 一、四六 |

彼ハ其他白耳義國有線ト佛蘭西私有線トノ比較、獨逸國有線ト佛蘭西私有線トノ比較ヲモ爲シテ同様ノ證明ヲ與エントシテ居ル。³⁵⁾ 然シ一概ニ斯ノ如クニ結論スルコトハ輕率ノ非難ヲ免レナイ。即チだんハ曰ク、統計ハ鐵道ノ所有形式(國有カ私有カ)ト其運轉ノ安全トノ間ニ關係アリトイフコトヲ示スモノト解セラルヲ得ナイ。但々國有ノ行ハルル處テハ、安全ト政府ノ形式トノ間ニ聯絡アルコトヲ示ス。歐羅巴ニテハ強キ政府ヲ有スル國ノ國有鐵道ハ、一層民主的ナル政府ヲ有スル國ニ於ケル其ヨリモ、全體上一層ノ好成績ヲ示ス。例之獨逸ノ國有鐵道ハ安全ニツイテハ高位ニ在ル。瑞西ノハ相對的低ク、佛蘭西ノハ最低イト。³⁶⁾ テ、公安ノ點カラ國有鐵道ヲ否定スルヲ得ルホドニ、此ガ有力ナル非難デハナイ(2) 更ニ軍事上國有鐵道ノ有利ナルコトニ對シテハ、國有鐵道デアルト其設備ノ中、少クトモ動的ノモノヲ敵國ニ分捕リセラルトイフ(私有鐵道デアレバ平和克復後返還セラレルノニ) 非難ガアル。³⁷⁾ 併シ此ノ如キ敗戰の結果ハ眼中ニ置クノ値ハナイ。ムシロ、斯カル結果トナラヌ爲メニ初メヨリ鐵道ヲ國有トシテ置イテ軍事上ノ目的ニ適ウガ如ク敷設シ經營スルヲ要トスル。此非難ハ以テ鐵道國有ノ軍事上ノ必要ヲ動搖セシムルニ足ラナイ。

35) Guyot, l. c. p. 273-4.
 36) Dunn, l. c. p. 240.
 37) Wagner, a. a. O. S. 692.

(註一一) (い) うんぶえんばつばノ如キハ、一般ニハ官工業ヲ排斥シツ其例外ノ一トシテ、其調達ノ私營ニ任カス能ハザルモノ例之軍需品工場ヲ舉ゲテ居ル。³⁸⁾ 又ばすてーぶるモ國家ニ依ル軍需品ノ直接製造ニハ強キ經濟上及財政上ノ故障カアルガ、併シ或場合ニハ產物ニ於ケル高キ優等性ヲ保全スルコトガ重要ナル。且ツヤ供給ノ代ハルヘキ源ヲ有ツコトニヨツテ價格ヲ下ニ保ツコトノ可能モガ、國營ヲ認メシムルコトトナルトイフテ居ル。³⁹⁾ 之ニ反シばーリゆーの如キハ兵器製造ノ爲メニモ私立工業ガ國家ノ工場ニ勝ルコトヲ經驗ガ示シタルガ如シトイフ所ナル。⁴⁰⁾ (は) 予ハ右兩説ノ拆衷ヲ採ル。極秘ヲ要スルモノダケハ國營トスルガ、大部分ハ民營ニ任カスヘキモノト思フ。其理由ハ民業ナレバ、官業ト異リ平時外國注文盛ニ取ルコトガ出來テ、其給付能力ガ官業ノ場合ヨリモ非常ニ大ナルコトヲ得、此ニヨリ戰時ニ於ケル非常ニ巨大ナル需要ニ應ズルコトガ出來ルトイフニ在ル。若夫レ高キ優等性ノ如キニ至テハ、今日ノ文明國ノ工業ノ發達度ニテハ民業ニテモ保チ得ル。又價格ノ點ニ至テハ外國ノ競争モ多少ハアラウシ、官業ガナクテモ大シテ不利トハナルマイ。假令此點ニ於テ若干ノ不利ガアルトモ戰時非常ノ場合ノ大給付能力ハ以テ、此不利ヲ償フニ足ラウ。

(註一二) ろつしあーハ私人ノ自由競争ガ公共ヲ危クスルモノトシテ貨幣鑄造ヲ舉ゲテ居ル。⁴¹⁾ あだむすハ之ヲ以テ私企業ニ任カストキハ社會及商業上ノ弊害ノ機會トナルヘキ工業トシテ居ル。尤モ此貨幣權ノ一部ヲ實行スルトイフ點カラ國營トスルヲ至當トスルガ如ク見ユルニ拘ラズ、國營トシテハ政治上ニ濫用サルルコトヲ恐ルルノ故ニ齊シク公益上ノ理由ヨリ、△シロ國家ノ特別ノ監督ノ下ニ於テ民營ニ任カサルモノハ兌換券ノ發行ナル。
(註一三) 尤モ此鑛山ノ國營ハ必スシモ獎メラレヌ。(い) 例之ぼるぐとハ之ガ國營ニ反對セラレズトイフテ、其理由トシテ、民營ニ於ケル掠奪的採掘ノ危險ト、大營利會社及公共團體ガ好成績ヲ舉グル能ハザル程、商人的及投機的要素ヨリ支配セラレナイコトヲ舉グルガ⁴²⁾之ニ反シにつちハ國家ガ鑛業ヲ管理スルハ頗困難也トイヒ⁴³⁾ばす

てーぶるハ(鑛山ノ收入ハ動搖スル故)鑛山ヲ賣却シテ、其代金ヲ以テ負債ノ減却ニ當ツルコトガ希望スベキコトナル。財政上ノ觀點ヨリシテハ賣却政策ノ賢キコトガ爭ハレナイトイフテ居ル。⁴⁴⁾

(二) 否定的論據

(A) 根本的ノ否定論據——官業ハ政治ト一致セズトイフコト

政府ハ政治スヘク營利ヲ爲スヘキモノテナイトイフコトハ原則トシテハ正シイ其意味ハあだむすみすノ商人ト君主トノ兩資格ホト兩立シナイモノハナイ (No two characters seem more inconsistent than those of trader and sovereign.)⁴⁵⁾ トイフニ歸スル。(註一四) 其理由ハ(1) 主トシテハ官業カ私人ノ競争者タルヘキモノニ與フル壓迫力不都合トイフニ在ル。即チ人民ハ營利ニ依ツテ生活スル。政府ハ此上ニ立ツテ政治スヘキモノテアル。政府ハ人民ノ營利ノ外ニ立ツテ其營利ヲ助成シ又監督シ、(註一五) 隨フテ人民間ノ利害ノ衝突ヲ調和スヘキモノテアルノニ、自ラ營利ヲ計リテ、人民ト競争ヲ爲シ、人民ヲシテ競争ヲ困難ニ感セシメ(註一六) 以テ人民ノ營利ヲ狭メ往々ニシテハ又之ヲ政府ノ獨占ト爲シテ人民ノ營利ノ存立ヲ奪フニ至テハ、政府ノ本分ヲ全フセサルモノテアル。(註一七) 斯クテ人民ヲシテ政府ヲ嫌惡セシメ、治者ト被治者トノ間ニ反感カ生スルコトトナリ、(註一八) 政府獨占ノ場合ニハ箇

45) Bastable, l. c. p. 193.

46) Adam Smith, Wealth of nations. B. V. ch. II. pt. I.

38) Umpfenbach, Finanzwissenschaft. S. 349.

39) Bastable, l. c. p. 195. 196.

40) Beaulieu, l. c. p. 94.

41) Roscher, a. n. O. S. 164.

42) Adams, l. c. p. 262.

43) Borgh, a. n. O. S. 55.

44) Nitti, l. c. p. 243.

人ノ自由ヲモ抑制スルコトトナル。(註一九)孰レモ政治ノ努メテ避クヘキモノヲ爲スコトトナル(2)次キニハ官業ヲ爲セハ政府カ物又ハ勤務ノ需要者カラ非難ノ標的トナルカ、其カ避クヘキコトデアルドイフノテアル。例之鐵道ニツイテ曰ヘハ、官業デアルト賃率、列車排置、取扱振等ニツキ政府カ苦情ヲイハルルコトトナリ、廳カテハ其カラシテ政治ノ基礎ヲ危フスルコトニモナル。(註二〇)(3)更ラニ官業ニテハ政府カ其使用人勞働者トノ間ニ争ヲ生スルコトトナリ、此ニモ治者カ被治者相互ノ間ノ争ヲ調訂スルノテナクテ、自ラ争ノ渦中ニ投シテ其當事者トナル。其カ良クナイトイフノテアル。(註二一)

(註一四) ぶあいふあーハあだむすニ基キ、良キ治者タルコトト良キ營業者タルコトトハ一致スヘカラザル條件デアルトイヒ、其例トシテ英國東印度會社ヲ引キ、其商業的精神カ良ク統治スルコトヲ不能トシ、其後ハ其統治活動ガ其營業ヲ満足ナル方法ニテ營ムコトヲ不能トシタトイフテ居ル。あだむすモ收入ノ爲メノ政府事業ノ減退ノ傾向ハ賞讃ニ値スト信セラルル。近世政治哲學ノ假定ハ收入ノ爲メノ公營業又ハ法律上ノ獨占ニ反對スルトイフ^{C49)}

(註一五) ギョーヨーハ曰ク、事業ノ運轉ハ本來私企業ニ適シ、事業ノ監督ハ國家及自治體ノ相當ナル機能デアルト^{O49)}

(註一六) ギョーヨーハ曰ク、私人ノ盡力ハ、政策ヲ使用シ場合ニヨツテハ裁判所ヲモ使用シ得ル競争者(政府)ニ對シ、競争ヲ困難ニ見出スト^{C50)}

(註一七) べるぎうスハ曰ク、多少獨占的ニ營マルル所ノ國家營業ハ不當ニシテ有害也。何トナレバ政府ハ人民ノ營業心ヲ掩護スルトモ、制限スヘキモノテナイカラト、ふなつけハ曰ク、國家企業ハ私人ノ企業心ト並行シテ存在スルヲ要スル。之ト競争スルタケデハ、私企業心ヲ害ヒ、之ニヨリテ國家ノ性質及目的タル經濟上ニ於ケル凡ヘテノ人々ノ幸福ノ増進ヲ計ルコトニ反スルコトトナル。隨テ國家ニハ概シテイヘハ工業的企業ヲ營ムコトヲ許スヘカラストイフコトトナル⁵²⁾

(註一八) ぶあいふあー曰ク、國家カ其人民ト競争ニ進ムトキハ、人民ヲシテ國家ヲ嫌惡スル念ヲ生セシメ、治者ト被治者トノ間ノ反對ノ感知ヲ増長セシムルト⁵³⁾

(註一九) ぶあいふあー曰ク、政府ノ獨占トナレハ、箇人ノ自由行動ノ制限トナル故、正當ナル限界ヲ超ユルモノトナルト、ギョーヨーハ曰ク、公共獨占ハ競争ヲ破壊スルコトニヨツテ自主ノ精神ヲ殺スノテアル。其終局ノ結果ハ産業昏睡デアルト⁵⁴⁾

(註二〇) ぼーリョーハ曰ク、國家カ賃率、列車組織ニツキ非難苦情ノ衝點トナルコトハ不得策デアル。此カ政府ニ對シテ不平反對ヲ無益ニ増加スルコトトナツテ、集中の行政ノ國ニ於テ政府ノ不動ノ大ナル障壁ノ一トナルト⁵⁶⁾

(註二一) ばすてーぶるハ曰ク、國營業ノ避クヘカラサル結果ハ國家ト其使用人トノ間ノ不満足ノ可能テアツテ、恐ラクハ此カ同盟罷工ニモ進ムコトトナル。公權力ノ場合ニ於ケル地位ハ困リタルモノデアル。秩序及公平ヲ維持スヘキ政府カ其當事者ノ一方トナルト⁵⁷⁾

此非難ハ洵ニ有力ナルモノデアル。之ヲ排除スルノニハ或ハ(1)全然官業ヲ止メルノ外ナシトモイハルルガ、其場合ニモ前記ノ如ク公益上特別ノ理由アルモノハ許サルトシテ、

51) Bergius, Grundsätze der Finanzwissenschaft S. 206.
 52) Vocke, Die Grundzüge der Finanzwissenschaft, S. 34-5.
 53) Pfeiffer, a. a. O. S. 95,
 54) Derselbe, ebenda.
 55) Guyot, l. c. p. 437.
 56) Beaulieu, l. c. p. 101.
 57) Bastable, l. c. p. 228.

47) Pfeiffer, Die Staatseinnahmen. I. S. 95.
 48) Adams, l. c. p. 273.
 49) Guyot, l. c. p. 269.
 50) Guyot, l. c. p. 431.

或ハ(2)却ツテ反對ニ一切ノ企業ヲ政府ノ手ニ收ムルコトトスルノガ夫ノ非難排除ノ一方法
 カモ知レナイ。斯クナレハ政府ト企業者トガ一致シ、今日ノ所謂企業經營カ政治トナリ、
 此ニ達スル過渡ノ時代ニハ苦情モ起ラウガ、慣ルルト、人民ニ特別ナル心理狀態カ生シ、
 官業カ行ハレテ居テモ、今日ノ如キ分裂的ナル對政府反感ハ起ラスシテ新シキ共同的ナル
 道義心カ生スルコトトモナルデアラウ。(註二二)(3)併シ其カ到底容易ニハ行ハレナイトスレ
 ハ矢張り官業ハ出來ルダケ制限スル。公益上ノ理由アルモノニ限ル位ノ處ニ歸ル外ハナイ
 特ニ此際動モスレハ財政收入ノ爲メニ利用サル傾ノ大ナル夫ノ鐵道ノ如キニ於テ、此公
 益上ノ理由ニ相應シタル經營法ヲ採ルコトヲ獎メナケレハナラヌ。一體鐵道ハ經濟以外、
 軍事政治社會文化一切ノモノニ汎汎ナル影響ヲ有シ、經濟上ニハ國內ノ凡ヘテノ個人財產
 ノ一般的價值ノ基礎トナリ、隨フテ本來私人ノ私有財產ニ屬スヘキモノデナク、又國庫ノ
 利益ノ爲メニ使フヘキモノデモナク、專ラ公益ノ爲メニ有タルヘキモノテアツテ(註二三)而
 モ政府ニテモ經營ノ比較的容易ナルノ故ニ(註二四)政府ノ有トセラルヘキモノテ、隨フテハ
 之ヲ管理スルノニ營利主義ニ依ラス、手数料主義ニヨツテ(註二五)賃率ヲ定メ、全體上其費
 用ヲ償フヲ以テ甘ニスル位ニスルナラハ、最早此鐵道ノ國營カ企業テハナク、寧ロ政治ヲ

爲シ居ルコトトナリテ、他方諸多ノ產業ハ出來ルダケ人民ニ任カサルトシテ、此等ノ產
 業ハ右ノ鐵道カ政府ノ手ニ在ツテ低キ手数料主義ニテ營マルル爲メ其營利ヲ有利トセラレ
 人民ノ企業ハ益々發達スルコトヲ得テ、原則上政治ト營利トノ衝突ナキヲ得ルコトトナル
 勿論之ニ依ツテモ私人ノ鐵道經營ヲ爲サントスル者即チ政府ノ競争者タルヘキ者ハ失望セ
 サルヲ得ナイテアラウカ、右ノ如キ方針ニテ鐵道ノ經營セララルルヲ見ルトキハ、彼等モ容
 易ニ諦メルコトカ出來ルコトトナルデアラウシ、鐵道勤務ノ需要者ノ苦情モ少クナリ、使
 用人トノ間ノ争ハ多少殘ルカ、此ハ一般行政ノ範圍ニモ多少ハアル所テ、此位ノ事ハ已ム
 ヲ得ナイトスル外ハナイ。

(註二二) 尤モぼるぐとハ公營業カ私經濟的行爲ニ十分ナル活動區域ヲ許ササル程ニ擴張スルコトハ不當ナリトイ
 フ。⁵⁸⁾

(註二三) へつけるハ曰ク、國有鐵道ノ固有ノ經營ハ交通方便ノ公共的性質ニ適フト。⁵⁹⁾すたいんハ曰ク、各ノ一般
 的交通方便ハ其ノ本質ハ公共的テアル。交通ハ全國民經濟ノ内部ニ於テ凡ヘテノ個人財產ノ一般的價值ノ基礎ナ
 ルノ故ニ、此カ方便ハ全體ノ國民經濟的發達ノ絕對ノ前提テアル。此故ニ此カ其本質上、私有財產ニモ國家財產
 ニモ屬スヘカラスシテ、公共財產トシテ現ハルト。⁶⁰⁾

(註二四) (イ)鐵道ノ如キハ經營ノ比較的容易ナルモノテアル。例之ういどふえるとハ、各種ノ經濟的事業カ公共
 團體ニヨリ適當ニ經營セララルルヤハ事業ノ性質カ旅客運輸等ノ如ク一定ノ範例ニヨリ經營セララルルヤニ係ルトイ

58) Borght, a. n. O. S. 47.
 59) Heckel, a. n. O. S. 343.
 60) Stein, a. n. O. S. 236-7.

フ⁽⁶¹⁾併シバ⁽⁶²⁾リ⁽⁶³⁾ハ鐵道經營ハ郵便電信ノ其ノ如ク簡單ナモノテナイ。而シテ大ニ復雜ナル公共勤務ニハ箇人又ハ會社カ國家ヨリモ選マレナケレハナラヌトイフコトヲ附説スルヲ得トイフテ居ル⁽⁶⁴⁾。カ此ハ過言テアル。

(註二五) さつにくすハ國有鐵道ニ於テハ一般享樂財產原則ニヨツテ管理スルコトハ問題トナラヌ。隨ツテ夫ノ三ノ共同經濟の原則ノ中ノ殘ノ二ノモノノ間ノ選擇アルノミトイヒ⁽⁶⁵⁾。手数料原則ハ唯々全體ノ費用ノ充足ノミヲ努ムルノニ⁽⁶⁶⁾或ハ其一部ノ補助原則ニ從フテ⁽⁶⁷⁾企業原則ハ受領者ニ對スル各箇ノ給付ノ價值ニ從テ其給付ノ價格ヲ定ムルトイフ⁽⁶⁸⁾。而シテすた⁽⁶⁹⁾ハ曰フ國家ノ凡ヘテノ企業ニテハ(國家ハ唯々其行政的活動ノ條件及部分トシテ現ハルル企業ノミヲ初ムルヲ得)營利及財政上ノ收益ノ觀察點ハ全ク從屬的ノモノト認メラレナケレハナラヌ。國家ノ凡ヘテノ營業的設備ハ其財政上ノ成績カ財政上ノ利拂ヲ作ルコトノ代リニ、手数料支拂ニ基クカ如クニ制定サレナケレハナラヌ。而シテ此手数料ハ國家經濟的利益カ之ヲ要求スルナラハ、財政上斯カル企業カ手数料收入ニ對シ損失ヲ以テモ活動スルカ如クニ定メラレナケレハナラヌ⁽⁷⁰⁾。

(B) 技業的ノ否定論據

(イ)官業ノ經營カ放漫ニ流ルル傾アルコト

即チ官業テアルト、民業カ政府ノ監督ヲ受クルト異ツテ、政府ノ上ノ政府ナク、其上ノ監督者ナク、隨テ其經營カ放漫ニ流ルルノ傾ナシトイフヲ得ナイ^(註二六)。トイフ非難カアルガ、此ハ別ニ大シタ非難テハナイ。(1)論者ハ政府ノ上ノ監督者ナシトイフケレトモ、實際其上ニ議會及輿論ノ監督カ行ハレ得ルシ、(2)加之獨逸ノ鐵道ノ如ク、特別ナル監督機關ヲ設クル

コトモ出來ルカラ、其ンナニ此點ニツキテ心配スルニハ及ハヌ。

(註二六) わぐな⁽⁷¹⁾ハ曰ク、管理上餘リ獨立過クルコトトナルトイフ非難ハ必スシモ不當テハナイト⁽⁷²⁾

(ろ)官業カ政府ノ勢力ヲ大ニシ(註二七)政治ノ腐敗ヲ齎ラスコト(註二八)

即チ先ツ(1)官業カ政府ノ力ヲ餘リニ強大ナルモノトシ、政治ヲシテ官業ニ於ケル地方利益ヲ餌トシテ我儘ナル政治ヲ行ハシメ^(註二九)政治家ノ野心ヲ增長サスルコトトモナル^(註三〇)
(2)人民ハ又政府ニ對スル賣買者トシテ^(註三一) 使用人トシテ官業工場鐵道等ヲ建テラルル地方民トシテ政府ヨリ得ル所アラントシテ之ニ媚フルコトトナリ、人民ノ政治上ノ獨立心カ傷ハルルコトトナル^(註三二)
(3)役人ハ人民ヨリ請託ヲ受ケ^(註三三)議員モ人民カ地方利益ヲ代表スル者ヲ選ムコトトナリテ、^(註三四)彼ハ議員トシテ自由ニ公平ニ言動スル能ハサルコトトナリ、更ラニハ他ノ方面ヨリ買收サルルコトトナルノ危險モ伴フ。斯ノ如クニシテ結局國民ノ政治上ニ於ケル正義觀念カ消磨サルルコトトナル^(註三五)併シ此等ノ弊害ハ(1)教育、官業事項ノ公表、議會及特ニ輿論ノ監督、役人給料ヲ高クスルコト等ニヨツテ多少ハ救済サルルコトカ出來、^(註三六)(2)民業ノ場合テモ、特ニ鐵道ノ如ク大會社營トナル傾アルモノテハ、此會社カ政治上ノ大勢力トナツテ政治ヲ腐敗スルシ^(註三七)、又鐵道敷設等ノ爲メノ地方民

66) Wagner, a. a. O. S. 694.
67) Wagner, eb. nda.
68) Wagner, ebenda.
69) Wagner, a. a. O. S. 693.

61) 東亞經濟調查局・官營事業ト私營事業 11.
62) Beaulieu, l. c. p. 101.
63) Sax, Die Verkehrsmittel in Volks-und Staatswirtschaft. II. Die Eisenbahnen. S. 223.
64) Derselbe, ebenda. S. 224.
65) Stein, a. a. O. S. 219.

ノ運動隨テ鐵道理事者ノ腐敗(此場合ニハ一ノ政治問題テハナク、一ノ社會問題テハアルカ)ハ此民業ノ場合ニモアルカラ、夫ノ非難ヲ以テ官業ニ於ケル特段ナル重大非難トイフコトハ出來ナイ。

(註二七) えーべるひハ曰ク、國有鐵道ノ實行ハ政府ノ力及勢力ヲ大ニ強ムルコトナルト、えぶべりーハ曰ク、國家力鐵道ノ管理ヲ爲ス國テハ、國家ノ役人ノ數カ多クナリ、官僚ノ勢力カ頗ル大トナラナケレハナラヌト⁷⁰⁾

(註二八) ぎゆーよーハ曰ク、政府及自治體カ其機能ヲ増加シ、經濟的事業ヲ爲セハ爲スホト、腐敗(こらぶしな)ノ機會カ増加スルテアラサト⁷²⁾

(註二九) ぶあいふあーハ曰ク、官業ニヨリ、選舉又ハ其他ノ國民意思ノ表示ニ於テ影響ヲ與フルコトカ政府ニ容易トナルト⁷³⁾ ぼーりゆーハ鐵道ニツイテ曰ク、鐵道ノ國營カ權力ヲ有ツ人ニ腐敗ノ手段ヲ與フルコトトナル。自由ナル選舉隨テ一般ニ自由ハ、鐵道カ國營ナル國ニテハ危機ニ瀕セシメラルト⁷⁴⁾

(註三〇) ぎゆーよーハ曰ク、政治上ノ野心カ斯カル官業案ノ親石テアルト⁷⁵⁾ 又曰ク、自治體及國家企業ノ背後ニアル動機ハ通例其首唱者トシテノ政治的又ハ行政的勢力テアルト⁷⁶⁾

(註三一) わぐなーハ國有鐵道ニツキテ曰ク、鐵道ノ爲メニ働ク所ノ營業者荷主力或從屬ヲ生シ、此カ政治上疑問トナルト⁷⁷⁾

(註三二) わぐなーハ曰ク、國有鐵道制度ハ政府ニ對スル人民ノ政治上ノ獨立ヲ危フスル。何トナレハ鐵道ヲ得ンカ爲メニ、或地方又ハ或場所カ政治上從順トナラナケレハナラヌ。又從順トナルカラテアル。國家ノ役人及代議士ノ健全モカ容易ニ鐵道ヲ希望スル者ノ爲メニ侵サルルコトトナルト⁷⁸⁾

70) Eheberg, a. a. O. S. 97.
71) Avobury, Staat und Stadt als Betriebsunternehmer. S. 115.
72) Guyot, l. c. p. 423.
73) Pfeiffer, a. a. O. S. 101.
74) Beaulieu, l. c. p. 101. 103.
75) Guyot, l. c. p. 39s.
76) Guyot, l. c. p. 15.
77) Wagner, a. a. O. S. 692.
78) Wagner, a. a. O. S. 693.

(註三三) ぎゆーよーハ誓相みけーるノ言ヲ引イテ曰ク、鐵道カ帝國ノ物トナリ、帝國議會カ鐵道ノ貨率ヲ定ムル權ヲ有ツコトトナレハ、腐敗カ生シ、選舉民ハ國民全體ノ利益ヨリハ地方的利益ヲ計ル代議士ヲ選ムコトトナルテアラサト⁷⁹⁾

(註三四) ぶあいふあーハ曰ク、之ニヨリ國民ノ正義感情及道義的觀念カ進メラレナイト⁸⁰⁾

(註三五) わぐなーハ曰ク、大鐵道會社カ容易ニ憂慮スヘキカヲ得テ、國家ノ内ニ國家ヲ作ルコトトナルト、えーべるひハ曰ク、大會社カ大ナル勢力ヲ有チ、其濫用ノ危険カアルト⁸²⁾ かいづるニ至テハ此カカ政府ニ在ル方カ、夫ノ私人而モ少數人ノ手ニ在ルヨリモ一層良シトイフテ居ル⁸³⁾

は官業カ人民ノ獨立自主心ヲ消磨スルコト

即チ官業カ行ハルルタケ人民ヲシテ役人階級ニ入ラシメ(註三六) 彼等ニ獨立自主ノ念ヲ消磨サセ(註三七) 艦カテ彼等ノ活動元氣ヲ喪失サスコトトナリ、國運ノ發展ヲ妨クルコトトモナル。之ヲ防クノニハ役人トナツテモ獨立自主心ヲ失ハヌヤウナ精神教育ヲ施セハ良イトモイハルル。勿論其實績ヲ擧クルコトハ困難テアラウカ、然リトテ此カ全然望ミナシトイフコトモ出來ナカラウ。

(註三六) ぶあいふあーハ曰ク、官業カ役人即チ政府ニ從屬スル人ノ數ヲ増加スト⁸⁴⁾ ぼーりゆーモ亦曰ク、餘リニ多クノ使用人ヲ使ヒ、政府ノ從屬者ヲ多ク作ルコトハ不得策テアルト⁸⁵⁾

(註三七) えぶべりーハみるノ言ヲ引イテ之ニヨリ自由カ名ノミトナルトイヒ⁸⁶⁾ みるハ營業生活カ人民ノ實際教育

79) Guyot, l. c. p. 423.
80) Pfeiffer, a. a. O. S. 102.
81) Wagner, a. a. O. S. 692.
82) Eheberg, a. a. O. S. 97.
83) Knizl, a. a. O. S. 65.
84) Pfeiffer, a. a. O. S. 101.
85) Beaulieu, l. c. p. 101.
86) Avobury, a. a. O. S. 10.

ノ重要ナル部分也トイフテ民業ノ長所、隨フテ官業ノ短所ヲ説ク所テアル。

第二段 生産政策ヨリ見タル官業

官業ヲ政治上ヨリ觀察シタル後ハ、之ヲ經濟上特ニ先ツ生産政策上ヨリ觀察スルコトカ肝要テアル。此ニモ肯定否定ノ兩觀點カアリ、肯定ハ主トシテハ給付ノ品質ノ良好ヨリ來リ、否定ハ主トシテ費用ノ割合ニ多大ナルコトト、對外活動ノ困難ナルコトトニ係ル。費用ノ點カラシテ肯定トナルヘキ論點モアルカ、此ニ於テハ否定的論點ノ方カ重キヲ成ヌヤウテアル。テ此生産政策上ヨリシテハ、事業カ對外的ニ活動スルモノタラサルコトト、仕事ノ運營カ簡單テ外界ノ推移ニヨリ動搖ヲ受クルコトノ少キモノタルコトト(註三八)カ官業タルニ必要ナル條件トナル。即チ今日ノ世界的ニ活動シ仕事ノ複雑ナル普通ノ事業ニハ民業ノ方カ良ク、對内限リテ仕事ノ簡單ナル事業ニテモ必スシモ官業ノ方カ有利トハイフコトカ出來ル、此ニ在テモ官業カ民業ト競争スルコト往往ニシテ困難テアリ、漸ク官業ヲ法定獨占トスルコトニヨツテ命脈ヲ保ツコトヲ得ル次第テアル(註三九)テ實際生産政策上ニハ官業ノ否定ヲ爲スノカ通説テモアル。(註四〇)下ニ項ヲ分ツテ細説シヤウ。

87) Mill, Principles of political economy. B. V. ch. XI. §. 6.

(註三八) かいづる曰ク、所謂私經濟的企業ニマテノ國家ノ能力ハ、特ニ生産行為カ簡單ニ變動少ク、常ニ監査ノ出來ル仕事ヨリ成リ、景氣ノ動搖ノ觸レサルタケニテハ大イトほるぐとモ曰ク、公營ハ夫ノ急速ニ大ニ變動スル所ノ市況ノ急速ナル捕捉ニヨリテノミ、又多様ニシテ動搖スル所ノ嗜好ノ方向ニ適應スルコトニヨリテノミ成績ヲ擧クヘキカ如キ行為ニハ適當シナイト⁸⁹⁾いどふえるとモ亦タ、各種ノ經濟事業カ公共團體ニヨリテ適當ニ經營セラルルカハ事業ノ性質カ旅客運輸ヤ、給水事業等ノ場合ノ如ク、一定ノ範例ニヨツテ經營セラルルヤニ係リ――又官業ハ郵便電信造幣煙草專賣、貯金事務等ノ如ク其業務方法ノ容易ニ一定ノ法則ニヨツテ定メラルルモノニ適スルトイフノテアル。⁹⁰⁾

(註三九) ろつしあーハ曰ク、國營業カ十分發達シタル私競争ニ堪ユルコトハ非常ニ稀テアル。立法者カ彼等ニ獨占ヲ許スコトニヨリテノミ彼等カ維持シ得ヌト⁹¹⁾

(註四〇) (い)大抵ノ學者ハ此觀點カラ官業ノ不利ヲ説ク。例之、らうハ曰ク、經驗ハ政府カ工業ヨリシテ、此ニ使用シタル資本ノ割合ニ小ナル利得ヲ擧ルコトヲ證スルト⁹²⁾べるぎうすモ亦曰ク、經驗ニ依レハ政府カ其役人及其他ノ機關ニヨツテ國家ノ計算ノ爲メニ營メル工業ハ、小ナル利益又ハ無利益又ハ損失ヲ生シタルコトヲ示スト⁹³⁾ぼーりゆーハ曰ク、國家カ通例不成績ナル工業者タルコトハ争フコトヲ得ナイ。國家カ紡績所ヲ起シ、織物屋トナリ、鐵工所ヲ起スコトハ愚ナルコトテアル。併シ諸多ノ經驗ニ依レハ、國家モ處理ノ簡單ナル或工業ハ大シダ弊害ナクシテ行ヒ得ルヤウテアル。例之、煙草製造業ノ如シト⁹⁴⁾ぶあいふあーハ曰ク、國家カ不良ナル經濟者タルコトカ證明サレタトスレハ、斯ノ如キ營利源ノ利用ヲ各個人ニ任カスコトカ一般ノ利益カライフテ其義務テアル。何トナレハ之ニヨリテ一般ノ財ノ生産カ増加セラレ、國民ノ幸福カ急速ニ増加スルカラト⁹⁵⁾ぎゆーハ曰ク、一八七八年ニ伊太利ニテ國有鐵道審査委員會カ出來、一八八一年ニ報告ヲ出シタ。之ニ依ルト、國家ハ自ら

88) Kaizl, a. a. O. S. 12.
 89) Borcht, a. a. O. S. 46.
 90) 東亞經濟調查局 前出 II.
 91) Roscher, a. a. O. S. 153.
 92) Rau, Grundsätze der Finanzwissenschaft. 5 Aufl. I. S. 211.
 93) Bergius, a. a. O. S. 205.
 94) Beulien, l. c. p. 93.
 95) Iffer, a. a. O. S. 97.

運轉シテハナラズ。何トナレハ國家カ私企業ヨリモ一層小費用ニテ一層大效果ヲ舉ゲ得ル仕事ハ頗ル尠少テアルカラトアルト。⁹⁶⁾更ラニだんハ國營鐵道カ民營トナツタ爲メニ一層有利トナリ、反對ニ民營カ國營トナツタ爲メニ不利トナツタ諸例ヲ舉ク。即チじよるじお州カ以前ウえすたーん、えんど、あとらんちつく線チ年々ノ損失ニテ運轉シタノニ、之チ會社ニ貸下テ以來、有利ニナツタ。——又佛蘭西ニテハ一九〇八年ニ西部鐵道カ政府ニ移ツタカ、一九〇八年ト一九一二年トテハ總收入ハ一二、%ノ増加テアルノニ、營業費ハ五〇、%ノ増加チ示シテ居ル此間ニ何等勤務上ノ改良ナク、ムジロ此カ劣惡トナツタ。又斯ノ如ク大キナ運轉費ノ増加ハ佛蘭西ノ五大私營鐵道ニハ起ラナカツタ。——更ニ伊太利ニテハ一九〇五年間ノ私營ハ下ニ於ケル鐵道ノ平均運轉費ノ總收入ニ對スル割合ハ六七、五%テアツタノニ、一九〇五年ニ政府營トナルニ至テ、一九〇七—八年ニハ重大ナル運賃ノ變更ナクシテ、右ノ割合カ八二、六%トナリ、一九〇九—一〇年ニハ七七、三%、一九一〇—一一年ニハ八〇、三%トナツタト。⁹⁷⁾

ろ)獨リふむつけハ生産ノ立場カラ國營ノ不利テナイコトヲ説イテ居ル。曰ク、昔チハ國家ハ私企業者ヨリモ一層高價ニ而モ不良ナル物チ生産ストイフ非難カアツタカ、今日ハ當ラサルコトトナツタ。最良ノ人力ハ私勤務ヨリモ國家勤務チ選ムコトトナリ、資本力ニツイテモ、國家ハ其ノ殆ント無限ナル信用ニヨツテ他ノ企業者ヨリモ有利ニ得ルコトトナツタト。⁹⁸⁾

一) 肯定的論據

(A) 給付ノ品質及供給量ニ關スルモノ

(i) 給付ノ品質ノ良好ナルヲ得ルコト——民業テアレハ經營カ營利ヨリ打算サルルカ

ラ、間間粗惡ナル給付ヲ爲スコトトナルノニ、官業テアレハ公益ヲ尊重シテ優良ナル給付ヲ爲ス傾カアル。特ニ此事ハ貨幣鑄造ノ如キニ於テ最著シイ。鐵道ノ如キニ於テモ國營ナルニヨリ初メテ統一カ完全ニ行ハレ、(註四一)隨ツテ此統一制度ノ下ニ給付カ一層迅速正確簡單ナルヲ得ルコトトナル。(註四二)特ニ官業テアルト此カ獨占トナツテモ、民業ニ於ケル獨占ノ如ク濫リニ價ノミ高クシテ之ニ對シ不相當ニ惡シキ給付ヲ爲スカ如キコトハ少ク、萬一官業ニ於テ不相當ニ高キ價カ要求セラレテモ、其ニヨツテ得ラルル利益ハ他ニ公益上有益ニ使用セラルルコトトナルカラ恕スルニ足ル。此事ハ交通業ノ如ク獨占的傾向アルモノニ於テハ頗重要ナル點テアル。尤モ官業テアルカラトイフテ、必スシモ常ニ一層安ク優良ナル給付カ爲サルルト限ラス、(註四三)間々不親切橫暴等ノ非難ヲ聞ク所テハアル。又民業ト雖モ高價ニ不良品ヲ供スルトイフコトニハ自然的ノ制限モアリ、且ツハ交通等ノ如ク公益ニ關スルコトノ重大ナルモノテ而モ獨占トナル傾アルモノニ對シテハ、政府ノ特段ナル監督モ行ハレ、其上ニモ輿論ノ監督モ行ハルル所テアルシ、且ツ若干ハ教育ニヨリテ公益尊重ノ念ヲ厚クセシムルコトモ出來ル。夫ノ英國ノ鐵道カ私營ナルニ拘ラス、國營ニ傾キタル大陸ノ其ヨリモ一層列車運轉度數多ク、速力大ニ、賃率安ク、(註四四)事務員靜カニ

96) Guyot, l. c. p. 78.
 97) Dunn, l. c. pp. 145, 146, 148.
 98) Voelke, a. a. O. S. 34.

禮讓アリ親切也トイハルルニ依ツテ見ルモ、民業必スシモ不良トイフコトノ出來ヌコトヲ證スル。併シ斯ノ如キハ畢竟英國國民ノ強キ自制心ト健全ナル輿論トニ係ルモノテ、必スシモ他國ニテ之ヲ望ムコトヲ得ヌ。

(註四一) ぼーりゆーハ曰ク、國家ノミカ統一アリ合理的ナル經營ヲ齎ラスコトヲ得ルト。へつけるハ曰ク、國有鐵道ノ固有ノ經營ハ——鐵道制度ノ統一——管理ノ計畫的ナルコトニ適フト。而シテえーべるハ曰ク、公益ハ凡ヘテ交通制度ノ統一的計畫ニ從テ立テララルコトヲ要求スト。

(註四二) えーべるハ曰ク、發展シタル交通網ニ於テ、諸多ノ獨立セル管理ニ經營事務ノ分散スルコトハ、給付能力ノ十分ナル利用ヲ不可能トスヘク、費用隨テ運賃ノ大ナル騰貴、經營ノ緩慢等ヲ生スルト。

(註四三) れーばーノ研究ノ結果ニ依レハ、鐵道ノ官營ハ特ニ優良ナル勤務ヲ供シナイ。其貨物勤務ハ特ニ能率ヲ缺イテ居ル。——特ニ安クモナカツタト。だんハ曰ク、經驗ニヨレハ通例、重ナル私設鐵道力重ナル國有鐵道ト同丈ノ十分ナル旅客利便ヲ供シ、貨物勤務ニツキテハ稍大ナル利便ヲ供スル。——獨逸ノ國有鐵道ノ貨物勤務ハ英國ノ私有鐵道ノ其ヨリモ殆ント凡ヘテノ點ニテ劣ツテ居ル。——旅客列車ノ平均速度ニツキテハ、英國ハ他國ヨリモ大テ、佛國ノ私有鐵道力歐羅巴ニテハ之ニ次キ、獨逸ノ國有鐵道ハ第三位ナル。——得ラルヘキ證明ハ政府鐵道力全體上、私有鐵道ヨリモ一層、賃率ヲ安クスルコトニ傾クコトノ主張ヲ支持シナイ。

(註四四) きゆーよーハ曰ク、英國ニ於ケル運送費ハ鐵ノ生産費ノ一〇、%ニ當ルノニ、獨逸ニテハ其カ二三、%ニ當ルト。

(ろ) 給付ノ供給量ノ適當ナルヲ得ルコト——即チ民業テアルト、營利ヨリ打算シ、之

ニ合ハナケレハ假令全體上必要テアツテモ顧ミナイ。又他方投機ニ支配セラレテ時ニ有要ナモノヲ作ラサルト同時ニ、往々ニシテ不要ナルモノヲ作ルノニ、官業テアレハ全體上有要ナルモノハ公益ヨリ判斷シ投機ニ左右セラルルコトナクシテ、規則正シク作ルコトナル。(註四五) 特ニ鐵道ニ在テハ鐵道網ノ普及、(註四六) 軍事上必要ナル線路ノ敷設、不利線ノ敷設カ官業テアルト一層容易テアル。不利益線ノ敷設ハ政府ノ有スル他ノ有利線トノ相殺ニヨツテモ行ハレ易イ。(註四七) 製鐵所兵器製造所ノ如ク有要ナルモノモ、少クトモ民間ニテ技術及資本ニツキ之ヲ營ムタケニ成熟セサル時代ニハ、政府直營トスルノ外ハナイ。(註四八) 但シ今日ノ進歩シタル工業國ニテハ此必要ハ甚少イ。(註四九) 尤モ官業ニテモ必スシモ公益上ノ必要ヲ精密ニ打算シナイテ作り、又ハ作ラナイ。即チ政府及議會ノ恣意ヨリ又ハ政略上ヨリ決定セララルルコトカアル。(註五〇)

(註四五) えーべるハ曰ク、株式會社ハ、大ニ金融市場ノ狀勢ニ係リ、投機熱ノ盛ナル時ニノ私企業力之ニ干與シ、其下ニ於ケル鐵道網ノ發達ハ飛躍的テアル。反之國家ハ其大信用ノ爲メニ金融市場ヨリ獨立テ、隨テ一層恒久的且均等的ナル發達ヲ遂グルコトヲ得ルト。わぐなーハ曰ク、私有鐵道ノ建設ハ國有鐵道ノ建設ヨリモ一層多ク、金融市場ノ當時ノ狀況ニ係リ一層大ナル範圍ニ於テ特ニ唯々回期的ニ投機時代ニ行ハルル。何トナレハ此時ニ株式ニ於ケル相場利用が一層盛ニ之ヲ誘惑スルカラト、へつける亦曰ク、國有鐵道ノ固有ノ經營ハ——其金

108) Ehoberg, a. a. O. S. 96.
109) Wagner, a. a. O. S. 673.

99) Avebury, a. a. O. S. 115-6.
100) Reulieu, l. c. p. 100.
101) Heckel, a. a. O. S. 343.
102) Ehoberg, a. a. O. S. 98.
103) Wagner, a. a. O. S. 687.
104) Ehoberg, ebenda. S. 98-9.
105) Guyot, l. c. p. 123.
106) Lunn, l. c. pp. 203, 213-4. 220. 302.

107) Guyot, l. c. p. 67.

融市場及取引所ヨリノ獨立——ニ適合スルト¹¹⁰

(註四六) だんニ依レハ一九一〇年二一〇〇平方哩ニツキ鐵道線路ノ哩數¹¹¹

| | |
|----------------------------|-------------------|
| 政府有ノ主トシテ行ハルル國 | 民有ノ主トシテ行ハルル國 |
| 白耳義 | 合衆國ノ第二類(西歐ニ等シキ地方) |
| 瑞 西 | 英 國 |
| 獨 逸 | 佛 國 |
| 埃 旬 | 瑞 典 |
| 伊 太 利 | 西 班 牙 |
| 諾 威 | |
| 人口一萬ニツキ線路哩數 ¹¹² | |
| 瑞 西 | 瑞 典 |
| 諾 威 | 合衆國第二類 |
| 白耳義 | 佛 國 |
| 獨 逸 | 英 國 |
| 埃 旬 | 西 班 牙 |
| 伊 太 利 | |
| 諾 威 | |

(註四七) わぐな一ハ曰ク、國家カ全鐵道ヲ引受クルナラハ、彼ハ統一アル計畫的ノ鐵道ヲ計畫スルコトカ出來ル。不利線ヲ有利線ノ利益ニ依テ負擔シ、全國ニ一層完全ニ而モ一層平等ニ鐵道ヲ備ヘルコトカ出來ルト。¹¹² ろつしわ一ハ曰ク、大ナル運送企業ノ國營ニ有利ナルコトハ、交通多キ地方ヨリノ利益ニ依ツテ邊鄙ナル區域ヲ加フルコトヲ容易トスルコト、當該運送企業ノ計畫的擴張ヲ可能トスルコトアルト。こゝハ曰ク、利益ノ見込少クシ

110) Heckel, n. a. O. S. 343.
 111) Dunn, l. c. pp. 184. 185.
 112) Wagner, n. a. O. S. 673.
 113) Roscher, n. a. O. S. 161.

テ私的企業ヲ誘フニ足ラサル田舎地方及連絡線ハ之ヲ一般(國家)ノ犧牲ニテ建設スルノ必要カ生スルコトナリ。斯クテ利益ヲ齎ラス所ノ私有鐵道ト損失ヲ生スル所ノ國有鐵道トノ對立カ同一國內ニ存スルコトトナル。此反對ハ右ノ兩者ヲ包括スル所ノ統一的國有鐵道制度ニヨツテ排除セララルコトヲ得ルト。えーべるひモ曰ク、國家カ、私會社ニ於テ最高ノ純益ヲ生セサルヘキ一定ノ計畫ニ從テ鐵道ヲ造リ、又ハ無收益ナル副線ノ建設ニヨツテ鐵道網ノ缺陷ヲ充タスコトヲ希望スルトキハ、國家ハ此私立會社ニ大ナル補助ノ補助金又ハ補助利子ノ形ニテ與フルコトトナルテアラウ。然ラサレハ、小收益ナルモ國民經濟上ノ理由ヨリ希望スヘキ線路ヲ、一般ノ方便(國費)ニヨツテ建設シ又ハ引受ケテ、而カモ他方收益アル線路ノ與フル利得ニ干與スル能ハサルコトトナルテアラウト¹¹⁵。ういどふえるとハ曰ク、私立鐵道會社ニ取リテハ毫モ收益ノ見込ナキ多數ノ不利益線モ、大規模ノ國有鐵道ニ於テハ容易ニ之ヲ敷設スルコトカ出來ルノミナラス、却ツテ幹線ノ運輸促進線トシテ間接ノ利用ニ供セララルト¹¹⁶。

(註四八) みるハ曰ク、共同事業ノ實行ノ幼稚ナル國ニテハ、大ナル資本ノ結合ヲ要スル事業ニハ政府之ニ當ルノ外ナイト¹¹⁸。ばすてーぶるハ曰ク、後レタル國ノ政府ハ一層進ンタ國テハ不必要ナル事業ヲモ直接ニ企ツルコトトナルヘキテアラウト¹¹⁹。

(註四九) かいづるハ曰ク、行政ノ此目的ハ今日ハ大部分無用テアル。何トナレハ今日ハ私的資本ノ十分ナル分重カアリ、且ツ直接國家經營ヨリハ他ノ設備(博覽會、博物館、學校、書物、鐵道)カ大ニ刺戟ト教育トヲ與ヘ又媒介スルカラテアルト¹²⁰。ぼるくとハ曰ク、舊時ノ模範工場ノ工業獎勵ノ目的ハ今日ハ最早問題トナラナイト¹²¹。

(註五〇) わぐな一ハ曰ク、線路ノ選擇ニ於テ、及其建テラルル時期ニ於テ、國家ハ往々ニシテ一方的ニ、或地方或場所ノ特段ナル利益ヲ顧慮シ、政府カ政黨上ノ目的ニ從ヒ、國民經濟上ノ利益カ此ニ於ケル標準トナラナイト¹²²。

114) Cohn, n. a. O. S. 223.
 115) Fheberg, n. a. O. S. 98.
 116) 東亞經濟調查局. 前出. 28.
 117) Roscher, n. a. O. S. 156.
 118) Mill, l. c. Bl. ch. IX. § 2.
 119) Bastable, l. c. p. 196.
 120) Kaizl, n. a. O. S. 10.
 121) Borghit, n. a. O. S. 56.

122) Wagner, n. a. O. S. 670.

えへるひハ曰ク、國家ハ鐵道網ヲ或ハ誤リタル節約ヨリ餘リニ少シク擴張シ、或ハ特別利益ノ代表者ニ對スル弱點ノ爲メニ餘リニ多ク擴張スル危險カアルト⁰¹²³

(B) 費用及價格ニ關スルモノ

(イ) 費用ニ關スルモノ

(1) 費用ノ小ナルヲ得ルコト——官業ニ於テ民業ヨリモ費用ノ一層小ナルヲ得ルノハ下ノ三點ニ依ルノテアル。第一ニハ(a)官業テアレハ民業ヨリモ資本及勞力、特ニ高級勞力(註五二)ヲ一層安ク利用スルヲ得ル。特ニ其資本ニツキテハ大體良財政ヲ有スル國家ハ、其國內ノ良會社ヨリモ一層有利ニ之ヲ借入ルルコトヲ得ル。(註五二)不良財政國ハ間々會社ヨリ劣ルコトカアツテモ、此時ニモ其國ノ會社ハ矢張り國ノ財政ノ惡影響ヲ受ケ、隨ツテ兩者ノ差ハ小ナルモノトナル⁰¹²⁴。而シテ其結果トシテ外國ヨリノ借入ニ係ル場合ニ官業テアル方カ其國ニ有利ナルハ明カテアル。國內ヨリ借入レタ場合ハ官業ナルカ爲メニ一層少キ利子カ資本家ニ拂ハルルコトカ有利カ否カハ、畢竟其安キタケノ金カ政府ニアル方カ利カ資本家タル人民ニアル方カ利カトイフコトニ歸着シ、其何レカ利カハ各場合ニヨリ異ルコトテ、一概ニ斷定スルコトヲ得ヌ。一方資本家ニ在ルトキハ、此カ更ナル生産的事業ニ向

123) Eshoberg, n. a. O. S. 96.

124) Wagner, n. a. O. S. 678.

ケラルルコト大ナル傾モアルカ、併シ間々單ニ奢侈ニ向ケラルルコトモアルシ、他方政府カ之ヲ濫用スルコトハアルカ、生産的ニ使フコトモアリ、少クトモ有益ニ使フコトハ多イ而モ此カ公益ニ關スルコト大ナルニ於テ、私人ノ奢侈ニ向ケラルルヨリ勝ルコトハ勿論、其生産的ニ利用セラルルニモ勝ルコトモ少クナイ。次ニ勞力ノ方ハ此カ外國ヨリ雇入レラルルノハ重要ヲナイ。此ハ稀ナルコトモアリ、斯カルモノニアツテハ官業テアルカ爲メニ特ニ安ク雇エルトイフコトハ、國內ノ場合ノ如ク著大テモナイ。而シテ國內ヨリ雇入ノ場合ニ至テハ其安イ方カ良イトイフコトハ爭フヲ得ナイ。此ニ安イトイフノハタタ高級吏員テアル故、安イカラトイフテ社會的救濟ノ必要ハ起ラヌ。彼等カ薄俸ニ奢侈ニ甘シムルタケ、高俸ノ場合ニ比シ奢侈ヲ抑ユルコトトナルニ止マル。ムシロ得策テアル。(b)第二ニハ民業トシテ自由競争ニ任カシテ置ケハ益々改良新式ニ移ツテ(註五三)舊資本ヲ不要ト爲シ、競争者ヲ倒シテハ其固定資本ヲ無價値ニ齊シカラシメ、爲メニ資本ヲ浪費スルコトカ少クナイ。之ニ伴フテ勞力モ舊方法カラ新方法ニ移ツテ之ニ順應スル爲メニ若干ノ時間ヲ要スル。此損失ハ官業特ニ其カ獨占トナル場合ニハ避ケルコトカ出來ル。此モ確カニ官業ヲシテ民業ヨリモ、費用ヲ一層小ナラシムル一ノ動機テアル。併シ此ハ實ハ官業ナルカ爲

メノ利トイフヨリハムシロ獨占ノ利トイフヘキモノテ、民業テモ獨占トナレハ此利カアリ
 隨フテ格別官業ノ利トシテ數フルニ足ラヌモノテアルノミナラス、民業ノ下ニ盛ニ改良カ
 行ハレタリトセハ、其ハ社會ニ一層ノ利便ヲ生シテ、右ノ損失以上ノ利益ヲ舉クルト認ム
 ヘキコトカアリ、假令サウイフコトカ出來ナクトモ、兎モ角人文ノ進歩テアルカラ希望ス
 ヘキコトトイハナケレハナラヌ。(註五三) 次ニ第三ニハ特ニ全國統一聯絡ヲ要スルモノ、例之交
 通ノ如キニ於テハ、民業ニテ數多企業カアレハ聯絡ノ爲メニ特別費用ヲ要スルコトトナル
 ノニ、國營テアレハ此カ入ラヌコトトナル。(註五四) 民業ニシテ大會社ニ合同シタ場合ニモ
 尙全然國家ニ統一サレタ場合ノ如ク簡單トナルコトハ出來ナイ。

(註五一) ふなつけハ最良ノ人力カ私勤務ヨリモ國家勤務ヲ選ムコトトナルトイフカ、其ハ必スシモ然リトイフコ
 トヲ得マイ。唯タ國家ハ高級吏員ヲ民業ヨリモ一層安ク得ルコトカ出來ルトイフニ止マル。

(註五二) べるぎうサハ曰ク、各個ノ私企業者ハ國家ヨリモ小ナル資本及信用ヲ有スルト。ふなつけハ曰ク、資本
 カニツイテモ國家ハ其ノ殆ント無限ナル信用ニヨツテ他ノ企業者ヨリモ有利ニ之ヲ得ルコトトナツタト。うい
 どふえるとモ亦曰ク、由來公共團體ノ信用能力ハ國家テアレ將タ地方自治體テアレ何レニシテモ、一般ニ私立會
 社ノ其ヨリモ遙カニ勝レテ居ルト。¹²⁵

(註五三) (い)えぶべりーハ曰ク、官廳的干涉ハ發見及發明ノ進歩ヲ妨ケナケレハナラヌト。ぎゆーよーハ曰ク、産
 業上ノ進歩ハ私人ニ屬シテ政府ニ屬シナイト、又曰ク一體新事業ハ私人ニヨツテ齎ラサレタ。電車ハ合衆國ニテ

私企業カ成績ヲ顯ハシタ後ニ、英國テ公共事業トシテ容易ニ行ハルルコトトナツタト。尤モういどふえるとハ
 之ニ對シ官業ニテモ改良進歩ノ行ハレ得ルコトヲ説キ曰ク、現今常ニ新規ナル技術上ノ進歩ヲ追ヒ、直ニ之ヲ採
 用シテ其實効ヲ試ムルコトニ於テ陸海軍程熱心ナルハナイ。而モ此ハ如何ナル國ニテモ皆國家ノ管掌ニ屬シテ居
 ルコトヲ見レハ直チニ右ノ如キ非難ノ根據ナキコトヲ曉ルコトカ出來ルテアラウト。¹³¹ 然シ陸海軍ハ特別テアル。
 之ヲ以テ一般ヲ推スハ當テ得ナイ。

(註五四) わぐなハ曰ク、(民營ニ於テ獨立ナル鐵道企業ノ大數カ成立スルコトニヨツテ) 全鐵道網ノ管理カ統一
 アル國有鐵道制ヨリモ一層疎遠トナリ、一層不均衡トナリ、又一層多費トナルト。¹³²

(2) 災害費等ノ平均ヲ得ルコト——官業テ多數ノ工場鐵道等ヲ統一包含シテ居レハ
 民業テ其ノ分散シテ居ル場合ニ比シテ災害費等ハ年々平均サルルコトカ出來テ、經營カ一
 層容易ナルコトカ出來ル。是ハ確ニ官業ノ一長所テアル。(註五五)

(註五五) ばすてーぶるハ曰ク、大ナル鐵道ニテハ、災害費及其他ノ損失カ各年ノ間ニ平均サルルコトヲ得ルテア
 ラウ。尤モ小國ハ此損失ヨリノ逃場ヲ有ツコトヲ得ナイテアラウト。¹³³

(ろ) 價格ニ關スルモノ

(1) 價格ノ小ナルヲ得ルコト——前記スル所ニ依レハ官業テハ費用カ民業ヨリモ一
 層小ナルヲ得ルカ、後ニ述フル如キ反對根據モアルカラ、費用ノ點カラハ全體上官業多費
 ノ傾カ大キクアルヤウニ思ハルルケレトモ(註五六) 官業カ給付ノ價格ヲ定ムルニ付テハ、公

125) Vocke, a. a. O. S. 74.
 126) Wagner, a. a. O. S. 678.
 127) Bergius, a. a. O. S. 205.
 128) Vocke, o'enda.
 129) 東亞經濟調查局. 前掲 26.
 130) Avebury, a. a. O. S. 4.

131) Guyot, l. c. pp. 292. 425.
 132) 東亞經濟調查局. 前掲 35.
 133) Wagner, a. a. O. S. 674.
 134) Bastable, l. c. p. 227.

益ヲ顧ミテ民業ノ場合ヨリモ一層低廉ニスルコトカ出來ル。(註五七)此價格カ國內ノ生産事業ノ生産費ヲ成ス場合ニハ其低廉ハ生産政策上洵ニ希望スヘキコトナル。勿論官業ノ場合ノ價格カ一層小トイフコトハ必スシモ常ニ然ルノテナイ。

(註五六) わぐなハ鐵道ニツキ、各箇ノ國有鐵道カ一層高キ費用ニテ管理セラレ、絶對的ニモ相對的ニモ即チ總收入中、經營費ノ一層高キ百分率ニテ管理サルトイフ内部ノ根據ハ存在シナイトイフケレトモ、其ハ極論ナル。ぎゆーハ實例上カラ、佛國ノ西部鐵道ニツキ、民營時代ヨリ國營時代ニ入ツテ利益ノ大減少、費用ノ大増加ヲ示シタトイフテ居ル。此例ヨリシテ直チニ凡ヘテヲ推スコトハ出來ナイカ、大體官業多費ノ傾向強イコトヲケハ大過ナク斷言カ出來ル。

(註五七) わぐなハ鐵道賃率ニツキ國有鐵道ノ方有利ナル。國有鐵道ハ其本質上、純營利的立脚點ヲ取ル必要カナイカラトイフテ居ルカ、此ハ推シテ他ノ官業ニ及ホスコトヲ得ル。

(2) 價格ヲ産業保護ニ適フカ如ク按排シテ定ムルヲ得ルコト——前ニイフ如ク官業ノ場合ノ價格カ民業ノ場合ヨリモ一層安イコトハ必スシモイヘナイカ、官業テハ價格ノ定メ方ヲ按排シテ、國民經濟上重要ナル産業ノ保護ヲ爲スコトハ出來ル。(註五八)

(註五八) かいづるハ鐵道ニツキテ曰ク、國家ハ外國ニ對スル防禦(攻撃ニモ)ニ鐵道ヲ賃率上利用スルコトカ出來ルト。即チ國有鐵道ニアツテハ其賃率政策ニヨツテ産業保護ヲ爲スコト、到底私有鐵道ノ比テハナイ。

(二) 否定的論據

(A) 根本的ノ否定論據 官業ニ於ケル給付ノ品質ノ不良及特ニ其多費ナルコトノ根本的ノ論據ハ官吏ノ心理事情及其執務形式テアル。元來政府ハ自然人テナク、隨フテ是非トモ役人ヲ使フテ其事業ヲ運轉スルノ外ハナイノニ、此役人仕事ニ伴フ心理上及形式上ノ缺點カ官業ヲシテ根本的ニ不利ナルモノタラシムルコトナルノテアル。即チ

(3) 官吏心理

(1) 官吏ニ於テハ事業ニ對スル利益ノ念カ銳カラス、隨テ彼ノ事業ニ於ケル努力節約カ不十分テアリ、且ツ複雑ナル仕事ヲ精密ニ爲スコトカ出來ナイ。(註五九)尤モ民業テモ近世企業ノ從業者ノ事業ニ對スル利益ノ念ハ銳クナイ傾カアル。近世企業ハ大體益々大企業ニ傾キ、大資本家の營利組織タル株式會社ニテ行ハルルノ勢カアリ、特ニ政府ノ營ムホトノモノハ多クハ此大企業的特ニ社會的ニ行ハルルモノテ(註六〇)、會社ハ結局株主全體トハ異ル所ノ重役使用人ニヨツテ行ハルルノ外ナク、重役ハ株主ニハ相違ナイカ、其ハ恰モ政府ノ役人カ其國民ナルト齊シク、彼カ有ツ株式ハ常ニ會社資本ノ一小部、又一般ニイフテ彼カ有ツ財産ノ一小部¹³⁹⁾テアルカラ、矢張り他人ノモノヲ扱フトイフ氣分トナリ、政府役人ト會社重役トハ此點ニ於テ大差ナキモノトイフコトヲ得ル(註六一)カ、併シ實際ニハ政

139) Mill, l. c. BI. ch. IX. 22.

135) Wagner, a. n. O. S. 684.
136) Guyot, l. c. p. 109.
137) Wagner, a. n. O. S. 687.
138) Kautz, a. n. O. S. 63.

府役人ハ會社重役ニ比シ事業ニ對スル利益ノ念カ幾分カ薄キコトヲ免レヌ。(註六二)其理由ハ第一ニハ會社重役ノ株主トシテノ利益カ官吏ノ國民ノ一員トシテノ利益ヨリモ一層切實ナノト、第二ニハ株主ノ會社ニ對スル利害カ國民ノ官業ニ對スル利害ヨリモ切實ナ所カラシテ、株主ノ重役ニ對スル督勵カ國民ノ官吏ニ對スル督勵ヨリモ一層嚴重ナトニ在ル。斯ク此點ニ於テ官業ハ民業ニ劣ルトシテ、タタ官業ニ於ケル役人ノ事業ニ對スル利益ノ念ヲ刺戟スルコトカ多少ハ出來ヌコトテナイコトモ亦注意シナケレハナラヌ。第一ニハ道義上ヨリ、使用人道德ヲ固クスルコトカ出來ヌコトテナイ。詳シクイヘハ各人ハ他人ノ仕事ヲ爲スモ自己ノ職分内ニ在ル以上ハ、自己ノモノト同一ノ注意努力ニテ當ルヘク、此カ社會ニ對シ他人ニ對スル義務テアリ又大ナル自己ヲ利スル所以ナルコトカ理解サルルコトトナレハ官業テモ良クナラウシ、第二ニハ組織上民間企業ト同一方法ヲ採用シ、特ニ役人ノ能力業績ニ依リ報酬ヲ増減シ拔擢昇進ヲ行ヒ以テ彼等ノ利益ヲ刺戟シ彼等ノ能力ヲ最高ク又最有效ニ發揮セシムルコトトスルコトモ出來ルテアラウ。(註六三)但シ實際上ニハ此等ノモノニ多大ノ成績ヲ期スルコトハ難カラウ。(註六四)

(註五九) (い)すたいんハ曰ク、(官業テハ)總ヘテノ營業ノ第一基礎タル利益ト第二基礎タル損失ノ心配トカ缺ケテ

居ル。此故ニ他ノ箇人企業ニ對シテ競争ヲ爲スコトハ不能テアルト¹⁴⁰。こつさハ曰ク、(國家ノ私經濟的財産ノ)國家直營ニアツテハ、管理者ノ人的利益ノ缺乏——ヲ缺點トスルト¹⁴¹。ふあいふあいハ曰ク、政府ハ役人ニヨツテ管理セラルルニ、此役人ハ企業ノ繁榮ニツキ直接利益ヲ缺イテ居ル。然ルニ私人ハ役人ヨリモ大ナル注意、熱心、勉強、節約ヲ以テ從業スルト¹⁴²。きゆいよーハ曰ク、古來人類行動ノ主要ナル源泉ハ強制ト鼻藥ト利益ノ情トテアル。今日ノ使用人ハ仕事ノ爲メニ働ケテハナクテ、利益ノ爲メテアルト。又曰ク支出癖ハ凡ヘテノ政府事業ノ特徵テアルト。更ニ又曰ク、私人ハ勉強、生産的及經濟的テアル。行政官及政治家ハ浪費的テアルト。えぶべりーハ曰ク、人的觀察及人的利益ノ刺戟カ私企業ヲシテ政府及市廳ヨリモ一層節約的ニ活動スルヲ得セシメタト。又曰ク、政府及地方廳ヨリ行ハルル労働ニハ努力及節約ヲ爲スノ刺戟カナイト¹⁴³。かいづるハ曰ク、自己ノ利益ト自己ノ責任トナ有ツ所ノ首長ノ元氣ト銳限トヲ要スル處ニハ、活動小ニシテ往々ニシテ又遲鈍ナル國家行政ハ今日迄ノ處、唯小ナル經濟上ノ利益ヲ生シタト¹⁴⁴。(ろ)特ニ工業ニツキうんぶえんばつハ曰ク、工業的設備ハ政府所有ニ適當シナイ。此工業ニテハ農業ニ於ケルヨリモ一層多ク經營上、成績ニ關係アル經營者ノ強キ利害ヲ要スルト¹⁴⁵。らうハ曰ク、工業的企業ハ農業ヨリモ國家ニ一層不適當テアル。何トナレハ此工業ニテハ企業者ノ勉強及消費ニ係リ、又常ニ經營上ノ改良ニ注意シナケレハナラマカラト¹⁴⁶。(い)ばすてーはるハ鐵道ニツキテ曰ク、方針ト轉系トノ統一ニヨル利益カ國營ニ於ケル元氣及熱心ノ缺乏ヲ補フヲ得ルヤハ疑ハシイト¹⁴⁷。

(註六〇) わぐなハ鐵道ニツキテ曰ク、問題ハ國有鐵道カ私有鐵道カテハナクテ、國有鐵道カ株式會社鐵道カテアルト¹⁴⁸。ろつしあーハ曰ク、近頃ハ最重要ナル運送業ハ多數ノ役人ヲ要スルカ如キ規模ニテノミ成績カ學カレコトトナツタ。隨テ企業者トシテハ、國、州、市町村等、又ハ頗ル富メル私人、特ニ株式會社ノミカ考ヘラルルコトトナツタト¹⁴⁹。

140) Stein, a. a. O. S. 217.
 141) Cossa, a. a. O. S. 34.
 142) Pfeiffer, a. a. O. S. 96.
 143) Guyot, l. c. pp. 2-3. 232. 430.
 144) Avebury, a. a. O. S. 4. 51. 52.
 145) Kniz', a. a. O. S. 12-3.
 147) Rau, a. a. O. S. 217.
 149) Wagner, a. a. O. S. 668.

146) Umpfenbach, a. a. O. S. 348.
 148) Bastable, l. c. p. 226.
 150) Ro. cher, a. a. O. S. 160.

(註六一) ぼるぐとハ曰ク、大ナル株式會社ノ行ハレ得ルモノハ、一般ニ良ク管理サレタル公共團體ノ經營ニモ適當スルト¹⁵¹。こつさハ曰ク、鐵道國營ニツイテハ、後害チイフコトハ出來ナイ。何トナレハ多少大ナル鐵道會社ハ鐵道ヲ根本ニ於テ國家ヨリモ異ツタ方法ニテハ經營スルコトカ出來ナイカラト¹⁵²。

(註六二) ろつしあハ熱心トニ於テハ公吏ヨリモ私吏方常ニ優ルコトハ前提スルヲ得ナイトイフ¹⁵³。成程常ニ然リトハイヘナイカ、多クノ場合ニ然リトハイフコトヲ得ル。

(註六三) 茲ニ科學的管理法ヲ應用シタテ良カラウト思フ。とむそんニ依ルニ、科學的管理法ノ目的ハ組織ヲ正常標準以上ニ運轉シ、之ヲ能力ノ最高度ニ齎ラスコトヲアル。之ニ依レハ昇進ノ道方一層開カレ、給料ノ上進トモナリ、標準ノ仕事以上ニ爲シタルモノニハ附加給料ヲモ與フルコトトナル¹⁵⁴。

(註六四) 尤モ良キ人カ官業ニ當ルコトヲ得ハ、官業ニテモ好成绩ヲ擧グルコトニナルハイフマテモナイカ、此ハ必スシモ期スルコトカ出來ナイ。官業ノ當否論ハ斯カル偶然ノ條件ニ依頼シテ爲スヘキテハナイ。へつけるハ曰ク、國有鐵道ノ固有ノ經營(國營)カ正當ナル解決テアツタ。併シ此ハ信用スヘキ堪能ニシテ、良ク訓練サレタル役人ヲ前提トスルト¹⁵⁵。ばすて、いぶるモ亦曰ク、普魯西鐵道ノ良キ財政上ノ結果ハ大ニ、此國ノ勤務ニ於ケル熟練シタル役人ノ熟練及注意ニ歸スヘキモノテアルト¹⁵⁶。ういどふえるとハ曰ク、此等ノ諸點モ一般ニ想像セラレテ居ル程多大ナル障礙トハ成ツテ居ナイノミナラス、寧ろ良好ナル當事者ヨリ期待シ得ル正廉、勤勉、深慮等ノ特別ナル長所ハ十分此等ノ缺點ヲ補フテ餘リアルモノト思ハルル。併シ此ノ如キ當業者ヲ缺イテ居ル場合ニハ官營事業ノ實行ハ極メテ困難テアルト¹⁵⁷。

(2) 官吏ニハ事業ニ對スル消極的責任自覺ハアルカ、積極的責任自覺乏シク、唯タ過失ナカラシコトニ意ヲ用キテ、進ンテ努力ヲ爲スコトヲ後廻シトスル嫌カアル(註六五)。

隨フテ危險ノ伴フ仕事ニハ特ニ不適當トイフコトトナル。異之民吏ニハ積極的責任自覺カ比較的強クテ、彼ハ常ニ何カ爲サナケレハナラヌト考フル。此點ニテモ官業ハ民業ニ及ハナイ(註六六)。尤モ官吏ノ此弊ヲ除クカ爲メニハ道義上積極的ニ仕事ヲ爲スノ美德タルコト積極的ニ自己ノ爲シ得ル凡ヘテヲ爲ササレハ尙ホ責任ヲ完フシタルノテハナイコトヲ訓育スルコトカ肝要テアルカ、實績ヲ擧グルコトハ困難テアラウ。更ラニハ又組織上官吏ニシテ積極的ニ成績ヲ樹テタルモノニ對スル獎勵ノ途ヲ講スルコトカ一層適切テアラウ。

(註六五) ぶあいふあハ曰ク、役人ハ固有ノ企業者の精神(各營業ノ繁榮ニ必要ナル)ヲ缺イテ居ル。何トナレハ失敗ハ自分ニトリテ重大ナル結果トナルノニ、成功ハ彼ニトリテ相當ナル利益トナラナイカラテアル。(自分自身ノ營業ヲ營ムモノト異ツテ)隨フテ役人ハ拘子定規ニ拘泥シテ(其ニ據ラヌ方カ有利ナ場合ニモ)行動スルコトトナルト¹⁵⁸。ぎゆーよーハ曰フ、私企業ノ場合ニハ企業者ハ其行動ニツキ損得トモニ責任ヲ有ツテ居ル。隨テ私企業ニ從事スル者ハ精密ニ計算ヲ爲ス所テアル。然ルニ政治家ハ必スシモ右ノ事情ニツキ責任ヲ有タナイ。成功シタトテ彼等ニ利益ヲ與ヘナイシ、失敗シタトテ彼等カ損失ヲ負擔スルコトトナラナイト¹⁵⁹。じよーちハ公共事務ノ能率大ナル行政ハ三ノ元素(1)能率ニ對スル民衆ノ欲求、(2)訓練シタル理事者ノ使用、(3)公共吏員ノ選舉者ニ對スル責任ニ係ルトイヒ、此三ノモノノ中ニ就イテハ第一カ最根本的也ト爲シ、而シテ過去ニ於テハ此カ缺ケテ居ツテ、人民ハ此能率ニ注意シナカツタ、其故ハ當時彼等ハ正直ナル政府ヲ得ルコトニ力ヲ用キタカラトイフカツマリ從來役人ハ消極的責任自覺ハアツタカ(正直)、積極的責任自覺ノナカツタコト(能率小)ヲ意味スル。

158) Pfeiffer, n. a. O. S. 96.
 159) Guyot, l. c. pp. 5. 6.
 160) George, Increased efficiency &c. (Public Administration and Partisan Politics, The Annals of the American Academy of Politic. and Soc. Science, Vol, LXIV March, 1916.) pp. 77. 78.

151) Borgh, n. a. O. S. 47.
 152) Cossa, n. a. O. S. 42.
 153) Roscher, n. a. O. S. 160.
 154) Thompson, Relation of scientific management and labor. (Quarterly Journal of Economics, Feb. 1916.) pp. 315. 316. 318. 319.
 155) Heckel, n. a. O. S. 343.
 156) Bastable, l. c. p. 226.
 157) 東亞經濟調查局. 前出 13.

(註六六) 尤モろつしあハ責任ニ於テ公吏ヨリモ民吏ノ常ニ勝ルコトヲ前提スルコトハ出來ナイトイフカ、併シ反對ニ此點ニ於テ公吏方民吏ヨリモ常ニ勝ルトハイフコトカ出來マイシ、ムシロ大體民吏ノ方カ此點ニ於テ勝ツテ居ルト思ハルル。

(ろ) 官吏執務形式 官吏ノ執務ノ形式ハ所謂官僚式テ手續繁雜タルヲ免レス、徒ラニ時間ヲ空費シ敏活ヲ缺キ、技術販路流行價格ノ變動ヨリ生スル動搖スル所ノ景氣ニ急速ニ巧妙ニ適應スルコトカ出來ス、賣買ノ時機ヲ逸シ、必要ナル資金ヲ迅速ニ有利ニ借入ルルコトカ出來ス、適當ナル勞力ヲ必要ノ時機ニ雇入ルルコトモ出來ス、改良シタル方法ヲ採用スルコトモ手遅レ勝トナルヲ免レナイ。(註六七) 併シ此手續ノ繁雜トセラルル理由ハ抑々官吏カ事業ニ對シテノ利益ノ念ニ乏シク、動モスレハ一身ノ私慾ヲ計ルカヲトイフニ在ル。彼等ニシテ其事業ノ爲メニ計ルコト自己ノ事業ヲ計ルカ如クテアリ、敢テ其ヨリシテ竊カニ私利ヲ營ムトイフカ如キコトナキヲ得ルナラハ、強イテ彼等ノ執務ノ形式ヲ繁雜ニスルニ及ハナイ。故ニ之ヲ出來ルタケ簡單ニスル爲メニハ前ニイフ如ク道義及組織上彼等ノ事業ニ對スル利益念ヲ刺戟シナケレハナラヌ。然ル上ニテ夫ノ手續ヲ簡單トシ更ニ積極的ナル責任自覺ヲモ進メタラ官吏ノ成績ハ大ニ舉カルテアラウ。尤モ業體ニ依ツテハ不動的テ、手續繁雜ナル形式テ經營シテモ左シタル不利ナキモノモアル。加之手續繁雜ノ弊ハ民業テ

161) Roscher, a. n. O. S. 160.

モ會社トナレハ若干此嫌アルヲ免レナイ。又官吏ノ當務者其人ヲ得ルナラハ、此手續繁雜トイフコトモ大シテ仕事ノ成績ヲ不良トスル程ノ事テモナイ(註六八)。併シ大體カライヘハ官吏ニ於テハ手續ヲ簡單ニスルコトノ行イ難キモノテアルカラ、此非難ハ兎モ角官業ノ弱點トイフヲ妨ケナイ。官吏當務者ノ人ヲ得ルコトニ至テハ必スシモ期スルコトカ出來ス、會社ナレハ民業テモ手續繁雜トイフケルトモ、其モ官業ニ比シテハ大體簡單ナルコト争フヘカラストアル。

(註六七) (い)ろつしあハ曰ク、營業カ各箇人ノ人的差異及時ノ急速ニ變遷スル需要ニ適應スルコトノ必要カ大ナルハ大ナルホト、整頓セル國ノ國家吏員ノ經濟的活動ニ缺クヘカラスル上官ノ訓令、監督規定等カ愈々邪魔トナルト¹⁶²つさハ國家ノ私經濟的財産ノ國家直管ニツキテハ、其管理者ニ於ケル——官僚的經營ノ不經濟的原則(緩慢、多費、及錯雜ニテ活動スル所)ヲ缺點トスルトイフテ店ル¹⁶³。特ニ工業ニツキ、其ノ國營ニ不適當ナル理由トシテラウハ此工業テハ常ニ需要ノ變化ヲ觀察シナケレバナラズ(其カ官業テハ難イ)又其ニ於テ確定的ナル一般標準規定カ定ムラルルコトガ出來ナイカラトイフコトヲ舉ゲテ居ル¹⁶⁴。うんぶえんばつは亦曰ク、工業的設備ハ政府所有ニ適當シナイ。此工業テハ——營業ノ速カニ變轉スル事情ヲ正當ニ利用シ得ル爲メニ、其ノ決心ヲ拘束サレナイコトヲ要スル。——役人ノ仕事ガ一定ノ定規ニノミ從フコト——ヲ見レバ、此方面(工業)ニ於ケル國營ノ不成績ハ明カテアルト¹⁶⁵。(は)ぎゆーよーハ國有鐵道ノ管理上、其當局者ニ必要ナル時ニ必要ナルダケノ債券ヲ自由ニ發行スルノ權ヲ得セシメントシテモ、其ハ國家トシテハ行ハレナイト¹⁶⁶。

162) Roscher, a. n. O. S. 152.
 163) Cossa, a. n. O. S. 34.
 164) Rau, a. n. O. S. 211.
 165) Umpfenbach, a. n. O. S. 348-9
 166) Guyot, l. c. p. 373.

(註六八) 官業カ敏活チ缺クトイフコトニ對シテ、ういどふえるとハ從來ノ實例ニ徴シテモ、凡ヘテ此ノ如キ非難ハ一度適當ナル經營者ヲ得テ、十分其敏腕ヲ振フヘキ餘地ヲ與フルコトガ出來レバ、直チニ終熄スヘキモノデアルトイフテ居ル¹⁶⁷

右官吏心理及其執務形式ノ結果ハ自ラ官業ノ經營ニ於テ(1)改良進歩ヲ後レシメテ其給付ノ品質ヲ民業ノ場合ヨリモ劣惡ナラシムルノ結果ヲ齎ラシ(註六九)(2)内國販路ノ爲メニ活動スルニハ差支ナイガ、外國ノ市場デ競争スルニハ適シナイデ、其レダケ給付量ガ小ナルヲ免レザルコトトナリ(註七〇)、(3)有利ナルトキニ賣買スルコト能ハズ又之ヲ敢テモセズ、借入雇入ニツキテモ有利ナル時機ヲ選ブコト能ハズ勉強モセズ節約モセズ、割合ニ多クノ人ヲ使ヒ(註七一)特ニ鐵道ノ如キニテハ災害費割合ニ大トナル(註七二)トイワガ爲メニ特ニ多費トナラシムルノデアアル(註七三)。

(註六九) 前掲註五三參照

(註七〇) こんらどハ國營採礦冶金等ニツキ、此ガ國內ノ需要ノ爲メ活動スルダケテハ私營ト同ダケノ働チ示シタガ、唯一層商人的ニ營ムヘキ輸出ハ國家ノ手テハ困ツタトイフ¹⁶⁸

(註七一) ぎゆいよーハ曰ク、一般ニ公企業ノ從業者ハ一層多人數デ、隨テ永キ間ニハ費用ガ一層大トナルト¹⁶⁹

(註七二) 國營トナレハ不注意ガ多クナリ、災害費ノ嵩ム傾ガアル。だんニ依ルト、佛蘭西ノ西部鐵道ガ私營時代ニ拂ヒタル賠償金ハ年四十萬弗乃至六十萬弗デアツタノニ、政府管理トナツテ一九一二年ニ二百十二萬弗トナツ

タ¹⁷⁰

(註七三) 例之鐵道ニツキ、ぎゆいよーハ佛國ノ西部鐵道ニ於テ、民營時代ヨリモ國營時代ニ入ツテ利益ノ大減少費用ノ大増加チ示シテ居ルトイフ¹⁷¹。だんニ依ルト、佛國ニテ一九〇八年ニ西部鐵道ガ政府ニ移ツタガ、一九〇八年ト一九一二年トニテ總收入ハ一二%ノ増加デアアルノニ、營業費ハ五〇%ノ増加チ示シ、此間ニ何等ノ勤務上ノ改良ナク、ムシロ勤務ガ一層劣惡トナツタ。又此ノ如キ經營費ノ增加ガ佛國ノ五大私營鐵道ニハ起ラナカツタ。又伊太利テハ一九〇五年間ノ民營時代ノ鐵道ノ平均經營費ノ總收入ニ對スル割合ハ六七、五%デアアルノニ、一九〇五年ニ國營ガ行ハルルコトトナツテ、一九〇七—八年ニハ重大ナル運賃ノ變更ノ生セラレルコトナクシテ、右ノ割合ガ八二、六%トナリ、一九〇九—一〇年ニハ七七、三%一九一〇—一一年ニハ八〇、三%トナツタ¹⁷²。之ト異リわぐなハ鐵道ノ建設費ニツキ往々ニシテ一又ハ他ノ制度ニ有利又ハ不利ナル相對的建設費チ、精密ナル統計的比較ニテ證明セントスルモノガアルケレトモ、二ノ異レル鐵道ガ(頗ル類似ノ土地狀況ニテモ)決シテ斯ノ如キ精密ナル比較チ許サナイコトハ明カデアアル。何トナレバ第一ニ常ニ此費用ヲ定ムル事情ガ多少異ルカラテアル。此費用ノ差異ニツキ管理法ノ異ル以外ニ歸スヘキモノアリヤ、又幾許ガ之ニ歸スヘキカハ到底測定スルコトガ出來ナイトイフテ居ル¹⁷³。ガぎゆいよー及だんノ前説ハ同一鐵道ニツキ異レル管理法ノ下ニ於ケル比較研究ノ結果デアアルカラ、わぐなハ反對チ許ス餘地ハナイ。尤モわぐなハ單ニ建設費ニツイテデアアルガ、此ガ經營費ニモ推シ得ルト假定シテ)或ハ此モ二ノ異レル時ノ事情ノ差異ニ歸スヘキガ如クデアアルガ、其ハ大シタ事ハアルマイト思フ。

(B) 枝葉的ノ否定論據 右ハ官業ノ根本的否定論據デアアルガ、此外ニ若干ノ否定論據ガアツテ、其ハ孰レモ大シタモノデハナク、之ヲ矯正スルコトモ比較的容易デアアル。

170) Dunn, l. c. p. 146.
 171) Guyot, l. c. p. 109.
 172) Dunn, l. c. pp. 146, 148.
 173) Wagner, a. a. O. S. 680.

167) 東亞經濟調查局、前出、35
 168) Courad, Grundriss. Finanzwissenschaft. 2 Aufl. S. 128.
 169) Guyot, l. c. p. 3.

(イ) 給付ノ品質ニ關スルモノ

(1) 政府ハ官業ノ外ニ爲スヘキ本務ヲ多ク有ツカラ、官業ニテハ民業ノ場合ノ如ク事業ニノミ專ラナルコトガ出來ズ、隨フテ官業ノ成績ガ民業ノ其ヨリモ悪クナリ、特ニ官吏トシテ爲スヘキ適當ノ方面ノ事ヲ疎ニシテ、ムシロ不適當ノ方面ニ力ヲ用フル嫌ガアル。尤モ政府部内ニテ其々部局ヲ定メテ擔當者ノ出來ルコト故、其官業ノ擔當者カライヘバ專心之ニ從事スルノデアルトモイハルルガ、少クトモ上ノ方ノ監督者ノ注意ハ疎トナルヲ免ルルコトヲ得ナイ(註七四)。

(註七四) えぶべりーハみるノ言ヲ引キテ曰ク、政府ノ最高ノ役人ハ其注意ニツキ過負擔トナリ、彼ノミガ行ヒ得ル仕事ヲ疎ニシ、彼ニ非ルモ達シ得ル方面ニ從事スルコトトナルト¹⁷⁴。

(2) 特ニ官業ガ擴張セラレテ殆ンド政府ノ獨占トナルニ於テハ、民間ニテ之ガ經驗乏シクナリ、官業ニ對スル民間ノ批評モ行ハレ難クナリ、改革ナドガ行ハレザルノ傾ヲモツ(註七五)。尤モ外國ニ於ケル同種事業ノ經營方法、内國ニ於ケル類似民業ノ經營方法ヲ以テ批評スルコトガ多少ハ出來ル。

(註七五) えぶべりーハみるノ言ヲ引キテ曰ク、外部ニ在ル公衆モ實際ノ經驗ノ缺乏ノ爲メニ之ヲ良ク批評スルコトガ出來ズ、又改革者來ルトモ、之ヲ實行スルニ由ナキコトトナルデアラウト¹⁷⁵。

174) Avebury, a. a. O. S. 16-7.
175) Avebury, a. a. O. S. 10.

(ロ) 給付ノ供給量ニ關スルモノ

(1) 官業デハ豫算ノ拘束ヲ受クルヨリシテ、必要急迫ナル施設ヲ爲スコトガ出來ズ、給付ノ供給量ヲシテ民業ノ場合ヨリモ不十分ナラシメルコトガアル(註七六)。

(註七六) 例之今日我國ニテ好景氣ガ存シ、勞力ノ需要大ニ、隨テ賃金ノ高クナツテ來タ爲メニ、政府工場ニテハ豫算ノ拘束ヲ受ケテ必要ナル勞動者ヲ雇入ルルコトガ出來ズ、必要ナル仕事ノ進行ヲ妨ケラルルカ如キ、或ハ鐵道ニ於テ出荷増加シ、滯貨山積ノ狀ヲ呈スルニ拘ラズ、國營鐵道デアルト、民營ノ場合ノ如ク臨機、驛内ノ貨物置場ヲ擴張シ、貨車ヲ増設スルコトガ出來ズ、爲メニ社會ニ非常ナル不便ヲ與フルガ如キデアル。

(2) 又他面官業ガアルトキハ政府ガ競争民業ニ壓迫又ハ制限ヲ加フルコトトナツテ(註七七)其結果内國ノ實行力ト資本トガ外國ニ出テ行クコトトナリ、切角大ニ發達スヘキ事業ヲ抑エテ却ツテ外國ノ競争力ヲ強ムルコトトナルノ傾ガアル。尤モ此ハ政府ニ於テ民業ニ壓迫又ハ制限ヲ加エナケレバ起ラナイコトデアルカラ、必スシモ重キヲ置クニハ及バナ

(註七七) へるぎうすハ曰ク、國家ノ工業ヲ經營スルモノハ、此ト競争スル私企業ニ、其營業上ノ困難ヲ加フル諸多ノ手段ヲ有ツト¹⁷⁷。

(ハ) 費用ニ關スルモノ——官業デハ中下級勞動者ニ民業ノ場合ヨリモ一屬高キ給料ヲ

176) Avebury, a. a. O. S. 133.
177) Bergius, a. a. O. S. 205.

拂フ傾カアル(註七八)。社會政策上カラ來テ居ルガ、生産上ニハ打撃デアアル。尤モ高級使用人ノ給料ノ割合ニ小ナルコトニヨリ若干ノ埋合ハアル。

(註七八) ういどふえると曰ク、官業デハ一般ニ私企業ニ比シテ下級中級ノ使用人ニ對シテ比較的高給ヲ拂テ居ルカ、私企業ニテハ反對ニ、其主任又ハ指導的地位ニアル使用人ニ對シテ特ニ著シキ高給ヲ與エテ居ルト。¹⁷⁸

第三段 社會政策ヨリ觀タル官業

生産政策ヨリ觀レハ官業ハ否定ニ傾クカ社會政策ヨリ觀レハムシロ肯定ニ斷スヘキモノデアアル(註七九)。勿論大體ハ肯定ニ偏重スルカ、若干ハ否定論點モアル。

(一) 肯定的論據——分配ノ均衡ニ關スルモノ

(A) 官業ノアルタケ、少數資本家ニ富ノ増殖ノ機會ヲ奪ヒ、不勞利得ノ機會ヲ少クシ、以テ少數者ノ暴富ヲ制シ、貧富ノ懸隔ヲ小トスル。特ニ獨占的傾向アルモノ(註八〇)ニハ一層此少數者ノ利得トナルヘキモノヲ取ツテ一般多數民ニ分與スルコトトナルトイフ利カアル。尤モ民業ニテモ特別ナル租稅ニテ若干ハ右ノ不勞利得獨占利得ヲ國家ニ收ムルコトヲ得ルモ、到底不十分ナルヲ免レナイ。

(註七九) わぐな一ハ特ニ鐵道ニツキ、國有鐵道ヘノ偏重ヲ、社會政策的觀察點ヨリノ、考察カ定メルトイフ。¹⁷⁹

178) 東亞經濟調查局、前出、37-8。
179) Wagner, a. n. O. S. 667.

(註八〇) (い)鐵道ニツキテハ一ハ曰ク、獨占ヘノ傾向ハ此鐵道ニハ特ニ明カニ且ツ鋭ク現ハルルト。¹⁸⁰ わぐ

ナ一ハ曰ク、鐵道國營ノ事實上ノ獨占ハ寧ロ心配ナキモノデアアル。何トナレハ彼ニ在テハ純營業上ノ立脚點カ行ハレス又ハ最不良ナル時ニテモ獨占利得カ全體ノ利益トナリ、鐵道網ノ更ナル建設ノ方便ヲ供スルカラト。又曰ク、鐵道ハ其全線ニ及傾ル發達セル鐵道網ニテモ殆ント常ニ其線ノ一大部ニ、事實上ノ獨占トナルト。¹⁸¹ かいづるハ曰ク、鐵道ニテハ獨占カ私企業ニテモ避クヘカラサルモノナルカ故ニ、此獨占ヲ國家ニ收メ、之ヨリ生スル利益ヲ全體ノ利益ノ爲メニ使用スルコトカ、確ニ一層良イト。¹⁸² ろつしあ一曰ク、一層集約的ナル運送企業ニテハ自由競争又ハ一般ニ競争カ全クナキカ又ハ小ナル度ニテ之アルノミデアアル。同一ノ終點ノ間ノ二ノ競争線ノ建設ハ往々ニシテ唯タ國民經濟上不生産的ナル建設及經營費ノ二重ヲ齎ラシ、此ニ於テ利用者カ私經濟上一時廉價ヲ得テモ、競争者ノ合同力更ニ事實上ノ獨占ヲ生スルニ至ルト。¹⁸³ みるハ曰ク、鐵道ノ場合ニハ、既存ノニヨリテ既ニ結合サレタル同場處ヲ結付ル爲メニ、第二ノ鐵道ノ建設ニ含マレタル資本及土地ノ大ナル浪費ヲ見ルノチ何人モ希望シナイ。而モ此場合三三ノモノカ一ノモノニテ爲サルルヲ得ルヨリモ良ク仕事ヲ爲スコトハ出來ナイ。又間モナク恐ラケ合同スルコト、ナルヘキデアアルト。¹⁸⁴ (ろ)鐵山業ニツキテハこんら一曰ク、鐵山特ニ石炭國有ノ擴張カ、此カ私人ノ手ニ在レハ、獨占及公衆ノ一方的統取ニ使用セラレルノ危険ヲ防ク爲メニ獎メラルルト。¹⁸⁵

(B) 官業ニテ資本ヲ集メル方法カ民業ニ於ケル其ヨリモ堅實テ、投機ノ弊カ少キコトヲ得ル。即チ官業デアレハ公債ニヨツテ資金ヲ得ルコトトナルノニ、民業デアレハ一部ハ株ニヨツテ之ヲ集メルコトトナリ、隨フテ投機ヲ刺戟シ、¹⁸⁶ 偶然ノ出來事ノ爲メニ富ヲ致スモノト之カ爲メニ産ヲ破ルモノトヲ生シ、孰レニシテモ分配ヲ不良トスル。公債デアレハ此

180) Eheberg, a. n. O. S. 99.
181) Wagner, a. n. O. S. 674-5. 690.
182) Knizl, a. n. O. S. 64.
183) Roscher, a. n. O. S. 159.
184) Mill, l c. B. I. Ch. IX. § 3.
185) Conrad, a. n. O. S. 123.
186) Eheberg, a. n. O. S. 96.

弊少キヲ得ル。其ノ株ノ場合ニ投機ノ刺戟大ナル所以ハ、株ハ事業未着手ノ間ニハ特ニ其計算不確實テアリ、事業着手後モ時々ノ事情ニヨツテ變動スルコト大テアルカラテアル(註八一)。

(註八一) わぐな一曰ク、鐵道株ニハ投機取引カ特ニ容易ニ行ハルルト⁰¹⁸⁷

(C) 官業ノ労働者ハ(イ)特ニ其中下位ノモノハ民業ノヨリモ高キ賃金及其他ノ良キ條件ヲ享クルコトトナリ(註八二)、(ロ)特ニ又民主國ニテハ選舉ノ壓迫ニヨリテモ其賃金ヲ引上ケシムルコトヲ得、(ハ)平生モ民業ヨリモ割合ニ多クノ人數カ雇入レラレ居ルコトトナリ、(ニ)特ニ不景氣トナリ諸處ニテ労働者失職ヲ見ルトキニモ、官業テハ進ンテ其ヲ擴張シテ之ニ仕事ヲ與フルコトモ行ハレ得ル。

(註八二) えぶべリ一曰ク、官業ニテハ高級ノ幹部ノ者ニハ往々ニシテ餘リニ少ク支拂ハルルカ、労働者ハ通例私企業ニ從事スルモノヨリモ一層短キ労働時間ニテ一層高キ賃金ヲ受ケルト⁰¹⁸⁸。ういどふえるとハ曰ク、現今ノ状態テハ一般ニ私的用人ハ、公ノ用人ニ比シテ不利ナル地位ニアル。——官業ニテハ一般ニ私企業ニ比シテ下級及中級ノ用人ニ對シ比較的ニ高給ヲ支拂フテ居ルカ、私企業ニ於テハ之ト反對ニ其主任又ハ指導的地位ニアル用人ニ對シテ特ニ著シキ高給ヲ與ヘテ居ルト⁰¹⁸⁹。

(D) 官業テアレハ供給スル所ノ物又ハ勤務ノ價格ヲ定ムルニ就キ、例之鐵道ナレハ賃率

187) Wagner, n. a. O. S. 676.
188) Avebury, n. a. O. S. 51.
189) 東亞經濟調査局、前出、36. 37-8.

ヲ定ムルニツキテ(イ)社會各階級間ノ利益ヲ調和スルコトヲ得ルノニ、民業テアルト或特段ナル資本家等ノ爲メニ却ツテ有利ニ之ヲ定メタリスルコトトモナリ得ル。尤モ此ハ政府ニ於テ干涉シ制限スルコトカ出來ナイコトテハナイ。(ロ)或ハ又官業テアレハ、一時或地方カ凶作等災害ヲ蒙レル場合ニ、特別ナル低價ニテ物ヲ供給シ又ハ物資ヲ特別低賃率ニテ此ニ運送スルコトモ容易ニ出來ル。尤モ斯カル場合、民業テモ若干ハ同様ノ態度ニ出ツルコトカ出來ナイコトモナイ。

(二) 否定的論據

(A) 分配均衡上

(イ) 官業カ對外的ニ活動ノ不便ナルタケ、此カ事業ノ發達ヲ制限シ、其レタケ労働者ニ仕事ノ機會ヲ少クシ及賃金ヲ安カラシムルトイフ缺點ヲモツ。(註八三)尤モ此ハ前ニ擧ケタル官業カ人ヲ多ク使フ傾アルコト、並ニ中下級ノ労働者ニ高キ給料ヲ與フルコトト對立差引スレハ、大シテ弱點テハアルマイ。

(註八三) えぶべリ一曰ク、官市營ニヨリ企業カ妨ケラレハ、此事ハ労働需要ノ減少及低キ賃金トイフコトヲ意味スル(彼等労働者ノ需要スル物ハ一層高價トナルノニ)ト⁰¹⁹⁰

190) Avebury, n. a. O. S. 14.

(ろ)官業カ割合ニ多費テ隨テ其供給スル物又ハ勤務ノ高價ナルタケテハ、一般労働者等ノ之カ需要者トシテノ負擔ヲ増加スルコトトナルノ嫌カアル(註八四)。尤モ官業労働者ノ高キ賃金及其カ應カテ一般賃金ヲ向上ニ影響スルコトニヨリテ、若干ノ埋合セハアル。

(註八四) えぶべりーハばるふをあの言ヲ引イテ曰ク、特ニ民主國テハ選舉ノ壓迫ニヨリ官業労働者ノ賃金ヲ引上ルヲ得ルコトトナリ、之ニヨリ其等ノモノハ利益スルカ、全體上他ノ一般労働者ハ却ツテ租稅負擔ノ増加ニヨリテ損害ヲ被ムルコトトナルト¹⁹¹⁾

(B)労働争闘上 政府カ本來ハ雇主ト使用人トノ間ニ立ツテ其争闘ヲ調訂スヘキ筈ノモノテアルノニ、官業アルトキハ政府自ラ此争ノ渦中ニ投スルトイフ非難カアリ得ル。併シ民業テアレハ官業ノ場合ヨリモ一層争闘カ烈シカラウカラ、官業ニヨリ政府カ此争ノ渦中ニ投スルニハ投スルニセヨ、官業ノ爲メニ、民業ナレハ生スヘキ争ヲ緩和スルノ利アリトモイフコトヲ得ル。故ニ大シタ非難テハナイ。

第四段 財政上ヨリ觀タル官業

終リニ官業ヲ財政上ヨリ觀テ其利害得失如何トイフニ、之ヲ獨占的ニテモスルコトノ出來ル場合ニハ收入ノ頗ル大ナルモノアルコトニ於テ價値モアラウカ、然モナケレハ其モ期

191) Avebury, n. a. O. S. 37.

スルニトカ出來ス、其ノ獨占的ニセラレルトイフコトモ、他面ニ種々ノ弊害カ伴ヒ、收入トイフ點カラ見テモ、果シテ民業自由ヲ許ス場合ヨリモ勝ルヤニハ疑問カアル。其他種々ノ事項ヲ考察スルト、官業ハ財政上カラハ利害相半ハスルトイフヲ當レリトスル。隨ツテ此點カラ官業ヲ始ムルコトハ避ケナケレハナラヌ。下ニ官業ノ此點ヨリ見タル肯定的論據ヲ列擧シテ、其傍ラニ否定的論據ヲ附説シヤウ。

(一)收支關係ヲ良好ニストイフコト

此カ官業ノ第一ノ長所ト爲サル所テアル。詳シクイヘハ官業ハ收入ヲ生シ(註八五)、場合ニヨリテハ其收入増加ノ勢カアリ(註八六)、獨占ニテモスレハ其カ頗ル大ナルコトヲ得(註八七)、或ハ又官業カ少クトモ政府ノ支出ヲ節セシムルコトトナルノ利(註八八)アルヲイフノテアル。

(註八五) (い)例之森林ノ如キハ公益上一部ヲ國有トスルノ外ナルノ外ナイノニ、其收入ヲ保全スル爲メニハ、若干製材所ヲ官營トスルノハ已ムヲ得ナイ。又うんぶえんばつばノ如キハ、一般ニハ官工業ヲ排斥スルカ、例外ノ一トシテ、其存在ニヨリ他ノ財政上ノ利益ノ達セラルル所、例之國有林アリテ、然ラサレハ木材ヲ利用スル途ナキ場合ニ木材ヲ多ク使用スルカ如キ工場ヲ擧ケテ居ル¹⁹²⁾。他面カライヘハへるぎうすモイフ如ク、一般ニ官業ノ維持セラルル所以ハ、之ヲ止メルコトニヨツテ生スル收入ノ缺陷カ通例困難ヲ齎ラスカラトイフニ在ル。

192) Umpfenbach, n. a. O. S. 349.
193) Bergius, n. a. O. S. 206.

(註八六) 例之鐵道ノ如キハ將來經濟ノ發達ト共ニ、益々増收トナルヘキ點ニ於テ財政上有利ナモノテアル。ばす
て一ふるハ鐵道國有論者ノ一論據トシテ之ヲ擧ケテ曰ク、彼等ハ人及物ノ運轉ハ將來ノ増加ニ基キテ、鐵道ノ建
設及買收ヲ以テ將來ニ對スル有利ナル放資ト爲シテ居ルト。¹⁹⁴

(註八七) こんらどハ國有鐵道ニツキ、其一般國家目的ノ爲メニ殘ス所ノ金額方頗ル大テアツテ、鐵道債ヲ漸次
償還シタ後ニハ一層重要ナモノテアルカラ、國庫ノ容易トイフコトハ、此ニ於テ頗ル高ク豫算スヘキモノテアル
トイフテ居ル。¹⁹⁵

(註八八) 政府需要品製造工場テアレハ、官業ニヨリ民業ニテ買フヨリハ安キ物ヲ買入ルルコトトナリ、鐵道ノ如
キテアレハ、民業ナレハ儲カ多イモノカアツテモ、其カラ餘リニ多クテ政府ニ取上ケルコトハ出來ス、而モ缺損
セルモノカアレハ之ニ補助金ヲ交付シナケレハナラヌ、然ルニ官業テアレハ其利益ト損失トヲ相殺シテ、隨テ民
業ノ場合ノ補助金ヲ免ルルコトトナル。

併シ(1)官業ナレハトテ必スシモ收益ヲ生シナイ(註八九)。而モ他方其レタケ民業ノ發達ヲ
妨ケ、特ニ政府獨占ノ場合ニハ最甚シイ。然ルニ民業テアルト、政府ハ兎モ角若干ノ租稅
カ取レル。國稅ノミナラス地方稅モ。而モ民業ニ任カセテ其カ益々進メハ益々此租稅收入
カ増加スルノ希望カアル(註九〇)。當該事業ノ發達ニヨリテノミナラス、間接ニ他ノ一般企
業ノ發達ヲ促スコトニヨリテモ然リテアル。(2)官業ニハ又收入減支出増ノ蓋然モアル(註九
一)。即チ官業ニハ一方ニ勞働者ノ賃金引上ノ要求カ特ニ民主國テハ段々聽容レラレテ、賃

194) Bastable, l. c. p. 223.
195) Conrad, a. n. O. S. 123.

金支出ノ増加トナリ、鐵道ノ如キモノニテハ更ラニ賃率引下ノ要求モ盛ンテ、此ヨリシテ收
入減ヲ生スルノ恐モアル(註九二)。他方ニハ其官業ニシテ財政上缺損的ノモノテアルナラハ
其ノ爲メニ公債カ起サレテ居ルトスルト、之アルカ故ニ、他ノ必要ナル仕事ノ爲メノ公債
ヲ、之ナケレハ附セラルヘキヨリモ高キ利子ニテ起サナケレハナラヌトイフ不利モアル
(註九三)。

(註八九) ぎゆーよーハ曰ク、普魯西ノ國有鐵道ハ國家ノ豫算ニ收入(純益)ヲ與フルノニ、白、伊、匈等ニテハ唯
々負擔テアツタ。——歐羅巴鐵道ノ研究者米人レ一バ一ノ報告ニ依ルト、鐵道ノ政府營ハ普魯西ノ如キ僅小ナル
例ヲ別トシテハ、費用ヲ充タスニ足ラズ、隨テ納稅者ノ負擔テアツタ。¹⁹⁶

(註九〇) ふあいふあい曰ク、私人ノ手ニ在テハ、此等ノ企業ガ一層多ク繁榮シ、之ニヨツテ齊シク國民ノ繁榮ガ
進メラレ、其租稅能力ヲ増加スルト。¹⁹⁷

(註九一) ぎゆーよーハ曰ク、佛蘭西ノ西部鐵道ニツキ、民營時代ヨリモ國營時代トナツテ利益ノ大減少、費用ノ
大増加ヲ示メスト。¹⁹⁸

(註九二) ばすて一ふるハ曰ク、國有鐵道ニテハ賃率引下ノ爲メニ輿論ノ壓迫ガ起ルデアラウ。或年ニ多少纏マツ
タ餘剩ガ生ズルト、賃率引下ヲ避ケルコトハ出來ナイデアラウ。此ガ纏ガテ其餘剩ノ再來ヲ妨ゲルコトトナル。
——民主的政府ノ行政官ノ自然的傾向ハ不満足者(國家ト勞働者トノ争ニ於ケル)ノ要求ニ從フコトニヨリテ事件
ヲ平穩ニ解決スルコトデアアル。之ニヨリテ附加的費用ガ生ジ、財政上ノ地位ヲ損スルコトトナル。消費者ノ低キ
賃率ノ爲メノ壓迫ト、用人ノ地位ノ改良ノ爲メノ壓迫トハ國營事業ガ計算スベキ最重要ナル財政上ノ危險デア

196) Guyot, l. c. pp. 120. 123.
197) Preiffer, a. n. O. S. 98-9.
198) Guyot, l. c. p. 109.

ルト⁰¹⁹⁹

(註九三) えふべりーハ市行政ニ關聯シテ曰ク、市行政ニ必ズシモ適セザル企業ノ爲メニ大金ヲ借入レ其結果、納稅者カ本來市ノ爲スヘキ仕事ノ爲メニ一層高キ利子ヲ拂ハナケレバナラヌコトニナツタト⁰²⁰⁰

(二) 財政ノ獨立ヲ得トイフコト

官業カアレハ之ナクシテ租税ニ依ル場合ト異リ、其官業收入ノアルタケ財政カ人民ノ經濟ニ依頼セシテ獨立スルヲ得トイフニ在ル(註九四)。

(註九四) ぶあいふあい曰ク、收入ノ一部(官業)ハ議會ノ監督ヨリ獨立シタルモノデアルト⁰²⁰¹

併シ(1)此種收入ハ其動搖カ大デアリ(註九五)、屈伸力ヲ缺キ、急速ナル歳出増加ニ伴フテ收入カ必スシモ増加セス、戰爭等非常ノ必要アル場合ニ却ツテ減少スルコトカアル。隨フテハ此ニヨル財政ノ獨立ハ到底完全ナルモノテナイトイフ非難ヲ免レナイ。尤モ此等ノ非難ハ多少ハ租税等ニモアル。併シ大體カライヘハ官業ノ方ニ大ナルヘキテアル。(2)加之官業カ租税ニ比シテ財政獨立ニ一層良ク適フタケテハ、人民ノ財政上ノ監督カ怠慢ニ流レ、政府モ之ヲ無視スルコトトナリ、濫費ヲ助長シ、財政紊亂ノ基ヲ作ルトイフ非難ヲ免ルルコトハ出來ナイ。

(註九五) 國有鐵道ニツキ、こんらーど曰ク、國有鐵道網ノ擴張ニ對スル重ナル心配ハ收入ノ避クヘカラザル動搖デアルト⁰²⁰²。ろつしあーハ曰ク、鐵道管理ニ可能ナル收支ノ大ナル動搖ガ財政ノ均衡ヲ危クスルト⁰²⁰³

(三) 財政ノ信用ヲ大ナラシムルヲ得ルコト

官業カアレハ他方ニ公債ヲ伴フコトトナリ、其レタケ財政信用ヲ減少スルヤウニ見ユルカ、之ニ對スル財産カアレハ其公債ノ存スルコトカ必スシモ財政信用ヲ傷フモノテナク、幸ニシテ其公債ヲ急速且ツ規則正シク償還スルコトカ出來レハ、大財産ニ對シテ小公債ノアルコトトナリ、以テ財政信用ヲ大ニスルコトトナルトイフノテアル(註九六)。

(註九六) こんらーど曰ク、(國有鐵道ニ伴フ國債ノ増加ハ)國債ガ相當ナル財産ニ對立スルコトニヨツテ重キヲ成サナイ。又迅速且規則正シキ償還ニヨツテ緩和スルコトガ出來ルト⁰²⁰⁴

併シ(1)官業ニ於ケル公債ニ對シテ相當ナル財産ノ對立スルコトハ必スシモ期セラレス、

大財産ニ對シテ小公債ノ對立スルコトニ至テハ一層多ク必スシモ期スルコトヲ得ナイ。特ニ官業カ公益ヲ重ンシテ經營サルルタケテハ、小財産ニ大公債ノ對立スルコトトナル傾カ大イ。又假令公債ニ對シテ相當ノ財産又ハ時ニ大財産カ對立シテモ、官業トシテハ大ナル收入換言スレハ其公債利子ヲ償フタケノ收入ヲ舉クルコトカ必スシモ出來ス、隨ツテ其財産ヲ賣拂ツテ公債ヲ返還シタル方カ一層財政信用ヲ大ニスル所以ナルコトカアル(註九七)。(2)又其官業ニ存スル財産ニハ其價值減少ノ危險ノアルコトモ若干考察ニ取ラナケレハナラ

202) Conrad, a. a. O. S. 129.
203) Roscher, a. a. O. S. 161.
204) Conrad, a. a. O. S. 129.

199) Bastable, l. c. pp. 227. 228.
200) Avebury, a. a. O. S. 9.
201) Pfeiffer, a. a. O. S. 101.

又(註九八)〇 尤モ此終ノ點ハ大シタ非難テハナイ。

(註九七) へるぎうすハ曰ク、普魯西ニハ諸多ノ政府營商工業ガアルガ、凡ヘテ此ニ放下サレタル資本ガ賣却セラレ、其代金ヲ以テ國債ノ即時ノ償還ヲ行ヒ、之ニヨリ解職サレタル役人ニ恩給ヲ與フルコトトスルナラバ、國家收入ハ恐ラクハ減少スルデアラサガ、併シ利子支出ハ久シカズシテ一層大ニ減少スヘク、疑モナク財政上ノ進歩デアラウト²⁰⁵

(註九八) ばすてーぶる曰ク、商業ニ於ケル沈滞、價值標準(貨幣價值)ノ昂上又ハ新發明ガ鐵道ノ固定資本ノ價值ヲ大ニ減少スルコトトナリ得ル。國有政策ハ財政ヲ此等ノ損失ニ曝ラスコトトナリ、此財政上ノ資源ノ投機的使用トナルト²⁰⁶

(四) 租稅ノ負擔ヲ輕易トシ租稅ノ缺點ヲ緩和ストイフコト

即チ官業收入ノアルタケ租稅ヲ取ルノ必要カナクナル。租稅負擔カ官業ナキ場合ヨリ輕クナル驛テアル。勿論官業ニテモ人民ノ氣ノ着カサル間ニ租稅ヲトルコトニハナルカ、²⁰⁷⁾ 其ニシテモ其負擔ハ形式上ノ租稅ニ依ル場合ヨリハ輕易ナルコトカ出來(註九九)〇 又租稅ニ避クヘカラサル不完全又ハ不公正ヲ緩和スルコトカ出來ヤウトイフノテアル(註一〇〇)〇

(註九九) こんらーど曰ク、自由貿易主義的方面ヨリシテハ、國有鐵道ハ唯々國民經濟上ノ利益ヲ眼中ニ置イテ經營セラレ、財政上ノコトハ此ニ於テ唯副的ニノミ顧慮スベキコトガ要求サルル。併シ此ハ我今日ノ重稅時代ニハ全ク僞ノ要求デアル。何トナレバ鐵道收入ハ結局一般の國家目的ニ供セラレ、其鐵道貨率ガ交通ヲ大ニ妨クル程

205) Bergius, a. a. O. S. 208
206) Bas'able, l. c. p. 224.
207) Pfeiffer, a. a. O. S. 99.

デナイ以上ハ、租稅(形式上ノ)負擔ノ相當ナル増加ニヨリテ行ハルルヨリハ一層容易ニ全體ヨリ擔ハルルヲラト²⁰⁸
(註一〇〇) ぶあいふあーハ曰ク、課稅制度ガ諸多ノ不完全ヲ伴フ以上ハ、他ノ所得(官業ノ如キ)ヲモ有テ、
課稅ニヨリ生ズル不公正ヲ緩和スルコトガ望マシキコトトナルト²⁰⁹

併シ(1) 其官業ノ如ク人民ノ知ラサル間ニ租稅ヲ取ルコトカ本來當ヲ得ナイ。人民カ國家ノ要スルモノヲ知り、其果シテ正當ナリヤヲ判斷スル機會ヲ得ルカ如キ制度ニヨルノカ寧ロ選ムヘキテアル(註一〇一)〇 (2) 且ツヤ其官業ニ於ケル隠レタル租稅負擔カ、民業ノ場合ノ租稅ヨリモ一層大且ツ不公平テアルコトカ少クナイ。 (a) 第一ニ官業カ行ハルルト、其レタケ人民ノ活動範圍カ縮少セラルル。此カ矢張り一ノ負擔テアル。其ハ企業者資本家トシテノ活動範圍ハカリテナク、勞働者使用人トシテモ、官業ノ場合ニハ民業ホトニ事業ノ發展セサルタケ、勞働者使用人トシテノ活動範圍モ縮少サル譯テアル。尤モ官業ニハ民業ヨリモ割合ニ人ヲ多ク使フ傾カアル。隨フテ此カ幾ラカハ緩メラルル。第二ニ其官業ノ供スル所ノ物又ハ勤務ノ價カ民業ノヨリモ高キタケテハ、官業ノ下ニ租稅負擔カ一層重キ譯テアルカ、此ハ必スシモ然ルコトトナラサルニセヨ、其一層多費ナルタケテハ、矢張り一層重キ負擔ヲ課シテ居ル譯テアル(註一〇二)〇 又(リ) 此ニヨリテ大體下層民ニ重ク課稅シ、不公平負擔ヲ齎ラス傾カ大イコトハ避クヘカラストアル。例之國有鐵道ノ如キニツイテモ、今日

208) Conrad, a. a. O. S. 129.
209) Pfeiffer, a. a. O. S. 103.

ノ如キ重稅時代ニハ其賃率ヲ低下シ隨テ租稅ニ行クヨリモ、其賃率カ交通ヲ大シテ妨ケナイ程ナラハ相當ニ高く取ル方カ樂タトイフ說モアルカ(註一〇三)、此ハ實行ノ難易ニ重キヲ置イタ說テ、公平ヲ輕視スルノ說テアル。予輩ノ採ラサル所テアル。此賃率ヨリモムシロ租稅、特ニ直接稅的ノモノニ重キヲ置クコトカ望マシイ。

(註一〇一) ばすていぶるハ曰ク、今日ノ事情ノ下ニハ、必要ナル收入ノ爲メニ租稅ニ依ルコトトシ、資本ノ放下ハ之ヲ簡人ノ活動ニ任カスコトガ得策デアルト²¹⁰。べるぎうスハ曰ク、國家獨占ノ形ニテ徵收セラルル消費稅ハ獎ムヘキ租稅デハナイ²¹¹。ふあいふあハ曰ク、之ニヨリ要求サルル犧牲ガ實際國家秩序ノ維持ノ爲メニ必要ナラザルコトモアル。斯クテ國費ノ重要ナル部分ガ國民ノ力ノ單ナル浪費ト見ラレナケレバナラヌ。各人が國家及其制度ノ費スモノヲ感シ及明カニ之ヲ知り、彼ニ其ガ希望スベキモノナリヤチ判斷スルコトガ正當デアルト²¹²。

(註一〇二) えぶべりハ曰ク、政府及市行政ハ私企業ノ如ク節約的ニ働クコトハ出来ナイ。其結果ハ公營業ガ吾人ノ租稅ヲ愈愈多ク絞取リナケレバナラヌトイフコトデアルト²¹³。べるぎうスハ曰ク、(殆ト政府獨占トセラルルガ如キ)方法ニテ使用セラレタル資本ガ高キ利子(利得)ヲ生ズルトモ——此ハ唯外見上テ、實際ハ最大ノ行政費ニヨリ生ズル所ノ大ナル廻路ニヨリテ課徵セラレタル租稅ニ過ギナイト²¹⁴。

(註一〇三) 註九九參照。

結 論

要スルニ官業ノ可否ハ之ヲ一概ニイフコトハ出来ナイカ、大體財政上ハ得失半ハシ、社

210) Bastable, l. c. p. 230-1.
 211) Bergius, a. a. O. S. 2 6.
 212) Pfeiffer, u. a. O. S. 100.
 213) Avebury, a. a. O. S. 14.
 214) Bergius, a. a. O. S. 205-6.

會政策上ハ肯定ニ傾クカ、政治上ト生産政策上トヨリテ否定ニ偏重スル。テ財政收入ノ爲メニ官業ヲ起スコトハ成ルヘク探ラヌカ良イ。單ニ公益ニ關係アルタケニテハ官業已ムヲ得ナイカ、其モ成ルヘク最小限ニ止メ、之カ經營ニ於テハ收入ヲ計ルヨリハ寧ロ公益ノ爲メヲ主トスヘキモノテアル。此方針ニ從フテ

(一) 鐵道官營ヲ廢スルニハ及ハナイカ、唯タ之カ賃率ハ出來ルタケ低下シ、營利主義ヨリシテ、公益主義特ニ手數料主義ニ向ハシムルコトカ望マシイ。

(二) 軍需品製造工場ハ極秘ヲ要スル一小部ノモノノ外ハ、大體民業ニ讓ルカ可イ。隨フテハ製絨所ノ如キモノモ勿論全部拂下ケテ可テアル。

(三) 製鐵所ハ現時トシテハ前二者ニ對スル原料供給ヲ保全充實スル爲メニ或度マテ必要ナルコトヲ認ムルモ、之ヲ超ヘテ市場ト競争シ民業ノ發達ヲ妨クルコトナキヤウ注意スヘキモノテアル。製材所モ官有林トイフ避クヘカラサル官有財産ノ管理ニ附帶シテ或度マテ之ヲ有ツコトハ已ムヲ得ナイ。

(四) 貨幣鑄造、印刷局ノ維持ハ已ムヲ得ナイカ、製紙所ニ至テハ必要ハナイ。拂下ケテ可テアル。若未レ租稅ノ一形式トシテ行ハルル專賣制度ニ至テハ大體原則上ハ排斥スル所テア

ルカ、之ニ代ルヘキ完全ナル租稅ノ見出サレサル以上ハ、實際ノ財政必要ノ爲メニ暫ラク其儘トスルノ外ハアルマイ。

(餘論) 此ニ餘白ヲ借リテ本論ニ二三言ヲ添エヤウ。

(1) 軍需品製造ニツキ從來官營主義ニ拘泥シタル陸軍ガ、近頃民營ニ傾イタト傳エラレルノハ予輩ノ最モ喜ブ所デアル。然ルトキハ一朝事アルトキニ徵發シ得ル工場ヲ多ク持ツコトガ肝要デ、此點ヨリ民間ノ金屬及機械工業ノ助成が必要デアル。就中製鐵事業ニ最力ヲ用キナケレバナラヌ。今日日本デハ機械工業能力ハマダアルガ、原料ノ鋼鐵ノ不足ノ爲メ其能力ヲ十分發揮シ得ナイ。デアルカラ此際何ヨリモ民間ニ於ケル製鐵業ヲ大ニ補助獎勵シナケレバナラヌ。

(2) 本論ニ於テ專賣制度ノ現状維持己ムヲ得ズトイフタガ、鹽專賣タケハ他ニ然ルヘキ財源ヲ見付ケテ之ヲ整理シタノ。廉價ナル鹽ヲ供給スルコトガ、化學工業ノ發達上必要デアルカラデアル。他方ニ若シ將來我國ノ專賣ニ附加サルモノガアルトスレバ、其ハ酒類ノ專賣デアラウ。最近自由主義ノ本場タル英國ニサヘ此計畫ガアリ、之ヨリ四億圓ノ純益ヲ政府ニ齎ラサウトシテ居ルノハ參考ニ値スル。酒類ノ專賣ハ曾ニ財政上ノ理由ノミナラズ、衛生道義上即チ公益上ノ理由ヲモ有ツテ居ル。研究ヲ值スル問題ト考フル。(大正六年一、二、四月經濟論叢)

第二編 租稅ニ於ケル強制ト任意

緒言

租稅ハ普通ニハ強制的ナル支拂物ト認メララル。然ルニ他方其カ人民ノ意思ヲ代表スト認メララル所ノ議會ノ協賛ニ依リテ定メララル所カラ見、義務者ノ自己申告ニ依ツテ其課稅標準カ確定サルルコトノ益々擴張スル所カラ見、更ラニ各人カ之ヲ其道義上ノ義務觀ヨリ給付スヘキモノナルコトカラ見テ、其カ任意的ノ支拂物ナルカ如クニモ考エラル。而シテ實際ニモ租稅ノ本質ハ強制的ノモノタラストノ説カアルニ就イテハ、其當否ハ如何、又如何ナル點ニ於テ強制的テ如何ナル點ニ於テ任意的カ、此兩元素ハ如何ニ調和スヘキカ及將來此カ實際如何ニ成行クヘキカヲ研究スルノ値カアル。予ハ豫ネデ斯カル疑問ヲ有チテ思索シツツアツタ所ナルカ故ニ、茲ニ其ノ今日迄ノ研究ノ結果ヲ報告シヤウト思フ。

本文ノ説述ニツイテハ先ツ理論上ヨリ租稅強制本位説及其反對説ヲ體系的ニ列舉シ、批評シテ其真相ヲ明ニシ、次イテ事實上任意元素發展ノ動機ヲ列舉シテ強制任意ノ調和傾向ヲ説カウト思フ。

第一段 理論ヨリ觀タル租稅ノ強制及任意

(一) 租稅強制本位說 租稅カ強制的ノモノ也トイフコトハ頗ル廣ク行ハルル說テアル。或ハ此意味ヲ明カニ表ハスヘキ詞ヲ定義ノ中ニ加フルモアルハ(註一)、或ハ之ヲ入レストモ其ハ自明也トイフモアル(註二)。此等ノ考ニハ後ニイフ如キ反對說カアルニセヨ、法律上形式上ノ解釋トシテハ毫モ異論ヲ挾ムコトヲ得ナイ。夫ノ任意說ノ一觀點トモナリ得ヘキ義務者ノ自己申告ニモ懲罰制裁ノ伴ヘル強制カアル。勿論租稅ノ支拂其モノニハ齊シク懲罰制裁カ伴フテ居ル。租稅ニ強制ナシトハイフコトヲ得ナイ。此カ道義上ヨリ見テ強制ヲ待タスシテ給付スヘキモノナルニセヨ、法律上ニハ強制的ノモノニ相違ナイ。又之ヲ經濟上ヨリ見ルモ、箇人ニ利己心カ存在シ、其カ公共心ニ比シ一層強烈ナルノ傾アル以上ハ、租稅ヲ強制的ノモノトセス任意的ノモノトシテ置イテハ、到底多數ノ脫稅カ行ハレテ、之ヨリシテ必要ナル收入ヲ舉ルコトカ出來ナクナルテアラウ(註三)。即チ其カ強制的ノモノタルノミナラス、強制的ノモノトセラレナケレハナラヌトイフコトモアル。

(註一) 例之わぐなり、へつけるハ租稅定義中ニ強制分擔金(Zwangsbeträge)トイフ詞ヲ用キ、ばすてーぶるモ同様ノ詞(Compulsory contribution)ヲ用キテ居ル²⁾。じよーん入ハ租稅ノ性質ヲ説明シテ租稅ノ要素ノ一ハ強制的ナ

1) Wagner, Fw. 2 Anfl. II. S. 210. Heckel, Lehrbuch d. Fw. I. S. 120.
2) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 263.

ルコトデアルトイヒ、更ラニ此強制ハ凡ヘテノ稅ニ共通也トイフテ居ル³⁾。

(註二) しえふれーハ租稅ガ強制分擔金タルコトハ自明ニシテ之ヲ定義ニ入ルル必要ナシトイヒ、其定義ニハ單ニ分擔物財(Sachgüterbeiträge)トイフ詞ヲ用キテ居ル⁴⁾。

(註三) しえふれーハ曰ク、道義ノミニ依リテハ、今日モ亦凡ヘテノ時ニ於テ頗ル小ナル稅額ヲ生スルニ止マルデアラウト。じよーん入ハ租稅任意說ニ反對シテ、租稅ノ如何ナル種類ノモノニテモ之ヲ任意的ノモノトスルコトハ(1)此ガ任意的ノモノナレバ其ノ最多クノモノガ不拂ニ止マルヘシトイフコト⁵⁾。此ガ任意的デハナクテ強制的ナルコトガ租稅ノ精粹ナルコトノ二ノ事實ニ反スルコトナルトイフテ居ルガ、此二點ノ中第二ノモノハ問ヲ以テ問ニ答ヘタルニ過ギナイケレドモ、第一點ハ説明理由タルニ足ル。

(二) 租稅任意本位說 ムシロ租稅強制本位反對說トイフヲ當レリトスル。強制說ニ反對シテモ租稅ニ全然強制分子ナシトイフノテハナイ(註四)。タタ一般ニ租稅ニハ強制ヨリモ任意カ一層本質的ナルカ故ニ、又ハ或種ノ租稅ニ強制トイフヘカラサルモノアルカ故ニ、定義ノ中ニ強制ノ意味ヲモツ詞ヲ避ケヨ(註五)。トイフマテテナル。左ニ其ノ諸說ヲ列舉シテ批評ヲ加エヤウ(註六)。

(註四) ふなつけハ強制反對說ナルモ尙ホ、強制ハ租稅ニ於テ缺クコト能ハズトトヒ、のいまんモ強制反對說ニテアリナガラ、租稅ニ強制アルコトハ、租稅ヲ國家等ノ私經濟的收入ト對立スレバ明カデアルトイフテ居ル⁶⁾。

(註五) ふなつけハ給付セザルベカラサル分擔金(Betrag)トイヒ、のまいんハ一ノ支拂物(Zahlungen)トイフ詞ヲ

3) Jones, The nature and first principle of taxation. pp. 12. 19.
4) Schäffle, Steuern A. T. S. 21. 22.
5) Schäffle, ebenda. S. 23.
6) Jones, l. c. p. 34.
7) Vocke, Grundzüge d. Fw. S. 168. Neumann, Die Steuer und das öffentliche Interesse. S. 402-3.

用キテ居ル⁹⁾

(註六) 以下列記ノモノノ外ニ、租税ハ今日ノ立憲國ニテハ人民ノ意思ヲ代表スル議會ノ協賛ニヨリテ定マルガ故ニ、強制的ノモノデナク任意のモノ也トイフ説モ立チ得ルガ、併シ其ハ一般規範ノ決定ト各箇租税給付トヲ混同シタノデ、前者ニ於テ人民ガ同意シテモ、後者ニ於テ各人ガ強制ヲ感ズルコトコトアルヲ免レナイ。夫ノ説ハ採ルコトヲ得ス。

(A) 一般租税ニツキ見タルモノ 其ハ道義觀カラ一般ニ租税ニ於テ強制カ本質ニ非ストイフノテアル。ふをつけノ唱フル所テアル。其説ノ要點ハ凡ソ強制ハ反抗ナキ所ニハ存スヘカラサルモノテアルノニ、租税ハ本來各人カ道義的ノ義務ヨリ給付スヘキモノテアルカラ反抗ナトノアルヘキ筈ノモノテナク、又實際強制カ生シテモ唯タ例外的ニノミ生スル。テ租税ニ事實上ハ例外的ニ強制カ伴フニシテモ、本質上ハ然ルヘキモノテナイトイフノテアル(註七)。

(註七) ふをつけハ曰ク、如何ニモ強制ガ租税ニ於テ缺クベカラザルモノデアルガ、其ガ本質的デハナイ。租税ヲ強制分擔金トシ、國家ヲ強制共同トスルノハ、其性質及本質ノ誤解ニ基ク。強制トハ元來反抗スル所ノ力ノ上ヘノ、ヨリ高キ權力ノ影響トイフコトテアル。反抗ノ存シナイ處ニ強制ハ必處テナク、又ハ可能デモナイ。——勿論國家ハ初メニハ其(從屬者ノ)意思ナクシテ成立スル。——ガ既ニ此ガ存在スルトキハ其成員ノ意思ニ一致シテ成立スル。——租税義務ノ履行モ強制ニ基カナイ。孰レノ場合ニモ道義的精神ヨリノ義務實行ガ一般ニ前提セラ

8) Vocke, ebenda. S. 159. Neumann, ebenda. S. 391.

レ、強制ガ唯タ例外トシテ定メラルル。世界ノ如何ナル權力モ共同團體ヲ其成員ノ意思ニ反シテ強制ニヨツテ集團スルコトハ出来ナイ。如何ナル暴政ト雖モ出来ナイ。之ヲ結付ケル所ノモノハ常ニ道義上ノ帶デアツテ、其ハ或ハ權威デアリ或ハ共同心デアル。更ニ或ハ慣習ノ力、及共同ヨリ生ズベキ利益ノ感情デアル。多少進歩シタル文明及智能ヲモツ處デハ強制共同トイフコトハアルベキデナイ。國家ガ強制共同テナイ以上ハ、租税ハ強制分擔金タルコトハ出来ナイ。又斯ノ如キモノタルベキデモナイ。——強制分擔金トハ義務ノ道義觀及自田意思ノ排除ヲ以テ徵收セラルルモノデ、斯ノ如キハ消費稅(彼自ラハ稅トイハズ Verbruchssteu)トイフヲ居ル)ニハ現ハルル。此ニテハ一般ノ間接ノ強制ガアツテ、此ガ此ノAnlageヲ租税ヨリ明確ニ區別セシムル所ノモノデアルト⁹⁾併シ乍ラ齊シク斯カル義務觀カラ盡スヘク又盡サル所ノ兵役カ強制ニ依ルトイハルル以上ハ、少クトモ其ト同意味ニテ租税モ亦タ強制的ノモノトイフヲ得ヘキ譯テアル。特ニ此ニ強制的トイフノハ勿論法律上ノ意義テ、法律上ノ強制ト道義上ノ義務トハ兩立併存シ得ナイコトハナイ。法律上ノ強制ハ此場合ニハ或事ヲ爲スヘシ、爲ササレハ制裁ヲ以テ爲スコトヲ餘儀ナカラシムトイフコトテアル。實際法律カ直接ニ影響スルノハ單ニ少數ノ爲ササル場合ノミテアルカ、此レアルニヨツテ間接ニ一般ノ爲ス場合ニモ影締シテ居ル(註八)此間接テハアルカ制裁ニ依ル影響或ハ夫ノ法律ノ威嚇カナカツタナラハ、道義觀ノミヨリタケテハ恐ラク租税ノ給付ハ甚タ多ク行ハレナイテアラウ。各人ニ意思ノ自由カアリ、利己心ノ存スル以上ハ多ク行ハレナイテアラウ。斯クテ國家等ハ其必要ナル收入ヲ舉クルコ

9) Vocke, a. a. O. S. 172.

トニ困ラナケレハナルマイ。(註九) 實際人カ租税ノ給付ヲ爲ス場合ニ於ケル心理状態ハ、一方ニ此法律上ノ強制ヲ考ヘ、且ツ他方道義上ノ義務ニモ訴ヘテ爲スコトニ決意スルノニアル。強制ト道義觀トハ並行シ得ル。強制ト任意トカ調和サレテ居ル。其ハ即チ義務者ノ反抗ナクトモ強制ノ行ハレ居ルコトヲ示メス。強制トハ反抗スレハ制裁ストイフノニ止マリ、實際必スシモ反抗カ行ハレズトモ良イ。反抗セシテ支拂カ行ハレテモ法律上強制カアリトイヒ得ル。此ニ強制トハ法律上ニハ支拂人ノ意思カ重要テナイ(註一〇)トイフニ過キナイ。テ強制ヲ輕視又ハ排除スルコトハ出來ナイ。

(註八) ふなつけハ云ク、其強制ハ直接ニハ各箇ノ場合ニ行ハレ、間接ニハ一般ニ行ハルル。又此ニハ罰ノ嚇カサルルコトヲ前提トスル¹⁰⁾

(註九) 註三參照。

(註一〇) ばすてーぶるハ云ク、強制トハ必ズシモ意思ニ反シテ支拂ハルルコトヲ意味シナイ。單ニ支拂人ノ意思カ法律上ハ重要ナラストイフノミテアルト¹¹⁾

(B) 特殊租税ニツキ見タルモノ 即チ租税ノ一部ニハ強制ヲ伴ハサルモノアルカ故ニ、租税定義ニ強制ノ意義ヲモツ詞ヲ避クヘシトノ説テアル。

(イ) 特ニ消費税ニツキ強制意義ナシトノ説

(1) 一般消費税ニツキテ論スルモノ 例之あだむすみすノ如キテ、彼、商品上ノ税ニツキ此ニ強制ナシトイフ。其趣旨ハ人カ其物ヲ買フト否ト、隨テ税ヲ拂フト否トニツキ自由ニ決定スルヲ得ルカラトイフニ在ル(註一一)。

(註一一) あだむすみす曰ク、彼(消費者)ハ物ヲ買フト買ハサルトニ於テ自由ナルガ故ニ、彼ガ斯カル税ヨリ或大ナル不便ヲ被ムルトモ、彼自ラノ過失テナケレハナラヌト¹²⁾

併シ斯クイヘハ其ハ直接税ニテモ同事テアル。消費税ニテ租税ノ負擔ヲ欲セサレハ之カ物體ヲ買ハサレハ可也、物ヲ買ヒ隨テ税ヲ擔フハ其負擔者ノ任意ニ出ツトイフナラハ、直接税ニテモ租税ヲ擔フコトカ嫌ナレハ、所得ヲ有タサレハ可也、收益源又ハ財産ヲ有タサレハ可也トイヒ得ル(註一二)。成程其レテハ甚シキ貧困者ニ落フレナケレハナラヌ。其ハ隨分嫌ヤナ事ヲ選マヌモノタトモイハルルカ、併シ兎モ角其テモ生存タケハ出來得ル途カアル。或ハ更ニ進ンテ夫ノ所得財産等ノ中、相當ナル最小活費ニ關スル部分タケ位ハ人ノ生存問題ニ關スルカラ之ヲ抛棄スルハ難イ。之ヲモ抛棄スルコトヲ選ムノ自由アリトイフノハ酷也トイフカモ知レヌカ、併シ其ヲイヘハ消費税ノ物件ノ中ニ就キテモ生活必要ニ屬スル米鹽等ニツイテハ同テアル。此等ノ物ヲ買フト否トカ各人ノ自由也トイフナラハ、直接

12) Adam Smith, Wealth of Nations. Bk. V. Chap. II. Pt. II, 3rd Maxim with regard to taxes in general.

10) Vo'ke, n. a. O. S. 169.
11) Bastubio, l. c. p. 263.

税ニテモ最小活資ニ關スル物ヲ所持スルト否トハ各人ノ自由也トイフテ可イ。加之本來凡ヘテノ税ニ於ケル強制ハツマリ條件的強制テ、課稅物件ノ存スル以上ハ給付力強制サルルトイフニ止マル。其カライヘハ何ニモ消費稅ト其他ノ稅トテ區別スルニハ及ハナイ(註一三)。

(註一二) ぶーがー及じえーづハ曰ク、凡ヘテノ税ハ強制的テアル。人或ハ消費稅ハ、各人カ物ヲ消費セサルノ自由ヲ有ツノ故ニ任意的ノモノテアルトイフカモ知レヌカ、斯クイヘハ地租モ地主カ其所有者タルコトヲ止メルコトヲ得ルノ故ニ、強制的テナイトイハナケレハナラナクナルト¹³⁾。

(註一三) わぐなー曰ク、強制分擔金トイフコトハ無條件強制ヲ意味シナイ。單ニ條件的強制ヲ意味スル。即チ斯ク々々ノ事物ガ存在シ發生シタルトキハ、強制ノ現ハルルコトヲ意味スル。故ニ此詞ハ奢侈稅ニモ當ルカ、他方ニハ奢侈稅ニ當ラズトスレハ、他ノ税ニモ當ラサルコトナル。予カ或家ヲ有タス或營業ヲ營マナケレハ、予ハ當該稅ヲ強制サレナイテアラウト¹⁴⁾。へつけるハ曰ク、強制ハ或ハ絕對的テ、其ノ基礎トナル事實其モノニヨリ條件セラルル。例之租稅ノ場合ノ如シ(臣民籍、滞在、所得、消費)。或ハ相對的テ特ニ國家行爲ヲ前提トスル。例之手數料ノ如シト¹⁵⁾。

みるハ本文説述外ノ根據ヨリ夫ノ説ニ反對スル。曰ク、往々ニシテ誤解ニ基ケル間接稅賛成論カアル。即チ商品上ノ税ハ他ノ税ヨリモ一層負擔ノ輕キモノテアル。何トナレハ負擔者カ課稅品ヲ使用スルコトヲ止メルコトニヨリテ此稅ヲ免レルコトヲ得ルカラトイフ。如何ニモ彼ハ之ヲ欲セザレハ、夫ノ税ヲ拂ハサルコトヲ得ルテアラウト。併シ斯クスルコトニヨリテ著積サレタル物ニ對シテ直接稅ヲ取ラルルコトニヨリテ捕捉サルルコトトナラナケレハナラマト¹⁶⁾。此モ一見解テハアルカ、此消費稅ヲ免レタルモノカ必ス直接稅ニテ課稅サルルトハイと得ナイ。カ

ヲ此根據ヲ以テ夫ノ説ヲ排斥スルニハ足ラナイ。

(2) 特ニ奢侈稅的消費稅ニツキテ論スルモノ 租稅ノ中、特ニ奢侈稅及奢侈品ニ

課スル消費稅ニアリテハ、其物ノ使用者又ハ消費者カ必スシモ物ヲ買フコトヲ要セサルノ故ニ、此稅ハ強制的テナイトイフ論カアル(註一四)。

(註一四) のいまん曰ク、夫ノ強制分擔金トイフ詞ハ當ラナイ。何トナレハ直接及間接ナル所謂奢侈稅(例之、僕婢、車馬等ノ)、煙草稅、外國葡萄酒稅等ノ如ク、全ク正而ニ任意稅(freiwillige Steuern)ト稱セラレ、斯ク々々ノ者ハ斯カル稅ヲ拂フヘシトハ規定サルルモ、其ノ之ヲ拂フノハ各人ノ任意ニ係ルコトテ、何人モ此稅ヲ拂フコトヲ強制セズ又特ニ何人モ此稅ヲ如何ナル高サニテ拂フコトヲ強制セサル所ノ諸多ノ稅カアルカラ。人カ從僕ヲ有チ車又ハ馬等ヲモツナラハ、又ハ人カ外國酒又ハ煙草等ヲ消費スルナラハ、此稅ヲ拂フ。併シ何人モ斯カル支出ヲ爲スコトヲ此者ニ強制シナイ。隨テ此ニ相當ナル租稅ヲ實際拂フコトヲ強制セズ。此ハ全ク吾人ノ任意ニ係ルノテアルト¹⁷⁾。

併シ其ヲイフナラハ直接稅ノ物體ニツキテモ絕對必要資源ト然ラサルモノトヲ區別シテ後者ニテハ強制ナシトイフ方カ正當テハナイカ。此方ヲ看過シタルノハ論者ノ缺點テアル。又奢侈品トイフテモ絕對的ノモノテナク人ニヨリ多少異ル。例之酒ヤ馬車ハ普通ニハ奢侈品トイハルルカ、飲酒ニ慣レ生理上最早酒ヲ缺クコト能ハサル人ニ取リテハ酒モ絕對必要品テアリ、高位高官者ニトリテハ馬車モ其地位上必スシモ奢侈品トハイヘナイ。彼等ニ於

17) Neumann, a. a. O. S. 403.

13) Boucard et Jèze, Cours élémentaire de science des finances. p. 238.
14) Wagner, a. a. O. S. 211.
15) Heckel, a. a. O. S. 30-31.
16) Mill, Principles of Political Economy. Bk. V. Ch. VI. §1.

テ此等ノ物ヲ買ハサルモ可ナルノ故ニ、其ニ課セラルル税ニ強制ナシトイフコトヲ得ナイ。加之本來夫ノ凡ヘテノ税ニ於ケル強制カ條件的ノモノテアルコト前ニイフ如シトスレハ、其強制ヲ奢侈品ニ否定スルコトハ出來ナイ。

(ス) 特ニ直接税ニツキ強制カ本質的ナラストノ説 是レムをつけノ説テ、彼カ前ニモイフ如ク租税ニテハ強制カ本質的テナイトイフ、其租税ハ直接税ノ意味テアリ、隨フテ普通學者ノ詞ニイヒ換ユレハ直接税ニ於テムシロ強制ヲ否定スルコトニナリ、而カモ消費税ニテハ強制アリトイフノテアル¹⁸⁾。其趣旨ハ直接税ニテハ道義上ノ義務ヨリノ支拂カアルカ、消費税ハ物ノ消費ニ伴フ故ニ此カナイ。隨フテ前者ニテハ強制カ主要テナイカ、後者ニテハ強制カ働クトイフニ在ル。併シ消費税モ一ノ租税タル以上ハ道義上ノ義務ノナイ譯ハナイ。既ニ然リトスルナラハ、直接税ニ道義上ノ義務アルノ故ニ、強制カ本質的ナラストイフナラハ、消費税ニモ此アルノ故ニ強制カ本質的ナラストイフコトトナラナケレハナラヌ。而モ尙ホ消費税ニ強制アリトイフナラハ、直接税ニモ此アリトイフテ良イテハナイカ。

第二段 史實ヨリ觀タル租税ノ強制及任意

以上理論上ヨリ本題ヲ觀察シタル後ハ、更ニ之ニツキテ史實ヨリ觀察スルヲ要スル。今其ノ一々ノ史實ヲ叙述スルノ暇ヲ有タヌ。單ニ其大勢ヲ見通ホシテ見ヤウト思フ。予ノ觀ル所テハ租税發達ノ大勢ハ任意分子ノ益々重要トナルニ在ル。其極致トシテ全ク任意ノモノトナルコトハ難キコトテハアルカ、希望スヘキコトテハアル。強制ヲ待タスシテ今日ノ強制ノ下ニ於ケルト同等以上ノ收納成果ノ得ラルルカ如キハ洵ニ希望スヘキコトテアル。他方租税ノ萌芽タリシ任意的ノ贈物(註一五)ヲモ併セ考察スレハ、租税ハ任意ヨリ強制ニ、強制ヨリ任意ニ向フトモ大觀スルコトヲ得ル。而シテ此史實上租税ニ於テ任意分子ノ益々重要トナル動機ヲ舉クルト左ノ如クテアル。

(註一五) 租税カ先ツ任意ノ贈物トシテ發達シタリトイフ説ハろしあーニ於テ之ヲ見ル。彼ハ曰ク、自由市民ヨリ拂ハレタル固有ノ租税ハ到ル處多少臨時的ノモノトシテ初マツタ。初メニハ任意ノ贈物トシテテアル。此ノ如キハ既ニたしつすノ時ニ現ハレ、古キふらんく王國ニモ通例テアツタト¹⁹⁾。ぶあいふあーモ亦曰ク、租税ノ先行タル Beden カ初メニハ特段ナル必要ノ場合ノミニ取ラレ、——課徴セラレタル負擔トイフヨリハ任意ノ贈物ノ性質ヲ有ツタト²⁰⁾。

19) Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. I. S. 286.

20) Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 7.

18) Vocke, a. a. O. S. 171-2.

他方へつけるカ租税ノ實質的及歴史的根源ハ常ニ力及強制ニ在ル。此故ニ租税ハ初メヨリ強制分擔金ヲアル²¹⁾トイフノハ嚴格ニ租税ヲ解シタモノナアル。

(一) 租税根據 近代文明國ニテハ一般ニ法律ノ根據ノ下ニ租税ヲ課シ、法ノ根據ナクシテハ租税ヲ取ラナイ。之ニヨツテ人民カ安心ヲ得、強制ヲ餘程輕ク感セシムルコトトナル傾ヲ生スル(註一六)

(註一六) へつけるハ曰ク、其後此(強制)ニ權利觀カ加ハリ、人カ強制ノ爲メニ權利規範及權利根據ヲ求メ、此カ課税權ヲ説明シテ、良心ノ安定ヲ得セシメヤウトスル。然乍ラ之ト同時ニ人カ種ヲ播カスシテハ收穫シ能ハス、租税義務者ノ經濟的存在ニ考慮ヲ拂フコトナクテハ課税スルコトノ出來ナイコトヲ認ムルコトトナツタ。之ニ依ツテ租税ノ設定ト國民經濟上ノ考察トカ聯絡スルト。²²⁾

(二) 租税決定方法 (A) 近代ノ租税法ハ議會ノ協賛ヲ經タモノテ、其ハ即チ人民ノ意思ノ反射サレタルモノトイフコトカ出來、之ニ依ツテ租税ヲ賦課サル所ノ人民ニ安心ヲ與ヘ結局自己ノ意思ニ出テタル租税ノ強制ニ從フコトトナリ、租税ニヨリ強制ヲ受ケナカラ、其強制ヲ感セサルヲ得ルコトトナル傾カアル。立憲政治ノ眞義カ十分ニ理解サルルコトニナレハ當サニ斯クナルヘキモノテアリ、世ノ進ムニ從フテ此理解カ一層多ク徹底スルコトトナルノ傾ヲモツ。(B) 更ラニ税法ヲ決定スルニツキテハ其經濟上ノ影響ヲ考エ、人民ノ經

21) Heckel, a. a. O. S. 147.

22) Heckel, a. a. O. S. 147.

濟上ノ力ヲ斟酌シテ其ノ堪エ得ルタケノモノヲ堪エ易キ方法ニテ課スルコトヲ努ムルノ傾カ大イ(註一七)。此點ノ注意ノ益々進ムニ伴レテ、人々ノ租税強制ニ關スル壓迫ヲ感スルコトヲ少カラシメテ、強制ノ下ニアリナカラ任意ニ出スノ氣分ヲ起スコトヲ助クル傾カアル。

(註一七) 註一六參照

(三) 課税標準確定方法 次キニハ租税ノ種類ノ選定ニ於テ客觀主義カ漸次退却シテ主觀主義カ益々勢力ヲ占メツツアル(註一八)。其結果トシテ課税標準ヲ確知スル爲メニ義務者ノ自己申告(註一九)カ益々多ク行ハルルコトトナリ、其カ主體税ノミナラス物體税ニモ行ハレテ(註二〇)、斯クテ益々義務者カ強制的テナク、任意ニ進ンテ給付シヤウトイフコトトナル傾カアリ得ル。勿論其自己申告其モノカ矢張り法律上ハ一ノ強制的ノモノニナツテ居ルカラ(註二一)、此アルカ故ニ租税カ強制ノ意義ヲ失フコトハ出來ナイカ、實質上ハ之ニヨリ各人カ其申告スヘキモノヲ任意ニ申告シヤウ、隨フテ其納付スヘキモノヲ任意ニ納付シヤウト決心スルコトトナリ、益々任意ノ色彩ヲ濃厚ニスル傾カアリ得ル。各人ニ自由意思カ認メラレ、ソシテ人カ道義的ニ活動シ得ルモノナル以上ハ、訓練次第テハ法律上ノ強制ノ下ニ居リナカラ、殆ント自ラ強制ヲ感シナイテ、任意ニ進ンテ申告シ給付スルノ境界ニ入ルコト

ハ出来ナイコトヲナイ。外部ヨリノ決定ニ依ラナイテ、義務者ノ主観ニ任カサレタル處ニ、
斯カルコトトナルノ刺戟カアル。租税ニツキテハ斯塔テ租税法的ニノミ之ヲ見ナイテ、租
税道義的ニ之ヲ見ルヘク國民ヲ善導スルコトカ肝要テアル。

(註一八) 主観主義 (Subjektivitätsprinzip) トハ人ヲ中心トシテ其全給付能力ヲ鑑メテ課税スル主義テ、所得税ニ現
ハレ、客観主義 (Objektivitätsprinzip) トハ各箇ノ客観的成分ニツキ各別ニ税スルノ主義テアル。²³⁾
兩主義ノ關係ノ地位ニツキテハ、へつけるハ曰ク、主観主義ノ進歩ハ一般租税史上ノ發達傾向テアルト。而シテ
へるまんハ曰ク佛國ノ税法 (客観主義的ナル) ニ對シテ獨逸ノ税法 (主観主義ノ多ク行ハルル) ハ近世經濟生活ニ於
ケル變化スル所ノ事情ニ一層良ク適合シタト。²⁵⁾

(註一九) 自己申告 (Selbstangabe, eigene Angabe, Selbstschätzung, Selbstkenntnis, Selbst-declaration, la
declaration du contribuable) ハ本文ニイフ如キ利益モ生スルカ、併シ現代人ニ於テハ尙ホ此ノミニ依テ安心ハ出
來ナイ。此ノミニヨツテハ農民等ノ所得見積ノ困難ヲ別トシテモ、虚偽又ハ誤謬ヲ生スル恐カ少クナイ。隨フテ
課税標準ノ他ノ確知方法ヲ併セ用ユル必要アルコトトナル。すたいんハ曰ク各箇人經濟ノ非常ニ多様ナルコト
之ヨリ生スル所ノ正直ナル自己測定ノ多様ナルコト並ニ自己測定ニ伴フ誤謬又ハ虚偽ノ可能ニ於テ此ハ已測定ニ
ツキ其財政上ノ正當ヲ判断スルコトハ財務行政ニトリテ不可能テアルト。ふあいふあいハ曰ク、租税義務アル所得
ノ自己申告ハ非常ニ厄介且ツ混雜シタルモノト感セララル。其故ハ主トシテ多クノ人民ノ共同心カ其良心ト其利
己心トノ戰爭ニ於テ決定的偏重ヲ與フルニハ十分大テナイカラト。ぼーりゆーハ曰ク、租税カ非常ニ輕ク、公財
源中低キ地位ヲ占ル場合テナケレハ、決シテ人カ純粹且ツ簡單ナル自己申告ニ満足シナイト。らうモ亦所得税ニ

23) Heckel, a. a. O. S. 205-7. 24) Heckel a. a. O. S. 334.
25) Hermann, Das Besitzsteuerproblem in Deutschland und in Frankreich in
seiner heutigen Lösung. S. 133.
26) Koenig, Die Meldangabe bei der Veranlagung der persönlichen Steuern.
Finanz Archiv. II. S. 2. Ebeberg Fw. 9 Aufl. S. 196. Pfeiffer, a. a. O. S.
269. 27) Rau Grundsätze d. Fw. 5 Aufl. II. S. 185.
28) Heckel, a. a. O. S. 137. Pfeiffer, a. a. O. S. 269.
29) Stein, Lehrbuch d. Fw. 5 Aufl. II-I. S. 452.

ツキ義務者ノ自己申告ハ信スヘカラサルモノトイフ。³²⁾

此自己申告ト似テ非ナルモノ而モ自己申告ヲ補助スルモノハ他人申告 (Meldangabe) テアル。此ハ或人カ他人ニ
關スル租税事項ヲ申告スルモノテ、一定ノ事實ニ關スル説明ヲ與ヘ、推測ニ依ラス自己ノ認識ニヨルモノテアル。³³⁾
此モ見様ニヨリテハ矢張り主観主義ノ發露テ、之ニヨリ猜忌、憤怒、不和、怨恨、敵視ヲ生シ、道義上不良影響
ヲモツヤウテアルカ、必スシモ斯クナルト限ラナイテ、之ヲ善ク理解スルコトニナレハ、却ツテ國家ニ對スル義
務觀ヲ勸メルコトトモナル。³⁴⁾

自己申告カ主観主義ノ結果ナルコトニツキテハ、反面ニ客観主義ニ基ク所ノ收益税テハ租税技術上ノ方法カ推定
的營利ヲ課税シヤウトシ、平均及外形ノ標準ニ依ラウトイフコトニナルノ傾カアル。³⁵⁾

(註二〇) 例之労働收益税ニツキテモ主観的租税方便カ用キラレ、此ニ申告義務ヲ擧グルコトカ出來ル。³⁶⁾
(註二一) 自己申告ハ單純ナル道義的ノモノテナク法律上ノ義務トシテ罰ニヨツテ強制サルル所テアル。えーべる
ハ曰ク、自己申告ノ義務カ如何ナル性質ヲモツヤ、此カ各箇人ノ良心ニ任カサルヘキヤ、將タ法律上ノ罰ニヨ
ツテ強制サレタル法律上ノ義務ト爲サルヘキヤトイフニ、各人ノ良心ニ任カスノミテハ今日ハ尙ホ良成果ヲ齎ラ
サナイコトハ明デアルト。³⁷⁾

斯ク大觀スルト租税ニ於ケル任意分子ノ一層重要トナルノ大勢力推測セラレ、且ツ其意
義ハ強制ノ下ニ在リナカラ強制ヲ感セサラシムルカ如キ課税ノ方法及制度ノ發達トイフコ
トニ歸スヘキモノテアル。

30) Bastable, l. c. p. 492. 31) Beaulieu, Traité. 5 ed. I. p. 444.
32) Stein, a. a. O. S. 452, Pfeiffer, a. a. O. S. 269. Beaulieu, l. c. p. 444. Rau,
a. a. O. S. 185.
33) Koenig, a. a. O. S. 4. 34) Koenig, a. a. O. S. 9.
35) Heckel, a. a. O. S. 206. 36) Derselbe, a. a. O. S. 333.
37) Ebeberg, a. a. O. S. 196.

結 論

論シテ此ニ到ルト租稅ニ於ケル強制ハ任意ト反撥セス却テ調和スヘキモノナルコトヲ知ル。而シテ吾人ノ研究結果ノ要點ハ左ノ通り。

(一) 租稅ニ於ケル強制トハ單ニ法律上ノ見方ニ止マリ、此カ道義上ヨリノ任意ヲ排斥シナイ。即チ此カ必スシモ義務者ノ意思ニ反シテ給付サルルコトヲ意味シナイテ、單ニ法律上ハ之ニツキ義務者ノ意思カ重要ナラストイフコトヲ意味スル。

(二) 此ニイフ強制ハ條件的強制ニ過キス。課稅物件アル以上ハ、課稅ストイフノ強制テアル。此意味テハ各人ノ任意ニテ稅ノ負擔ト否トヲ決スルコトノ出來ルモノニ就テモ強制アリトイフコトカ出來ル。

(三) 現代ノ租稅ハ一方道義觀ヨリノミナラス、他方租稅制度ノ制定上ヨリシテモ、人民ニ其強制ノ下ニアリナカラ強制的壓迫ヲ感セサラシメ、隨テ任意ニ租稅ヲ給付スルノ感アラシムル傾カアル。

(四) 租稅ノ發達傾向ハ租稅ノ重點カ任意ヨリ強制ニ強制ヨリ任意ニ向フトイフニ在ル。

(大正六年十二月經濟論叢)

第三編 最小活資ノ免稅

緒 言

最小活資免稅テフ事ハ學者モ多ク之ヲ承認シ、實際モ亦之ヲ採用スル所テアリ、特ニ輓近租稅ノ社會的觀察カ盛トナリ、生存權尊重ノ思潮ノ漸ク行渡ラントスルニ於テ、益々其基礎ヲ固クシツアル。日本テモ所得稅法ノ發布以來之ヲ實行シ、最近ノ改正ニテハ其標準ヲ引上ケ、益々之ニツキ寛大ナル態度ヲ示シテ居ル。我國ノ學者政治家モ一般ニ之カ正當ヲ疑ハナイ所テアルカ、予ハ豫テ之ニツキ疑ヲ懷ク所テ、從來其引上無用ヲ唱ヘ來ツタカ、今ハ更ニ其廢止ヲ適當ト認ムル所テアル。本論文ニ於テ予ハ予カ此ニツキ年來研究シ來ツタ所ヲ綜合整理シテ、右無用論ヲ披瀝シヤウト思フ。但シ之ト關聯シテ本論ノ外、之ニ附帶セル諸事項ニツキテモ説明ヲ加フルコトトスル。

第一段 最小活資免稅ノ本質

其一 最小活資免稅ノ事實

(一) 舊時 最小活資(獨 Existenzminimum, Unterhaltsminimum od Kompetenzminimum 佛 Minimum d' existence, 英 Minimum of subsistence) 免税トイフ事カ人ノ注意ヲ惹クニ至ツタノハ新シイカ、實際ニハ餘程古クカラ行ハレ來ツテ居ル。即チ既ニ希臘ニテぞろノ時代ニ人民ヲ四級ニ分チ、其第四級民ヲててんとイッテ百五十量以下ノ固形産物(穀物等)及流動産物(酒油等)ヲ收穫セル者ヲ此ニ屬セシメタカ、之ニ對シあいふをらトイフ臨時税ヲ免税シタトイフ事カアル。¹⁾ 其後回教國ニテモ貨幣ニ依ル所得二十みすかる以下、穀物一六、二八四八、〇〇〇大麥粒以下、家畜、駱駝五、牛三十、羊四十頭以下ノ所得ヲ免税トシタ所テアリ、英國ニ於テハ更ニ一〇四二乃至一〇六六年項ニびいた及ぼる祭日ニ納ムヘキ寺院税(自由民一人當リ一てな)ニツキ、年所得三十てな以下ノ者ヲ免税トシタトイフ事カアル。²⁾ 其他ニモ種々古イ例ハアルケレトモ今述ヘナイトシテ、兎モ角此カ近頃初メテ起ツタモノテナイ事ハ確テアル。

(二) 現在 其現在ハ何ウカトイフト、此ハ今日多クハ特ニ所得税ニ附帶シテ行ハレテ居ル所テアツテ、其各國ニ於ケル事情ハ凡ソ左ノ如キモノテアル。茲ニ一目瞭然タラシムル爲メニ其高サノ順序ニテ排列スル。(單位ハ日本ノ圓)(註一)

| | | | |
|--------------------------------------|--------|--|-----|
| (1) 喜望峰殖民地 | 10,000 | (13) 白耳義(いくせる市) | 400 |
| (2) 北米合衆國 | 6,000 | (14) 獨逸(さくせんまいにんげん) | 300 |
| (3) にゆーじーらんど | 3,000 | (15) 匈牙利 | 300 |
| (4) にゆーさうすうえーるす | 2,000 | (16) 丁抹 | 200 |
| くいんすらんど | 2,000 | (17) 獨逸(あんはると、リゆべっく、ばいえるん) | 200 |
| さうすなすとれりあ | 2,000 | (18) 瑞典 | 250 |
| びくとりあ | 2,000 | (19) 獨逸(へっせん、うゆるてんへるぐ、さくせんわいまーる) | 200 |
| うえすたーんをすとれりあ | 2,000 | (20) 瑞西(十七州平均) | 240 |
| ぶりちしゆころんびあ | 2,000 | (21) 獨逸(さくせんあるてんぶるぐ、ろいすゆんげれりにえー、しやうんぶるぐりつべー) | 350 |
| 佛國 | 2,000 | (22) 和蘭 | 200 |
| (5) 英國 | 1,600 | (23) 獨逸(さくせん、なるでんぶるぐ) | 200 |
| (6) 加奈陀(なんたりを州) | 1,200 | (24) 伊太利 | 100 |
| (7) たすまにあ | 1,000 | (25) 獨逸(さくせんこーた、わるでつく、りつてと) | 150 |
| (8) 印度 | 600 | (26) スド、しゆわるとぶるぐぞんだーすはうせん | 100 |
| (9) 埃國 | 600 | (27) 諾威 | 100 |
| (10) 日本 | 500 | (28) 獨逸(さくせん、なるでんぶるぐ) | 50 |
| (11) 獨逸(普、ばーでん、ぶらうんしゆわいひ、はんぶるぐ、ぶれめん) | 400 | | |
| (12) 西班牙 | 400 | | |

(註一) 此表ハ計算ノ便宜上左ノ換算率ニ依ツテ作成シタ隨テ極精密ナモノテナナイ。

第三編 最小活資ノ免税

磅十圓、弗二圓、ふろりん八十錢、るーびー六十五錢、くろーのー五十錢、馬克五十錢、法(るくせんぶるぐ五十

1) Röckh, Die Staatshaushaltung der Athener. II. (予ノ持テルハ 1817. 版) S. 32-6.
2) Sardenmann, Das steuerfreie Existenzminimum als Beneficium Competentiae. S. 5.

錢、其他ハ四十錢)リ一、四十錢、くらゐ四十錢、へせ
た四十錢、

參考ノ爲メニ原數字ヲ擧ケルト左ノ通り。

北米合衆國 三、〇〇〇、弗(結婚者四、〇〇〇、弗)³⁾

英國 一、〇〇〇、磅⁴⁾

佛 國 五、〇〇〇、法(結婚者ハ更ニ三、〇〇〇、法、系累者即チ

七十歳以上又ハ癱疾ナル尊屬者、二十歳以下又ハ癱

疾ナル卑屬者五人マテナル時ハ一人毎ニ一、〇〇〇、法、五

人以上一人毎ニ一、五〇〇、法ヲ加フ⁵⁾

獨逸(1)ざくせん⁶⁾、た、わ、る、で、つ、く、り、つ、で、と、も、と、

し、ゆ、わ、る、つ、ぶ、る、ぐ、ぞ、ん、だ、い、す、は、う、ぜ、ん 三〇〇馬、

(2)ざくせん⁷⁾なるでんぶるぐ、 四〇〇馬、

(3)ざくせんあるてんぶるぐ、ろいすゆんげれりに

え、し、や、う、ん、ぶ、る、ぐ、り、つ、つ、へ 三〇〇馬、

(4)へっせん、ぶゆるてんぶるぐざくせんわいま

ろ、 五〇〇馬、

(5)あんばると、りゅべつ、ばいえるん、 六〇〇馬、

(6)ざくせんまいにんげん 七〇〇馬、

(7)ぶらうんしゆわいひ、ばいでん、はんぶるぐ、

ぶれめん、普魯西⁸⁾ 九〇〇馬、

埃 國 一、六〇〇、くらゐの

匈 國 八〇〇、くらゐの⁹⁾

伊太利 四〇〇、リ(純資本ヨリ生スルモノハ別)

西班牙 人的所得ニツキ {私人所有 一、五〇〇、へせた、

官吏俸給 一、〇〇〇、

白耳義 國稅トシテナシ地方稅ニ存ス。例之、

ざる市 一、〇〇〇、法、

和蘭 財產稅ヲ課セラルサル人ノ職業的所得¹⁰⁾、ふる

り¹¹⁾、財產稅ヲ課セラルル人ノ職業的所得¹²⁾、ふるり

瑞 西 十七州ニ於ケル未婚勞動者所得ニ於ケル

平均 六三、法

瑞 典 五〇、くらゐの

小供又ハ其他ノ系累者(妻ヲ除)ナキモノ¹³⁾、

ろ、一人ノ小供又ハ他ノ系累者アルモノ 二五〇、

二人ノ小供又ハ他ノ系累者アルモノ 三〇〇、

三人ノ小供又ハ他ノ系累者アルモノ 三五〇、

四人ノ小供又ハ他ノ系累者アルモノ 四〇〇、

五人ノ小供又ハ他ノ系累者アルモノ 四五〇、

六人ノ小供又ハ他ノ系累者アルモノ 五〇〇、

七人以上ノ小供又ハ他ノ系累者アルモノ 五五〇、

こべんばいげん、ふれでりくす、へるぐ、八〇〇、くら

の、

丁 抹 市場市 七〇、 田舎區 六〇、

其他十五歳以下ノ小供一人毎ニ附加免稅、二大

市¹⁴⁾、くらゐの、市場市¹⁵⁾、くらゐの、田

舎區¹⁶⁾、くらゐの

利子利得 一〇〇、法

給料恩給 二〇〇、法

中尉以下ノ士官兵卒ノ給與、六〇〇、法

勞働者、旅商、僕婢ノ給料

加奈陀 國稅トシテナシ、地方稅ニアリ。例之をんた

りな州

或町又ハ市ノ住居者ニシテ家計主タルトキ 一、〇〇〇、弗

他ノ處ノ住居者ニシテ家計主タルトキ 七〇〇

其町又ハ市ノ住居者ナルモ家計主ヲサルトキ¹⁷⁾、

ぶりちっしゆころんびあ 一、〇〇〇、弗

喜望峯殖民地 一、〇〇〇、磅(有限責任會社及其株ノ配

其二 最小活資免稅ノ説明

(一) 定義 最小活資免稅ナルモノノ事實カ右ノ如ク各地區々テアルト、之ヲ包括スル

カ如ク定義スルニハ、之ニ廣狹二義アリトイフ外ハナイ。(註二) 即チ廣義テハ各人ノ全所

得又ハ財産中一定ノ最小額ノ免稅ヲイフト爲ス外ハナイカ、狹義又ハ嚴格ナル意義テハ各

人ノ所得中其人及其家族ノ生活ニ時ノ文化標準ニ從ツテ自然的ニ必要ナル費用ニ充ツヘキ

3) Blakey, The new income tax.(The American economic review, 1914. p. 29.)
4) Williams, The Kings revenue. p. 161. 5) Instruction du Ministère des
Finances du 5 avril 1916 relative à l'application de l'impôt general sur le
revenu, en Revue de science et de législation financière. Tome XIV. No2. p.
259. 272. 6) 主トシテ Schanz, Existenzminimum und seine Steuerfreiheit,
in Conrad's Hwb. 3 Aufl. III. S. 1138-9.ニヨリ Hechel, Lehrbuch. I.S.378.
参照。ばいえるんハ Finanz Archiv. 29 Jg. S. 343. 7) Szombathy, Die neue
Einkommensteuer. S. 19. 8) 以下ハ凡ヘテ Kennan, Incometaxation ニモル

モノヲ免稅スルコトヲイフト解スヘキテアル。(註三) 自然的トイフテモ文化標準ニ從フノヲアルカラ多少屈伸ノ餘地ハアル。往々ニシテ絶對必要トイフ風ニ解セラルルカ、サウイフモノヲ定メルコトハ事實出來ナイ。但シ文化標準ニ從ツテモ自然的トイフ以上ハ、地位ニ相當シタル必要トイフモノヲ加味スル餘地ハナイ。

(註二) 例之しえふれ一モ廣狹ニ分ツテ之ヲ定義スル。彼ハ廣義テ最小活資免稅トイヘハ全所得又ハ財産ノ一定最小額ノ免稅トイフコトヲ意味シ、狹義テハ斯ノ如キ免稅ニシテ單ニ生活困難ニ接スル所ノ租稅力ノ宥恕ヲ考慮スルモノノミヲ意味ストイフテ居ル。

(註三) 狹義ノ定義ニツイテハ學者ノ態度凡ソ二様ニ出ツル(一)ハ物理自然的又ハ絶對的ニ必要ナル最小生活資料ノ免稅トスルモノテ他ハ(二)文化自然的ニ必要ナル最小生活資料ノ免稅トスルモノテアル。(一)第一ノ例ヲ舉グルトばすて一ふるノ如キハ原始的及最自然的ナル意義ハ之ヲ絶對ノ生存必要ニ限ルモノテアルトイフテ居ル。ばるぐとハ所得ノ一部ハ經濟人及其家族ノ物理的生活維持、隨テ健康及労働能力ノ維持ニ必要テアル。純所得ノ此部分ヲ最小活資トイフト爲ス。ふなづけカ此限界(人的經濟力特ニ健康ト労働力トノ維持ニ缺クヘカラサル生活需要ノ限界)ニ達スル所ノ所得ヲ最小活資トイフナ例トストイヒ、ふいすちんぐカ唯々最必要ナル生活維持ニ足ルタケノ所得カ最小活資テアルトイフノモ、ぶあいふあ一カ最小活資トハ或家族ノ最必要ナル支持ニ缺クヘカラサル最小額也トイフノモ執レモ絶對必要ノ意テアル。しあんつかカ最小活資トハ或個人又ハ或家族ノ生活維持ニ必要ナル所得額ヲイフト爲シ、更ニ地位ニ相當シタル生活需要力之ヲ決定シナイテ、絶對ニ必要ナル生活需要力之ヲ決定スルトイフノモ同テアル。

(二)第二ノ例ヲ舉グルト、しゆみつとノ如キテ、彼ハ時ノ文化標準ニ從ツテ人間ヲシキ生存ヲ導クコトニ必要ナル生活維持方便ノ額ヲ最小活資トスル。さるでまんカカ最小活資免稅トハ一定ノ比較的小ナル收益所得又ハ財産額ヲ、然ラサレハ一般的ナル課稅ヨリ免除スルコトテ、其收納者又ハ所有者ノ生活ヲ損ハナイ爲メニ法律ノ許ス所ノモノテアリ、此免稅サレタル財ノ額ハ所定稅期內ニ於ケル實際ノ最小活資ニ唯理想ノ場合ニノミ一致スルモノテアル。トイフノモ亦絶對必要ヲ意味シナイ趣意テアラウ。又こーんが最小活資ヲ以テ物理的ノ大サテナクテ道義的ノ大サ也トイフノモ此見解ニヒルノテアル。尤モ此道義的ノ大サトイフノヲ廣ク解スルト、人ノ社會上ノ地位ヲモ斟酌シナケレハナラナクナル。カ其ハ困マルカラ子ハ此詞ヲ用キナカツタ。又しゆみつとノ文化標準ニ從ヒ人間ヲシキ生存トイフ詞ハ或方面ヨリ非難ヲ招イテ居ル。例之ばすて一ふるハ曰ク當時ノ標準ニ從テ人間ヲシキ生活ノ行爲ニ必要セラルル生活維持方便ノ額トイフ廣キ詞ノ使用ハ此免稅ヲシテ物理的ノ必要ノ限界ヲ超エシメ、課稅セラルヘキ額ヨリ人ノ所得ヲ得ンカ爲メニ必要ナル凡ヘテノ費用ヲ除クコトトナルテアラウ。然シ此ノ如キハ實行スヘカラサルコトトシテ廢棄セラルヘキテアル。如何ニモしゆみつとノ夫ノ詞カ物理的ノ必要ヲ超エシムルコトハ疑ナイカ、其ハ寧ロ當然ノ事テアリ、而モばすて一ふるノ憂フル如ク所得ヲ得ル爲メ必要ナル凡ヘテノ費用隨テ地位の必要費マテモ含ムコトニハ必スシモ解セラレナイ。兎ニ角地位の必要タケハ除カナケレハナラマノテ予ハ自然的トイフ詞テ之ヲ行フコトヲ得タト考フル。併シ又自然的丈ケテハ絶對必要ト解セラルル恐カアルカラ文化標準ニ從フテトシタ。ソシテ人間ヲシキトイフ如キ曖昧ニシテ誤解ノ生シ得ル詞ヲ避ケタ。地位の必要費ヲ入レテナラマコトニ付テハ第三段ニ述フル。

(二)性質 (1)最小活資免稅カ課稅一般原則ノ例外(註四)ノ一タルコトハ爭ハレナイ。(2)之

カ論據ハ人ニヨリ多少ノ見解ヲ異ニスルカ、要スルニ各人ニ最小活資ヲ不可侵ノモノトシ

16) Schmidt, Die Steuerfreiheit des Existenzminimums. S. 4-5.
 17) Sardemann, a. a. O. S. 10.
 18) Cohn, System der Finanzwissenschaft. S. 275.
 19) Bastable, l. c. p. 318-9.

9) Schöffle, Die Steuern, Besonderer Teil. S. 112-3.
 10) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 318.
 11) Borgh, Finanzwissenschaft. S. 92.
 12) Vocke, Die Abgaben, Auflagen und die Steuer. S. 460.
 13) Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 85.
 14) Pfeifer, Die Staatsinnahmen. II. S. 41.
 15) Schanz, a. a. O. S. 11. 35.

テ保證シヤウトイフノテアルカラ、此ハ夫ノ Beneficium Comp tentiae (即チ債權者モ其債權ノ満足ニ充ルカ爲メニ債務者ノ全財産ヲ取去ルヲ得ナイ。一定ノ場合ニハ債務者ニ於テ其生活維持ニ絶對ニ必要ナル財産ヲ限り留保スルヲ得ルノ權利カアル。此恩典ヲ指ス)ト同趣意ニ出ツルモノト見ルコトカ出來、(註五) 又此ト相待ツテ目的ヲ達スヘキモノテアル。(註六) 隨テ必スシモ社會的時代ノ特徴テハナク平民的時代ニモ亦發達スヘキモノテアル。(註七) 又此ハ累進稅率トモ密接ノ關係ニ在ル。一方ヨリ見レハ此最小活資免稅ニシテ行ハルルニ於テハ、假令本稅カ比例テアツテモ尙且ツ被稅者ト免稅者トノ間ニハ簡單ナル累進カ行ハレテ居ルトイフコトカ出來、(註八) 他方ヨリ見レハ此制度ハ累進ノ精神ニ基キ之ニ附帶シテ行ハルルモノトイフコトカ出來ル。(註九)

(註四) 之ニツキざるでまんカ此ハ租稅義務一般原則ヲ破ルノテハナク、單ニ租稅給付一般ノ除外ニ過キナイトイフガ其ハ強辯テ、之アルガ故ニ夫ノ租稅原則ノ例外テナイトハイフヲ得ヌ。租稅給付一般ノ除外ハ即チ夫ノ原則ヲ破ツテ居ルノニ外ナラヌ。

(註五) 最小活資免稅トイフコトノ似ヨツタモノナルコトヲ初メテ説イタノハるつてつくテ、兩者ニ共通ノ目的ハ最小活資保證ノ原則テアル。²³⁾

(註六) しえふれ一カ最小活資免稅ハ決シテ其根本觀念ノ完全ナル解決テナイトイツタ其根本觀念ハ最小活資保證

20) Wagner, Finanzwissenschaft, 2 Aufl. II. S. 402.
 21) Sardemann, a. a. O. S. 43.
 22) Derselbe a. a. O. S. 14.
 23) Derselbe, a. a. O. S. 35.
 24) Schülle, a. a. O. S. 113.

トイフコトヲ指スノテハナイガ移シテ之ニツイテモ同事ナイヒ得ル。

(註七) 最小活資ノ制度ハ數百年來ノ B. O. ノ必然的發展ノ結果トシテ生シタモノテアル。²⁵⁾ 故ニわぐなノ如キハ最小活資ノ必要カ新時代ノ學說ニヨリ唱へ出サレタ所カラ、此カ恰モ社會的時代ノ時代精神トシテ生シタ如クニイヒ、階級時代ニ於ケルト均シク平民的時代ニハ最小活資不免稅カ當然トイフケルトモ、右ノ事實カラシテ此免稅カ平民的時代ノ財產及營利制度ノ原則ト牴觸シナイモノト認メナケレハナラヌ。ざるでまんハ曰ク、法律哲學的觀察者ニハ最小活資免稅ハ恰モ平民的時代ノ財產法上ノ交通ノ原則ト調和シ、加之カ必然ノ結果テアルト。²⁷⁾ (註八) うんぶえんばはハ曰ク最小活資ノ觀念及適用カラ全ク當然ニ許スヘキ租稅累進カ生スト。²⁸⁾ (註九) しやんつハ此制度ハ所得ノ大サニ依ル累進又ハ差等課稅ニ基グトイフ。²⁹⁾

第二段 最小活資免稅ノ當否

其一 最小活資免稅賛成說

最小活資免稅カ事實トシテ希臘時代ニモ溯ルコトヲ得ルホト古キモノナルコトハ上説ノ如クテアルカ、學說トシテハぞんねんふえるす³⁰⁾ べんたむ等³¹⁾ニヨリ唱へ出サレタ所テアリ、其後時代精神ハ益々社會的ニ傾イテ、今ハ大抵ノ人カ之ヲ當然ト考フルニ至ツタ。其處テ今日迄ノ處之ニツキ爲サレタ辯護論ニシテ予ノ知見ニ觸ルルモノヲ綜合分析シテ見ルト左ノ通りテアル。へつけるノ如キハ之ヲ原則上ノ要求テナイトイフケルトモ、實際ニハ下記

25) Sardemann, a. a. O. S. 42.
 26) Wagner, a. a. O. S. 403.
 27) Sardemann, a. a. O. S. 3.
 28) Umpfenbach, Finanzwissenschaft. S. 172.
 29) Schanz, a. a. O. S. 1137.
 30) Umpfenbach, a. a. O. S. 141.
 31) Cohn, a. a. O. S. 273.
 32) Heckel, a. a. O. S. 377.

ノ如ク原則的ノ要求トシテ爲サレタルカ少クナイ。

(一) 根本的ノ辯護論 先ツ租税事項ニツキテ第一ニ着眼スヘキ

(A) 租税原則特ニ給付能力ノ原則 ヨリシテ最小活資以下ノ大サノ所得ニハ給付能力カナ
イ。故ニ之ヲ免税スヘシトノ論カアル。(註一〇)併シ所謂最小活資以下ノ所得ヲモツ者カ全
然給付能力ナキモノナル事ニハ争ノ餘地カアル。所詮最小活資ハ前段ニモイフ如ク人ノ生
活ニ絶對必要ナルモノトイフ風ニ定メラルルノテハナク、當時ノ文化標準ニヨリ生活ノ爲
メ自然的ニ必要也ト認メララルル所ニ定メラルルカラ、多少屈伸力アルモノテアル。所謂最
小活資以下ノ所得者ニテモ、極小額ノ税ナラハ必スシモ納付ノ出来ヌトイフコトハナイ。
現ニ國税ニテハ最小活資以下ノ所得者トシテ免税シテ居ル者ニモ、地方税ヲ特別所得税ト
シテ又ハ戸數割ノ如キモノトシテ直接ニ納税セシメテ居ル。之ニヨツテモ彼等ニ給付能力
ナキニ非ルコトカ知ラルル。(註一一)

(註一〇) ぼるぐとハ曰ク、最小活資ハ本來租税ノ給付能力ヲ有ツコトハ出来ナイトこんらどモ亦曰ク、漸ク必
要ナル生活費ヲ充タヌタケノ所得ハ給付能力ヲ表ハサナイトばすてーぶるハ曰ク、能力説ノ關スルタケテハ單ニ
生活方便ノミチ有ツ人ハ貢獻スヘキ小ナル能力ヲ有チ又ハ能力ヲ有タサルコトハ明テアルト³³⁾ろっしあーカ多ク
ノ人ハ義務者ノ純所得テハナクシテ、其自由所得ヲ税源ト考察スル。通例最小活資ヲ免税スルノ要求ハ之ニ關聯

33) Borgh, a. a. O. S. 92.

34) Conrad, Grundriss. III. Finanzwissenschaft. 2 Aufl. S. 12.

35) Bastable, l. c. p. 319.

スルトイフノモ、しえふれーカ固有ノ最小活資ノ根本觀念ハ生活ニ單ニ必要ナル所得額ヲ課税不能トシテ免税ス
ルコトテアルトイフノモ矢張り給付能力カラ見タノテアル。にっちノ公正原則ニ從ツテ云々モ同義テアル。³⁶⁾

(註一一) へっけるハ曰ク、最小ノ所得ニテモ給付能力ヲ示スカラ、最小活資ヲ免税スルノニ正當ノ理由ハナイト³⁷⁾

(B) 國家ノ目的又ハ職分ヨリ先ツ

(i) 國家目的 即チ總ヘテノ國家制度ニ於テ最高ノ標準タルヘキ國家共同ノ生存發達ノ
爲メニ必要トイフコトヨリシテ最小活資ヲ免税シテ各人ノ生存ヲ保證シ安全ト爲スヘキモ
ノテアルトノ論モアル。(註一二)成程論者ノイフ如ク最小活資ヲ免税スル方カ各人ノ生存ヲ
安全ニシ以テ彼等ヲシテ國家ノ生存發達ニ貢獻セシメ、國家ノ生存發達ヲ遂クル所以トモ
イハルルカ、併シ極貧者ナラサル者ニ極輕イ若干ノ租税ヲ課シタカラトイフテ、其所得カ
所謂最小活資以下テアツテモ、最小活資ニ多少ノ屈伸力アル以上ハ、之カ爲メニ彼等ノ生
存ヲ危フスル程ノ事ハナク、却ツテ彼等ヲ刺戟シテ努力シ且ツ節制セシメ、更ニハ國家ニ
對スル國民的自覺心ヲモ固メサセテ、ムシロ大ニ國家ノ生存發達ニ貢獻セシムルコトトモ
ナリ得ル。又其租税收額カ割合ニ少イカモ知ラヌカ、多少ナリトモ之ヲ生シテ財政上國家
ノ生存發達ニ必要ナル經費ニ應セシムルコトモ出来ル。テ此論據テハ未タ以テ克ク最小活
資免税ヲ主張スルニハ足ラナイ。

36) Roscher, System der Finanzwissenschaft. 5 Aufl. I. S. 185.

37) Schäffle, a. a. O. S. 113.

38) Nitti, Principes de science des finances. p. 380.

39) Heckel, a. a. O. S. 377.

(註一二) しゃんつハ曰ク、國家ハ其ニ從屬スル者ニ對シテ義務ヲ負フテ居ル。國家ハ其成員ノ存在ヲ危フスルカ如キ永續的制度ヲ立テテハナラヌ。然ラサレハ、共同カ自滅スルコトトナル。其ヨリシテ租稅ヲ要求スヘキ規則正シキ權利ハ、各人ノ所得カ其生存、健康及勞働力ノ維持ニ必要ナル需要ヲ超ユル所ニ初マルトイフコトカ生スルト⁴⁰⁾。あだむすハ曰ク、公ノ富ノ最確ナル源ハ人民ノ大衆ニ於ケル活氣アル希望ト健全ナル期待トナル。低キ所得ト小ナル給料トノ免稅カ此希望ヲ生スルノ條件ニ導クダケテハ、斯カル免稅ハ國富ノ増進ニ向ハシムルモノテアルト、うんぶえんばつハ曰フ、此最小活資ヲ顧慮シナイトイフコトニヨツテ、國家ノ生存能力及人文ノ發達カ停止スルコトトナルト⁴²⁾。

(ろ) 國家職分 上、國家ハ箇人ニ對シ善行ヲ爲サナケレハナラヌ。彼カ箇人ノ生存ヲ危フスルヤウテハ、彼ハ善行ヲ爲シタリトイフヲ得ナイコトトナルトイフノ論カアル。(註一三) 併シ國家ハ國家全體ノ利益ヲ爲メニハ時ニ箇人ノ生存ヲ危フスルコトノアルモノテアルカ、此場合ニモ大ナル善行ノ爲メニハ小ナル不善行ヲ爲スモ已ムヲ得スト解セラルル所テアル。況ヤ夫ノ場合ニ於テ所謂最小活資以下ノ所得ヲ課稅シテモ必スシモ箇人ノ生存ヲ危フスルコトトナラサル以上、而シテ國家全體ノ爲メ有益ナル結果ノ隨テ生スルコト前項ニ説ク如クテアル以上ハ、單ニ此課稅カ不善行也トイフノミニテ之ヲ排斥シ去ル譯ニハ行カヌ。

(註一三) こんらーどハ曰ク、人間ハ文化ノ賜物ヲ享クルヲ得ルノ前ニ最必要ナル生活需要ヲ充タスコトヲ得ナケ

40) Schrnz, a. a. O. S. 1135.
41) Adams, The science of finance. p. 320.
42) Umpfenbach, a. a. O. S. 141.

レハナラヌ國家カ租稅ニヨツテ人間ヲ飢饉ニ迫マラシムルニ於テハ、國家ハ一ノ善行(Wohlthat)ヲナクナルト⁴³⁾。
(C) 社會問題 ヨリ先ツ近時益々重キヲ成ス所ノ

(い) 社會政策上弱者保護 ノ精神カラシテ給付能力乏シキ最小活資以下ノ小所得者ヲ免稅スヘシトイフ論カアル。(註一四) 併シ社會政策カライフナラハ施設スヘキモノハ之ニ限ツタ譯テナク、他ニ爲スヘキモノヲ爲セハ此政策上ノ目的ハ相當ニ達セララル譯テアリ、而シテ租稅ノ方テハ別ニ最小活資ヲ免稅スルニ及ハヌトイフ所以ノモノノ存スルコト前説ノ如クテアルニ於テハ、此最小活資ノ免稅ヲ爲スニ及ハナイ。此免稅ヲ止メタカラトテ社會政策カ行ハレナイトハ限ラヌ。又此處ニ單ニ極輕イ租稅ヲ課スルナラハ、其カ恰モ社會政策的ノ實行也トモイハルル。或ハ

(註一四) へっけるハ曰ク、最小活資免稅ノ行ハルルハ第一ニハ社會政策的態度ノ方向テアル。此最小活資免稅ハ下級者及下級所得ノ負擔ヲ一層輕易トスル方便テアルト⁴⁴⁾。わぐなハ曰ク、此ニ(社會政策上)小ナル經濟上ノ給付能力ヲ顧慮シテ此等ノ人ヲ宥恕スル爲メニ、小所得ハ人稅ヲ免除スルコトトスヘク、又出來ル場合ニハ他ノ稅特ニ收益稅ヲ其上ニモ免除スルコトトスヘキモノテアルト⁴⁵⁾。しえふれハ曰ク最弱キ力ヲ宥恕スルコトカ廣義ニ於ケル最小活資免稅ノ根據ノ一テアルト⁴⁶⁾。

(ろ) 生存權 ノ立場カラ即チ社會又ハ國家ノ内ニアル箇人ノ生存權ヲ國家ト雖モ不可侵

43) Conrad, a. a. O. S. 12.
44) Heckel, a. a. O. S. 377.
45) Wagner, a. a. O. S. 405.
46) Schäffle, a. a. O. S. 113.

トスヘキ立場ヨリ論スルカアル。(註一五)如何ニモ各人ノ生存權ハ大切テアル。本來國家ハ
 箇人アツテノ國家テ箇人ハ國家ノ爲メノ箇人テハナイ。然乍ラ既ニ一旦國家カ成立シテ其
 箇人ノ爲メニ而モ其現在未來ヲ通スル多數ノ箇人ノ爲メニ存在スルコトトナレル以上ハ、
 箇人ハ更ニ其國家ノ生存發達ノ爲メニハ自己ノ生存ノ全部又ハ一部ヲ犠牲ニ供スルコトト
 ナラナケレハナラヌ。箇人ハ最早國家ノ内ノ又ハ國家ノ下ノ箇人テ、國家ノ爲メノ箇人ト
 モナル。國家ハ箇人ニ對シテ其生存ノ一部又ハ全部ヲ犠牲ニ供スルコトヲ命スルヲ得ルコ
 トトナリ、夫ノ大切ナル箇人ノ生存權モ亦タ國家ノ爲メニ侵サルコトトナルノハ避クル
 コトヲ得ナイ。所謂最小活資ヲモ課税シテ國家ノ重大ナル目的ヲ達スルコトモ時ニ己ムヲ
 得サル所テアル。況ヤ夫ノ最小活資ナルモノカ屈伸力ヲ有ツ以上ハ、最小活資ニ課税スル
 コトカ必スシモ箇人ノ生存ヲ損ハス、彼カ生存權ヲ侵ストイフ程ノ事テモナイトイフニ於
 テハ、尙更ニ此證據ヲ以テ最小活資免稅ヲ主張スルコトモ出來ナイ。

(註一五) 此點ニ付テハ夙ニふなづけカ良ク説テ居ル。曰ク、人間ハ國家ノ中ニ生存シ又國家ノ爲メニ生存スル。
 併シ其許テハナク人間ハ本來自目的ノモノテ、當ニ人間カ國家ノ爲メニ存スルノミナラス、國家モ亦人間ノ爲メ
 ニ存スル。又人間ハ國家ニヨツテ生存スルカ、其許リテハナク、先ツ自己ニヨツテ生存スル。人間カ一般ニ國家
 ノ前ニアル。國家カ人間ヲ其生存上侵害スルトキハ、國家ハ其任務及目的ト抵觸スル。國家ノ第一任務ハ人間ノ

任務ト一致スル。其ハ人間ノ生存ヲ危フセサルコト、人間ノ生活ヲ困難ニセサルコトニ在ル。人間ハ自分自身ノ
 爲メニ盡スヘキ任務ヲ有スルノミナラス、國家ニ對シテ其ノ存在ニ於テ並ニ之ヲ正常ノ標準ニ維持スル可能ニ於
 テ、即チ其健康ト労働力トニ於テ損害セラレサルノ權利ヲ有スト。⁴⁷⁾ あんとにモ亦ふなづけノ詞ヲ引イテ同様ノコ
 トヲ説テ居ル。⁴⁸⁾ ぶあいふあいモ亦之ニツキテ説イテ曰ク、各人ハ此世ニ生レルヤ生存スルノ權利ヲ有ス。全體(國
 家)ハ彼ニ其生存ノ方便ノ取ラレサルコトニツキ心配スルノ義務アリ云々ト、⁴⁹⁾ 更ニがうちえーハ曰フ、生存ノ需要
 カ凡ヘテノ箇人ニ、最小財源(其ナクテハ人カ死滅ニ宣告サルルコトトナルヘキ)、ノ自由處理ヲ必要トシナイト
 イフコトヲ爭ハヌ者ハナイ。斯クテ此最小額カ決定サレタトシテ、國庫ハ人類ノ最貴キ權利タル生存權(Le droit
 de l'existence)ヲ侵スコトナクテハ、其最小資ヲ構成スル如何ナル元素ヲモ取ルコトハ出來ナイト。⁵⁰⁾

(D) 最小活資ノ性質 ヨリ、此カ畢竟生産費ニ外ナラヌカラシテ、生産費ト同様免稅トス
 ヘシトノ説カアル。(註一六)併シ此カ生産費也トイフコトハ全ク比喻テアル。固有ノ生産費
 トハ違ツテ、實ハ總收益ヨリ生産費ヲ引去ツテ残ツタモノヲ各關係者ニ分配シタ結果ニ屬
 スルモノニ外ナラヌカラ固有ノ生産費ノ如ク絶對的ノモノテハナク、屈伸餘地モアリ、隨
 テ是非トモ免稅シナケレハナラヌトイフコトハナイ。

(註一六) がうちえーハ曰ク、人間トイフ機械ハ生産及維持ノ費用ヲ有ツ。——此人間の機械カ普通ノ機械ヨリモ
 小ナル注意ニテ動カサレ、凡ヘテノ生産者ノ所得カラ其維持ノ爲メニ是非トモ必要ナルモノヲ控除シナイトイフ
 ノハ奇怪テアルト。或ハ匿名引退政治家ハ曰ク、生存ノ必要費ハ所得ノ生産費ニ屬スル。隨テ課税スヘキ純所得

47) Vocke, a. a. O. S. 549.
 48) Antoni, Die Steuersubjekte im Zusammenhalte mit der Durchführung der
 Allgemeinheit der Besteuerung nach den im Deutschland geltenden Staats-
 steuergesetzen, in Finanz Archiv. 5 Jg. 930-1.
 49) Pfeiffer, a. a. O. S. 43.
 50) Gauthier, La réforme fiscale par l'impôt sur le revenu. p. 57.
 51) Gauthier, l. c. p. 60.

カ見出サレル前ニ、總收益ノ中カラ引去ルヘキモノテアルト⁵²⁾

(E) 財産法上ノ内部ノ統一ノ爲メニ即チ債務者カ債權者ニ對シテ *Beneficium competentiae*ヲ有スル以上ハ、此ト調和ヲ取ルカ爲メニ今日ノ文明國ニテハ最小活資ノ免税ヲ認メナケレハナラヌトイフ説カアル⁵³⁾ 併シナカラ此債務者ノ權利ヲ認ムルヤ否ヤカ先ツ一ノ問題テアツテ、我國ニテハ之ヲ認メナイ所テアリ、(註二七)之ヲ認メサル所テハ夫ノ論ハ成立タヌ之ヲ認ムル所ニ在テモ若モ租稅ノ納付トイフコトカ重大ナル意義ヲ有ツナラハ、假令私法關係ニ於テ夫ノ權利又ハ恩典カアツテモ、公法關係タル租稅ニ於テ此ト類似ナル恩典ヲ與エナイトシテモ差支ナイ。強イテ形式上ニ調和サスルノ必要ハナイ。

(註二七) 學友維本博士ノ説ニ曰ク、我現行法ニテハ B. C. チ認メス、尤モ「差押フルコトヲ得サル財産」ニツキテノ民事訴訟法第五七〇條一號乃至七號、六一八條等ハ規定ノ目的ニテ相近キモノ也、ト

(二) 技術上ノ辯護論

(A) 租稅立法又ハ租稅體系ノ構成上ヨリ先ツ

(i) 消費稅トノ關係上 ヨリ即チ國家ノ租稅體系ニ於テハ今日ハ消費稅ヲ缺クコトヲ得ナイカ此稅カ下層社會ニ割合ニ重キ負擔ヲ課スルカラシテ、之カ埋合セトシテモ所得稅ノ如キニテ最小活資ヲ定メテ之ニ免税ヲ行フノカ至當トイフ説カアル。(註一八)此見解ハ敢テ

52) Staatsmann a. D., Finanzwissenschaft. S. 189.
53) Sardemann, a. a. O. S. 4.

原則的ニ最小活資ノ免税ヲ要求スルノテハナク、ムシロ下層社會即チ最小活資以下ノ所得ニモ課稅スルコトヲ承認スルモノテアル。併シ既ニ最小活資以下ノ所得ニモ課稅ヲ承認スルナラハ、此所得稅ニ於ケル最小活資免税ヲ主張スルヨリハ、消費稅特ニ生活必需品ニ於ケル其ノ減廢ヲ主張シ、所得稅ニテハムシロ最小活資以下ノ所得ニモ輕率稅ヲ行フコトヲ勸奨スル方カ、小民ノ負擔ヲ眞ニ輕カラシムル所以テ、論者ノ小民負擔輕易ノ趣旨ハ之ニヨツテ一層良ク達セラルルコトヲ得ル。孰レニセヨ此説ハ一ノ便宜論テ、根本的ニ最小活資免税ヲ辯護スルカハナイ。

(註一八) へけるハ曰ク、最小活資免税ノ第二ノ理由ハ營利及使用稅ヨリノ租稅體系ノ構成ニアル。此使用稅カ今日ハ近世文明國ノ財政ニ於ケル充足方便ノ主ナル部分ヲ成シ、之カ爲メニハ大收額ヲ舉グル所ノ使用及消費品ヲ租稅物體トシテ選ミ、隨テ大量消費及一般の消費品、事情ニヨリテハ重要ナル生活方便ヲ課稅スルコトカ必要トナル。併シ此課稅ニヨツテ下層社會カ上流社會ヨリモ一層重ク課稅セラルルコトナリ、小所得力中大所得力リモ相對的ニ一層重ク負擔セシメラルルコトトナル。隨テ此ニハ多少「下ノ方ヘノ累進課稅」カ少クトモ結果ニ於テハ存スルコトトナル云云トわぐ⁵⁴⁾ハ曰ク、下級者ノ必要ナル消費物(鹽)及下級者ニ廣ク行ハルル享樂品(酒類、珈琲、煙草等)カ課稅セラレ、此等ノ租稅及關稅ノ轉嫁カ實際ニ於テ多少ノ確實ヲ以テ假定サルヘキ租稅體系テハ、下層階級ニ人稅ヲ免除スルコトカ多クハ公正ナルコトヲ得ル。夫ノ單ナル比例課稅ノ關係カライフテ必然ウテアルト⁵⁵⁾えふれハ曰ク、或大ナル消費稅例之酒稅鹽稅砂糖稅、或關稅カ不鈞合ニ弱キ租稅力ヲ壓迫スル所

54) Heckel, a. a. O. S. 377.
55) Wagner, a. a. O. S. 404.

テハ、到ル處負擔ノ平等カ最小活資ノ免税ニヨツテ實際達セラルル所ノ平準ヲ要求スルト⁵⁶⁾へるふとハ曰ク、下級者ハ或消費税ニヨリテ大ニ反對累進的ニ負擔セシメラルル。此消費税ノ影響ハ所得ノ百分率ニテ表ハセハ、上ル所ノ所得ト共ニ大ニ減退シ、大所得ニテハ殆ント零ニ下リ得ル。故ニ所得税ニ於ケル累進ト最小活資免税トハ比例課税ノ實行ノ方便ニ過キナイト⁵⁷⁾。しやんつハ曰ク、間接税ハ富者ヨリモ貧者ニ割合ニ重ク課税サルコトトナル。のいまんノ調ニ依ルト、鹽、砂糖、茶等ノ帝國税カ八百馬克以下ノ所得ニハ四、五、一、一萬馬克以上ノ所得ニハ一、一%ニ當ル。最小活資免税ハ此不平等ナル負擔ヲ出來ルタケ賠償スルノ用ヲ爲スト、るるあばり⁵⁸⁾ハ曰ク、一般所得税ノ眞ノ存在理由カ上層社會ヨリモ勞働者及小財産階級ニ對シテ一層重クナル所ノ間接税ノ不平等ナル負擔ヲ賠償スルコトニアルカ故ニ、此免税カ原則上正當テアルト⁵⁹⁾。につちハ曰ク、賠償ノ道理ヨリ小納税者カ事實間接税ニテ最多ク課税セラルルノ故ニ、出來ル場合ニハ此カ免税セラルルコトカ論理ニ合ヒ又正當テアルト⁶⁰⁾。いふぎゆーよーモ亦英國ノ事ヲ叙シ、英國ニテハ此免税カ、間接税ノ賠償トシテ考ヘラレ、之ニヨリテ或種ノ平等ヲ立テントスルモノテアルト説明シテ居ル⁶¹⁾。

(ろ) 収益税等トノ關係上 ヨリ即チ収益税ナトテハ最小活資免税ヲ行フコトカ困難テ隨テ之カ行ハレス、隨テ又小収益者カ大収益者ニ比シ割合ニ重キ負擔ヲ被ルコトトナル。所得税ノ如キニテ最小活資免税ヲ行ツテ之カ埋合セヲシヤウトイフカアル。(註一九)此主張モ亦原則的ノ主張テナイコトハ前ト同テアル。又此収益税ノ方ハ大體前ノ消費税ホトニ最小活資以下ノ小所得者ニ重キ負擔ヲ課スルモノテモナイカラ、所謂過重負擔ノ埋合セトイフ點カラシテハ一層證據カ薄弱テアル。此ハ唯タ前ノ消費税ニ關スル議論ノ附隨的ノ理由トナルニ止マル。

(註一九) へつけるハ曰ク、収益及物税ノ特ニ小經營小所有ニ對スル缺點及重負擔(此ハ避クヘカラサルモノテアルカ)ヲ相當ナル免税ニヨリ緩和スルコトカ出來ルト⁶²⁾。

(B) 租税行政即チ租税ノ賦課徴收上ノ便宜ヨリ先ツ

(い) 租税行政上ノ繁雜多費 即チ最小活資以下ノ小所得ノ徵税ハ頗ル繁雜テ費用モ多クカカリ其割合ニ收入カ少ク、間々收支償ハサルコトトナル。他方小民ニ重キ負擔ヲ加エツツ而モ斯カル財政上不良ノ結果ヲ擧グルモノヲ維持スルノハ愚策テアルトイフノ論カアル。(註二〇)如何ニモ此ニ於ケル費用ト收入トノ關係カ大所得ニ於ケルヨリモ不利ナルコトハ事實テアル。併シ全ク收支償ハヌトイフニ至テハ過言テアル。現ニ地方税ナトニテハ最小活資トシテ國家ノ定ムル以下ノ所得ニモ課税ヲ爲シテ相當ノ成果ヲ擧ケテ居ル所カラ見テモ全ク無純收入ニ終ルナトイフコトハアルマシク、假令之ニヨリ小民ニ重キ負擔ヲ感シサストモ恰モ是アルノ故ニ彼等ニ國民的自覺心ヲ起サシムルノ利モアルカラ、強テ之ヲ以テ彼等ヲ免税スルコトトスルニハ及ハナイ。

(註二〇) へつけるハ曰ク、最小活資免税ハ行政技術上ノ簡單カラ獎メラルル。困難、面倒且ツ多費ナル大數ノ小納税者ノ賦課及多數ナル小額ツツノ税ノ徵收カ避クヘキモノテアルカラト⁶³⁾。しやんつモ亦曰ク、小所得テハ徵收

62) Heckel, a. n. O. S. 377.

63) Heckel, a. n. O. S. 377.

56) Schäffle, a. n. O. S. 113.

57) Helit, Beiträge zur Frage der technischen Ausgestaltung der deutschen Einkommenbesteuerung. S. 35.

58) Schanz, a. n. O. S. 1135.

59) Leroy-Beaulieu, Traité de la science des finances, 5 ed. I. p. 447.

60) Nitti, l. c. p. 380.

61) Yves Guyot, L'impôt sur le revenu. p. 236.

費カ大テ收額ト支出トノ間ニ大ナル不權衡カ生スル。又小所得テハ徵收カ殘酷ナ伴フト⁶⁴⁾ ふうすちんぐハ曰ク、實際所得稅ハ常ニ下級人民ノ過重負擔ニ導クモノテ、之ニ稅率ヲ低ク定メテモ、正當ナル平準ハ得ラレナイノテアラウ。何トナレハ之カ爲メニハ稅率カ非常ニ低クナツテ下級ノ租稅收額カ賦課徵收費ニモ足ラサルコトトナルカラテアル。凡ヘテ此不完全ヲ救済スルノニハ此最小活費免稅カ必要トナルト、⁶⁵⁾ ばすてーぶるハ曰ク、貧民階級ヨリ直接稅ニテ貨幣ヲ取立ル費用ト面倒トカ小所得ヲ直接稅ヨリ免除スル方法ヲ支持スト。⁶⁶⁾ しえふれーモ最小活費免稅ノ第二ノ根據ハ最小租稅力ノ直接課稅カ租稅技術上ノ困難及繁雜ニ對立ストイフコトノ租稅經濟上ノ考慮テアルト曰フ。⁶⁷⁾ につちカ實際ノ便宜ヨリ說クノモ結局之ト同様テアル。⁶⁸⁾

(ろ) 租稅行政ト救貧行政トノ關係 カラ即チ夫ノ最小活費ヲモ課稅スルノ結果ハ、一旦租稅行政ニテ徵收シタルモノヲ救貧行政ニテ吐出サナケレハナラヌコトトナリ得ル。最小活費ヲ課稅スレハ被稅者ハ結局生活難トモナツテ國家又ハ社會ノ救助ヲ仰カナケレハナラナクナルカラトイフ論カアル。(註二一)カ所謂最小活費以下ノモノニモ課スルカラトイフテ救貧ヲ受クルカ如キ極貧者ニハ勿論課稅セラルルノテハナイ。又課稅サルルトシテモ極輕率ノコトテアルカラ、普通ノ貧民ハ生活方法ヲ加減スルコトニヨリ擔ヒ得ル。必スシモ救貧トナル譯テハナイ。假令時ニ之カアツテモ、其ハ極メテ小例外テ、之アルカ故ニ他ニ重大ノ意義アル課稅ヲ廢止スルニハ及ハナイ。

(註二一) ぶあいふあーハ曰ク、(凡ヘテノ國民カ納稅スヘシトイフコト)ハ之ヲ極端マテ實行スルコトヲ得ヌ。何

64) Schanz, a. a. O. S. 1135.
65) Fui ting, a. a. O. S. 273.
66) Busta' lo, l. c. p. 20.
67) Schäffle, a. a. O. S. 113.
68) Nitti, l. c. p. 380.

トナレハ何人モ國家ノ救濟院ニ在ル貧民ヲ課稅スル考ニハナラヌカラテアル。——又(課稅ニヨツテ最小活費ニ於ケル)所得ヲ切詰ルコトトナレハ、其家族ハ最早此ニテハ生活スルコトカ出來ナイテ、他人ノ救助ヲ仰ク外ナキコトトナル。必要ノ場合ニハ國家ハ彼等ニ其生存ニ必要ナル方便ノ補充ヲ與フル義務ヲ負フコトトナリ、隨テ初メニ課稅ニ依ツテ彼等ヨリ取去ツタモノチ、其支持ノ爲メニ返償シナケレハナラナクナルテアラウ。此故ニ公正及賢明ノ考察カ國家ニ最小活費ヲ課稅スルコトヲ禁止スルコトナルト。⁶⁹⁾

其二 最小活費免稅反對說

最小活費免稅ニ對スル非難ハ少クナイ。其二色々アル。前ニ之カ贊成說ニ對スル批評トシテ一通リ述ヘタカ、茲ニハ更ラニ之ヲ分類排列シテ解説シヤウ。固ヨリ予カ其反對論ノ凡ヘテノモノヲ認ムルノテハナイカ、右ノ免稅ニ反對スル態度ニ至ツテハ、予カ敢テ伍ヲ同フセントスル所テアル。

(一) 根本的ノ反對論

(A) 給付能力原則ヨリ特ニ

(い) 給付能力原則ヨリノ主要反對論 一體最小活費以下ノ所得テモ給付能力ノナイ譯テハナイ。(註二二)此場合ニモ給付スヘキ物ハアル。詳シクイヘハ一方、最小活費ニハ屈伸性カアリ、實際ノ生活費ハ之ヨリモ多少増減ヲ爲シ得ルモノテアルカラ、最小活費以下ノ處ニ

69) Pfeiffer, a. a. O. S. 42.

テモ必スシモ租稅カ出シ得ヌトハ限ラヌ。又他方、如何ナル人モ苟クモ國民タル以上ハ、租稅ヲ拂フトイフ道義的自覺心ヲ生シナケレハナラヌ筈テアル。此自覺心ヲ満足スルカ爲メニハ、最小活資以下ノ所得ヲアルカラトイフテ免稅セラレナイテ、其カ極貧者タラサル以上ハ、納稅スルコトヲ希望シ、進ンテ納稅スルトイフ氣分ニナラナケレハナラヌ筈テアル。斯クテ彼等カ主觀的ニ納稅スル氣分ニナリ、而シテ其上ニモ客觀的ニ納稅スル餘力モアルカラ、給付能力ハ主觀客觀孰レヨリイフテモ存スル。或ハ彼等モ別ニ間接消費稅ニヨツテ可ナリ重キ負擔ヲ爲シテ居ル。彼等ハ此負擔ヲ自覺スレハ足ルトイフカモ知ランカ、此ハ知ラス識ラスノ間ニ負擔スルノテ、其テハ未タ夫ノ道義的自覺心ヲ十分ニ充タスコトハ出來ナイ。直接ナル稅ヲ拂ヒ且ツ擔フコトトナラナケレハナラヌ。ふをつけノ如キハ最小活資免稅ノ否定ヲ以テ一ニハ、租稅義務ト租稅能力トノ兩觀念ノ混同ニ出ツルトイフガ、彼ハ此道義的租稅義務觀カ應カテ租稅能力即チ給付能力ノ主觀的基礎トナリ居ルコト、隨テ人ハ極貧者タラサル以上ハ、些小ナカラモ稅ヲ出サウトイフ氣分トナリ、之カ實現ヲ努ムヘキモノタリトイフコトヲ看過シテ居ル。

(註三二) 前掲註一一參照

70) Vocke, Grundzüge der Finanzwissenschaft, S. 182.

(ろ) 給付能力原則ニ關聯スル小ナル反對論

(1) 第一ハ最小活資ニ於ケル程ノ小所得ヲ有スル勞働者モ、其課セラルル所ノ稅ヲ雇主ニ轉嫁スルカラ彼等自身カ蒙ムル所ノ苦痛ハ大シタモノテナカラウ。隨テ最小活資ノ免稅ニハ及ハヌトイフノテアル(註三三)併シ最小活資ニ於ケル小所得者ハ必スシモ勞働者ノミニ限ラナイシ、又假令勞働者ノ場合ナリトモ、此轉嫁カ果シテ行ハレ得ルヤ、特ニ全部行ハレ得ルヤハ保證シ難イ。又此カ行ハレルトシテモ、其ハ永キ鬭争ノ後テアリ、仲々ニ困難ナルモノナルコトヲ覺悟シナケレハナラヌ。(註三四)轉嫁アルノ故ニ小民ニ課稅シテモ可トイフノテハ根據薄弱テ、當テニスヘカラサルモノヲ當テニスルノテアル。所謂直接稅的ノモノニ於テ轉嫁ヲ前提トシテ負擔ノ公平不公平ヲ論スルノハ當ヲ得タリトイフコトヲ得ヌ。

(註三三) こんらーど之ヲ擧グ⁷¹⁾

(註三四) こんらーどハ右ノ反對論ヲ擧グ且ツ之ヲ批評シテ曰ク、轉嫁ハ最小活資ノ課稅ニテハ避クヘカラサルモノテハアルカ、此ハ經驗上、唯々非常ニ徐々ニ、大ナル鬭争ノ後ニ、及ヒ大ナル困難及不公平ノ間ニ行ハルルモノ故、此ニテ甘ニスルコトハ出來ナイト⁷²⁾

(2) 第二ニハ最小活資ノ免稅ヲ行フトイフト、此最小活資ノ處ノ階級ノ者ト最小活資

71) Conrad, a. a. O. S. 12-3.

72) Conrad, a. a. O. S. 13.

ヨリ直ク上ニ位スル階級ノ者トノ間ニ不公平ヲ免レヌトイフ非難カアル。(註二五)併シ此モ大シタ非難テハナイ。若モ最小活資免稅カ原則上認メラルルナラハ、右ノ不公平ハ稅率ノ成形ニヨツテ救済スルコトカ出來ル。即チ最小活資ノ直ク上ノ處ノ階級ニ對シテ極メテ低キ稅率ヲ適用スルコトトスレハ、其テ宜シイ。(註二六)

(註二五) しゆみつとカ之ヲ擧ク⁷³⁾

(註二六) しゆみつとハ右ノ非難ヲ擧ケ且ツ之ヲ反駁シテ曰ク、此危險ハ租稅階級ノ適當ナル分級及相當ナル稅率

ニヨツテ大ニ減スルコトカ出來ルト尙ホ後述第三章ノ處ノ第三第四ノ方法モ同一ノ目的ヲ達スルニ足ル

(B) 近世國家ノ特質ヨリ

(イ) 近世國家特質ヨリスル主要反對論 即チ各人民カ參政權ヲ有シ政治ニ影響スル以上ハ、他方ニ彼等カ最小活資ノ免稅ニヨツテ納稅義務ヲ盡サナイノハ不當テアルトイフノテアル。(註二七)併シ各人民ハ實際國ニヨリテハ例之日本ノ如キテハ必スシモ參政權ヲ與エラレテ居ナイカラ、此處ニハ此非難ハ當ラヌカ、若モ從來無納稅者ニモ參政權ヲ與ヘテ居タトスレハ、此非難ヲ避ルカ爲メニハ、納稅ノ有無ヲ標準トシテ參政資格ヲ定メルコトニ改ムレハ足ル。併シ又サウナルト自ラ直接稅ヲ課セラルルモノタケカ參政シテ、而モ間接稅ヲ重ク負擔スル者ハ之ニ與ラサルコトトナツテ、此ニ又他ノ不公平ヲ生スルカラ、所詮直接

73) Schmidt, a. a. O. S. 46.
74) Derselbe, a. a. O. S. 46.

接納稅者ナラストモ、間接稅タケハ負擔シタ者トシテ之ニ參政權ヲ與フルコトトスルノカ真ノ公平也トシテ、隨フテ人カ納稅ハセストモ擔稅スル以上ハ租稅給付ノ義務ヲ盡シ隨フテ之ニ參政權カ與ヘラルヘキモノト解スルノ外ハナイ。故ニ又參政權カアルカラ、此ニ直接稅ヲ免稅スルコトカ不可也トハイフヲ得ヌ。然レハ最小活資免稅ノ反對ハ前ノ給付能力原則ヨリシテハ成立ツカ、此近世國家ノ特質ヨリシテハ成立タヌ。

(註二七)

こゝんハ曰ク、大數ナル小財ノ租稅力ヲ考察シテ輕易ニ之ニ課稅スルトイフ標準ハ、國家生活ノ道義律ヲ止ムルコトヲ得ナイ、今日ノ憲法制度ノ民主化ハ、國家的意思ヲ生スル所ノ大數ノ人民カ、爲メニ租稅免除トナルカ如キ租稅負擔ノ分級ヲ排斥スル。學問上ノ政策カ倫理學ノ一部タル以上ハ、又實際ノ政策ニテ道義ト良心トカ注意スヘキモノタル以上ハ、此ノ如キ狀態ニ對シテ抗議サレナケレハナク、更ラニしやんつハ、益々増進スル所ノ國家(政治)ノ上ノ影響(參政權ニヨリテ)ト益々増進スル所ノ租稅負擔ノ免除トテ多數ノ國民ニ伴ハシムルコトカ政治道義ノ凡ヘテノ原則ニ嚴格ニ反對スル所ノ要求テアルトイフノハ正當テアルトイフカ併シ彼ハ又別ニ「國家ニ直接ニ納稅シ能ハサル程困難ナ狀態ニテ、最小活資ノ限界内ニ在ル者ハ或權利ヲ行フヘカラスト考フ」トイフノテアルカラ、全然最小活資免稅ニ反對スルモノテナク、單ニ一般人民ニ選舉權ヲ與エツツ最小活資免稅ヲ爲スノニ反對スルノテアル。更ラニばすてーぶるモ亦々最低キ勞動者階級ヲ殆ント凡ヘテノ國家負擔ヨリ免除スル(彼等カ優勢ナル政治權ヲ有ツノニ)コトノ危險ハ明カテアルトイフカ間接稅ノ負擔モアルコト故彼ノ憂フル危險ハ通例起ラヌ。却ツテ彼等ヲ免除スルトモ(直接稅ニツキ)之ニ參政權ヲ與ヘナケレハ更ナル心配カアル彼モ固ヨリ全然最小活資免稅ニ反對スルノテハナイ。

75) Cohn, Die Steuerreform im Kanton Zürich und der Bundeshaus-halt der Schweiz, in Finanz Archiv. I. Jg. I Hft. S. 77.
76) Schanz, a. a. O. S. 1136.
77) Derselbe, ebenda.
78) Bastable, l. c. p. 319.

(ろ) 近世國家ノ特質ニ關聯スル小ナル反對論 ニツアルカ其第一ハ

(1) 多クノ國ニテハ選舉權及其他ノ諸ノ政治上ノ權利カ國稅ノ支拂トイフコトニ累ル
ノニ、貧民ヲ最小活資免稅トイフテ租稅カラ逃レサスルコトハ、即チ彼等カ國家生活ニ影
響ヲ及ホシ得ル所以ノ切角ナル政治上ノ權利ヲ奪フコトトナルトイフノテアル併シ前ニモ
イフ如ク參政權ヲ國稅ノ納付ニ累ラシムルノカ初メヨリ當ヲ得ナイノテアルカラ、原則上
之ヲ問題トスルニ足ラヌ。又參政權ヲ國稅ノ支拂ニ係ラシメナイ處テハ此非難ハ當ラヌカ
ラ、此反對論ハ最小活資免稅其モノニ反對スル理由テハナクテ、單ニ參政權ヲ國稅ノ支拂
ニ係ラシムル制度ノ下ニ於ケル最小活資免稅ニ反對スル理由テアリ、隨フテハムシロ單ニ
參政權ヲ國稅ノ支拂ニ係ラシムル制度ヲ排斥スルノ根據トナル。

(2) 第二ニハ最小活資免稅カ定メラレテ、高キ所得階級ノ者ノミ納付スルカ如キ租稅
ハ民主國テハ法外ニ重課サルルコトトナルノ虞カアルトイフノテアル。成程多數貧民ノ參
政スル國テハ斯カル稅ヲ過重ニ賦課スル嫌ハアルカ、他方ニ多數貧民カ參政シナケレハ、
貧民ニ重ク掛ル所ノ間接稅カ過重ニ賦課セラルルコトトナルノ弊モアル。孰レヲ選ムカト
イヘハ、マタ前者ノ方カマシテアル。己ムヲ得サル弊トイハナケレハナラヌ。又此非難ハ

79) Antoni, a. a. O. S. 931.

80) Leroy-Beaulieu, l. c. p. 447.

畢竟スルニ民主國又ハ多數貧民ノ參政スル國ニ於ケル非難テアツテ、凡ヘテノ國ニ通スル
非難テナイカラ、原則的ノ反對論タル資格ハナイ。

(C) 租稅ノ根據ヨリ特ニ先ツ

(い) 租稅ノ主タル根據ヨリ

(1) 第一ニハ租稅ハ本來各人ノ生活必要費ニ過キナイ。國家トイフモノハ本ト、衣食
住ト共ニ人生ニ缺クヘカラサルモノテアツタ、之ヲ維持スル租稅モ亦タ必要缺クヘカラサ
ルモノテアル。隨テ租稅ハ各人ノ所得ヨリ最小活資ヲ引去リタル後ニ支拂ハルヘキモノテ
ハナクテ、寧ロ衣食住ノ費用ト共ニ最小活資ノ一部ヲ構成スヘキモノテアリ、隨テハ又最
小活資免稅ナトイフコトトナルヘキ筈ノモノテナイトイフノテアル。(註二八)此ハ租稅ノ道
義的根據トシテ正當ナルモノヨリ出發スル所テアリ、確カニ最小活資免稅反對ノ原則上有
カナル一根據タルヲ得ル。夫ノ給付能力原則ヨリスルモノ程ニ一般ノ承認スル所トナツテ
ハ居ラヌカ、しやんつノ如ク之ヲ評シテ國家ニ關スル架空的見解トイフノハ過キテ居ル。

(註二八) ニールハ曰ク、生活(箇人)ノ需要ノ必要カ充タサレタル後ニ、初メテ國家ニ其要求權(租稅)ノチ發生セ
シムルノ見解ハ、今日ノ國家觀ヨリシテ排斥スヘキモノテアル。國家ハ實ニ凡ヘテノモノノ前ニ於ケル斯ノ如キ
ノ必要(箇人生活)ニ屬スル故其需要ハ必要ナル生活需要ノ一部テアルト、ばすてーぶる亦タ此ニールノ同チ引

81) Schanz, a. a. O. S. 1136.

82) Cohn, bytsem der Fw. S. 275.

イテ、「何故ニ最貧ナル人民カ彼ヲ維持スル所ノ麵包ヲ買フト均シク、安全(國家ノ與フル所ノ)ノ爲メニ或モノヲ支拂フヘカラサルカ」トイフテ居ル。⁸³⁾

(2) 第二ハ右ト同一趣意ヲ報償説の見解ヨリ説クモノテアル、即チ最小活資ノ免税ハ許スコトヲ得ナイ。各人民ハ其最小ナル所得又ハ享樂品ニツイテモ國家ノ給付(保護)ヲ受ケ又ハ國家ニ費用ヲ掛ケタルノ故ニ、彼カ所有シ又ハ儲クル所ノモノノ最小部ニ就テモ、國家ニ反對給付ヲ支拂ハナケレハナラストイフノテアル。(註二九)併シ此租稅ヲ報償ト見ル見方其モノカ本來採ルヘキテナイカラ、此説明モ亦採ルコトヲ得ナイ。尤モ之ヲ變形シテ報恩ノ道義的關係ヨリノ説明トスレハ説明ノ一方法トナルニハ足ル。

(註二九) しゆみつとカ之ヲ引用ス。⁸⁴⁾

(ろ) 租稅ノ從タル根據ヨリ 即チ租稅カ國民的自覺ヲ維持シ刺戟スル方便トナルトイフ點カラ見テモ、最小活資免税ハ良クナイ。貧民ニテモ極貧者タラサル以上ハ、輕小ナカラモ之ニ課稅スルノヲ選ムヘシトスルトイフノテアル。(註三〇)勿論貧民ニ租稅以外ノ方面ヨリ例之教育ヨリ國民的ノ自覺ヲ與フルコトモ出來ルカ、租稅ホトニ適切テナイ。或ハ最小活資免税ノ行ハレサル稅モアルカラ、其方ニテ夫ノ刺戟カ行ハルルヤウニモ考エラルルカ(註三一)其ハ寧ロ間接稅テアルカラ到底此ニヨリ夫ノ刺戟ヲ十分ニ與フルコトハ出來ナイ。

83) Bastable, l. c. p. 319.

84) Schmidt, a. a. O. S. 22.

直接稅ニテ最小活資ヲ免税シナイテ置イテ廣キ範圍ノ人民ニ國民的自覺ヲ與フルコトカ適當テアル。

(註三〇) しえふれハ最小活資免税ノ理由トシテ、直接ノ人的課稅ハ小民ノ大數ニ對シテ鋭敏ナル刺戟ヲ與フルモノテ、隨テ憲法生活ノ恒久ノ醜態素トシテ働クトイフカ⁸⁵⁾此ハ恰モ却テ最小活資免税反對ノ理由トシテ當ル。

(註三一) あんとにハ凡ヘテノ財產階級隨テ貧民階級モカ、彼等ノ財政及國家勤務ニ於ケル利益ヲ公共福祉ノ爲メニ注意スルコトカ必要テ此事ハ小ナル稅テモ徵收サルルコトニヨツテ最良ク生スルトイフ見方ニ對シテ、貧民モ別ニ何等カノ稅(即チ主トシテ間接稅)ヲ負フテ國家制度ノ一員タル念ヲ得ルトイフカ⁸⁶⁾其ハ當テ得ナイ。

(D) 財政收入上ヨリ 即チ最小活資ノ免税ハ其レタケ財政收入額ヲ減少セシメ、遂ニ或ハ國家ノ必要ヲ充タスニ足ラサルニ至ルコトトナリ得ル。(註三二)特ニ最小活資カ漸次引上ケラルルニ於テハ一層此心配カ大イトイフノテアルカ、此最小活資カ餘リニ高ク定メラレナイナラハ、大シテ財政收入ヲ減少スルコトトハナラヌ。(註三三)又餘リニ低ク定メラレタ場合ニハ收額カ徵收費ヲ償フニ足ラサルコトニナルカラ、(註三四)結局良イ加減ノ處ニ定メラルルコトニナツテ、大シテ收入ヲ減少スルコトトハナラヌテアラウ。又夫ノ最小活資カ漸次引上ケラルルニシテモ、此ハ徐々ニ行ハルルテアラウシ、他方國民經濟ノ進歩ヲ伴フコトテモアリ、收入上ノ缺陷ヲ生スル程ニハナルマイ。⁸⁷⁾テ財政收入ノ點ヨリ最小活資免税ヲ

85) Schäffle, a. a. O. S. 113.

86) Antoni, a. a. O. S. 931.

非難スルノハ當ヲ得ヌ。

(註三二) るるあばりゆいハ曰ク、或國ニテ最小活資ノ免税カ此稅ノ收額ヲ非常ニ減少セシメルトイフ實際上ノ不便カアルト此非難ハ尙ホしゆみつと、こんらど、あんとにモ擧ケル所テアル。

(註三三) こんらどハ曰ク、下級者ノ大多數ハ賃金トシテ、最小活資ヨリモ一層多クテ得ル故、此最小活資ヲ餘リニ高ク定メナイ以上ハ此非難ハ當ラナイテアラサト。

(註三四) しゆみつとハ曰ク、下級所得ノ直接課稅ハ財政上無意義ナルコトヲ注意シナケレハナラヌ、租稅收額カ徴收費ヲ超ヘナイヤウニナルカラト。

(E) 國民經濟上ヨリ シテハ此最小活資免税カ資本及工業ノ過重負擔、貯蓄心ノ壓迫又ハ阻碍ノ結果ヲ生スルトシテ非難セラルル。(註三五) 其ハ小所得者ヲ免税シ中以上ノ者ノミ課稅スルカラ、中以上ノ者カ資本ノ蓄積ヲ愚也ト考フルコトナリ、且ツ中以上ノ工業ノ經營ヲモ困難ナラシムルコトトナルトイフノテアルカ、併シ實際ニハ此位ノ事テ中以上ノ者ノ資本蓄積ヤ工業經營カ阻碍セラルルコトハナク、過重負擔トイフコトニモナラヌ。却ツテ他面此免税ニヨツテ下層人民ノ處ニテ資本集積心ヲ進捗セシメ、又工業ニテモ過大ナル奢侈品生産ノ不健全ナル方向ヨリ一層有益ナル品物ノ生産ノ健全ナル方向ニ向ケラルルノ傾アリトイフ良結果モアルカラ、此點ヨリ最小活資免税反對ハ當ヲ得ヌ。

87) Schmidt, a. a. O. S. 42.
88) Leroy-Beaulieu, l. c. p. 447.
89) Schmidt, a. a. O. S. 42. Conrad, a. a. O. S. 12. Antoni, a. a. O. S. 931.
90) Conrad, a. a. O. S. 12.
91) Schmidt, a. a. O. S. 43.
92) Schmidt, a. a. O. S. 45.

(註三五) しゆみつとニ引用セラル。

(二) 技術上ノ反對論

(A) 現時ノ租稅體系上 テハ最小活資免税トハ虛妄ニ過キナイトイフ非難モアルカ(註三六) 其ハ所得稅テハ最小活資免税カ行ハレテモ、別ニ收益稅ヤ必要品上ノ間接稅モアツテ、事實最小活資モ課稅セラルルコトニナルカラトイフノテアル。併シ此非難ハ現時ノ租稅體系ヲ改メレハ避クルコトノ出來ルコトテ、現時ノ租稅體系ノ非難ニハナルカ、最小活資免税反對ノ證明ニハナラヌ。⁹⁴⁾ 其非難ヲ避クル爲メニハ、租稅體系上、所得稅ニ於ケル最小活資免税ノ外ニ生活必要品上ノ消費稅ヲ廢止シテ消費稅ヲ奢侈品ノ上ニ限ルコトトシ、收益稅ニテモ出來ルタケ最小活資免税ノ趣旨ヲ以テ仕組メハ良イ。此ニテモ勿論多少不十分トイフコトハアルカ、最小活資免税カ原則上必要也トスル以上ハ、實行上出來ルタケノ事ヲ盡セハ其テ足ルノテ、此實行カ十全テナイニシテモ、其カ爲メノ故ニ原則上ノ必要ヲ打消スニ至テハ過キテ居ル。

(註三六) しゆみつとニ引用セラル。

(B) 最小活資ノ大サノ決定上

93) Schmidt, a. a. O. S. 44-5.
94) Schmidt, a. a. O. S. 47.
95) Schmidt, a. a. O. S. 46-7.

(い)時勢ノ變遷ニ應スル上ヨリ 即チ最小活資ハ物理的ノ大サテハナクテ道義的ノ大サテアルカラ其大サハ段々ト變遷スヘキモノテアリ、又變改シナケレハナラヌモノテアルカ之ヲ時ニ應シテ改定スルコトカ困難テアルトイフ非難カアル。成程最小活資ナルモノハ一般生活程度ノ昂上物價騰費ニ伴ツテ段々大キクナルヘキモノテ、一旦決定シテカラ若干年後ニハ改定スルヲ要スルコトニハナルカ、併シ其改定サルヘキ所以ノモノハ必スシモ其カ道義的ノ大サテアルカ故テハナク、自然的ノ大サテモ貨幣ニ見積ルコトニナレハ齊シク改定ヲ要スルコトニナリ得ル。又之ヲ改定スルトシテ其ハ若干後ニノミ爲スヘキモノテ、年々歳々ノ好不況ノ變化ニ伴ハストイフカ如キ煩勞ヲ取ルヘキモノテハナカラウカラ、大シテ六ツカシキコトテハアルマイ。且ツヤスカル歴史的變遷ニ伴フ事項ハ立法者ノ常ニ取扱フ所テアツテ、別ニ此場合ニ限ツタコトテナイカラ(註三七)此改定ノ困難位テハ以テ最小活資免稅ヲ排斥スルニハ足ラナイ。

(註三七) ふなつけモ亦曰ク、租稅ニ於テハ、國家生活ノ他ノ方面ニ於ケルカ如ク、此ノ如キ動搖的ノ大サニツキテ處理シナケレハナラヌト

(ろ)各箇人ノ事情ニ應スル上ヨリ 即チ最小活資ハ本來各箇人々ノ事情ニ係リ、到底

一率ニ定メルコトノ出來ナイモノテアル。其ヲ千遍一率ニ定メテシマツテハ、恣意ニ陥リ不公平ニ流ルルトイフ非難カアル。(註三八)之ニ對シテしゆみつとノ如キハ此最小活資ナルモノハ本來各箇人カ社會上ノ地位其他ノ箇人の事情及慣習ニ從テ生存ニ必要也トスルモノヲ顧慮スルコトニ關シナイ。又之ニ關スルコトモ出來ナイ。單ニ時ノ道義上ノ標準ニ從ヒ一定ノ文化時代ニ相對的ニ必要也トシテ大數ノ國民ニ現ハルル所ノモノニ相當セル需要ノ確定ニ關スルトイフケレトモ予ヲ以テ見レハ彼ノ批評ハ一半タケ正シイカ他半ハ當ヲ得ヌ。最小活資ヲ定ムルノニ各人ノ一々ノ事情ヲ凡ヘテ精密ニ、即チ其體力嗜好感情慣習等マテモ斟酌スル如ク定ムルコトハ煩ニ堪ニス實行難タルヲ免レヌコトテアリ、又人ノ社會上ノ地位ニヨリ區別スルカ如キハ却ツテ上流者ヲ下層民ヨリモ一層有利ニスル故ニ探ルコトヲ得ナイカ、住處、既婚ト未婚、家族ノ數、大病人ノ有無、所得ノ種類ノ如キモノハ之ヲ斟酌スルコト寧ロ正當テアルノミナラス、此等ハ既ニ所得稅ノ課稅上ニ於テ斟酌サレタル例モアル程テ、多少煩雜テハアルニセヨ、サウ實行難トイフコトテハナイ。兎ニ角一定ノ標準ニヨリ相當ニ各人ノ事情ヲ斟酌スルコトモ出來ルカラ、此實行難ノ理由ヲ以テ最小活資免稅ヲ否定スルハ當ヲ得ヌ。

99) Schmidt, a. a. O. S. 38-9.

96) Cohn, System der Fw. S. 275.

97) Schanz, a. a. O.S. 11 6.

98) Vocke, Grundzüge der Fw. S. 182.

(註三八) しゆみつとニ之ヲ擧グろつしヤハ曰ク、實際ニハ家族ノ大サ、肉體上精神上ノ簡性、市場狀況等ノ相違ニヨリ變化シナケレハナラヌ所ノ最小活資ノ觀念ヲ、或改良シタル租税制度ノ基礎トスルコトハ實際ノ救貧ヲ受クル者ヲ別トシテハ不能テアルテアラウト¹⁰¹

第三段 最小活資免稅ノ制定

其一 最小活資免稅ト適用ノ税種

上記ノ如ク予輩ハ最小活資免稅規定ノ必要ヲ否定スル所テハアルカ、併シ既ニ之カ制度トシテ廣ク諸多ノ國ニ行ハレテ居ル以上ハ、之ヲ無視スルコトヲ得ナイ。又所詮極貧者ニハ如何ナル場合ニモ所得稅ノ如キ種類ノモノヲ免除スルノ外ハナイカラ、最小活資免稅ヲ認メルトシテモ、之ヲ低ク定ムルナラハ殆ント之ヲ認メサルト異ラヌコトニナル事故、順序トシテ一應之カ制定方法ニツキ論究シテ見ルコトトスル。先ツ之カ適用税種如何カラ説キ起サウ。

此最小活資ノ免稅カ一般所得稅(及一般財産稅)ニ於テ最良ク行ハルルコトハ其性質上當然ノコトテアル。(註三九)此稅ノ課稅標準ニ於テハ各人ノ全給付能力カ現ハレテ居ルカラ此ト反對ニ消費稅ニハ夫ノ免稅カ行ハレナイトイフ説カアリ、(註四〇)嚴格ニイヘハ其辿リ

100) Schmidt, a. a. O. S. 37-8.
101) Roscher, a. a. O. S. 185.

テアルカ、實際ニハ消費稅體系ノ中テ生活必需品ノ課稅ヲ爲ササルコトニヨツテ夫ノ免稅ト同一趣意ヲ行ヒ得タリトイフコトカ出來ル¹⁰²。收益稅ニテハ所得稅ノヤウニ各人ノ給付能力ヲ集中統一スルコトカ出來ナイカラ、之ヲ行フノニ適當シナイコト勿論テハアルカ、¹⁰³營業稅、資本金子稅、家屋稅ニテモ是ノ行ハルルコトカアリ(註四一)又地租ニテモ農業土地ノ如キニテハ其小ナルモノヲ免稅スルコトカ行ハレ得ルハカリテナク、特ニ農業社會政策上カラ勸ムヘキコトテモアル。(註四二)

(註三九) 人稅ニツイテハわぐな、るつしあ、あんとい、ぼるぐと、えいべるひ、しえふれ、¹⁰⁴一般財産稅ニモ行ハルヘシトイフハしえふれ、しやんつ¹⁰⁵

(註四〇) わぐな、ハ曰ク、特殊ノ稅、特ニ間接消費稅テハ此問題ハ實際無用テアル。此稅ノ制度及技術カ多クハ夫ノ種ノ人的免稅ヲ許サナイト¹⁰⁶

(註四一) 特ニ營業稅ニツキふいすちんぐ¹⁰⁷

(註四二) ふいすちんぐ曰ク、主又ハ副業トシテノ農業ニ於テ最必要ナル生活需要(最小活資)ノ獲得ニ指定セララル小土地ノ所有者ニ、課稅ノ免除ニヨツテ正當ナル輕易負擔ヲ與フルコトカ勸メラル¹⁰⁸

其二 最小活資ノ高サノ問題

既ニ最小活資免稅ノ適用サルヘキ税種ニシテ定マリタリトスレハ、次キニハ其高サノ問

102) Roscher, a. a. O. S. 185. Eheberg, Finanzwissenschaft. 9 Aufl. S. 163.
Borght, a. a. O. S. 93. Knizl, Finanzwissenschaft II. S. 213.
103) Schanz, a. a. O. S. 1140. Antoni, a. a. O. S. 93. Schäffle, a. a. O. S. 114.
104) Wagner, a. a. O. S. 404. Roscher, a. a. O. S. 185. Antoni, a. a. O. S. 933.
Borght, a. a. O. S. 93. Eheberg, a. a. O. S. 163. Schäffle, a. a. O. S. 114.
105) Schäffle, a. a. O. S. 114. Schanz, a. a. O. S. 1141.
106) Wagner, a. a. O. S. 404. 107) Wagner, a. a. O. S. 404. Antoni, a. a. O. S. 933. 108) Fuisting, a. a. O. S. 327. 109) Derselbe, a. a. O. S. 374

題ヲ決定シナケレハナラヌ。之ニツイテハ先ツ國稅ノ其ヲ說イテ然ル後地方稅ノニ移ラウ。
(一) 國稅ニ於ケル最小活資ノ高サ

(A) 高サ決定ノ標準 最小活資ハ本來文化自然のモノテアルカラ、各人又ハ其家族ニ一率タルコトハ其本質ニ反スル。此カ人の場處的時間的ニ變化アルヘキコトハ疑ヲ容レナイ。唯タ此ヲ實行ノ難易ト利弊ノ大小トニ稽ヘテ、如何ナル度マテ斟酌スヘキヤヲ決定スルコトカ肝要テアル。之ニツキ凡ソ標準トシテ問題トナルモノヲ擧ケテ、一々批評ヲ試ミヤウ。

(イ) 一國全體ニ關スルモノ

(1) 當該國ノ富ノ程度 或國ノ富ノ程度カ高ケレハ、自然此最小活資カ高ク定メラレ國貧ナレハ其カ低ク定メラルルコトハ自然テアル。(註四三)其譯ハ國貧ナレハ其ヲ低ク定ムルテナケレハ、其必要トスル收入ヲ充タスコトノ出來ナイノニ、富國テアレハ、其ヲ高ク定メテモ然ル心配ナイトイフコトニモ存シ、又人民ノ方カライフテモ、富國ナレハ、貧國テハ可ナリ高イト思ハルルモノテモ格別高イト思ハヌトイフ事ニモ存スル。

(註四三) 之ニツキへつけるハ曰ク、最小活資ノ大サノ異ルノハ富ノ程度ニ因ルト¹¹⁰ ふなつけモ亦曰ク、一國民ノ經濟上ノ發達カ小ナレハ、此限界カ低ク、此發達カ大ナレハ此カ高マルヘシト、¹¹¹ 而シテ獨逸テハ此點ヨリイヘハ

一體ニ最小活資ノ高サカ割合ニ低キニ失シテ居ル。ふいすちんぐハ曰ク、獨逸ニ於ケル現在ノ九百馬克ハ餘リニ低キニ過クルト¹¹² 但シ獨逸テモ一八八三年ノ普魯西政府案ニハ千二百馬克トアツタ。¹¹³

(2) 當該國ノ國ノ大サ 實際大國ハ概シテ最小活資カ高クナリ、小國テハ低ク定メラルル傾カアル。(註四四)是レ大國テハ之ヲ高クシテモ、尙能ク必要ナル收入ヲ充タスニ足ルノニ、小國テハ之ヲ低クスルテナケレハ、必要ヲ充タスニ足ラサルカ爲メテアル。

(註四四) へつけるハ曰ク、最小活資ノ大サノ異ル所以ハ、國ノ大サニアル。¹¹⁴

(3) 當該國ノ歴史的事情 例之其國ノ憲法政治ノ狀況ノ如キモノニヨツテモ最小活資ノ大サカ異ルコトトナルヘキテアル。(註四五)即チ憲法政治カ眞ニ良ク行ハルルコトトナルハ、下層社會ノ者モ進ンテ稅ヲ出サウトイフコトトナリ、隨テ然ラサル場合ヨリモ一層低イ處ニ最小活資ノ高サカ定メラルルコトトナルヘキテアル。

(註四五) へつけるハ曰ク、最小活資ノ大サノ異ルノハ歴史的事情ニ因ルト¹¹⁵ しえふれハ曰ク、最小活資ハ憲法生活ノ變化ノ爲メニ、一般ニ適用スヘキ數ヲ示スコトハ出來ナイト¹¹⁶

(4) 貨幣ノ購買力 最小活資ノ大サハ時間的ニモ場處的ニモ貨幣購買力ノ大サニヨリ異ルヘキモノテ、(註四六)貨幣購買力大ナレハ、最小活資ハ低クナルヘク、前者小ナレハ

112) Euisting, a. a. O. S. 200.
113) Derselbe, ebenda.
114) Heckel, a. a. O. S. 378.
115) Heckel, a. a. O. S. 378.
116) Schäffle, a. a. O. S. 114.

110) Heckel, a. a. O. S. 378.
111) Vooke, Abgaben etc. S. 460.

後者高カルヘキモノテアル。國ニヨツテモ、前者ノ相違アルタケ後者ニ相違ヲ生スル傾カアリ、其ハ著シクナイニセヨ、貨幣購買力ノ時間的ニ變遷スルニ伴レ、特ニ其ノ段々ト小サクナルニ伴フテ、最小活資ノ高サモ變更ヲ加ヘラレ且ツ漸次高メラルルコトトナルヘキコトハ明カテアル。

(註四六) しやんつハ曰ク、合理的ニ成形セラレタル租税免除ノ生活最小費ハ特ニ貨幣價值ノ相違ヲ考察スルコトヲ要スル。ぶあいはあハ曰ク、最必要ナル生活維持ニ屬スルモノハ——生活上最必要ナル品物ノ價格ニヨツテ異ルト。¹¹⁷

(5) 生計程度 此ハ本來、大體ニテ富ノ程度ニ係ルモノテアルカ、此ト必スシモ一致シナイ。他方人民ノ精神的變化ニモ係ルカラテアル。兎ニ角生計程度ノ高イ處テハ、最小活資カ高ク、前者低キ處テハ後者モ亦低キ傾カアリ、前者カ變遷スレハ、後者モ變更サレナケレハナラナクナル。(註四七)

(註四七) ぶあいはあハ曰ク、最必要ナル生活維持ニ屬スルモノハ——人カ人間の生活方法トシテ必要也ト考フルモノニヨツテ異ル。即チ文明ノ進歩ト共ニ、生活ニ必要也ト考ヘラルルモノノ額カ増加スルト¹¹⁸ あいぜんはるとハ最小活資ヲ以テ其時代ノ文明的地位ニ從テ、生活ノ爲メニ必要トセラルルモノニヨルト爲シ¹¹⁹ しえふれハ最小活資ハ——生活標準——ノ變化ノ爲メニ、一般ニ適用スヘキ數ヲ示スコトハ出來ナイトイフ。¹²⁰

(6) 他ノ稅特ニ間接稅事情 即チ間接消費稅ノ如キモノカ既ニ多ク且ツ高ク、生活必

要品ノ如キニモ重ク課稅セラレテ、下層社會ノ負擔カ重イ場合ニハ、其反對ノ場合ニ比シテ最小活資自ラ高カラサルヲ得ナイ。(註四八)

(註四八) しえふれハ曰ク、最小活資ハ——間接稅賦課ノ變化ノ爲メニ一般ニ適用スヘキ數ヲ示メスコトハ出來ナイト。¹²²

(ろ) 國內ノ各個人ニ關スルモノ

(1) 社會的地位 ヲ斟酌シテ最小活資ヲ上流ニ高クシ、下層ニ低クスルコトハこんら¹²¹ ードノ勸ムル所テハアルカ、(註四九)其實例ハナイ。又斯カル斟酌ヲセヌ方カ良イ。之ヲ斟酌シテハ、最小活資ニヨリ下層社會ヲ救ハントシテ、却ツテ上流社會ヲ有利トシ、目的トスル所ト反對ノ結果ニ陷ルカラテアル(註五〇)併シ此社會上ノ地位ヲ斟酌シテ其低キモノニ最小活資ヲ大キク定メ、地位高キ者ニ小サク定メルコトハ西班牙るくぜんぶるぐニ其例ノアル所テアルカ、此方ハ右イフ如キノ弊ハナイニセヨ、地位ノミ高クテ收入ノ小ナル者ヲ虐待シ、地位低クテ收入ノ大ナルモノヲ宥恕スルコトトナルノ不釣合不都合ヲ免レナイ。テ最小活資ヲ定ムルニハ社會的地位ヲ斟酌シテ區別ヲセヌカ良イ。ソシテ其國ノ平凡勞働者ノ賃金ヲ標準トシテ定メルカ、(註五一)或ハ其國ニ於ケル文化標準ニ從ヒ人生ニ最必要ナ

122) Schäffle, ebenda.

117) Schanz, a. a. O. S. 1137.
118) Pfeiffer, u. a. O. S. 44.
119) Pfeiffer, a. a. O. S. 44.
120) Eisenhart, Die Kunst der Besteuerung. S. 106.
121) Schäffle, a. a. O. S. 114.

ル最小生活品ノ價格ヲ計算シテ定メルカノ外ハナイ。(註五二)何レニシテモ予等ノ如ク最小活資免稅ヲ原則上採ラサル者カライヘハ、假リニ之ヲ採ルトシテモ、出來ルタケ右ノ標準ニ從ヒ嚴格ニ定ムルコトヲ獎メル。實際ニハ間々可ナリ恣意ニ定メラルルカ、其ハ斷シテ採ラヌ。(註五三)

(註四九) こんらどハ曰ク、最小活資ハ社會及職業上ノ地位(教師ト手工業者ト)ニヨツテ異ルヘシト¹²³
(註五〇) あいぜんばるとハ曰ク、必要ナル生活費ノ免除ニ於テ、社會階級ノ異ルニヨリテ異リタル標準ヲ定ムヘキモノテハナイ。何トナレハ假令斯ノ如キ差異カ疑モナク事實存在シ、道義上ニモ正當ナルニセヨ、他方ニ嚴格ナル公正ヲ破壞シテ、下級者ノ勉強及財産ヲ、上級者ノ利益ノ爲メ、不釣合ナル方法ニテ要求スルコトナルカラテアルト¹²⁴。ふあいふあハ曰ク、階級ニ相當シタル生活ノ區別ハ自然ニ基クモノテハナクテ、人間自身ヨリ作ラレタモノテアルト¹²⁵。匿名引退政治家モ亦曰ク、最小活資ハ社會上ノ地位又ハ他ノ事情カ或人ニ與フル多費ニヨツテ高ラメレテハナラヌト¹²⁶。

(註五一) あいぜんばるとハ曰ク、到ル處ニ行ハルヘキ同大サノ最小活資ハ平凡ナル勞銀ノ率ニ從テ定メルノヲ最適當トスルト¹²⁷。ぶりゆーにんぐハ此勞銀ノ高サト勞働者ノ生活維持ノ費用トノ間ニ密ナル關係アリト爲シ、此勞銀ノ標準カラ、此力漸次物價、生計程度ノ昂進等ノ爲メ上進シタルコトヲ參酌シテ、一八九一年ニ於ケル九〇〇馬克ノ所得ハ一九〇六年ニハ一二〇〇馬克ニ相當ストイフテ居ル。尙註シテ曰ク今日ハ九〇〇馬克以下ノ所得ハ修業シタル又ハ熟練ナル勞働者ニハ殆ントナイ。農業勞働者ニテモ今日ノ日給ハ三馬克テアルト¹²⁸。

(註五二) へるふとハ曰ク、今日ノ事情ノ判斷ノ爲メニハ、人カ最重要ナル需要品ノ必要ナル最小量ノ價格ヲ確知スルコトカ出來レハ或(假令全ク爭ナキモノテハナイニセヨ)支持點ヲ得ルコトカ出來ルト¹³⁰
(註五三) ふいすちんぐハ曰ク、此限界ハ財政上ノ觀察點ノ強制ヲ別トシテモ、常ニ唯々傳來的ノ考及慣例ニヨリ井ニ便宜及公正ノ一般ノ考察ニヨリ、隨テ可ナリ恣意的ノ方法ニテ定メラルルト¹³¹

(2) 所得ノ種類 即チ勞働所得ノ最小活資ヲ資産所得ノ其ヨリモ高ク定ムルノテアル。

ル。(註五四)實際勤勞所得者ハ財産所得者ヨリモ一層ノ努力ヲ要スルタケ一層多クノ生活資料ヲ要スルコトトナルヘキテ、自然的ニイフテ當然テアル。尤モ資産所得ニテモ(1)勞働不能ナル老弱者、(b)寡婦、未成年ノ孤兒、獨身ノ女(勞働不能又ハ營利制限ナルタケニテ)ノ如キハ例外トスルヲ穩當トシヤウ¹³²。又勞働所得ニテモ他ニ別ニ資産所得アリヤ否ヤヲ參酌シテ、之ヲ併セ有ツ者ハ最小活資ヲ低クシ併セ有タサル者ハ高ク之ヲ定メルコト和蘭ノ如クスルモ亦適當テアラウ。或ハ後ニイフ住處ニヨル區別ヲ採ルトスレハ、恩給、年金受領者ノ如キニハ此區別ヲ認メサルコトトスルヲ必要トシヤウ。(註五五)此種ノ所得者ハ必スシモ一定ノ處ニ定住スル要ナク、住處ニヨツテ租稅ノ區別アルニ於テハ、輕稅ノ處ヲ求メテ移リ行ク傾カアルカラテアル。

(註五四) 例之瑞西ニテハしやーふはうぜんニハ純資本所得ニハ一六〇法、勞働所得ニハ四〇〇法ヲ免稅點トスル¹³³
又此勞働所得ニ於ケル特典ハ固有ノ勞働所得ノミニ限ラナイテ(勤勞的分子アル以上ハ)小所得一般ニ、即チ小商
第三編 最小活資ノ免稅
一一五

123) Conrad, a. a. O. S. 13.
124) Eisenhart, a. a. O. S. 105-6.
125) Pfeiffer, a. a. O. S. 43.
126) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 189.
127) Eisenhart, a. a. O. S. 106.
128) Brüning, Vorschläge zur Reform der Einkommenbesteuerung in Proussen. S. 47.
129) Derselbe, elenda. S. 45.

130) Helft, a. a. O. S. 35.
131) Fuisting, a. a. O. S. 85.
132) Schanz, a. a. O. S. 1138.
133) Schiffle, a. a. O. S. 114-5.

工業者下級役人、從僕等ニモ及ホスノカ至當テアル¹³⁴

(註五五) 佛國ノ所得稅案ノ中ニハ、恩給年金受領者ハ常ニ一二五〇法ヲ最小活資トシテ住處ヲ問ハストアツタ¹³⁵

(3) 結婚者ト否及家族ノ數 ニヨリテ最小活資ノ大サニ差等ノ附セラルベキコトハ最自然的テアリ且ツ實行モ容易テアル。人口政策カライフテ獎ムヘキモノテアル(註五六)他ノ諸多ノ標準ハ採ラヌニシテモ、此レタケナリトモ是非トモ採ルヘキモノテアル。

(註五六) 學說ヲ學ケレハ、ぶりゆーにんぐハ曰ク、家族ノ有無ニヨリテ之ヲ異ニスルコトハ希望スヘキコトニシテ又技術上ニモ容易ニ實行スヘキコトテアルト¹³⁶。こんらーど亦曰ク、最小活資ハ家族ノ數ニヨツテ異ルヘキモノテアルト¹³⁷。ふあいふあーハ曰ク、家族ノ數ニヨツテ定ムルコトカ必要テアルト¹³⁸。しあんつハ曰ク、最小活資カ一般ニ認メラルレハ、之ヲ各個人ニノミ止メス、其家族ノ大サニ應シテ爲スヘキコトハ疑ナ容レナイト¹³⁹。匿名引退政治家ハ曰ク、絶對ニ必要ナル所得ノ類ハ——所得ニヨリ養ハルヘキ人數ニヨリ異ルト¹⁴⁰。實例ヲ舉ケレハ、瑞西ノ諸多ノ州ニテモ家族ノ數ニヨリテ最小活資ヲ異ニシテ居ル¹⁴¹。其他註一二掲ケタルカ如ク、米國ニテハ結婚者ヲ斟酌シ、諸戚ニテハ小供又其他ノ系累者(妻ヲ除ク)ヲ、丁抹ニテハ小供ヲ斟酌シ、佛國ニテハ結婚者及系累者ヲ斟酌スル。

(4) 重大ナル疾病ノ有無 モ亦面倒テハアルカ家族ノ數ト相待ツテ、理論上最小活資決定上ニ斟酌セラルヘキモノテアル。(註五七)

(註五七) 匿名引退政治家ハ曰ク、絶對ニ必要ナル所得ノ額ニハ狂人、不治病人ヲ有チ、長期病人ヲ有ツ場合ヲ考

慮シナケレハナラヌト¹⁴²。

(5) 老幼強弱 ニヨリ區別スルコトハ(註五八)餘リ繁雜ニ巨ルカラ、其ニハ及ハナイ。特ニ強弱ノ區別ノ如キハ技術上モ亦困難テアル。

(註五八) ぼるぐとハ最小活資ハ老幼強弱ニヨリ異ルトイフ¹⁴³。

(6) 住處 即チ住處地ノ大市ト小市ト田舎トニヨリテ人ノ生活費ニ大小ヲ生スルコトテアルカラ、之ニヨリ大體ノ差等ヲ附シテ最小活資ヲ定メルコトカ出來又之ヲ至當トスル。(註五九)尤モ之カ反對論モアルカ(註六〇)採ルニ足ラヌ。

(註五九) こんらーど曰ク、最小活資ハ住處(大市、小市、田舎)ニヨツテ異ルヘキモノテアル¹⁴⁴。匿名引退政治家モ亦々絶對ニ必要ナル所得ノ額ハ住處ニヨツテ異ルトイフ¹⁴⁵。しあんつハ貨幣ノ購買力カ處ニヨツテ異ルトイヒ、之ヲ斟酌スル例トシテ丁抹ヲ舉ケル¹⁴⁶。更ラニぼるぐとハ都市ト田舎トノ外、氣候溫和ナル地方ト險惡ナル他方、海岸地方ト山地方トニテモ異ルトイフカ¹⁴⁷。其等ヲ斟酌スルコトハ到底煩ニ堪エナイ。

尙ホ實例トシテハ右記丁抹ノ外、佛國所得稅案ノ中ニハ住處ノ、住民數ニヨリテ五級ニ分チ、三〇〇〇人以下ノ處ノ一二五〇法ニ初マリ、巴里ノ二五〇〇、法ニ至ルコトトシタノカアル¹⁴⁸。

(註六〇) ぶりゆーにんぐハ此カ正當カハ疑問テアル。住民數ハ物價事情ノ標準トナラヌカラトイフケレトモ、其ハ當チ得ヌ。精密テナイニセヨ、大體ノ差等ハアル、之ヲ斟酌スルコト至當テアル。ぶりゆーにんぐハ又此カ納稅義務者ノ住處移轉ヲ勤ムルコトトナルトイフテ非難スルカ¹⁴⁹。斯カルコトハ住處ヲ斟酌シナイ場合ニモ反對ノ方

142) Staatsmann, a. D., a. a. O. S. 100.
143) Borcht, a. a. O. S. 93.
144) Conrad, a. a. O. S. 13.
145) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 190.
146) Schanz, a. a. O. S. 1137.
147) Borcht, a. a. O. S. 93.
148) Brüning, a. a. O. S. 51.
149) Derselbe, ebenda.
150) Brüning, ebenda.

134) Heckel, a. a. O. S. 377.
135) Brüning, a. a. O. S. 51.
136) Brüning, a. a. O. S. 51.
137) Conrad, a. a. O. S. 13.
138) Pfeiffer, o. S. O. S. 44.
139) Schanz, a. a. O. S. 1136.
140) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 190.
141) Kennan, l. c. p. 196.

向ニアリ得ルコトテアル。等差ノ附シ方カ適當ナルヲ得テ、其懸隔カ甚シク大テナケレハ、大シテ右ノ弊ヲ生スルコトハアルマイ。

(ろ) 高低ニ對スル態度 以上ノ標準ニヨツテ最小活資ノ高サカ定マルトシテ、色々ノ標準ニヨリ斟酌ハスルカ、基礎トナルモノハ平凡労働者ノ賃金カ、當時ノ文化標準ニ從フテ最小必需品タルモノノ價格カタアツテ、予ハ之ヲ出來ルタケ嚴正ニムシロ低キニ定ムルコトヲ適當ト信スル。租稅義務一般ノ原則ヲ尊重シ及ヒ人民ニ直接納稅ニヨツテ國民的自覺ヲ確實ニシヤウトイフノ趣意ニ出ツル。併シ學者ハ往々ニシテ予ト反對ノ態度ニ出ツル。例之ぶりゆゑにんぐハ社會政策上出來ルタケ、其ノ高ク定メラルルコトカ勸ムヘキテアルトシ、且ツ細民ノ如キハ直接稅ヲ納メナイニシテモ、既ニ間接稅ニヨツテ租稅義務ヲ充タシテ居ルトイフノテアル。¹⁵¹⁾ 或ハ又ふいすちんぐノ如キハ最小活資ヲ低ク定ムルコトニヨル國民的自覺ノ刺戟ノ空論ニ過キサルコトト、低キ最小活資テハ徵收費ノ過大ナルコトトヨリシテ予等ノ態度ニ反對スル所テアル。(註六一)カ既ニ細民カ間接稅ヲ擔ツテ居タレハトテ、直接稅ヲ納メナクレハ、租稅ニ依ル國民自覺ハ生スルモノテナイ。此納稅ニヨル國民的自覺ヲ空論トイフノハ以テノ外ノコトテアル。徵收費カ多イコトハ已ムヲ得ナイカ、其ハ教

151) Brüning, a. a. O. S. 41.

育費ト見レハ良イ。社會政策々々トイフカ、其ハ必スシモ此處テ行フニ及ハヌ。他ニ幾ラテモ行フ途ハアル。其レテ以テ行ヘハ良イ。租稅ニ於テ社會政策ヲ行フコト敢テ不當テナイカ、此ハ租稅ノ第一次ノ事業テナイ。租稅ニ於ケル社會政策ノ實行ハ單ニ其カ租稅ノ主目的ヲ損セサル範圍ニ止ムヘキモノテアル。又同シク副目的ノ中ニ就イテモムシ口他ノモノニ讓ルヲ選ムヘシトイフコトモアルヘキモノテアル。

(註六一) ふいすちんぐハ曰ク財政上ノ必要ヨリ出來ルタケ低キ限界(最小活資)ヲ定ムルコトハ、他方ニ於テ恰モ所得ノ下級ニテハ租稅ノ賦課徵收カ非常ナル困難、煩雜及費用ヲ生スルコトヲ伴ハシメル。又此限界ヲ低クスルコトニ向フヘキ課稅一般ノ要求ニハ小所得ノ租稅負擔ノ不公正及嫌惡カ對立スル。課稅ニヨツテ國民的自覺ヲ生スルトイフ見解ハ、空腹ナル實際ニハ値ナキモノテアル。必要ナル生活維持ノ爲メノ日々ノ心配ハ、國民的義務ノ理想の見解ヲ生セシメナイ。課稅ハ下級所得ニ於テ最大ナル抵抗ニ過フモノテアル。納稅カ一ノ名譽也トイフ觀念ハ到ル處ニ非常ナル例外テアル。¹⁵²⁾

(二) 地方稅ニ於ケル最小活資ノ高サ ヲ國稅ノ其ト同一ニスル例モアルカ(註六二)、之ヲ別トシ而モ國稅ノヨリモ一層低ク定ムルノカ多イ。(註六三)其動機ハ(1)財政收入上、地方團體ニ於テ彼ト同一ニシテ居テハ收入ヲ充タスコト不満足トナルヲ免レサルノト(註六四) (2)租稅體系上、地方ニハ消費稅ノ下層民ヲ抑壓スルモノ殆ント之ナク、隨テ彼等ニ直接課稅ヲ爲

152) Fuisting, a. a. O. S. 199-200.

スコトカ出来又爲スコトヲ至當トスルトニ在ル。

(註六二)

例之はいえらんテハ法律上、最小活資ニツキテハ、地方ハ國家ノニ從フコトニナツテ居ル¹⁵³

(註六三)

へつけるハ曰ク、地方税ニハ最小活資免稅ハ唯々制限セラレタル度ニテノミ行ハルルト¹⁵⁴ 普魯西ニテモ

實際地方所得税ニアツテハ、國稅ノ免稅點以下ノ更ニ小ナル免稅點ヲ有ツカ多イ¹⁵⁵

(註六四)

ぶりゆーにんぐハ曰ク、地方國體ハ多クハ小所得ノ課税ヲ斷念スルヲ得ルノ地位ニ居ラヌ。一九〇五年

末ニふれすらう市カ六六〇馬克以下ノ所得ノ免稅ヲ決定シタカ、之ニヨツテ五萬馬克ノ缺點ヲ生シタト¹⁵⁶

其三 最小活資免稅斟酌ノ方法

既ニ最小活資ノ高サカ定マリ、之カ免稅ヲ適用スヘキ稅種カ定マツタトスレハ、更ニ之ヲ斟酌又ハ適用スルノ方法ヲ研究シナケレハナラヌ。此ニ大要四ノ方法カアル。其ノ最簡單テ又最普通ニ行ハルルノハ(一)最小活資タル一定額以下ノ所得ハ之ヲ免稅スルカ、所得カ此以上ノ額ナルトキハ其全所得ニ課稅スルモノテアル。(二)然ルニ凡ヘテノ所得、隨テ中大所得カラシテモ最小活資タケテ控除シテ其殘額ニ課稅スルモノカアル¹⁵⁷。此カ二三ノ瑞西ノ州例之ありるがう、ちゆーりつび、つーふ、うーり、ぞろつるん、べるん、のいしやてる、わーと等ニ行ハルルカ、¹⁵⁹其趣旨ハ最小活資ノ特典ヲ以テ各人ノ平等ニ享受スヘキモノト爲スニアル。(註六五)併シ富者ハ常ニ其所得中ヨリ最小活資ニ關係ナク納稅シ得ル地位ニ在ル

153) Birnbaum, Die gemeindl'chen Steuersysteme in Deutschland. S. 198.
154) Heckel, a. a. O. S. 378.
155) Land bery, Die Entwicklung des G. meindeabgabenwesens, in V. f. S., Gemeindefinanzen. II. I. S. 22-3.
156) Brüning, a. a. O. S. 41.
157) Kennan, l. c. p. 315.
158) Ibid.
159) Schanz, a. a. O. S. 1138. Antoni, a. a. O. S. 931.

カラシテ、斯カル例外的特典ヲ彼等ニ與フルニハ及ハナイ。(註六六)更ニ又三)最小活資ヨリモ稍大ナル一定額以下所得ニノミ最小活資ノ免稅ヲ行フカアル。瑞西ノ或州ニ行ハレ、さうすをすとれりあニモ行ハルル。此ハ第一法ニヨレハ最小活資ノ直ク上ニ在ル小所得者カ其下ニ在ル者ニ比シテ過大ナル負擔ヲ課セラルルコトトナルノヲ緩メルノ效カアル。(四)終リニ齊シク最小活資ヨリモ稍大ナル一定額以下ノ所得ニツキ數段階ヲ設ケテ一定ノ割合(註六七)ニテ又ハ一定金額ツツ(最小活資又ハ之ヨリモ小ナル)ヲ控除スルコトニ依ルモノカアル。(註六八)此モ第三法ト同一精神カラ出来、而モ一層精巧ナルタケ緩和ノ力ハ大イカ、其一定金額ナリ割合ナリノ定メ方ニヨツテハ比數的大ナルモノニ寛大トナリ過クル恐カアル。(註六九)

(註六五)

あんといハ説明シテ曰ク、最小活資ノ觀念ハ本來各人カ其所得ノ高サノ如何ヲ問ハス、其生活ニ絶對ニ

必要ナルモノヲ、其所得又ハ收益ヨリ豫メ引去ツテ、其殘ヨリ初メテ稅ヲ拂フコトヲ要求サルヘキモノテアルカ

ヲト¹⁶¹しゆみつとモ亦タ曰ク、最小活資ハ凡ヘテノ他ノ者即チ高キ所得ヲ有ツ者ニテモ、齊シク各人カ同一ノ權

(註六六)

之ニツキ夙ニろつてつくカ説イテ居ル。曰ク、納稅義務者ノ生活維持ヲ苦ムル所ノ要求カ非人道ニシテ

政治的ニモ排斥スヘキモノナルコトハ正シイカ、之ヨリシテ凡テノ隨テ富メル者モ亦、生活維持ニ必要ナル額ヲ

第三編 最小活資ノ免稅

160) Kennan, l. c. p. 197.
161) Antoni, a. a. O. S. 931.
162) Schmidt, a. a. O. S. 69.

免稅セラレサルヘカラストイフコトハ生シナイト¹⁶³ ふなつけモ亦曰ク、各人ニ隨テ最大所得ニモ最小活資ヲ減却スルコトハ正當テナイト¹⁶⁴ へつけるモ亦夫ノ理由カ最小活資ノ理由トシテハ誤レルモノ也ト爲ス。

(註六七) 例之まくす、まいカぞちあーれんぶらきじすニテ爲セル提案テ、けるにつしえつあいつんぐノ勸メタル方法即チ普魯西ニツキ、九〇〇—三〇〇〇、馬克ノ所得ヲ輕易ニ課税スルコトトシ、第一ノ一〇〇〇馬克以内ニハ四分ノ一、第二ノ一〇〇〇馬克以内ニハ二分ノ一、第三ノ一〇〇〇馬克以内ニハ四分三ヲ課税スルカ如キテアツテ、隨テ(九〇〇馬克以下ハ無税トシテ)恰モ九〇〇馬克ノ所得ニテハ其四分一、即チ二二五馬克ニ課税シ、一〇〇〇馬克ノ所得ニテハ(1000× $\frac{1}{4}$)×(200× $\frac{3}{4}$)=350 馬克ニ課税スルコトトナル。¹⁶⁵

(註六八) 例之日本ノ所得税法第四條ノ五、——(1)七百圓以下ナルトキハ百五十圓ヲ(2)千圓以下ナルトキハ百圓ヲ、控除スルカ如キテアル。

(註六九) 日本ノ税法ノ如クテアレハ上ニ行クホト控除スルモノカ小クナルカラ、斯カル心配ハナイカ、まくすまい案ノ如クテアルト、上ニ行クホト控除サルルモノカ大キクナルカラ此心配アル。即チ右ニモイフ如クテ、一〇〇〇馬克ノ所得テハ、免稅所得ハ 1200—350=850 テアルノニ、例之二八〇〇馬克ノ所得テハ 2800—[(1000× $\frac{1}{4}$)+(1000× $\frac{3}{4}$)+(800× $\frac{3}{4}$)] = 1450カ免稅所得額トナル。此後ノモノテハ免稅額カ大キ過グルコトトナリ、恰モ所得者ノ社會上ノ地位ヲ斟酌シテ最小活資ヲ定メタルカ如キ結果トナル。良クナイ。

結 論

要之最小活資免稅ノ制度ハ理論及實際ノ頗ル廣ク承認スル所テアルカ、予ハ之ヲ租稅ノ

原則及根據ニ稽ヘテ賛成セサル所テアル。現在ノ租稅體系上、既ニ間接消費稅カ下層ニ重イカラ此免稅制度ノ必要アリトイフナラハ、宜シク此消費稅ノ方ヲ減廢シテモ尙ホ所得稅ノ如キニ於テ此免稅ヲ止メルコトトスルノヲ選ムヘシトスル。或ハ現在ノ最小活資限界ヲ認メ之ヲ其儘ニシテ置イテ、其以下ノニハ極輕イ稅ヲ課スルコトトシテモ良イ。其位ノモノナラハ負擔ノ出來ナイコトハナイ。兎モ角今ノ免稅點以下ノ者共モ極貧者タラサル限リハ國家ノ直接稅ヲ納メルコトトナルノカ至當ト考ヘラルル。今日我邦ニ於テモ國稅ヲ直接ニ納メサル者ノ少カラサル事實(註七〇)ヲ顧ミルトキハ、予ハ租稅ニ依ル國民的自覺ヲ一般國民ノ間ニ普及スルカ爲メニ斯カル改革ノ切要ナルコトヲ信スルモノテアル。

(註七〇) 今日日本ノ現住戸數九、七二〇、四三六、(大正二年未現在)テアルノニ、¹⁶⁷ 直接國稅ノ重ナルモノタル第一種所得稅、營業稅、地租ノ納稅義務者ヲ見ルト

| 數 | 全戸數ニ對スル比率 |
|--------------------|------------------|
| (1) 第三種所得稅(大正三年度) | 九七九、〇二〇、 一〇、% |
| (2) 營業稅(大正三年度) | 六一八、四八〇、 六、% |
| (3) 地租(大正四年一月一日現在) | 九、六八五、八四三、 |

テアルカラ、地租タケハ殆ント全國民カ納稅義務者テアルヤウテアルカ、其ハ此統計ニ(1)市又ハ町村役場ノ各別ノ調査報告ヲ綜合シタルモノ故、同一人ニシテ多數市町村ニ土地ヲ有スルモノハ重複シテ現ハレ居ルノト(2)家族

163) Sardemann, a. a. O. S. 14.
164) Vocke, Abgaben &c. S. 462.
165) Heckel, a. a. O. S. 378.
166) Brüning, a. a. O. S. 51-2.

167) 日本帝國第三十四統計年鑑、
168) 主稅局四十一回統計年報書、

ニシテ土地ヲ有スル者モ、此統計ニハ獨立シタル所有者トシテ現ハレ、隨テ一戸内ニ數多ノ地主ノ存スルコトヲモ見逃シテハナラヌ。此故ニ事實、地租ヲ納メサル戸ノ少カラサルコトヲ斷定シテ過ハナイ。此事ヲ裏面ヨリ證明スルノハ自作、小作、自作兼小作農ニ關スル統計テ、大正二年ニ於ケル全農家五、四四三、七一九、中純小作人即チ不所有土地者一、五二〇、九二二、(二八、%)、此カ地租ヲ納メサル者テアル。(尤モ精密ニイヘハ、純小作人ニシテ宅地租等ヲ納ムルカアルカモ知レナイカ、其ハ稀ナル例テアラウ)即チ納稅者ハ七、二%トイフコトトナル。都市ノ方ニツイテ斯カル適切ナル數字ヲ舉ルコトハ出來ヌカ、試ミニ京都市ノ其ヲ見ルト、其明治四十三年末日ニ於ケル現住戸數八六、三〇九、ニ對シテ、私人及私法人有ニ係ル宅地ノ所有者數二〇、五三五、(二四、%)¹⁶⁹⁾テアツテ、而モ此所有者數ニハ私法人ヲモ含ムノミナラス、此カ上京、下京各區役所ニテ調ヘタモノヲ合計シタルモノ故此ニ若干ノ重複カアリ、他地住者ノ所有ニ係ルカアリ、一家中ニ數人ノ土地所有者モアルコトヲ顧ミルトキハ、宅地租ヲ納ムル所ノ戸ノ割合ハ右ニ舉ルヨリモ一層小ナルモノトナルテアラウ。

(大正五年十一月、十二月經濟論叢)

169) 大阪朝日新聞本年九月十三日、所載
170) 京都市第三回統計書、

第二部 所得稅

第四編 所得稅ニ於ケル所得ノ意義

緒 言

所得稅ハ現代租稅ノ代表的中樞的ナルモノテ、目下ノ處此レ程大切ナ稅ハナイ。此カ單獨ニテ租稅制度ヲ構成スルコトハ當ヲ得ナイニセヨ、此カ單ニ諸多ノ稅ノ缺陷ヲ補正スルニ止マルトイフカ如キ輕イモノテハナイ(註一)。果シテ然ラハ本稅ノ制定及適用ハ最慎重ニシナケレハナラヌ。其ニハ先ツ以テ所得ノ意義ヲ明確ニスルコトカ必要テアル。而モ理論上此カ明確ナル定義ヲ與フルコトカ困難テアリ(註二)、學者ノ說モ揆ヲ一ニシテ居ラヌ。隨ツテ稅法モ通例之カ定義ヲ與ヘナイテ、此ニテハ單ニ所得ニ屬スヘキモノ又ハ課稅義務アル所得ヲ列舉スルニ止マル(註三)。勿論其ニテハ出來ルタケ明瞭ナル規定ヲ有タナケレハナラヌ。又立法者トシテ之ヲ無標準ニテ定メテハナラヌ。形式上定義ヲ與ヘナイニセヨ、必スヤ内部ニアル一ノ確固タル所得觀念ヲ基礎トシテ其ヲ定メルコトトシナケレハナラヌ。

1) Schanz, Der Einkommensbegriff und die Einkommenssteuergesetze, in Finanz Archiv. XIII B. S. 1.
2) Müller, Die Einkommensbesteuerung in den verschiedenen Ländern. S. 7. Schüller, Die Steuern. B. T. S. 143. Heckel, Lehrbuch d. Fw. I. S. 370.
3) Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. I. S. 406.
4) Schanz, a. a. O. S. 32.

併シ其ノ實際法文ニ現ハレタルモノカ間々網羅的タルコトカ出來ス或ハ用語ニ曖昧ナルモノカアリ、事實箇々ノ場合ニ或モノカ所得カ非所得カニツキテ疑問ヲ生スルヲ免レナイ。我邦ノ税法ニモ此定義カナク、矢張り疑問カアル。又其法文上明ナルモノニツイテモ、其定メ方ノ可否ニ就イテ更ラニ研究ノ餘地カアル。此等ニ關シ予ハ年來疑問ヲ挾ミツツ考究ヲ重ネ來ツタ所テアルカラ、茲ニ其成果ノ大要ヲ披瀝シテ參考資料ヲ供シヤウト思フ。

(註一) (1) さいんハ曰ク、所得稅ヲ以テ諸稅ノ單純ナル補正者ト見ル見解ハ正當テナイ。此稅ハ一ノ絕對ニ必要ナルモノテアリ、凡ヘテノ租稅制度ノ有機的領域テアルト。あだむスモ亦曰ク、此稅ハ論理的ニ(歴史的テナク)原始稅テアルト。(2) せりぐまんハ多少本稅ノ價值ヲ疑ヒ、曰ク、所得ハ理想的標準テナイカモ知レナイ。何トナレハ各人ノ凡ヘテノ變化スル所ノ人的事情ヲ精密ニ計リ得ル絕對ノ標準カナイカラト。(3) 更ラニ此ヨリモ一層輕ク本稅ヲ見ルノハ例之にちノ如キテ、彼ハ所得稅ノ主タル機能ハ直接物稅ノ不十分ヲ補正スルコトテアルトイヒ、ぼーりゆーモ亦本稅ヲ以テ廣ク、財政制度ニ於ケル公正ヲ建設スル爲メニ及ヒ特ニ間接稅ニ於ケル社會階級間ノ不公平ヲ矯正スル爲メニ定メラレタルモノトイフ。

(註二) 普國所得稅法案ノ理由書ニモ、根幹財產ト課稅義務アル所得トノ間ノ區別ノ重要カ舉ケラレタカ、同時ニ確固タル定義決定カ不可能トシテ説明セラレタ。

(註三) 所得トイフ概念ハ民法上ノ其テナイ。民法ニ此定義ハナイ。經濟上財政上ノ觀念テアル。此方ニテ決定スヘキモノテアル。

此ニ所得ノ意義ヲ研究スルノハ言フ迄モナク租稅論上テアルカ、併シ此ニテモ一方ニハ理論經濟學ノカヲ借ラサルヘカラス、又他方實際ノ慣用ニモ考慮シナケレハナラヌ。¹²⁾ 又斯カル研究ハ實ハ交通經濟ニ進ンテ初メテ重要トナリ、且特段ナル意義ヲモツコトトモナツタノテ、此ニ於ケルモノハ自給經濟時代ニ於ケルモノト自ラ異ル意義ヲ有タナケレハナラヌ。¹⁴⁾ 此ニ研究スル所ノモノハ固ヨリ前者テアル。但タ此交通經濟時代ニモ自給分子ノ存スルタケテハ之ヲ看過スルヲ許サヌ。而シテ此ニイフ所得ニツキ大體人々ノ見解ノ一致シテ居ル點ハ(一)此カ收益ト異リ、人トノ關係ニ於ケル觀念タルコトト(註四)、(二)所謂純所得テアツテ、總所得テナキハ勿論、自由所得テモナキコトトテアル(註五)問題トシテハ此カ法人ニ至及フヤ、自然人ニ限ルヤトイフコトモアルカ、其ハ便宜上決定シ得ルコトトテ、實ハ大シタ問題テナイ(註六)。最困難ニシテ争多キ問題ハ實ニ所得ノ本質特徵ニ關スルモノテアル下ニハ專ラ此點ニツキテノ諸學說ヲ究メ、併セテ若干ノ實例モ參照シテ、予自ラノ斷案ヲ述ヘ、之ニ附帶シタル或問題ニモ説及シヤウト思フ。

(註四) 收益ハ或源ヨリ出テ來ルモノテ、收入及所得トモニ或人ニ入り來ルモノトイフコトハ廣ク行ハルル解釋テアル。之ニツキニ三氏ノ說ヲ舉ケルト、ふいすちんぐハ曰ク、財ヲ構成スル源ノ果實カ收益テアル。——收益ノ

12) Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 329.
13) Gärtner, a. a. O. S. 515-6.
14) Fuisting, a. a. O. S. 108-9.

5) Stein, Lehrbuch d. Fw. 5 Aufl. II. I. S. 516.
6) Adams, science o. f. p. 357.
7) Seligman, Essays in taxation. 8 ed. p. 15.
8) Nitti, Principes d. science d. f. p. 468.
9) Baulieu, L. science d. f. 5 ed. I. p. 412.
10) Gärtner, Ueber die Einkommensbegriff, in Finanz Archiv. XV. Bd. S. 515.
11) Fuisting, Grundzüge d. Steuerlehre. S. 109.

意義ニハ所有者ノ人格ハ關係カナイ。之ニ對シ所得ハ純主觀的性質ヲ有スル。——收益ハ此カ其根源ノ所有者トシテノ自然人ニ流入シ、其生活欲ノ使用ノ爲メニ處分ニ立ツトキニ初メテ所得トナル。自然人ニ其種々ノ源ヨリ流入スル收益ノ全體カ其所得ヲ成スト。¹⁵⁾しやんつハ曰ク、收益ニ在テハ常ニ一定財ノ量又ハ其價值ノ其根源ニ對スル關係ニ關スル。此ニテハ人的方面カ背面ニ潜ルル。——所得ニ於テハ人カ其全體ノ經濟上ノ發展ニ於テ吾人ニ對立スル。或人カ一定ノ時期ニ於テ如何ニ大ナル獨立ノ經濟力ヲ表ハスカヲ知ラウトスルノテアルト¹⁶⁾けるとな
 一モ亦所得トハ人トノ關係ニ齎ラサレタル收益也トイフ。¹⁷⁾

(註五) 其ノ總所得タラサルコトハ後ニイフ生産費控除ノ通説タルコトニヨリテ明カテアル。自由所得タラサルコトハ又家計費不控除ノ通説タルコトニ依リテ明カテアル。後ノ點ニツキウわるカハ曰ク、所得税ニハ二ノ意義カアル。一ハ自由所得ニ對スル理想的ノ稅テ、他ハ純所得ニ對スル實在的ノ稅テアル。前者ハ純所得ト自由所得トノ間ノ限界カ大ニ義務者ノ恣意ニ係リ、且ツ收入(財政上)モ小ナルヘキノ故ニ、排斥スヘキテアルト¹⁸⁾

(註六) 實例カライフト、日本テハ所得稅法三條ニ法人ノ所得トイフ詞カアリ、獨逸ニテモ概シテ法人ニモ所得稅ヲ課稅スルカ¹⁹⁾塊國ニテハ自然人ニ限ル²⁰⁾。理論上モふいすちんぐノ如キハ所得ハ純主觀的性質ヲ有シ——隨フテ常ニ自然人ヲ前提トスル。——所得稅ハ觀念上會社ニハ排斥セララルトイフカ²¹⁾假令本來ハ自然人ニ限ルヘキモノモセヨ、稅法トシテ便宜上法人ニ及ホシテモ良イ。

第一段 一定期限内ノ純價值附加トスルノ見解

其一 其固有ナルモノ

所得意義ニ關スル見解ハ種種アルカ、大別二トスルヲ得ル。其一ハ廣ク一定期限内ニ或經濟ヘノ純價值附加トスルモノテ、其二ハ此見解ノ缺點ヲ補正セントスルノ見解テアル。前者ハ大體廣イ意義テアリ、後者ハ狹イ意義トイフヘキテアル。前者ヨリ説キ初ムルカ、此ニモ種々アツテ、先ツ其固有ナルモノハ所得定義ノ最古キモノテアリ、而モ最新シキモノテアル。嘗テへるまんカ初メテ確固タル此種定義ヲ興ヘタ。後一旦此カ多クノ人々ニヨリ批評セラレ、更定セラレ排斥セララルコトトナツタカ、良ク良ク考フルト其更定説テモ不満足テ、矢張り此古キ定義ノ方ニ強味カアリ、本體ヲ此ニ採リ若干字句ノ補修ヲスルノカ適當ト考ヘラルル。へるまんハ先ツ人カ受領スル所ノ財ヲ收入ト呼ビ²²⁾而シテ所得ヲ以テ一定時ニ或人ノ減少セラレスニ繼續スル所ノ根幹財ニ新ニ加ハリ、隨テ彼カ勝手ニ使用シ得ル所ノ經濟又ハ交換財ノ合計トスル²³⁾。稍々後レテハしやんつモ亦此説ヲトリ唯タ若干ノ補修ヲ之ニ加エタ。彼ハ所得ヲ以テ一定時期ニ於ケル純財產増加テ之ニ利用及他人ノ貨幣價值的給付ヲ含メタルモノトシ、隨ツテ其所得者カ其從來ノ財產ヲ自ラ減少スルコトナクシテ處分シ得ルカ如キモノトスル。即チ之ニ依レハ凡ヘテ純收益、利用、他人ノ貨幣價值的給付、凡ヘテノ贈物、相續財產、富札利得、保險金、保險年金、景氣利得ヲ所得トスルコ

15) Fuisting, a. a. O. S. 133.
 16) Schanz, a. a. O. SS. 1. 5.
 17) Gärtner, a. a. O. S. 516.
 18) Walcke, Fw. S. 61-2.
 19) Heckel, a. a. O. S. : 82. Theison, Die Reichs, Staats und Kommunalabgaben. S. 24.
 20) Szombathy, Die neue Einkommensteuer. S. 13.
 21) Fuisting, a. a. O. SS. 133. 265.

22) Herman, Staatswirtschaftliche Untersuchungen. 2 Aufl. S. 582.
 23) Hermann, eb. u. da. S. 582-3.

トトナル。勿論生産費ハ控除スルコトニナリ、凡ヘテノ負債利子、財産損失モ控除サルルコトトナル。斯クテ残存スルモノカ受領者ノ處分ニ立ツ。此ハ既存ノ根幹財産ニ屬シナイテ、漸ク從來ノ財産ニ附加サルコトトナルモノテアルトイフノテアル。其他ニモ諸多ノ學者カ之ヲ賛スルカ煩ヲ恐レテ一々説カナイ(註七)。

(註七) 例之うんぶえんばつはハ曰ク、所得トハ一經濟期間中ノ根幹財産ノ増加テアル。——或經濟人ノ所得トハ其基本トナル根幹財産ヲ減少スルコトナクシテ彼等ノ處分ニ立ツ所ノ、經濟ニヨリ獲得サレタル享樂原子(Genussatomen)ノ全價值テアルト²⁵⁾。ありすとあハ曰ク、所得トイフ詞ハ貸方ノ、實際ノ且ツ確實ナル富ヲ示シ、資本ノ利子又ハ利得、土地ノ小作料又ハ地代、労働ノ給料又ハ報酬ヲ含ム所ノモノノ總名テアルト²⁶⁾。けんなんノ定義モ曖昧テハアルカ、此ニ近イ。曰ク、所得トハ労働又ハ或役目ニテ爲サレタル勤務ノ爲メノ支拂トシテ、又ハ土地、營業、放資等ヨリノ利得(Gains)トシテ或人ニ歸來スルモノ、一定ノ時又ハ年々規則正シク生スル所ノ收入(Receipts)又ハ利益(Finoluments)、人又ハ會社ノ年々ノ收入(Receipts)チイフト²⁷⁾。

其二 其結果ニ重キヲ置クモノ

(一) 其結果タル自由處分又ハ消費ニ重キヲ置クモノ
前ノ第一ノ見解ヨリ變化シタル他ノ見解ノ一ハ、自由處分又ハ消費ニ重キヲ置クモノテ之ニ屬スル二三例ヲ舉クルト、例之しゆもるらノ如キテ、彼ハ所得ヲ以テ、各個人カ其

24) Schanz, a. a. O. SS. 23. 24.
25) Umpfen'ach, Fw. S. 155.
26) Hari-toy, L'impôt sur le revenu. p. 3.
27) Kennan, Income taxation. p. 1-2.

財産ニ歸着スルコトナクシテ、自分自身及其家族ノ爲メ、其精神及肉體的欲望ノ爲メ、其享樂及目的ノ爲メ、要スルニ其人格ノ向上ノ爲メニ、或經濟期間内ニ使用シ得ル所ノ方便ノ合計トスル²⁸⁾。こんらいドモ亦タ所得ヲ以テ財産上ノ地位ヲ不良トスルコトナクシテ消費サレ得ル所ノ經濟的人格者ノ年收入トスル²⁹⁾。其他ニモ此説ヲ採ル者ハ多イカ、一々舉ケナイ(註八)。

(註八) あいぜんはるとカ、所得ノ意義ハ一定ノ收益部ノ、其受領者ノ人的(家計的)生活目的ニ用立ツヘキ使用ノ目的ニヨリテ成立スヘキモノテアルトイフノハ即チ之ニ近キ見解テアリ、きゆいよイカ所得トハ或人カ慣例ニヨリテ定マリタル時間中ニ獲得スル所ノ效用ノ合計ナリトイヒ、こけらんカ所得ハ實在的存在チ有シナイテ、一ノ抽象テアル。消費スヘキ能力テアルトイヒ、ふいつしあ一カ人カ其利得(Profits and Gains)ヨリ受取ル所ノ用益(Chances)カ本来所得ト呼ハレ得ルモノテアルトイフノモ、兎モ角所得意義ニツキ消費ニ重キヲ置クモノテアル。

(二) 其結果タル消費享樂及資本成形ニ重キヲ置クモノ

前ノ定義ニ於テ自由ニ消費又ハ享樂サレ得トイヘハ、之ヲ資本成形ニ向ケルコトハ勿論出來得ルコトヲ示ス。カ定義ノ中ニ此後者ヲモ特ニ列舉スルカアル。多少別箇ノ見解トイフテ良イ。例之らウカ所得ヲ以テ財産根幹ノ減少ナシニ、領收者ヨリ利用及享樂ノ人的目的ノ爲メニ、又ハ財産増加ノ爲メニ使用サレ得ル所ノ財ノ流入テアルトシ、³⁴⁾ あだむすカ所

28) Schmoller, Die Lehre vom Einkommen in ihrem Zusammenhang mit den Grundprinzipien der Steuerlehre. (Zeitschrift f. d. g. Staatsw. XIX Jg. S. 52.)
29) Conrad, Grundriss. Fw. 2 Aufl. S. 27.
30) Eisenhar, Die Kunst d. Besteuerung. S. 104.
31) Guyot, L'impôt sur le revenu. p. 211.
32) Cit. en Guyot, L'impôt etc. p. 211.
33) Kennan, l. c. p. 3.
34) Rau, Grundsätze d. Fw. 5 Aufl. I. S. 399.

得ヲ以テ産業的活動ノ一定ノ期間内ニ、箇人又ハ法人ニ入り來ル所ノ貨幣額テアツテ、此カ其間ニ其人ノ處分ノ儘トナリ隨ツテ時々ノ出費ニ使用セラルルコトヲ得、又放資ノ擴張ニ向ケラルルコトヲ得ルモノテアルトイフカ如キテアル³⁵⁾。其他ニモ多々類例ハアレト一々述ヘナイ(註九)。

(註九) 例之ぶあいふあハ曰ク、各人ノ所得ハ、其ヨリシテ新資本成形、及繼續的享樂ニマテノ方便カ彼ニ流入スル所ノ單一ノ源テアルト³⁶⁾。

其三 其根源ニ重キヲ置クモノ

前者ノ結果ニ重キヲ置クニ對シテ、此ニ舉クルモノハ其根源ニ重キヲ置クモノテ、即チ所得ヲ以テ或人ニ入り來ル收益ノ合計トスルモノテアル。例之をいへるハカ所得稅ニ於ケル所得トハ全年所得、即チ納稅義務者ニ資本、土地、家屋、商工業、官職及賃取勞動、スヘテ利得ヲ齎ラス所ノ職業及年金ヨリ流入スル所ノ純收益ノ合計テアルトイフハ其著シキモノテアル。而モ彼ハ其ニテハ繼續的ニシテ確實且ツ一定ナル收入モ一時的變動の且ツ不確實ナル收入モ所得稅ニヨリテ課稅セラルト附說スル所テアル³⁷⁾。わづなトモ亦其財政學ニ於テ、所得ハ殊ニ關係收益源(勞動、企業、所有)ノ純收益ヨリ成ル。詳シクイヘハ總收益

35) Adams, l. c. p. 332.
36) Pfeiffer, Staatsciunahmen. II. S. 24.
37) Eneberg, Fw. 9 Aufl. S. 269.
38) Ebenda.

中、收得費控除ノ後ニ殘ル所ノ殘額價值ヨリ成ルトイフテ居ル³⁸⁾。其他ニモ同様見解ヲ持スル人ハ少シナイ(註一〇)。孰レニシテモ此種見解ニ於テ收益ヲ人ヲ中心トシテ合計シタルモノカ所得也トイフニツイテハ或ハ誤解カ生シ得ル。若モ此所得ニ繼續性又ハ回周期性ヲ與フルノナラハ、其テモ良イカ、單純ナル一時的偶成的ノモノヲモ所得ト認ムルトスレハ、其所得ノ中ニハ收益タラサルモノカ、少クトモ收益稅ヲ賦課スヘキ收益(多少繼續的収入源ヨリ出ルモノ)タラサルモノノ含マルルコトヲ看過シテハナラヌ。

(註一〇) 例之、ふいりつほびつちハ曰ク、或經濟主體ニ一定時期ニ流入シ、且ツ其經濟目的ノ爲メニ使用スヘキ純收益又ハ純收益部方統一的ニ見ラルトキニ初メテ其財ヲ所得トイフ。——即チ經濟單位ニ一定時期ニ流入スル所ノ純收益及他ノ同種ノ財ノ合計又ハ其價值ナイフト⁴⁰⁾。むるはるとモ亦曰ク、所得トハ根幹財產タル種々ノ力ノ使用又ハ利用ヨリ生スル所ノ全財、價值又ハ享樂方便テアル。此力ハ或ハ外界自然ノ力テアリ、或ハ人ノ力テアリ、或ハ集メラレタル財ノ蓄ノ力テアルト⁴¹⁾。其他はるごとク用語ハ曖昧テアルカ、同様ノ趣意ニ出ル。即チ彼ハ一般所得稅ハ所得獲得ノ種々ナル道ヨリ納稅義務者ニ流入スル所ノ所得ヲ全體トシテ出發點トスルノ稅テアルトイフテ居ル⁴²⁾。

其四 本見解ニ對スル批評

前記ノ諸見解ハ各互ニ多少ノ相違ハアルケレトモ、大體ニ於テ相續財產、贈物、富札利

39) Wagner, n. a. O. S. 330.
40) Philippovich, Allgemeine Volkswirtschaftslehre. 5 Aufl. S. 275.
41) Murhard, Theorie und Politik d. Besteuerung. s. 426.
42) Borghat, Fw. S. 110.

得、持參金ノ如キモノヲモ所得トスルノ結果トナル(註一)。此等ノモノヲ他ノ普通ノ所得ト同様ニ課税スルノ困難又ハ不都合トイフ所カラ、後段ニ舉クルカ如キ諸説ヲ生スルニ至ツタ。併シ此位ノ理由テ、彼等ヲ所得ヨリ除外スル爲メニ工夫シナケレハナラヌカハ一ツ研究ヲ要スル所ノ問題テアル。

(註一) 前記見解中、最後ノ、所得ヲ以テ收益ノ合計トスルモノハ、收益ノ意義ノ定メ方如何ニヨリテハ、自ら此ニ列舉スル一時的收入ヲ除外スルコトニナリ、ムシロ第二段ノ見解ニ屬スルコトトナル。

(一) 若モ彼等ニ所得税ヲ賦課スルニツキ困難アリトスルナラハ、其ハ單ニ課税上特別ノ除外ヲ行フトスレハ其レテ以テ解決ノ出來ルコトテアル。何ニモ其位ノ事ノ爲メニ所得其モノノ意義ヲ變更スルニ及ハナイ。

(二) 或ハ彼等ハ孰レモ一時的ノ收入ニユヘ、收得者ノ其時々ノ需要ノ爲メニ使用スヘキモノテナク隨ツテ之ヲ其時々ノ需要ノ爲メニ使用スヘキ所得ト同ニ扱ツテハナラヌトイフカモ知レナイカ。カ實際彼等テモ收得者ノ所テ根幹財産ニ加ヘラレナイテ、其時々ノ需要ノ爲メニ使用セラルルコトモアル。特ニ富札利得ヤ贈物ナトニハ此カ多イ。而シテ之ト同時ニ普通ノ所得ニシテ其時々ノ需要ノ爲メニ使用セラレナイテ、根幹財産ニ加エラルルモ少クナイ。此點ニツキ兩者ノ間ニ確然タル區別カアルノテハナイ。

43) Schanz, a. a. O. S. 24.

(三) 或ハ相續財産、贈物等ハ是迄、前所有者ノ手ニ於テ根幹財産タリシノ故ニ、收得者又ハ新所有者ノ財産ニ新ニ加ハツタモノトスルニ躊躇スルトイフナラハ、其ハ誤ツテ居ル。其故ハ(A)斯カル事柄ハ此場合ニ限ツタコトテナク、他ノ普通ノ所得ト認めラルルモノニモ當ルカラテアル。例之或人カ其財産ヲ賣却シテ得タル金ニテ浪費シタトスレハ、之ニヨリ儲ケタ人カライヘハ所得トナル物カ、前者ノ財産テアツタトイフコトニナル。雇主カ勞働者ニ賃銀ヲ支拂フ爲メニ有價證券ヲ賣ツタトスレハ、前者ノ財産カ後者ノ所得トナルニ過キナイ。(B)且ツヤ相續財産、贈物、富札所得ノ場合ニ常ニ其カ前所有者ノ得テ根幹財産テアツタトハ限ラヌ。其ノ單ナル所得タルニ止マルコトモアル。例之相續財産ノ中ニハ、其被相續者ノ死月ノ俸給等カアリ、贈物ノ如キハ大部分、與フル人ノ手ニ於テ所得タルニ止マリシモノテアル。富札利得モ諸多ノ射倖者ノ所得ノ集マリヨリ廻リ來ツタモノニ過キヌ。多クハ前所有者ノ根幹財産テナイトイヘル。保険金モ多クハ前所有者ノ所得ヨリ成ルトイヒ得ル⁴⁴⁾

斯ノ如クニ論シ來ルト、本見解ノ根本義ハ未タ容易ニ棄ツヘキモノテナイコトカ明カテアル。

44) Schanz, ebenda.

第二段 前見解ノ困難ヲ除却セントスルノ試畫

其一 根本的ニハ前見解ヲ維持シツツ所得ノ種類別ニヨリ
一時的所得ヲ特別扱トスルモノ

前ノ第一見解ニハ實際上ノ困難又ハ不都合アリト認メラレタ所カラ、之ヲ排除スル爲メニ色々ノ試カ行ハレタ。中ニ就キまんどるとハ主要ノ點ニ於テへるまんど定義ヲ維持シ、併シ所得ヲ經常及臨時ニ區別シ、凡ヘテノ經濟ノ大多數ニ現ハルル所ノ規則正シク繰返ス所ノ收入ハ經常所得トシテ、各人ニ一回的ニ入ルル所ノ臨時所得トシテノ財(例之、射倖利得、相續財產、贈物)ニ對立セシメラルトイフノテアル。⁴⁶⁾

成程此ニヨツテ經常的所得タケテ所得稅ノ所得ト爲シ、以テ相續財產等ヲ除外スルコトハ出來ルカ、併シ其臨時的所得ノ中ニテモ、例之營業上ニ生スルモノノ如キ、之ヲ經常的所得ト分別スルコトハ事實困難ナルモノテアラウカラ、之ニヨツテ全ク實際上ノ困難ヲ排除スル譯ニハ往カナイ。

其二 前見解ノ上ニ他ノ特徴ヲ加フルモノ

(一) 經濟的行爲ニヨリテ生スルコトニ特徴ヲ求ルモノ

前段ニ擧ケタル見解ノ缺點ヲ補正センカ爲メニ、特徴ヲ加ヘント試ミタルモノノ少カラサルカ中ニモ、經濟的行爲ニ之ヲ求メタルカアル。例之ろつしあ⁴⁷⁾テ、彼ハ收入ニハ一定期間内新ニ財產ニ入り來ル所ノ凡ヘテノ財ヲ含ムモノト爲シ、隨ツテ相續、贈與、富札利得等ニヨリテ生スルモノヲモ含ムトスルモノテアルカ、所得ニ至テハ單ニ其ノ特ニ經濟行爲ヨリ生スルモノト爲シ、而シテ此所得ニハ總所得ト純所得トヲ區別シ、一年ノ總所得ハ經濟カ其進行中ニ新ニ生産シタル全財ヨリ成立シ、純所得ハ其中ヨリ生産費ヲ控除シテ後ニ殘ル所ノ部分、即チ根幹財ヲ減少スルコトナクシテ消費サルルヲ得ルモノテアルトイフテ居ル。⁴⁶⁾ (註一二)更ニふをつけノ見解モ略ホ此ニ近イ。彼ハ所得ヲ以テ經濟人ニ、使用財產部ヲ補償シ及其經濟經營ニ結付キタル請求權ヲ實行シタル後、并ニ單ナル財產移轉ニヨル財產増加ヲ控除シタル後ニ、其自身ノ使用ノ爲メニ殘ル所ノモノト爲シ、之ヲ別ノ方面ヨリ說イテハ、所得ヲ以テ或人ニ凡ヘテノ收益源ヨリ流入シテ其人ノ處分ニ立ツ所ノモノノ合計ト爲シ、而シテ其收益トハ一定ノ方法又ハ一定ノ物體ノ制限ニ於ケル勞働ノ結果テアルトイフノテアル。⁴⁷⁾ 彼ハ其結果トシテ所得ニ於ケル特徴トシテ普通人ノ認ムル反覆性ヲ否

46) Roscher, Grundlagen d. Nationalökonomie. 24 Aufl. SS. 438. 439. 440.
47) Vocke, Grundzüge d. Fw. SS. 278. 281.

45) Mangoldt, Volkswirtschaftslehre. S. 300.

定シ、ムシロ新成立トイフコトヲ擧ケテ居ル(註一三)。其他ニモ同様ナル見解ヲ採ルモノカアル。カ一々擧クルコトヲ止メル(註一四)。

(註一二) ろっしあーノ經濟定義ハ、外界ノ財ニテ其欲望ヲ充タサンカ爲メニスル所ノ人類ノ計畫的行爲トイフノテアル。⁴⁸⁾

(註一三) ふむっけハ收益ト所得トハ觀念上一致シ、收益タラサルモノハ所得タル能ハス、所得タラサルモノハ收益タル能ハスト爲シ、此收益ト所得トニ於ケル本質ハ常ニ唯々新成立トイフコトテ、此ニ其成立原因カ労働ナルコトカ含マレテ居ル。此ニ反覆トイフコトカ必然テハナイカ、其可能カアル。労働ハ其性質上多少反覆的デアリ、收益モ隨テ多少反覆的デアル。自然科學者カ多年研究ノ結果、或仕事ヲ完成シテ大報酬ヲ得タトスレハ、其ハ労働ニ依ル新成立ノモノ故、收益タルコトカ出來、隨ツテ所得タルコトモ出來ル。反之相續贈與等ハ假令偶々反覆シ得テモ、新成立ノモノテハナイカラ、收益トモ所得トモナレナイトイフテ居ル。⁴⁹⁾

(註一四) 例之げるとなハ曰ク、所得ニハ人格ノ固有ナル經濟的特徵タル此者ノ労働力カ示サレ。固有ノ労働力カ所得ヲ擧グルカ爲メニ人ノ側カラ使ハレナケレハナラヌ。固有ノ労働力カ含マレナイテハ、所得性質ハ備ハラナイト。⁵⁰⁾

成程此見解ニ依ルト、相續、贈與、富札利得等ヲ所得ヨリ排除シ得ルヤウデアアル。併シ(一)果シテ此等ノモノカ凡ヘテ經濟的行爲ノ結果テナイトシテ所得ヨリ排除シ得ルテアラウカ。相續ノ中テモ特ニ遺言ニ依ルモノニハ受領者ノ被相續者ニ對スル盡力ノ結果タルコト

カ少クナイ。贈與ノ中、夫ノ酒手ノ如キハ或時ハ全部、他ノ時ハ一部受領者ノ給付シタル勤務ノ報酬ニ過キナイ。其他ノ贈物ニアツテモ往々ニシテ受贈者ノ贈與者ニ對スル盡力ニ基イテ居ル。醫師カ往々ニシテ受クル所ノ、其要求スルヨリ以上ノ謝儀金モ、之ヲ別ニシテ所得外トシテ計算スルハ難カラウ。實ハ其モ患者ノ主觀的判斷ニ依ル醫師盡力ニ對スル報酬ニ外ナラヌ。富札利得ト取引所ノ營業的投機利得トニツキ、前者ハ非所得、後者ハ所得トイフ程ニ差別ヲ設クルコトハ難イ。富札利得ヲ得ルニツイテモ見様ニヨツテハ或盡力カ伴フトイヘル。(二)他方、年金ノ如ク通例所得トシテ扱ハレテ居ルモノモ、此經濟的行爲ニ依ルトイヘナイ所カラシテハ、所得トイヘナイコトニナリ、獨逸テハ家屋ノ利用モ所得ト認メテ居ルカ、此モ此見解ヲ嚴正ニ解スルト、所得トイヘナイコトニナルノ缺點ヲ免レナイ。⁵¹⁾(三)更ラニ又經濟的行爲ニ依ラサル收入ヲ所得稅ノ賦課ヨリ除外スルノカ課稅ノ公平ヲ期スル所以テナイトイフ非難モアル。

(二) 收入ノ規則正シキ反覆トイフコトニ特徴ヲ求ムルモノ

此ハ從來獨逸テハ所得意義ニ關スル有力ナル學說ト認メラレタ説デアアル。其代表的學者ハこーんテ、彼ハ所得トハ規則正シキ反覆ニ於テ、家計ニテ處分スヘキ財ノ合計トイフテ

51) Schanz, a. a. O. SS. 10. 11.

48) Roscher, Grundlagen, S. 5.

49) Voelke, a. a. O. SS. 278. 281.

50) Gürtner, a. a. O. S. 516.

居ル。而シテ夫ノ不規則ナル收入(例之相續、射倖利得)ハ所得トハ異ル。此カ恰モ反覆ヲ期スヘカラサルノ故ニ、各箇ノ家計ニ取リテモ、財政ニ取リテモ、別ニ取扱フヘキモノテアルトイフノテアル。(註一五)〇へつけるモ亦吾人ハ租稅義務アル所得ヲ或簡別經濟ノ權利主體ニ統一的ニ集中スル種々ノ營利源ヨリノ純收益トスル。此故ニ所得ハ或簡別經濟ノ權利主體カ一定ノ期間内ニ規則正シク且ツ反覆的ニ、確實ナル營利源ノ純收益トシテ受ル所ノ凡ヘテノ經濟的財ヲ包括スルトイフテ居ル。其他諸多ノ學者カ此見ヲ採ル(註一六)〇。

(註一五) 一、一ハ又曰ク、財政上ノ財源ハ各ノ國民經濟ニ取リテ、所得トシテ回期的反覆ニテ需要ニ應スヘキ生産ノ成果ニ存スルト。⁵⁴⁾

(註一六) 前段ニわぐなナチテ、所得ヲ收益ノ合計トスルノ見ヲ採ルモノトシタカ、其ハ實ハへつける同様ノ意義ニテ之ヲ唱フルモノテ、或ハムシロ此處ニ數フルヲ至當トスルテアラウ。わぐなナハ別ノ處ニ於テ所得ヲ説イテ、此ニ二ノモノカ含マルトイフ。其ノ一ハ或人ノ一定期間ニ(通例年ニテ計算)規則正シク、隨フテ規則正シキ反覆ノ能力ヲ以テ一定ノ營利源ノ純收益トシテ、新ニ財產ニ加ハル所ノ經濟的財ノ合計、此所得部ハ隨フテ經濟經營一般ヨリ及各箇ノ經濟的行爲(勞動、企業)ヨリ又ハ特ニ財產又ハ要求權(奴隸、土地、資本財產、信用取引ヨリノ要求權)ヨリ終リニ規則正シキ無償ノ收入(寄捨、贈與、ヨリ生スル。第二ハ或人ノ利用財產カ此ニ生スル所ノ損減及減價ノ補償ノ後ニ、回期的ニ引續キ生スル所ノ享樂(利用)又ハ單ナル享樂可能テアルト。其他ぐ一とモ亦々所得トハ或根源ヨリ、隨フテ或規則正シキコトヲ以テ繰返ス所ノ財產ノ増加テアルトイヒ⁵⁵⁾るべしとま

52) Cohn, Grundlegung d. Nationalökonomie. S. 211.
 53) Heckel, a. a. O. S. 379.
 54) Cohn, System d. Fw. S. 295.
 55) Schanz, a. a. O. S. 13.
 56) Schanz, a. a. O. S. 12.

いヤ一ニ至テハ所得ヨリ利用ヲ排除シテ之ヲ享樂財ニ限ラウトシタトイフ特異ナル所ハアルカ、兎モ角所得ニ反覆性ヲ認メタ。曰ク、所得ノ本質的特徴ハ反覆ノ確ナル享樂財トイフコトアル。——所得トハ經濟及文化狀態ニ顧慮シテ其需要ノ標準ニヨリ反覆シテ齎ラサルコトカ確實也ト見做サルル所ノ享樂ノ合計テアルト。⁵⁷⁾

此見解ニ對スル非難ハ(一)第一規則正シキ反覆トイフコトカ嚴格ニハ適用ノ少キモノトナリ、到底嚴格ニ之ヲ標準トスルコトノ難キモノテアルトイフコトアル。即チ方法カライフテモ量額カライフテモ收入ノ規則正シキ反覆トイフコトハ期セラレナイ。先ツ方法カライフテ、今日ノ世ノ中ニ於ケル何モノモ確カニ規則正シク反覆スルトイフヘキモノハナイ土地モ平生ハ規則正シク繰返シ收益ヲ生スルヤウテハアルカ、何時此カ地震ニヨリ海嘯ニヨリテ没却サレヌトハイヘナイ。家屋モ燒盡スルコトカアリ、有價證券モ紙屑同様トナルコトカアリ、營業ハ失敗スルコトカアリ。人ハ倒レルコトカアル。唯タ此等ノモノカ通例規則正シク反覆シテ收入ヲ生スルトイフニ止マル。又金額カライフテモ、公債社債ノ利子ハ通例年々同一タルヘキ可能カ大イカ、其レテモ何ウシテ此カ覆ヘサレヌトハイヘナイ。其他ノモノニ至テハ尙更テ、土地家屋ノ收益ヤ株ノ配當ヤ營業ノ利益ヤ人ノ勞動ノ結果ヤニ至テハ頗ル變動スル。勿論各人カ方法ニ於テモ金額ニ於テモ規則正シク反覆シテ收入ヲ舉クルコトヲ努ムル傾アルコトハ確テアルカ。他方此ト同時ニ彼カ進ンテ其收入ノ年一年

57) R. Meyer, Das Wesen des Einkommens. SS. 80. 107.

ト増大センコトヲ努ムル傾アルコトモ事實テアリ、且又實際財界ノ變動、自然界ノ變化カ其收入ヲシテ増減一ナラサラシムル所テモアリ、到底其精確ナル規則正シキ反覆ヲ望ムコトハ出來ヌ。單ニ人カ規則正シク反覆シテ收入ヲ舉ンコトヲ努ムルノ故ヲ以テ、又ハ通例此カ規則正シク反覆シテ入り來ルノ故ヲ以テ、直チニ之ヲ所得ノ特徴トスルノハ精密テハナイ。又嚴格テハナイ。⁵⁸⁾ (二)更ラニ此規則正シキ反覆トイフコトカ可動的テアルトイフ點カラ見テモ。之ヲ標準トスルノハ望マシクナイ。即チ一回ニ巨額ナル金、贈與サルレハ所得トナラヌカ、之ヲ毎週又ハ年々一定額ツツ贈與サルルコトニナレハ所得トナルトイフノハ笑シイ。(三)又實際ノ慣例カライフテモ、規則正シキ反覆トイフコトニヨリテ所得ト否トカ區別サレテ居ラヌ。例之一方ニハ一回的ノ職業收入(例之、一年交代ヲ例トスル獨逸ノ大學總長ノ俸給)又ハ一回的ノ著述家美術家ノ報酬ヲ所得ニ計算スルノカ例テアルト同時ニ他方遇々規則正シク反覆シテ得ラルルコトトナツテモ、相續ヤ富札利得ヲ所得ニ入ルルコトヲ敢テセサル所テアル。⁵⁹⁾ (四)又此見解ニヨリ非回期的收入ヲ除外シテハ給付能力ニ從ノ課稅ノ標準ニ反スルコトニモナル。非回期的ノモノニ給付能力ナキ譯テナイ。ムシロ回期的ノヨリモ此力ノ一層大イコトモアリ得ル。(註一七)其他ニモ若干ノ小非難モアルカ、一々

58) Schanz, a. a. O. SS. 14-16.
59) Schanz, a. a. O. S. 16.

述ヘナイ(註一八)。

(註一七) へるふとハ曰ク、一定時期ノ純財産流入ニ、利用及他人ノ貨幣價值的給付ヲ含メタルモノトスル、廣クラレタル所得意義カ、財政理論家ヨリ見出サレタノハ畢竟、規則正シキコト又ハ持續性ノ元素ヲ入ルル通例ノ解釋ノ下ニハ、所得稅ノ基礎トシテ給付能力ニ依ル課稅原則ニ適セサル觀念カ生スルトイフ事實ヨリノ結論ニ外ナラヌト。⁶⁰⁾

(註一八) 例之しやんつ曰ク、ろばいとまいヤノ定義ニテハ、交通經濟ニ於ケル所得ノ本質的機能、即チ財產成形及分配ノ方便タルヘキ機能カ表ハレサルコトトナルト。⁶¹⁾

(三) 根源ノ繼續的ナルコトニ特徴ヲ求ムルモノ又ハ根源ノ繼續的ナルコトト收入ノ反覆的ナルコトトヲ要ストスルモノ

此ニ説ク所ノ見解ハ收入自身ノ繼續的反覆的又ハ規則正シク繰返シテ現ハルルコトニ特徴ヲ認メスシテ、ムシロ其收入カ繼續的収入源ノ規則正シキ通例ノ結果ナルコトニ之ヲ求ムルモノテアル。例之のいまんテ、彼ハ所得ヲ以テ、一定時ニ繼續スル所ノ収入源ノ規則正シキ結果トシテ或人ニ生シ、彼カ其利益ノ爲メニ處分シ得ル所ノ財、貨幣價值的給付、及他人ノ物ノ利用ノ總體或ハ此總體ノ價值ニ、當該人ノ財產ノ同時ニ生スル所ノ價值ノ騰貴ヲモ含メタルモノトスル。⁶²⁾ ふいすちんぐモ亦タ所得トハ一定ノ期間内(年)ニ各箇人ニ財

60) Helft, Beiträge z r Frage d. technischen Ausgestaltung d. deutschen Einkommensbesteuerung. S. 4.
61) Schanz, a. a. O. S. 17.
62) Schanz, a. a. O. S. 18.

生産ノ繼續の根源ノ收益トシテ、自身自身及其生活維持ニツキ法律上彼ニ倚屬スル人（家族）ノ人的慾望ノ満足ノ爲メニ處分ニ立ツ所ノ物財ノ全體也トイフテ居ル（註一九）。

（註一九） ぶりのーにんぐハふいすちんぐヲ評シテ繼續的の收益源ヨリノ所得ノ成立ヲ看過シタモノトスルカ⁶⁴⁾ ouchinぐハ實ハ之ヲ看過シテ居ラヌ。

儲テ此定義テハ繼續的收入源ニ重キヲ置クカ、規則正シキ結果トイフコトモ看過スルノテハナイ。但シ其規則正シキ結果トイフ詞ノ意義ハ多少緩ヤカナモノテアル。其レテ例之、營業的の投機業者⁶⁵⁾、商人、建築家、又ハ美術家ニ歸スル所ノ變轉スル所ノ利得ハ勿論所得テアリ、地位ノ確ナル役人ノ不確實ナル副收入、其ハ或時ハ屢々繰返シテ生シ、或時ハ少シク繰返シ、他ノ時ハ全ク繰返エササル副收入モ齊シク所得トイフコトトナル。之ヲモ或意味ニ於ケル規則正シキ通例ノ結果トシテ、營業、官職ノ如キ繼續的收入源ニ結付クモノト見ルノテアル。併シ相續、贈與（但シ夫ノ酒手ノ如キモノハ除外シナケレハナルマイ）、嫁資、持參金ノ如キハ繼續的收入源ノ結果ト認メラレナイカラ、所得テハナク、富札利得（少クトモ或場合ノ）、生命保險金、森林中ニテ不時ニ木倒アリタル爲メノ收入ノ如キハ繼續的收入源ヨリ出ルモノトハ見ラレヌコトモナイカ、到底其規則正シキ結果トハイヘス、單純ナル一回的ノモノユヘ、所得テハナイコトニナル。此レテ一應所得税法ノ通例ノ規定ニモ

63) Fuisting, a. a. O. S. 110.

64) Büning, Vorschläge zur Reform d. Einkommenbesteuerung in Preussen, S. 32-3.

65) Gebhard, Die Heranziehung der Spekulationsgewinne zur Einkommensteuer, S. 29.

適切ナル解釋カツクヤウニ見ユルカ、（一）併シ精密ニイヘハ其繼續的收入源トイヒ規則正シキ結果トイフ詞カ不明確タルヲ免レヌ。（A）實際右ニイフ如クニ規則正シキトイフ詞ヲ解スルノハ當ヲ得ヌ。不規則ナルモノヲモ規則正シキモノト解スルノハ可笑シイ。前記役人ノ不確實不規則ナル副收入ヲ規則正シキ收入トハ無理テアル。投機業者ノ景氣利得ヲ規則正シキ結果トハ當ラヌ。景氣損失ノ起リ得ルコトヲ考ヘナケレハナラヌ。のいまんハ或人ノ財産ノ價值ノ上騰ヲモ所得トイフカ、此モ規則正シキ結果トハイヘナイ。其下落スルコトカアリ得ルコトヲ併セ考ヘナケレハナラヌ。此規則正シキ結果トイフ方ハ或ハ解釋ヲ嚴正ニ改ムルコトニヨツテ此困難ヲ解クコトモ出來ルカ、（B）繼續的收入源トイフ詞ハ到底多クノ場合ニ適用ノナイコトニナルヲ免レナイ。今日ノ經濟界ニ於ケル收入源ニシテ眞ニ繼續的トイヘルハ稀テアラウ。前ニモ一言シタ通り、土地家屋ニモ滅却ノ危険カアリ、有價證券モ紙屑同様トナル危険カアリ、營業ハ失敗ニ終リ、勞力ハ病氣失職死亡等ノ危険ヲモツ。機械ノ如キモ改良進歩ノ爲メニ價值ヲ落スコトカアリ、凡ヘテ機械器具家屋等ニテハ自然的ニ漸次消耗スルコトヲモ計算ニ入レナケレハナラヌ。或ハ規則正シキ結果トイフ詞モ、繼續的收入源トイフ詞モ、輕ク解スルコトカ出來ナイコトハナイカ、ソシテ斯カル財政事

項ハ到底サウ精密ナルコトハ出來ナイ。大體的決定ニテ満足スル外ナイト辯解カ出來ヌテハナイカ、孰レニシテモ精確ナラストイフ非難ハ免カレナイ。(二)尙又此見解ニ依ツテモ此定義ノ條件ニ適ハサル收入ヲ所得ヨリ除外スルコトハ課税ノ不公平ヲ生スルトイフ誹ヲモ免レヌ。(註二〇)

(註二〇) 此他、のいまんノ利用ニ關スル理解カ獨特テ、唯々他人ノ物ノ利用ノミヲ所得ニ算入シ、自己ノ物ノ利用ヲ除外スルモ當テ得ヌ。此モ獨逸ノ慣例上、他人ノ物ノ利用ヲ齊シク所得ト認メテ居ルカラ、此ヲ併セ算入スルカ可テアル。⁶⁶⁾

結 論

以上之ヲ要スルニ、學者カ多年色々工夫ヲシタカ、結局ハ矢張り古キ定義ニ戻ル方カ良イ。斯クテ所得ヲ以テ一定期間(年)ニ或經濟人ニ其自由處分ノ區域ニ入レル純財産増加並ニ其受ル所ノ人的給付及財物利用ト解スルヲ穩當トスル。隨ツテ相續、贈與、富札利得、保險金等モスヘテ所得トイフコトニナル。相續財産ノ如キハ所得テハナク單ニ資本ノ如クニモ考エラルルカ、實際ニハ所得ト資本ノ區別ハリかるどトナトノ想像スルホト而ク嚴格ノモノテハナク、⁶⁷⁾所得タルト共ニ資本タルコトカ出來ル。前ニ資本タリシモノカ一旦所得

66) Schanz, a. a. O. S. 22.

67) Bastable, Public finance. 3ed. p. 591-2.

トナリ、更ニ資本トナツテ存續スルコトカアリ、資本トシテ存續セス全ク消費ノ爲メ處分サルルコトカアリ得ル。タタ相續財産ニハ資本トシテ存續スルモノ多シトイフニ止マル。又前ノ定義ニ純財産増加トイフカラ、所謂生産費ハ控除スヘキモノタルコト(註二二)ハ勿論負債利子(註二二)財産及資本損失(註二三)モ控除スヘキモノテアル。併シ家計消費其他之ト同ト見ルヘキ任意ナル人事上ノ消費カ控除スルニ及ハナイコトハ勿論、負債元金ノ返却モ控除ニ及ハヌ。此返却ノ爲メニ純財産ノ減少トハナラナイカラテアル(註二四)。又財産増加ノ計算上收入トシテハ貨幣ニテ入ルモノノ外、實物ニテ入ルモノモ計算スヘキテアル(註二五)且ツヤ其收入トイフ意義モ近世的簿記ヲモツモノニハ、單ニ收入勘定ニ入レハ可トイフコトニナルカ、普通人ノ場合ニハ現實ニ或モノヲ受取ラナケレハ收入アリトイフコトヲ得ヌ。此等ハ法文ニ於テ各場合ニツキ明示ヲ要スル(註二六)。財産ノ自然價值騰貴ハ理論上スヘテ收入トシテ又財産増加トシテ計算スヘキテハアルカ、此モ近世的簿記ヲ持タヌモノニハ計算困難テ、普通人ニハ免除ノ外ハナイ。財産物體賣却上ノ利得モ理論上ハスヘテ計算スヘキテアルカ、營業者ニ於ケルモノノ外ハ計算困難テ、非營業者ノハ免除トスルノ外ハナイ(註二七)。其他ニモ理論上所得トイフヘキモノニテ、課税ノ便宜上所得税免除トスルヲ選ム

ヘントスルモアル。例之相續ノ如キハ所得稅ヲ課スル代リニ特段ナル相續稅ニ依ルコトヲ便トスルノ故ニ、所得稅ニテ之ヲ免除シ(註二八)、人的給付モ計算困難ニヘ免除シ、財物利用ノ中ニ就キテハ家具等ニ及フコトハ困難ナルカラ、自家用住屋其他ノ自由家屋ノ屋賃位ヲ課稅スルノ止メタラ良カラウ(註二九)。其他贈物、保險金、富札利得ニ至テハ免稅ニハ及ハス(註三〇)。我國法ニテハ營利ニ屬セサル一時ノ所得ヲ免稅スル(五條)カ、其ハ廣キニ失スル。此規定ノ改正ヲ要スルト思フカ、兎ニ角此ニヨツテ我國法上所得ニ反覆的繼續性質ヲ要セサルノ主義ヲ採ルコトハ明カテアル。

(註二一) 之ニツキ理論、實際—日本所得稅法四條、普、埃、伊、⁶⁹⁾

(註二二) 之ニツキ理論、實際—普、埃、伊、⁷⁰⁾

(註二三) 普國法ハ之ヲ所得稅ノ所得ヨリ控除シナイカ、しやんつハ控除スヘシトス。⁷¹⁾

(註二四) 尤モ普國法ハ法律上ノ義務ニ基キ納稅義務者ヨリシテ彼ノ土地所有ニ結付キタル負債資本ノ漸次ノ償還ノ爲メニ支拂フヘキ金額ヲ、資本ノ一ぱいせんと、年額六百麻克ヲ超過セサルタケニ於テ控除スルコトヲ許ス。⁷²⁾

(註二五) 之ニツキ理論。實際—普、埃、伊、⁷³⁾

(註二六) 普國法テハ租稅義務アル所得トシテ、貨幣又ハ貨幣價值ニテ存立スル所ノ納稅義務者ノ凡ヘテノ收入額ヲ示スモノトシ、其收入ハ一般ニハ此迄納稅義務者ノ自由處分ノ外ニ立テタル財產價值カ事實上、其自由處分ノ區域内ニ入レル時ニ、隨フテ債權カ請求セラレ金錢トセラレタ時ニ之アルモノトシ、タダ正當ナル營業簿記

ナモツ企業ニテハ、商人的慣例ニ從ツテ貸借對照表の純利得ヲ租稅義務アル收入ヲ成スモノトスル。即チ其貸借對照表上ノ純利得ハ凡ヘテノ債權債務ヲ顧慮シテ定メラレタル一營業年中ノ財產増加ニ外ナラス。⁸⁰⁾

(註二七) 普國法ニテハ財產物體ノ賣却上ノ利得ハ、其賣却カ營利企業ノ經營ニ於テ又ハ投機業ノ實行ニ於テ生シタル時ニノミ所得ニ計算シ、其他ハ之ヲ計算セサルコトトス。⁸¹⁾ 尙ホ此投機ニツイテハ必スシモ所謂營業トシテ行ハルモノノミナラス、素人ノ行フモノニテモ可ナリトシ、其投機ナリヤ否ヤハ、外部ヨリシテハ唯々租稅所有期間又ハ同一行爲ノ屢々ナル繰返ニヨリテ決定スルモノトス。尙ホ此稅法適用上疑問トナル例ヲ解説スルト、家屋ノ賣買ヲ業トスル家屋商ニヨル家屋ノ賣却ニアツテハ其利得ニ所得稅ノ納稅義務カアル。石炭商カ其モツ所ノ馬車馬ヲ目下不用トシ且ツ有利ニ賣却シ得ル場合ニ於ケル賣却上ノ利得ニモ租稅義務カアル。印紙ヲ利益ヲ得テ賣却センカ爲メニ蒐集シタル者ノ賣却上ノ利得ニモ租稅義務カアル。營業ヲ繼續スル能ハサル其持主ノ後家ニ依ル、其營業ノ賣却ハ投機的目的ナキニヘ、其利得ニ租稅義務ハナイ。⁸²⁾ 普國法ニテモ亦、營業的又ハ投機的ニテ企テラレサル土地ノ賣却及類似ノ營利ヨリノ臨時收入ハ租稅義務アル所得トナラナイ。⁸³⁾

(註二八) 之ニツキ理論、實際此カ明文ヲモツハ普、埃、⁸⁴⁾

(註二九) 此屋賃ヲ所得ト計算スルハ普、埃、⁸⁵⁾

(註三〇) (1) 贈物—普國法ハ之ヲ租稅義務アル所得トセス。⁸⁶⁾ 普國法ニテハ贈與及類似ノ無償交付ヨリノ臨時收入ハ租稅義務アル所得トナラナイカ、規則正シキ贈物、例之多クノ使用人カ心付トシテ受ルモノノ如キハ租稅義務アリ。⁸⁷⁾ 尙ホ此贈與ヲ凡ヘテ租稅義務アル所得トスレハ、反對給付ト見ルヘキ贈與ハ控除スヘク、隨フテ受領超過額カ眞ニ租稅義務アル所得トナル。

(2) 富札利得ニハ普國法テハ租稅義務カアル。⁹⁰⁾

76) Theisen, a. a. O. S. 27. Preussisches Esg., ebenda. S. 134. Schanz, a. a. O. S. 24.
 77) Theisen, a. a. O. S. 26. Preuss. Esg., ebenda. S. 135.
 78) Fuisting, a. a. O. S. 111.
 79) Theisen, a. a. O. S. 26-7. Müller, a. a. O. SS. 8. 10. Szombathy, a. a. O. S. 34. Heckel, a. a. O. S. 396.
 80) Szombathy, a. a. O. S. 34-6.
 81) Szombathy, a. a. O. S. 34.
 82) Szombathy, a. a. O. S. 35.
 83) Preussische Esg., a. a. O. S. 134.
 84) Roscher, System d. Fw. I. S. 412.
 85) Preussisches Esg., a. a. O. S. 134.
 86) Szombathy, a. a. O. S. 34.

(8) Heckel, a. a. O. S. 379. Wagner, Fw. II. S. 330. Ebeberg, a. a. O. S. 269. Bastable, l. c. p. 491.
 69) Theisen, a. a. O. S. 24. Preussisches Einkommensteuergesetz, in Finanz Archiv. XXIII Bd. S. 134.
 70) Szombathy, a. a. O. S. 34.
 71) Heckel, a. a. O. S. 396.
 72) Ebeberg, a. a. O. S. 269. Schanz, a. a. O. S. 24.
 73) Theisen, a. a. O. S. 26. Preussisches Esg., ebenda. S. 135.
 74) Szombathy, a. a. O. S. 34.
 75) Heckel, a. a. O. S. 396.

(3) 保險金ハ普國テハ生命保險ヨリノ臨時收入ハ租稅義務アル所得ト爲サス。⁹¹⁾ 塊國テハ生命保險ヨリノ元本支拂ハ無稅トスルモ終身年金ハ規則正シキ收入トシテ租稅義務アリ。⁹²⁾

所得ヲ右ノ如クニ解釋スルノ結果トシテハ、所得計算上是非トモ豫算申告主義ヲ止メテ前年度ノ實際所得申告主義ヲ採ルコトトナラナケレハナラヌ。一時的ノ所得ヲモ課稅スルコトトスル以上ハ、豫算主義テハ大抵脱漏スルコトニナルカラテアル。前年ノ實際申告主義ハ本來所得稅ヲ完全ニスルニツイテ採ルヘキモノテアルカ(註三一)、茲ニ所得意義ノ更正ノ結果トシテハ愈々以テ缺クヘカラサルコトトナツタ。(註三二)

(註三一) ふいすちんぐ曰ク、所得稅ノ最完全ナル形トシテノ性質ハ、各擔稅者ノ箇々ノ實際ノ所得カ基礎トナルコトニ在ル。——前年ノ實際ノ成果ノミカ此課稅ニ標準トナリ得ルモノテアツテ——夫ノ過去カラ將來ヘノ結論(豫算主義)ハ全ク不確實ナルモノテ、法律上ノ擬制又ハ事實上ノ推測ニヨリ課稅スヘキ所得ノ元素ヲ豫定スルノ試ハ、恣意ニ導キ、所得稅ノ價値ヲ損スルト。⁹³⁾

(註三二) (1) 日本現行法ハ主トシテ收入豫算主義ヲトル。即チ第三種所得中、山林伐採所得ト、外國又ハ此法律ヲ施行セサル地ニ於ケル法人ヨリ受ケル配當金ハ前年實際ニヨリ、他ハ凡ヘテ收入豫算主義トス。尤モ田畑所得ハ前三年ノ實際ノ平均ヲ收入豫算ノ基礎トス(稅法四條ノ三)

(2) 普國法ハ自然人ノ賦課ハ前年ノ實際ニ依ル。商工業礦業ヨリノ營業所得、秩序正シキ簿記ノ存スルタケニテ農林業ノ其、并ニ非自然人ノ賦課ハ前三年ノ平均成績ニ依ル。⁹⁴⁾ さくせん、ぢゆるてんべるひモ原則トシテ此前年主

義ヲトル。⁹⁵⁾ 塊國法モ一時的收入、連續的收人トモ前年ノ額ニ依ル。期間的ニ動搖スル收益ヲ有スル收益源ニツキテハ見積的確定ヲ標準トスル。⁹⁶⁾ (大正六年九、及十月、經濟論叢)

第五編 所得稅ニ於ケル所得ノ統一課稅

緒言

所得稅ハ學問及實際ヨリ最多ク歡迎サレテ居ル。非常ニ人望カアツテ、¹⁾ 或ハ最公正ノ稅ト認メラレ、²⁾ 或ハ最輕易負擔稅トセラレ、³⁾ 或ハ又最自然的且ツ最直接ノ稅トセラレ、⁴⁾ 少クトモ理論上(歴史的ニ非ス)ノ原始稅トセラレ、⁵⁾ 或ハ主要稅、⁶⁾ 中心稅、⁷⁾ 財政ノ萬能藥トモイハレ、⁸⁾ 實際ニモ今日ノ高キ文明ノ要求ニ適ヒ(註一)、益々財政上ノ重要ヲ増加シ、更ニハ財政ノ恒久的成分トモ考エラレ、¹⁰⁾ 未來ノ單一稅トモ想ハレテ居ル。¹¹⁾ 固ヨリ此ニハ多少ノ缺點カアリ、特ニ不正商者ヲ利スル嫌カアリ(註二)、民主政治ノ下ニハ危險ナルモノトモ考エラレ、¹²⁾ 其存立ニハ國民ニ或堅キ道義心ノ存在スルコトヲ要スル所テハアル(註三)カ、兎モ角大勢ハ何國ニテモ之カ採用又ハ擴張ニ在ル。ソシテ之ヲ以テ一ノ補完稅ト見ルノ時代ハ最早過キ去リツツアル。我邦ニテハ目下尙ホ酒稅地租ノ方カ其所得稅ヨリモ遙カニ重要テアル

95) Heckel, a. a. O. S. 381. 96) Szombathy, a. a. O.S. 43.
1) Eisenhart, Die Kunst der Besteuerung. S. 97.
2) Walcker, Fw. S. 62. Borcht, Fw. S. 112. Cossa, Grundris d. Fw. S. 122. Vocke, Grundzüge d. Fw. S. 351. Fuisting, Grundzüge d. Steuerlehre. S. 107.
3) Borcht, a. a. O. S. 112. 4) Cossa, a. a. O. S. 122.
5) A lams, The science of finance. p. 357. 6) Heckel, Lehrbuch d. Fw. I. S. 356.
7) Tischert, Die moderne staatliche Ertrags- und Einkommensbesteuerung. S. 28.
8) Guyot, L'impôt sur le revenu. Préface VII.

87) Theisen, a. a. O. S. 24. Müller, a. a. O. SS. S. 10. Szombathy, a. a. O.S. 34.
88) Preussisches Esg., a. a. O. S. 134.
89) Szombathy, a. a. O. S. 34.
90) Szombathy, a. a. O. S. 36.
91) Preussisches Esg., a. a. O. S. 134.
92) Szombathy, a. a. O. S. 34.
93) Fuisting, a. a. O. SS. 93. 116.
94) Preussisches Esg., a. a. O. SS. 135. 136. Theisen, a. a. O. S. 27.

カ(註四)税ノ性質カライヘハムシロ此所得稅ニ重キヲ置カナクテハナラヌ。將來ハ益々此ニ重キヲ置クコトトナラナケレハナラヌ。日本モ此後トモ增收ノ必要ヲ生スルコトカ多カラウカ、其場合ニハ此稅ニ依ルコトカ最適當ト考エラルル。唯併乍ラ其ノ所得稅カ中心ノ主要稅ト認メラレテ增收ノ必要アル場合ニ大ニ此ニ依ルトイハルルノハ、此カ人稅タル性質ヲ最良ク示シタル場合テナクテハナラヌ。然ルニ、日本ノ所得稅ハ實ハ此點ニ於テ甚不満足テ、其種別課稅ヲ行ヒツツアルコトニ於テ、物稅的收益稅的特質ヲ負ヒ、隨フテ夫ノ資格ヲ缺ク所テアル。折角我國ニ此所得稅ヲ優良稅カアリナカラ、其特色ヲ十分ニ發揮シ得ナイノハ甚タ遺憾テアル。之ヲ整理シ改良スルコトカ恐ラクハ我國稅制整理ノ根本的事業テナクテハナラヌ。是レ茲ニ敢テ此ニツキテノ理論及實行上ノ研究ヲ試ミントスル所以テアル。

(註一) へつげる曰ク、一般所得稅ハ生産收益ノ一國民經濟ニ於ケル分配ヨリ出發シ、收益稅ニ於ケルカ如ク財生産ノ過程ヨリ出發シナイ。此故ニ此稅ハ會ニ租稅賦課ノ分量的方面カ決定的タルノミナラス、租稅力ノ品質的確知モカ考察サルル所ノ高キ文明度ノ要求ニ適合スルト、わがな一ハ曰ク、近世ノ租稅吏ハ如何ニ形式上ノ所得カ舊時ノモノ(人頭稅階級稅)ノ代リニ進メルカチ示ス。——平民時代ノ國民自覺及法律ニ於テ人的自由及平民的平等ノ承認カ結果トシテ租稅特權ノ排除及凡ヘテノ箇人所得(執レノ營利種類ヨリ出ルト、何人カ之ヲ得ルトナ間

9) Helft. Beiträge zur Frage d. technischen Ausgestaltung d. deutschen Einkommenbesteuerung. S. 49.
 10) Fabian research department, A revolution in the income tax. p. 8.
 11) Nitti, Principes de science des finances. p. 488.
 12) Parieu, Traité des impôts. 2^e éd. I. p. 481.
 13) Beaulieu, Traité de la science des finances. 5^e éd. I. p. 442.

ハス)ノ平等ナル租稅義務ノ承認チ有ツ。是ヨリシテ更ニ職業的營利ノ課稅ノ重ナル種類トシテ形式的所得稅ノ要求カ生シナケレハナラヌト、しえふれ一ハ曰ク、一般所得稅ハ相對的ニ、即チ收益稅財產稅ニ比シテ今日ノ中及西歐諸國及其國民經濟ノ發達ニ取テハ最良テアル¹⁴⁾。

(註二) びつとハ英國ノ第一ノ所得稅ノ成果ヲ評シテ「恥ツヘキ連脱又ハ寧ロ卑シムヘキ虚偽」トイツタトイフコトテアルカ、此所得稅ハ其他ニテモ或ハ「不正直ノ上ノ打歩」トイハレ、或ハ「正直者ト愚人トノ稅」ト背誓者及詐偽師ニ對スル賞與金」トモイハレテ居ル¹⁵⁾。

(註三) ぱりゆ一ハ曰ク、純日耳曼人又ハ其主要ナル支派ノ人種ノ住居スル諸國、獨逸、すかんぢなびあ、英國、北米ニテハ殆ント到ル處ニ此種ノ稅チモツノニ、新羅典人ノ財政史ハ此稅ノ孤立シタル一時的ナル又ハ誤解シタル適用ノ少數シカ示サナイト。彼ハ又曰ク、一般所得稅ノ適用チ合圖スルモノハ納稅者ニ於ケル忠義、忍耐及任意ノ或度ノ必要テアルト¹⁶⁾。

(註四) 一九一七—八年度ニ於テ(一)酒稅八九、八七四、七二三、(二)地租七二、八一五、七四七、(三)所得稅三六、八八〇、六四〇圓¹⁷⁾。

本論說述ノ順序トシテハ先ツ所得統一課稅ノ正當ナル所以隨フテ種別課稅ノ不當ナル所以ヲ明カニシ、次イテ統一課稅ニ對スル非難ヲ擧ケ、而モ其ノ救済スヘカラサルモノニ非ルカ、又ハ前ノ長所ニ比スレハ言フニ足ラサルモノナルコトヲ明カニシ、最後ニ之カ實行上ノ問題ニ入り、先ツ所得種類ニ依ル斟酌方法ヲ説キ、然ル後法人所得課稅ノ難問ヲ論シヤウト思フ。

14) Hecke, a. a. O. S. 350. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 523. Schöffle, Die Steuern. B. T. S. 89.
 15) Vocke, Grundzüge d. Fw. S. 349.
 16) Fabian research department, l. c. p. 5.
 17) Vocke, Grundzüge. S. 351.
 18) Parieu, l. c. p. 481-2. 482-3.
 19) The 17th financial and economic annual of Japan.

第一段 所得統一課稅ノ辯護

其一 所得統一課稅ノ肯定理由

(一) 所得稅ノ本質上——一體所得稅トイフモノハ人ノ所得ニ課稅スルモノテアル。人ヲ中心トシテ其ニ入り來ル所ノ有ラユルモノノ其人ノ財產増加トナリタルタケニ課稅スヘキモノテアル(註五)。即チ其人ノ所得ヲ全體トシテ統一のニ課稅スヘキテアル。所得稅ノ本質上所得統一課稅カ至當テアル。其ヲ區分シテ或人ニ入り來ルモノノ中ニツキ或種ノモノニハ或課稅率、他ノ種ノモノニハ他ノ課稅率ヲ適用スル課稅ニ依ツテ居テハ、所得稅ノ特色カ失ハレテ、收益稅ト選フナキコトナル。固ヨリ收益稅ニモ收益稅ノ特徴カアルコト故、租稅體系中ニ之ヲ存スルコトニ異論ハナイカ、併シ別ニ所得稅ノ統一所得課稅モアツテ然ルヘキテアリ、特ニ日本ノ如シ一方ニ若干ノ收益稅ヲ有シツツ、別ニ更ニ所得稅ニテ統一課稅ヲ行ハス種別課稅ヲ行ヒ、隨ツテ收益稅的ノ課稅ヲ行フノハ不可テアル。其ハ畢竟スルニ收益稅ノ重複ニ外ナラス、租稅體系ヲ紊スモノテアル。或ハ所得稅ニ種別課稅ヲ行フテモ別ニ收益稅ヲ設ケナイナラハ、其レテ收益稅的所得稅カ行ハルルコトニナツテ、收益

稅ト所得稅トノ兩用ヲ爲サシムルヲ得ルヤウテモアルカ、所得稅ノ處ニテ全然種別課稅ヲ行ヒ統一課稅ヲ行ハナイナラハ、收益稅的ノ趣旨タケハ貫クカ知レヌカ、所得稅ノ理想カ良ク行ハレナイ。收益稅ハ出テ來ル所ニ就キテ課稅スルモノユヘ種々別々ニ課稅スルコトヲ然ルヘシトスルカ、所得稅ハ人ニ入り來ル所ニ就キ課稅スルモノユヘ、統一課稅ノ外ニ嚴正ナル所得稅ハアリ得ナイ。或人ニ就イテ見レハ所得ハ一アツテ二ナイ。所得稅モ一ツアツテ二ツアルヘカラストアル。或ハ又英國法ノ如ク所得ヲ半統一のニ課稅スルモアル。即チ所得ヲ五種ニ分チテ各部ニ課稅率ヲ適用シ、唯タ比較的小所得者ニ減免稅ヲ行フニ就イテ全所得ヲ通計スルモアル。此モ眞ノ所得稅テハナク、全ク收益稅的ノ所得稅ニ過キナイ、(註六)其ノ所得稅トイハルルノハ其小所得者ニ減免稅ヲ行フニツキ全所得通計ノ處ニアル。此ハ全ク此通計ヲ行ハスシテ單ニ各種ノ所得ニテ課稅シ、漸ク其或主要ナル種類ノモノニテ所得稅的課稅法ヲ行フニ止マル所ノ日本法ニ比シテハ或ハ一步進ミタルモノトイヘルカモ知ラヌカ、決シテ所得稅トシテ完成シタルモノトハ認メラレナイ。假令英國カ所得稅ノ發達ニ於テ隨フテ近世租稅ノ發展ニ於テ大貢獻ヲ爲シタルコトヲ認メルコトカ出來ルニセヨ(註七)、又其運用カ比較的良好ク行ハレタニモセヨ、此ヲ以テ直チニ全體上最成功シタ

モノト稱スルニ至テハ過キテ居ル。之ヲ模範トスルコトハ出來ナイ。

(註五) へつけるハ曰ク、所得稅ハ凡ヘテノ所得ヲ全體トシテ租稅政策の單位トシテ課稅シヤウトスル。此故ニ此稅カニ大特徴ヲ示ス。其ハ一般ト主體ノ人格ニ於ケル箇別的捕捉トテアル。——其ノ一般トイフコトハ凡ヘテノ主體ヲ其々ノ凡ヘテノ所得ニ就キ其人ニ於ケル集合ニ於テ課稅スルコトヲ意味シ、箇別的捕捉トイフコトハ所得ノ推定額ヲナクテ實際額ニ就キ、其出ル所ノ根源ニヨリテテナクテ其ノ之ヲ受取ル所ノ人トノ關係ニ於テ課稅スルコトヲ意味スル。

尤モ實際ニ於テハ名ハ所得稅トイフテモ完全ナル所得稅タラサルカアル。特ニ例之、伊太利ノハ職業的所得及補完稅ト結合シタル動的資本ノ所得稅的ノ稅テアリ、一八五六及八一年ノ法律ニ基クばいえる人ノ所得稅ハ賃金及給料稅テ、一八四九年ノ埃國ノ所得稅ハ營業稅附加稅ト資本及俸給稅トテアツタ。

(註六) へつけるハ之ヲ評シテ其外形ハ所得稅ニ依ルモ内容ハ事實上合理的ナル收益稅ノ體系テアルトイフ。ぐらどすとらんモ亦之ヲ以テ單一稅トイフヨリハ寧ロ租稅ノ體系ナリトイフテ居ル。尤モ英國テモ近年ハ追加稅ニヨツテ大額所得ニマテモ全所得計算ノ機會ヲ與エテ居ル。

(註七) につちハ曰ク、英國ハ其所得稅ノ爲メニ近世財政立法ニ大ナル進歩ヲ齎ラシタト、こらんハ曰ク、英國テハ之ニヨリ新時代ノ爲メニ政治上ノ自由ノ慣習ヲ齎ラスナ得タト。

(二) 課稅ノ公平上——斯ノ如ク所得稅ク本質上モ所得統一課稅カ至當テアルカ、所得稅ノ公平課稅ノ上ニモ此カ必要テアル。此ノ統一課稅カアレハコソ、夫ノ給付能力ニ適應スル上ニ重要ナル累進課稅ヤ(註八)、最小活資免稅ヤ(註九)、人的事情ノ斟酌(註一〇)ノ如キカ完全

20) Adams, l. c. p. 477.
21) Heckel, a. a. O. S. 349-350.
22) Heckel, a. a. O. S. 396.
23) Walcker, a. a. O. S. 63.
24) Heckel, a. a. O. S. 353.
25) Bastable. Public finance. 3 ed. p. 481.
26) Nitti, l. c. p. 493. Cohn, System d. Fw. S. 409.

ニ行ハレ且ツ有意義トナル。種別課稅テハ此カ良ク行ハレナイ(註一一)。又行ハレテモ無意義ニナル。例之我國テハ種別課稅ヲ行ヒツツ此等ノモノヲ行フテハ居ルカ、其ハ決シテ完全ナルモノテナク甚タ奇ナルモノテアル。本當ノ公平ニ適ハナイ。即チ累進稅及最小活資免稅カ單ニ第三種所得ノミニ行ハレ、且ツ累進稅カ第一種所得ノ一小部ニ稍輕キ度ニテ行ハレテ居ル。此ハ不可テアル。特ニ今ノ儘テアルト第二種所得タル公社債利子ノ如キ資產所得ト認ムヘキモノカ第三種所得ノ孰レヨリモ低キ比例率ヲ適用サルルコトトナツテ居ルコトテモアルカラ、隨フテ公社債ヲ多ク持ツ所ノ大資產所得者カ小ナル人的所得者ヨリモ割合ニ輕キ負擔ヲ爲ストイフ不公平トナル(國債利子所得ニ全ク所得稅ヲ免除サルルコトヲ別トシ)。又第一種ノ乙ニ屬スル會社ノ株ヲ有ツ者其ハ見様ニヨリテハ矢張り資產所得者ニ外ナラヌカ其ハ假令其所得カ非常ニ大テアツテモ、第三種ニ屬スル所得隨フテ人的所得ノ可ナリ小ナルモノヲ有ツ者ヨリモ低キ稅率ヲ適用サルルノ不公平カアリ、隨フテハ人的努力ヲ勵ムコトヲ忽ニシテ、公社債株券ヲ所有シテ資本ニ衣食スル者ヲ獎勵スルノ惡結果ヲモ生スル。加之同シク營業ニ從事スルトシテモ少シク大仕掛ノモノテハ、箇人企業トシ隨フテ第三種所得トシテ課稅サルルヨリモ、會社企業トシテ第一種乙所得トシテ課稅サ

ル方カ一層輕イ負擔トナルトイフノ不公平カアリ、隨フテハ又成ルヘク租税ヲ輕カラシメヤウトイフ脱税的ノ考カラ、營業組織ヲ簡人企業ヨリ會社企業ニ移スモノヲ多ク生スルノ不都合カアル。勿論其ニハ株式會社ヲ盛ニシ大資本企業又ハ資本ノ集積ヲ助成シテ産業ノ發達ヲ促進スルトイフ利モアルカ、併シ株式組織ニハ又經營上ノ弱點モアリ、之ヲ選フカ如キ事業ナラハ兎ニ角、強テ株式組織トスル必要ナク又ハムシロスクスルヲ却テ不利トスルモノヲモ、單ニ所得稅ノ負擔ヲ輕カラシムルノ都合上之ヲ株式組織タラシメ、其カ爲メニ簡人企業ノ切角ノ利益ヲモ失ハシムルニ至テハ甚タ遺憾テアル。

(註八) ぎゆーよーハ曰ク、殆ント凡ヘテノ所得稅論者ハ或累進ヲ認メテ居ルト、こんらーどハ曰ク、所得稅テハ累進ノ實行カ必要テアルト、更ラニみゆらーハ曰ク、公正カ累進所得稅ヲ要求シ、實際ニモ所得稅ノ累進カ殆ント全獨逸ニ行ハレタト。²⁷⁾尤モ反對意見モアル。例之ぼーりゆーノ如キハ累進稅力經濟學者ヨリ發表サルルヲ得ルコトヲ驚ク。何トナレハ此カ單ニ感情的ノモノテ何等合理的基礎ヲ有タナイカラトイフテ居ル。こんらーどニ依ルト管テぐないすとモ累進所得稅ヲ以テ全租稅體系ノ廢頓ヲ齎ラスモノトイフテ居ル。びーるざつクハ曰テ居ル、累進所得稅ハ公正課稅原則ニ一致シナイ。特ニ此カ社會主義的共產主義的目的ヲモツトキハ、又此カ次第ニ物財ノ所有ニツキ現存事情ヲ廢止スルコトニ用立ツトキハ排斥スヘキモノテアルト。ばすてーぶるハ曰ク、累進カスカル稅ニハ眞ノ比例稅ノ爲メニ必要テアラウ。併シ各人ノ所得ヲ全體トシテ取扱フコトハ錯雜シタル種類ノ報告ニ依ルチ餘儀ナクシ、糾問的トシ、所得ノ大ナル額ニ脱稅ノ機會ヲ與フル。此理由ヨリ比例カ全體上

勸ムヘキモノテアルト。²⁸⁾併シ累進方單純ナル感情のモノテナク、却テ合理的ニ公平課稅又ハ給付能力ニ應ジタルノ課稅ナルコト并ニ社會主義的共產主義的ノモノテナイコト、隨フテハ全租稅制度ヲ廢頓スルモノテナクテ却テ完成スルモノナルコトハ爭フヘカラサルコトテアル。又各人ノ所得ヲ全體トシテ扱フコトカ必スシモ大シタ不都合ナキコト後ニイフ所ノ如クテアルトスレハ、ばすてーぶるノ論法ヲ以テ比例ヲ勸ムルニモ及ハナイ。

(註九) ほつくハ曰ク、非累進的ナル所得稅ニテモ所得カ免稅點ヲ超ユルヤ、如何ナル額ニテ然ルカヲ判斷スル爲メニハ、全所得カ確知サレナクハナラヌト。²⁹⁾

(註一〇) あいぜんはるとハ曰ク、全所得ニ結付キタル租稅體系カ特ニ人的支持點ヲ與フルト。³⁰⁾

(註一一) しえふれーハ收益稅ノ缺點トシテ各人ノ稅源カ人的全所得又ハ全財產トシテ確知セラレス、隨フテ最小活資ノ斟酌壓迫サレタル家族事情ノ顧慮、及累進課稅ノ採用サルル能ハサルコトヲ舉クルカ、此ハ所得稅ノ種別課稅ニモ當ル。

例之英國ニテモ種別課稅テアリナカラ若干ノ累進ヲ行フテハ居ル。近年其レカ段々ト増加ハシタカ、其基礎率ハ矢張り比例テ其ハ丁度一九一六年度ニハ一磅ニツキ五志、一九一五年ニハ三志テアツタ。³²⁾其故ニ其カ所得額ニ從フテ累進ノ尙ホ輕キコト并ニ不公平ナルコトノ缺點ヲモツ。³³⁾其累進ハ漸ク次ノ如クニ現ハレテ居ルニ過キヌ。

(1) 全所得カ四〇〇磅、六〇〇磅、又ハ七〇〇磅以下ナルトキニ變化アル減額、(2) 五〇〇磅ヲ超ヘサル所得ニ限ツテ十六歳以下ノ各生存スル小供ニ二十五磅ノ減額(3) 全所得カ三〇〇磅、五〇〇磅、一〇〇〇磅及二〇〇〇磅ヲ超ヘサルトキハ、不勞所得稅ノ特別累進率、全所得カ五〇〇磅、一〇〇〇磅、一五〇〇磅、二〇〇〇磅、二五〇〇磅ヲ超ヘサルトキハ、勤勞所得稅ノ特別累進率、(4) 年三〇〇〇磅以上ノ所得ニ追加稅(二五〇〇磅以上ニ對シ第一ノ五〇〇磅ニ一磅ニツキ十片ヨリ、一〇〇〇〇磅以上ノ各磅ニ三志六片マテ變スル所ノ率ニテ)テアル。³⁴⁾

28) Beaulieu, l. c. p. 145. Conrad, a. a. O. S. 14. Biersack, Ueber Besteuerung. S. 98. Bastable, l. c. p. 490.
 29) Hock, Die öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 80.
 30) Eisenhart, a. a. O. S. 119.
 31) Schäffle, a. a. O. S. 86-7.
 32) Underhay, Income tax. p. 29.
 33) Fabian research department, l. c. p. 23.
 34) Fabian research department, l. c. p. 23.

27) Guyot, l. c. p. 237. Conrad, Grundriss. Fw. 2 Aufl. S. 37. Müller, Die Einkommenbesteuerung in den verschiedenen Ländern. S. 41.

其二 所得統一課税ノ否定ニ對スル辯駁

(一) 所得種類ニ依ル公平課税上——所得統一課税ヲ止メテ種別課税ヲ爲スコトノ理由トシテハ先ツ之ニヨツテ夫ノ勤勞所得及資産所得ノ差等課税カ一層容易ニ行ハルルトイフコトテアル。成程此種別課税ノ仕組ノ下ニハ此カ容易ニ行ハルル(註一三)。又之ヲ行フノカ正常テアル(註一三)。カ併シ此差等課税ハ統一課税ノ下ニモ行ハレ得ルコトテアル。即チ税率ノ適用ハ凡ヘテノ所得ヲ統一シタル所テ行フトシテ、其前ニ各種所得ニヨリ之ニ乗スルモノ又ハ控除スルモノヲ異ニスルコトニ依ツテ所得差等ヲ斟酌スルコトヲ得ル。又其方カムシロ適當ニ此斟酌ヲ行フコトニナル。夫ノ各種所得ニヨリ給付能力ノ大小ノミニ拘泥シテ種別課税ヲ行ヒ、各種所得ニ隨ヒテ別異ノ税率ヲ適用シテモ、全體ノ所得トシテノ統一課税率適用ヲ行ハナイテハ、全體トシテノ所得額ノ大小ヲ斟酌セサルノ大缺點カアル。最小活資ノ斟酌人的事情ノ斟酌モ行ハレ難クナル。累進税率モ行ハレ難クナル。其カ行ハレテモ却テ不公平ナル結果ニモナリ得ル。故ニ一應各種所得ニテ若干ノ斟酌ヲ行ヒタルモノ(註一四)ヲ統一集計シテ、此ニ累進課税ヲ爲スコトカ最公平テアル。尤モ斯カル各種所得ニ依ル斟酌ニ於テ勤勞所得ヲ寛大ニスルコトハ凡ヘテノ大小所得ニハ必要テナク、單ニ一定ノ小所得

ニノミ行ヘハ可トノ説モアルカ(註一五)其ハ考エ過キテアル。矢張り如何ニ大所得ノ處テモ所得ノ性質ニ從テ之カ斟酌ヲ爲スコトカ正當テアル。大所得ニアツテモ勤勞所得ノ分子ハ所得者ニ取り値打カ大キク隨フテ給付能力カ小ナルコトヲ免レナイ。尙ホ又右ノ種別課税カ勤勞資産ニヨル差等課税ノ行ハレ得ルヤウ出來テ居レハマタ良イカ、此カ日本法ノ如ク單純ニ課税便宜上ヨリ法人ヨリノ所得並ニ公債社債利子ト其他ノモノトヲ區別スル方法ニテ行ハルルト、此ハ最早右イフ如キ公平課税ノ目的ヲモ達シナイ。却テ不公平課税ニナル。實際日本法テハ第一及第二種所得ノ如キ資産所得カ第三種所得ニ於ケル勤勞所得ヨリモ輕キ負擔トイフ不公平カアルノミナラス、第三種所得中ノ資産所得、資産勤勞共働所得ト比較シテモ不公平ナル課税ニナツテ居リ更ニ第一種第二種相互間ニモ不公平カアル。尙更ラ以テ斯カル種別課税ヨリハ統一課税ノ方カ良イ。

(註一三) 例之(1)英國テハ全所得カ二五〇〇磅以下テハ勤勞所得ニ對シ不勞所得ヨリモ低キ税率ヲ適用スル³⁵⁾ (2) くんすらすらんとテハ凡ヘテノ所得ヲ三種ニ分チ、

- (a) 人的努力ヨリノ所得 二、五〇—三、三三%ノ累進率
- (b) 財産ヨリノ所得 三、七五%ノ比例率
- (c) 會社及不在者ノ所得 五、〇〇%ノ比例率

第五編 所得税ニ於ケル所得ノ統一課税

35) Fabian research department, l. c. p. 5.

ヲ課シ(3)南濠洲ニテハ人的努力ヨリノ所得ト財産ヨリノ所得トニ別ナル累進率ヲ設ケ、會社ノ所得ハ財産ヨリ得タルモノト見做シ高キ方ノ率ヲ適用スル。(4)びくとりあテハ人的努力ヨリノ所得ニ累進率ヲ適用シ、財産所得ニハ右ノ二倍ニ當ル率ヲ適用スル。(5)和蘭テハ労働ヨリノ所得ト財産ニヨル所得トニ別ナル累進率ヲ設クル。(6)伊太利テハ不動産所得ヲ除イテ居ルカ、其他ノモノニテ

- (A)ノ(一)州市町村及政府保護會社債ノ利子及割當、特許富札ノ割増等 二〇、%
 - (A)ノ(二)資本放下ヨリ生スル其他ノ所得 一五、%
 - (B)資本及労働ノ結合ヨリ生スル所得 一〇、%
 - (C)人的努力ヨリ生スル所得 九、%
 - (D)市町村州又ハ政府ヨリ拂ハルル賃金恩給俸給 七、五%
- ヲ課シ、(7)るくじんふるぐニテハ不動産及礦山ヨリ得ルモノヲ除キ凡ヘテノ所得ニあんぼーもびりえーヲ課スルカ、此ニテハ

- (a) 動産ヨリノ所得 三、%
 - (b) 商工業職業ト關聯シテ人的努力ノ結果タル所得 二、%
 - (c) 俸給賃金報酬及恩給 一、%
- ヲ課スル。

(註三) 所得統一課稅ヲ行フトシテモ、其單純ナル總計ニヨル課稅ハ近世國民經濟ニ於ケル國富及國民所得ノ分科ニ反スル稅テ、³⁷⁾ 資産所得労働所得ノ差等課稅ノ公平課稅上至當ナルコトハ、³⁸⁾ 諸多ノ學者ノ異口同音ニ唱フル處アル。其ノ理由ハ労働所得ニハ疾病、失職、廢疾、老年、死亡等ニヨル所得喪失ノ危險ニ對スル保險料金、³⁹⁾ 更ラ

36) Kennan, Income taxation. p. 22. 24. 30. 140-141. 152. 163.
 37) Heckel, a. a. O. S. 52.
 38) Walcker, a. a. O. S. 67. Fuisting, a. a. O. S. 202. Rau, Grunnsätze d. Fw. 5 Aufl. II. S. 193. Umpfenbach, Fw. S. 175. Beaulieu, l. c. p. 445. Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. I. S. 400. Conrad, a. a. O. S. 15. Brüning, Vorschläge zur Reform d. Einkommenbesteuerung in Preussen. S. 26.
 39) Conrad, a. a. O. S. 15. Cossa, a. a. O. S. 126.

ニハ其給付能力ヲ得ルニ至リタル教育金ノ割賦金トイフカ如キ資産所得ニ不要ナルモノヲ要スルシ、且ツ資産所得者テアレハ別ニ労働所得ヲモ容易ニ擧ケラレルノ便アリトイフニアル。⁴¹⁾ 勿論之ニ對シテ財産ニモ特別ノ危險カアルヤウニモ見ユル。例之土地ニハ地震汎濫等ノ危險モアルカ、其ハ通例テナイ。⁴²⁾ 此カ屢々起ル土地アリトスレハ恐ラク其土地ノ價格力割安テ、其價ノ割合ニ普通ノ利益力大キク、自然其レテ補償サレテ居ル。特ニ土地ニハ通例人口ノ増加ト共ニ其價力益々騰貴スルノ利モアル。⁴³⁾ 又確實ナル有價證券ニ至テハ通例何等ノ危險ナク、⁴⁴⁾ 危險アリ不確實ナル證券ハ價ノ方テ其危險力見積ラレテ居ル。⁴⁵⁾ 唯々家屋器具等ニ於ケル火災保險料ノ如キハ別ニ課稅上斟酌スルノカ穩當テアラウ。テ矢張り大體ニ於テ労働所得ニ於テ資産所得ヨリモ特ニ危險大ナリトシテ隨フテ給付能力小ナリトシテ扱フテ然ルヘキテアル。

尤モ少數ノ反對者ハアル。例之むるぼるとハ各個人ノ所得ノ課稅ニツキ問題トナルトキニ、其源ノ種類ノ異ルコトハ全ク負擔ノ方法ニ於テ差異ヲ爲サナイ。此源カ土地カ資本カ労働カハ全ク同テアルトイヒ、⁴⁶⁾ そんばちハ各ノ實際的所得稅ノ原則ハ各家計ノ全所得ヲ消費經濟ノ單位トシテ課稅標準トシテ取ルコトテナケレハナラヌ。此際所得カ何處ヨリ來ルトモ如何ナル源ヨリ來ルトモ同テナケレハナラヌ。主タル問題ハ唯々全體カ如何ニ大ナルカニ在ルトイフカ、⁴⁶⁾ 何レモ其理由ヲ明示シナイカラ據ルコトヲ得ヌ。或ハ資産所得ハ永久ノ稅ヲ拂ヒ、労働所得ハ唯々一時的ノ稅ヲ即チ義務者ノ疾病又ハ死亡時マテ拂フカラ差等課稅無用トイフ說モアルカ、⁴⁷⁾ 納稅ノ期間カ畢竟課稅ノ條件ノ存在中ニ限リタルコトハ資産所得タルト労働所得タルトニヨツテ異ル所ナク、此ト危險ニ對スル補償トハ別箇ノ問題テアル。資産所得者テモ其資産ヲ他人ニ移セハ最早之ニツキ納稅スルヲ要セサルコトナリ彼ヨリイヘハ労働所得者ト均シク又ハ場合ニヨリテハ之ヨリモヨリ短キ間納稅スルニ過キナイ。此差等課稅無用說ハ不當テアル。

40) Conrad, a. a. O. S. 15. Walcker, a. a. O. S. 67.
 41) Conrad, a. a. O. S. 15.
 42) Walcker, a. a. O. S. 67. 43) Walcker, a. a. O. S. 67.
 44) Conrad, a. a. O. S. 15.
 45) Walcker, a. a. O. S. 67.
 46) Murlard, Theorie und Politik d. Besteuerung. S. 449. Szombathy, Die neue Einkommensteuer. S. 2.
 47) Walcker, a. a. O. S. 67. Bergius, Grundzüge d. Fw. S. 255.

(註一四) ぶあいふあーハ曰ク、最小活資免除ヲ凡ヘテノモノニ與ヘタル上テ、利子所得者ニハ所得ノ全部ニ課税シ勞働所得者ニハ一部ヲ更ニ免除シテ課税スルコトトスヘシト⁴⁸⁾

(註一五) ふをっけハ曰ク、勞働所得ニ輕減シタル額ニテ又ハ別異ナル税率ニテ課税スルコトハ、巨富者カ俸給恩給又ハ定期年金又ハ類似ノモノヲ有ストキニ、之ニツキ職業的所得ヨリハ何モノヲモ有セサル者ト均シク最輕キ税率ヲ享受スルコトトナルカ、此ハ全ク辯護スヘカラサル寬典テアラウ。何トナレハ時間的ニ制限サレタル所得ノ輕キ課税ハ唯々此カ小ナル給付能力ヲ有ツ人ニ關スルタケニテ意味カアルカラト⁴⁹⁾

(二) 根源課税ニ依ル課税便宜上——種別課税テアルト根源課税カ行ハレ易ク、統一課税テハ此カ行ハレナイ。然ルニ根源課税テハ例之法人ヨリ來ル所得公社債利子ノ如キモ各收得者ノ處テ課税セスシテ、之ヲ支拂フ所ノ會社銀行ニテ取立テラルルコトトナリ、隨フテ詐僞脱税ヲ少カラシムルノ利カアル⁵⁰⁾。其故ニ種別課税カ選ムヘク、統一課税不可トイフコトモ言ハルルカ、併シ此ハ大シタコトヲハナク、統一課税ノ下ニテモ夫ノ支拂者ニ何人ニ支拂ヒタルカラ一々申告セシムレハ相當ニ取締ハ出來、格別多クノ脱税ヲ生セサルコトカ出來ヤウ。或ハ根源課税ニテハ義務者ノ經濟事情ノ秘密ヲ保ツコトヲ得ルトモイフカ、其點ハ所得税テハ重キヲ成スニ足ラヌ。此税ハ本來紳士税テアリ、各人カ其全經濟ノ内情ヲ稅務當局ニ示メスコトヲ辭スヘカラサル筈ノモノユヘ、此理由ヨリ根源課税ヲ勸ムルハ當ラヌ。

48) Pfeiffer, Die Staatseinnahmen. II. S. 252.
49) Vocke, Fw. S. 283.
50) Bustable, l. c. p. 481. Cossa, a. a. O. S. 125.
51) Cossa, a. a. O. S. 125.

且ツ夫レ此根源課税ハ凡ヘテノ種類ノ所得ニ行フ譯ニ往カヌコトノ爲メニ徵收ノ統一ヲ紊ストイフノ缺點ヲ有ツ⁵²⁾。加之英國法テハ根源課税カ廣ク行ハレテ居ルカラ⁵³⁾マタ良イカ、日本法ノ如ク漸ク法人所得公社債利子ノミニ之ヲ行フテ、他ノ之ヲ行ヒ得ヘキ貸金預金ノ利子、地代屋賃等ニ及ホシテ居ラヌトイフニ於テハ、一層不統一ノ誹ヲ免レヌ。即チ日本法テハ此根源課税カ徹底セス、隨フテ此點ニテモ不統一且不公平トナツテ居ルノヲ惜マナケレハナラヌ。

(註一六) 尤モ此點ニツキテハ、此根源課税ノ方法タニ確カナルモノテアルナラハ、其カ凡ヘテノ所得ニ適用サルル能ハサルノ理由ヲ以テ斷念スルノハ不得策トモイヘル⁵⁴⁾。

(三) 收納額ノ多少ニ於ケル財政上——前記ノ種別課税ニテ脱税ノ少キコトト關聯シ、並ニ特ニ日本ノ現行法テ會社配當ニ中位ノ比例率ヲ適用スルコトト關聯シテ、種別課税ノ方カ統一課税ヨリモ一層多收ナルヲ得ルトイフカモ知レヌ。之ニ對シテハ確カニ然リトモ然ラストモ答フルタケノ根據ヲ示メスコトハ出來ナイカ、統一課税ヲ爲シタリトテ脱税ヲ相當ニ妨ク方法ハ講シ得ラルルシ、課税率ノ點カラノ減收モ差シテ患フル程ノコトハナイテアラウト思ハルル(註一七)。又假令此收入上ニハ多少ノ不利ヲ見ルニシテモ、前來説ク如ク統

52) Cossa, a. a. O. S. 124.
53) Conrad a. a. O. S. 29.
54) Cossa, a. a. O. S. 125.

一課税ニ根本的ノ長所、即チ所得税ノ本質上ト其公平課税上トニ於ケル大優所アリトスル以上ハ、此點ニテ優ニ其不利ヲ埋合ハスニ足ル。特ニ公平税ハ負擔シ易キモノテアリ、隨フテ税率ヲ高クスルヲ得ル譯テアツテ、此點カライフテ實ハ却ツテ統一課税ノ方カ種別課税ヨリモ多收ナルヲ得ルトモイヘル。公平ニシテ多收、是レホト良イコトハナイテハナイカ。唯タ多少徵税上ノ面倒ハアルカモ知レヌカ、其ハ此大利益ノ爲メニハ忍ブノ外ハナイ。

(註一七) 我邦ノ大正五年度ノ全所得稅收額中ノ各種所得ニ依ル割合ヲ見ルト

- 第一種五一、七八%
- 第二種 一、二五%
- 第三種四六、九七%

テ、問題ハ種別課税ヲ廢シテ假リニ第三種ニ統一スルトシテ、現在ヨリモ全體上減收スルヤ否ヤアルカ、第二種所得ハ其税率(今年ノ改正前ノ其レ、以下同斷)千分二十テ、第三種所得ノ最低率千分二十五ヨリモ低イカラ、此方ハ第三種所得ニ包括サルルコトトナレハ、確ニ增收スル。カ此ハ全收額中ノ地位ノ甚シク低イモノ故暫ラク問ハスシテ、第一種所得甲ノ税率ハ千分四十乃至百三十テ、第三種所得ノ千分二十五乃至二百二十ニ比スレハ、最低率ニ於テ若干高クナツテ居ルカ、最高率ニテハ遙カニ低クナツテ居ルカラ、之ヲ第三種所得ニ包括スル結果ハ多少ノ增收ヲ來タスモノト考エラレル。併シ此分モ全體上ハ小ナルモノユヘ暫ラク措キ、特ニ殘ル所ノ第一種所得乙ハ何ウカトイフニ、此ハ千分六十二半トイフ比例率テ、第三種所得ニ當テテ見ルト、三千圓ヲ超ユルモノノ千分五十五ト五千圓ヲ超ユルモノノ千分七十トノ中間テアル。此種ノモノヲ第三種所得ニ入ルルノ結果如何。先

ツ第三種所得ノ收稅額中

- 五千圓以下 六〇、八七%
- 右以上ノモノ 三九、一三%

ナルニ於テ、第一種乙カ第三種ニ於ケルト同一割合ニテ増減スルモノト見レハ、多少ノ減收トナルノ外ナキカ如クテアルカ、實際恰カモ五千圓以上ナルヘキ大所得者ニ於テ特ニ所得税ノ負擔ノ輕易ヲ計ル爲メ個人企業ヲ會社組織ニ變更スルモノ多キノ事實ニ顧ミテ、決シテ減收トナルコトナク、却テ多少ノ增收トナルヘシト推測スルモ必スシモ過當テナイト思ハルル。

第二段 所得統一課税實行上ノ問題

其一 所得種類ニ依ル斟酌方法

所得税ニ於ケル所得ニ統一課税ヲ行フトスレハ、人而モ自然人ヲ中心トシテ之ニ入り來ル所ノ有ラユル種類ノ所得ヲ纏メテ、其ニ對シテ累進課税ヲ行フコトトナルノハ勿論テアルカ、儲テ此ニ問題トナルノハ先ツ其所得ノ種類ニヨツテ課税上斟酌ヲ加フルカテアル。ソシテ此所得ノ種類ニヨツテ差等課税ヲ行フノ至當ナルコトハ前段ニモ述ヘタル如クテアツテ、敢テ之ヲ争フコトヲ許サナイ。タタ其ノ之ヲ行フ方法如何カムシロ問題トナル。カ其ニツキ若モ或國ノ租稅體系カ所得税ノ外ニ收益税ヲモチ、其收益税カ人的成果以外ノ收

55) 計算ノ基礎ハ主稅局四十三回統計年報書、

益ヲ適當ニ課税スルナラハ、其上所得税ニ於テ所得種類ニ依ル課税斟酌ヲ行フニ及ハヌ。此所得税ト收益税トノ結合ニヨツテ自ラノ間ニ適當ニ此斟酌カ行ハレテ居ルコトニナル(註一八)カラテアル。或ハ右ノ收益税ノ代リニ財産税ヲ持ツモ同様テアル。併シ或國ノ租税體系ニ於テ所得税ハアレトモ右ノ如キ收益税又ハ財産税ナキカ其收益税ノ不完全ナルカ如キ場合ニハ、別ニ所得税ノ所ニテ所得種類ニヨル差等課税即チ資産勤勞ニヨル差等課税ヲ行フテ然ルヘキテアル。我邦ニテハ所得税ノ外ニ收益税ハアルカ、其ハ土地ト營業トニ關スルモノニ限り、資本ト家屋トニ關スルモノヲ缺ク所テアルカラ、此租税體系ヲ現狀ニ據置クトスレハ、收益税ニヨル夫ノ斟酌ノ外ニ、尙別ニ所得税自體ニテモ若干ノ斟酌ヲ爲スコト現行法ノ如クスルノカ適當ト思ハルル(註一九)。

(註一八) へつけるハ曰ク、客觀的的收益税カ有基所得(資産所得)ニ於ケル租税ノ過重負擔トシテ働クコトトナルト(56) 例之英國法テハ其所得税ニテハ所得カ如何ナル源ヨリ來ルカ、唯一回のナルカ、此カ資本ノ助ニテ得ラルルカ、勞働利得ナルカヲ考察シナイ。併シ此外ニ收益税カアツテ、其ハ地租家屋稅營業稅利子稅高等俸給稅、新シクハ賞與金稅テアリ、斯クテ小ナル勞働收益ノ外ハ殆ント凡ヘテノ收益カ二度直接課税セラルル(57)。

(註一九) 我現行所得税ニテハ第四條ノ四ニテ勤勞所得ニハ其所得ノ十分一ヲ控除シテ課税スル特典ヲ與フ。

其二 法人所得ノ課税

所得税ニ於ケル所得ノ統一課税ノ實行上第二ノ問題ハ法人所得ノ課税問題テアル。其課否及課税方法如何。此ニツイテハ實ハ學說モ實例モ區々ニ亘ツテ居ル。之ヲ實例カラ大觀スルト非二重課税主義ナルト二重課税主義ナルトカアリ、前者ニモ法人ニテ課税スル主義ト自然人ニテ課税スル主義トカアリ、後者ニモ全然二重課税トナルト、一部二重課税トナルトカアリ、其最後ノモノニモ亦タ法人ノ所ニテ一部宥恕スルモノト、自然人ノ所ニテ一部宥恕スルモノトカアル(註二〇)。其等ノ當否如何ニツイテ理論上ヨリ批判スルノニ、

(註二〇) 各國ノ之ニ關スル制度ヲ大別スルト左ノ如クナル。

(甲) 單課税主義

(A) 法人ニテ課税スルノ主義——日本法ハ然リ。普ニテハ其有限責任會社ニ就テ會社ニテ所得税ヲ課税シ配當受領者ノ處ニテ之ヲ免税ス。伊太利ニテハ凡ヘテノ會社ハ配當ニツキテノ所得税ヲ控除シテ政府ニ支拂フノ義務カアル。英國ノ根源課税モ此ト同トナリ、はわいニテハ所得税ヲ拂ヘル法人ノ配當ヲ受クル人ハ其所得ノ報告ニ此配當ヲ包含スルコトヲ要求セラレナイ(58)。

(B) 自然人ニテ課税スルノ主義——英國ニテハ所得税ハ社員ノ受クル配當ニ課税シ、法人ニテ課税シナイ。尤モ別ニ決算公示義務アル會社ニ一〇%ノ營業稅カアルカ其ハ收益税テアル。瑞西ノぐらるすニテモ株主ヲ其株式所有ニツキ課税シ會社ヲ免税ス(59)。

(乙) 重課税主義

58) Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 273. Heckel, a. a. O. S. 375. 382. Kennan, l. c. p. 133. 153. Huncke, Die Entwicklung von Einkommenssteuer und Einkommen in England. S. 9.
59) Szombathy, a. a. O. S. 13. Conrad, a. a. O. S. 36. Heckel, a. a. O. S. 382-383. Schäffle, a. a. O. S. 103. 159-160.

56) Heckel, a. a. O. S. 356.
57) Szombathy, a. a. O. S. 2-3. 3.

(A) 全部重課税主義——全純利得ニツキ會社ナ、利益配當ニツキ社員ヲ課税スルモノ、ぶれめん、へつせん、ざくせんわいまーる、あんはると、はんぶらぐ、雨ろいす、りゆべつく、ざくせん王國、ざくせんあるてんぶらぐ、ざくせんこぶらぐ、ざくせんまいにんげん、雨しゆわるつぶらぐ、——瑞西ノのいえんぶらぐ、つーふ、ばーぜるすたつと。⁶⁰⁾

(B) 一部重課税主義——一方ニテ全課税シ他方ニテ一部免除ヲ行フモノ

(い) 法人ノ處ニテ一部宥恕ヲ爲スモノ——即チ會社ノ拂込資本ニ應シテ一定歩合ヲ租税義務アル所得ヨリ控除スルノ特典ヲ與フルモノ、(1) 三分ノ宥恕ヲ與フルモノばーでん、ぶゆるてんべるひ、(2) 三分五厘ヲ與フルモノザリつべでともると、ぶらうんしゆ、いひ、しやうんぶらぐりつべ、(3) 三分七厘五毛ヲ與フルモノざくせんこーた⁶¹⁾

(ろ) 自然人ノ處ニテ一部宥恕ヲ行フモノ——申立ニヨリ社員ノ處ニテ支拂ハレタル配當ノ三分マテ資本財産ヨリノ租税義務アル所得ヨリ控除スルモノおるでんぶらぐ。⁶²⁾ 而シテ此一部重復課税ニテ、一定歩合ヲ宥恕スル趣意ハ少クトモ安全ナル放資ニ對スル利率ニ相當ナル額タケ、株主等ノ事實上ノ二重課税ヲ排除スルコトニアル。⁶³⁾

(一) 課否——先ツ法人所得ニ課税スルヤ否ヤニツキテハ

(A) 既に前段所述ノ如クニシテ自然人ノ受クヘキ配當ニ凡ヘテ所得税ヲ課スル以上ハ、最早其ト重復ノ實ヲ生スヘキ法人所得税ヲ行ハサルヲ至當トスル。予ハ斯ク考フルモノテアルカ、之ニ對シテ異論ヲ爲ス者ハ、一體法人(社團法人)ハ其社員タル自然人トハ別人テア

60) Heckel, a. a. O. S. 382. Schäffle, a. a. O. S. 103.
 61) Heckel, a. a. O. S. 382. Eheberg, a. a. O. S. 273. Kennau, l. c. p. 93. Schäffle, a. a. O. S. 104.
 62) Heckel, a. a. O. S. 382.
 63) Fuisting, a. a. O. S. 189-190.

リ、社法人ニモ所得タルモノノ存スル以上ハ、之ニ所得税ヲ課税シテ可然テアル(註二一)。特ニ法人ハ能ク零碎ナル資本ヲ集積シテ大資本ト爲シ、之ヲ以テ箇人ノ小資本經營ト競争スルコトカ出來ル所テアルノニ却ツテ之ヲ無税トスルノハ箇人ノ小資本營業トノ比較上、不公平負擔ヲ生シ、箇人營業ヲ苦シメルコトトモナル。且ツ夫レ今日ノ如ク會社事業ノ盛ナル時世テハ之ヲ課税セストアツテハ大ナル缺陷トイハナケレハナラヌ(註二二)。トイフ所テアルカ、之ニ對シテハ法人非課税論トシテ第一ニ、所得税ハ本來人税的ノモノテアリ、所得ニハ人ノ生活欲ニ對スル處分トイフコトヲ要スルノニ、法人ハ本來生活欲ヲ缺キ、自己ノ爲メテハナクテ單ニ他人ノ爲メニ營利スルモノテアリ、自ラノ爲メニ消費スルモノテナイカラ、法人ニ所得税ヲ課スヘキモノテナイトイフ(註二三)ノテアル。併シ此説ハ不當テアル。所得税カ人税也トイフハ畢竟義務者ノ全所得ヲ課税スルトイフニ過キヌ(註二四)。此意味ナレハ法人ニモ適用サレ得ル。又所得カ人ノ生活欲ト直接關係ヲ要スルトイフコトモ必スシモ動カスヘカラハルコトテハナイ。其生活欲トイフコトヲ自然人ニノミナラス、法人ニモ準セシムルコトヲ得ル。又租税ノ義務ハ消費ニノミ係ラナイ(註二五)。消費ニ於テ法人ト自然人トテ明ニ異ルモノカアルカラ其課税法ヲ異ナラシムルコトハ至當テアラウカ(註二

六)、法人ニ自然人ニ於ケルカ如キ生活欲ナク又此ニ於ケルカ如キ消費ナキノ故ニ、直チニ法人ニ課税スヘカラストイフヲ得ヌ。法人ト雖モ法律ノ力ニヨリ一ノ人格者トシテ法律ノ特別ノ保護ヲ受ケテ營利ニ從事シ利得ヲ生シツツアル以上ハ、給付能力ノ確カニ之アル所ノ者デアリ、之ヲシテ納税セシムルモ妨ケナイ。彼カ受クル大ナル保護ニ對シテ見ルモ、其給付能力ヲ以テ負擔ニ任スルコトハ當然ノコトデアル(註二七)。テ此主張ヨリスル非課税論ハ成立タヌ。テ自然人ヲ配當ニツキ課税シタル以上ハ法人ニテ其上重複課税セストスル真ノ根據ハムシロ次ニイフ第二說テナクテハナラヌ。其ハ唯タ法人(社團法人)ハ獨立ノ人格者トシテ活動ハスルケレトモ、本來社員タル自然人ト離レタモノテナク、畢竟其自然人ノ爲メニ存スルモノニ過キス(註二八)。會社ト株主トノ關係ハ、債權者債務者ノ關係トモ異ツタ所ノ(註二九)甚タ密接ニ融合シタ特殊ノ關係ニ外ナラヌカラ、未タ社員タル自然人ノ所ニテ所得税ヲ課シテ居ラヌナレハ免ニ角テアルカ、既ニ一旦、此ニテ課税シタナラハ更ニ其上ニモ再ヒ法人ノ所ニテ課税スルノハ重複課税トシテ排斥スルカ至當デアル(註三〇)。勿論此論據ヨリスレハ決シテ第一說ノ如ク全然法人所得課税ヲ排斥スルモノテナナイ。自然人ニテ配當ニ課税シナイナラハ、法人ノ處ニテ之ヲ課税シテモ良イ。其處テ孰レカ一方テ

課税スルヲ至當トスルトシテ、法人ニテ課税スルカ自然人ニテ課税スルカ孰レヲ選フカトイフニ、此ハ所得税ノ如ク累進課税、最小活資免稅、人的事情斟酌ヲ行フモノトシテハ、自然人ノ所テ他ノモノト纏メテ課税スルノカ至當デアル(註三一)。勿論此ニハ多少脱税ノ多イコトハ認めナケレハナラヌカ(註三二)、法人ニ對シテ配當支拂先ヲ申告スルナラハ大シテ脱税ヲ生スルコトニモナルマイト思フ。或ハ前ニモイフ如ク會社カ資本ヲ集積シテ大ナル利益ヲ擧ケ、且ツ小資本ノ箇人企業ヲ壓迫スルトイフコトヨリシテ法人重複課税ヲ主張スルモアルカ、其點カライヘハ營業税ノ處ニテ大資本者ニハ小資本者ヨリモ一層大ナル負擔ヲ課スルカ如クニスレハ良イ。所得税ノ如ク人ノ全體ノ給付能力ヲ見ルモノニテ斟酌スヘキテナイ。又此大資本ハ必スシモ會社事業ニ限ラス箇人企業ニテモ之ヲモツコトノアル所ユヘ、此點カラ會社ノ重複課税ヲ辯護スルコトハ出來ヌ(註三三)。尤モ營業税ニテ大資本ノ重課税トイフコトハ實行難ノコトテハアル。又大資本ニテ經營スルノヲ有利トシテ之ヲ以テ營業シツツアル者ヲ租税ニテ抑制スルコトカ選フヘキヤニモ疑カアル。而シテ又營業税其他ノ收益税カ當然法人ニモ課税サルル以上ハ、ソシテ所得税ノ處ニテ法人ヲ課セストモ其社員ノ配當ニサヘ課税スルナラハ、其レテ法人營業ヲ爲ス方カ箇人營業ニ依ルヨリモ

別ニ負擔カ輕クナルトイフコトハナイ(勿論後ニイフカ如ク法人ノ處ニテ社員ニ配當サ
 レスニ積立テラレ又ハ變形サル所ノ利益ニハ別ニ課稅スルトシテ)。法人組織是カ箇人企
 業是カトイフ企業組織ノ優劣カラ何レカヲ選フトイフコトニハナルカ、租稅ノ輕重ノ爲メ
 ニハ一方ヲ棄テテ他方ヲ採ルトイフコトニハナラヌ。其故ニ自然人中心主義ヲトツテ法人
 ノ配當ヲ自然人ニテ課稅スルナラハ最早同モノニツキ法人ノ處ニテ根源課稅スルニハ及ハ
 ス。近世事業カ會社ニ依ルモノカ多イカラトイフテ此課稅方法ニヨルトシテモ別ニ眞ノ缺
 陷ハナイ。

(註二) ふむつけハ曰ク獨逸ノ大審院ハ會社ノ課稅ハ株主ノ課稅ヲナイトイフ解釋ヲ定メタ。此ハ株式會社ハ一
 ノ法人テアツテ、隨ツテ株主トハ別異ナル人ナルコト、並ニ或人ノ課稅ハ他人ノ人ニ取テハ何等ノ重要ナク、隨フ
 テ會社ハ會社トシテ而シテ株主ハ株主トシテ租稅義務アルコトニ基クト、すたいんハ曰ク、廣義ノ共同ハ或ハ營
 利會社トシテ或ハ單ナル協會トシテ、少クトモ原則上ハ租稅主體テアル。且ツ彼ハ其固有ノ所得ヲ有ツト。又曰
 ク營利會社ハ經濟人テ隨フテ租稅主體テアルト。⁶⁴⁾

(註三) ぶりゆーにんぐハ曰ク、少數例外ノ外、大ナル度ニテ殆ント常ニ會社ヨリ營マレル所ノ吾人ノ工業ノ發
 達ニ於テ、今日此會社ニ一般所得稅ヲ免除スルコトハ考フヘカラサルコトテアルト。⁶⁵⁾

(註四) ふむつけハ曰ク、夫ノ(法人ハ株主ヨリハ獨立別異ナル人ナルノ故ニ各別ニ同時ニ課稅スヘシトノ)見解ハ
 租稅義務アル人ノ本質ニ關シテ全ク不明ヲ患フル。即チ租稅義務ノアルノハ特ニ人間テ、人間ノミテアル。何ト

ナレハ人間ノミカ國家目的テ、隨フテ人間ノミカ國家需要ニ貢獻スル義務ヲ負フコトカ出來ルカラテアル。而モ
 其ハ彼ニ廣義ノ生活欲ノ満足ノ爲メニ處分シ得ル方便ノ度ニ應シ、即チ其給付能力ノ度ニ應シテテアル。唯々營
 利ノミヲ爲スノ明ナル目的ヲ有スル會社ハ生活欲ヲ有タス、之ニ對スルノ方便ヲ要セス、此カ何モノヲモ有セス
 又有スル能ハス、隨フテ會社ハ會社トシテハ租稅能力ナク又租稅義務アルコトカ出來ナイ。——會社ハ又會社ト
 シテ單位トシテ營利スルモ、自分ノ爲メニ營利スルノテナイ。全ク株主ノ爲メテアル。之ニ反シ實際租稅義務カ
 アリ租稅能力アル人ハ自分ノ爲メニ營利シナケレハナラヌ。又通例唯々自分ノ爲メニ營利シ得ルモノテアル。而
 シテ彼カ他人ノ爲メニ營利シ即チ勞動スルトキハ、彼ハ唯或ハ此他人ノ委託ニ於テ之ヲ爲シ(然ルトキハ彼ハ全
 ク營利シナイ。併シ乍ラ他人カ彼ニヨツテ營利スルノテアル)、或ハ彼カ一旦得タル物ヲ其自由ノ處分ニヨリ或ハ
 自由ナル處分ニ基ク義務(隨フテ自由ノ處分ニヨリ)ニヨリ他人ニ交付スルノテアル。會社ハ自分ノ爲メニ營利シ
 其法律上ノ義務ニヨツテ取得物ヲ株主ニ交付スルト言フコトヲ得ナイ譯テナイ。併シ此ハ正當テナイ。何トナレ
 ハ會社ハ唯々株主ノ爲メニ營利シ、且ツ此取得物ヲ株主ニ交付スル彼ノ義務ハ會社ノ自由ナル處分ニ基カナ
 イ。自由ナル處分ヨリ生シタル義務ニ基カナイ。併シ其カ彼ノ性質彼ノ本質ニ存スルカラ(會社ハ恰カモ株主ノ
 全體テ、其他何モノテモナイカラ)、株式會社ハ經濟上ヨリ見レハ人テナイ。或ハ進ンテイヘハ一ノ完全ナル人テ
 ナイ。何トナレハ彼カ營利シナイカラテアル。或ハ人カ之ヲ認メヤウシテモ彼ニハ經濟人ノ本質的特徴(自己
 ノ生活欲ノ爲メニ働クコトニ存スル所ノ)ヲ缺ク所テアル。租稅ハ併シ經濟的給付テ、其目的ハ經濟的テアル。
 何トナレハ此カ國家ノ欲望満足ノ爲メノ方便テアルカラ。其根源ハ勞動、國民各員ノ經濟的活動テアル。隨フテ
 此カ先ツ唯其經濟的方面ノミ考察スルコトトナリ、租稅義務アル人ハ隨フテ唯々完全ナル實際的ノ經濟人ノミナ
 ルヲ得ルノテアル。——法人格ハ株主ノ全體ニ、凡ヘテ各箇人ニテ自ラ關係スルコトナクテ、其法律上ノ要求ヲ

64) Vocke, Die Abgaben, Auflagen und die Steuer. S. 448. Stein, Lehrbuch d. Fw. 5 Aufl. II-I. S. 406. II-II S. 203.
 65) Brüning, a. a. O. S. 97.